

第5回

川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査

報 告 書

平成27（2015）年3月

川崎市／川崎市子どもの権利委員会

はじめに

川崎市が平成 13（2001）年 4 月に全国に先駆けて、「川崎市子どもの権利に関する条例」を施行してから、本年で 14 年となりました。

市の人口は現在 146 万人と年々増加傾向にあり、そのうち 18 歳未満の人口は約 22 万 5 千人と、人口の 15%を占めています。これらの子どもたちが、家庭や学校、地域で安心して生活し、自分らしく生き生きと心豊かに過ごし、すこやかに成長していくために、「川崎市子どもの権利に関する条例」の果たす役割は大切なものと考えております。

これまで、この条例に基づいて、子どもの権利保障を総合的かつ計画的に推進するため、「子どもの権利に関する行動計画」を 3 か年の計画期間で策定し、平成 26（2014）年から第 4 次計画を進めているところです。また、平成 25（2013）年 10 月には第 5 期川崎市子どもの権利委員会に「子どもの成長に応じた育ちの支援について」諮問し、調査審議をすすめていただいております。

この「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」は、子ども施策の検証及び市の子ども施策を進めるうえで、川崎の子どもの実態と子どもの権利についての考え方を知るために実施したものです。この調査の結果を生かして、これからも川崎市が子どもの笑顔があふれるまちとなりますよう、努めてまいります。

最後になりましたが、郵送によるアンケートにお答えいただいた子どもたちや市民の皆様、学校や施設の職員の皆様、また、ヒアリング調査に御協力いただいた子どもたちや関係機関の皆様に心より感謝いたします。

平成 27（2015）年 3 月

川崎市長 福田 紀彦

川崎市子どもの権利委員会（以下、「委員会」といいます。）は、川崎市子どもの権利条例に基づいて設置され、子どもの権利の視点から、子どもに関する市の施策を検証する第三者機関です。第5期を迎える今期の委員会は、平成26（2014）年に、市長から、「子どもの成長に応じた育ちの支援」をテーマとして諮問がなされ、子どもが生を受けてから、おとなになっていくまでの各ステージでの川崎市の子ども施策について検証を行っています。

検証にあたっては、川崎市の子どもの権利に関する現状を踏まえる必要があることから、委員会は市と共同で、子ども、おとな、職員を対象としたアンケートなどの調査を実施しました。このような調査は5度目となりますが、今回の調査では、①子どもの権利の実態に関する継続的なデータを得るとともに、②子どもの権利実態からみえる子どもの成長段階での課題をあきらかにすることに留意しました。

アンケートから得られたデータ・自由記述の分析にあたっては、①子ども・おとな・職員との意識の差に留意しつつ、過去4回のデータと比較をしながら経年的な変化を把握することに努めました。その際、子どもの権利状況と関係の深いことがわかってきている自己肯定感との関係も重視しました。また、②多様なクロス集計をすることにより、これまで気がつかなかった課題を見つけることに努めました。さらに、今期の諮問を意識して、③おとなになったばかりの若者層の抱える課題を明らかにするために、これまでの調査では、おとなとして一括して扱ってきた10代、20代のおとな世代について焦点を当てて分析を試みました。そして、④アンケート調査では必ずしも把握しきれない個別の支援を必要とする子どもたちについて、これまでの調査と同様、ヒアリング調査も行いました。

委員会は、「子どもの成長に応じた育ちの支援」に関する諮問を審議するに際して、子どもとして生まれてくる人の始まりの段階と、おとなに向けた子どもの出口の課題をとりわけ重視しています。それは、始まりの点でいえば、年少の子どもへの虐待による死亡事例が指摘されていること、そして、出口の点でいえば、子どもの閉塞感がおとなへの段階の問題と深く関わり、若者の問題が青年期までの子どもの問題に集約されているからに他なりません。

子どもの権利委員会では、この調査結果を今後の検証に活かしていきますが、この報告書が子どもに関わる取組、施設の運営、市民の活動等に幅広く活用されることも希望しています。最後になりましたが、この調査に御協力いただいた子どもをはじめとした市民および職員の皆様に心より感謝申し上げます。

平成27（2015）年3月

川崎市子どもの権利委員会委員長 野村 武司

目 次

はじめに

第1部 アンケート調査

I 調査概要	1
II アンケート調査の結果	
1 子どもの権利条例について	5
2 子どもの生活実態（相談・救済、参加、居場所、差別等）	19
III 自由記述	
1 子どもの自由記述について	63
2 おとなの自由記述について	76
3 職員の自由記述について	83
IV アンケート調査結果から見てきたこと	92

第2部 ヒアリング調査

I 調査概要	108
II ヒアリング調査の結果	
1 児童養護施設等に入所している子ども	110
2 多様な文化的背景を持つ子ども	115
3 障がいのある子ども	119
4 不登校の子ども	122
5 乳幼児とその親	125
III ヒアリング調査結果から見てきたこと	127

参考資料

1 単純集計表（子ども、おとな、職員）	130
2 調査票一式（協力依頼文、質問票）	165
3 川崎市子どもの権利に関する条例	192
4 第4期川崎市子どもの権利委員会委員名簿	200

第1部 アンケート調査

I 調査概要

1 調査の目的

本調査は、平成25（2013）年9月に発足した第5期の子どもの権利委員会が、市長から諮問された「子どもの成長に応じた育ちの支援について」に関する調査・審議の基礎となる資料を得ること及び川崎市における子どもの権利保障に関する実態を把握することを目的とする。

2 調査の設計

本調査の設計は以下のとおりである。

（1）調査地域 川崎市内

（2）調査対象

子ども調査…………… 市内に居住する満11歳から満17歳までの男女個人

おとな一般調査…………… 市内に居住する満18歳以上の男女個人

市立施設等の職員調査…… 市立施設等の職員の男女個人

（3）標本数 3, 500人

子ども調査…………… 2, 100人

（11・12歳、13～15歳、16・17歳それぞれ700人ずつ）

おとな一般調査…………… 900人

市立施設等の職員調査…………… 500人

（4）抽出方法

子ども調査…………… 住民基本台帳から2, 100人（人口比2%にあたる外国人住民分42人含む）を無作為抽出

おとな一般調査…………… 住民基本台帳から900人（人口比2%にあたる外国人住民分18人含む）を無作為抽出。

市立施設等の職員…………… 抽出した施設（学校など）の職員

（5）調査方法 郵送調査

（6）調査期間 平成26（2014）年3月

3 回収結果

本調査の回収結果は次のとおりである。

（1）有効回答数（数字は左が回収数、カッコ内が送付数である。）

子ども調査…………… 714票（2, 100票）

11・12歳 292票（700票）

13～15歳 251票（700票）

16・17歳 162票（700票）
 年齢不明 9票
 おとな一般調査…………… 307票（900票）
 市立施設等の職員調査…… 275票（500票）
総 計…………… 1,296票（3,500票）

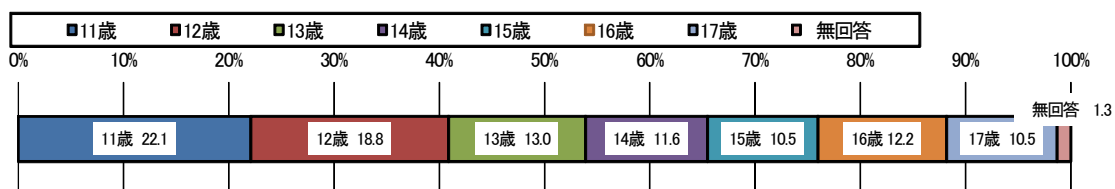
（２）有効回収率（数字は左が今回（平成26（2014）年調査）回収率、
 カッコ内が前回（平成23（2011）年調査）回収率である。）

子ども調査…………… 34.0%（41.0%）
 11・12歳 41.7%（57.4%）
 13～15歳 35.9%（47.6%）
 16・17歳 23.1%（33.8%）
 おとな一般調査…………… 34.1%（46.3%）
 市立施設等の職員調査…… 55.0%（76.2%）
総 計…………… 37.0%（50.2%）

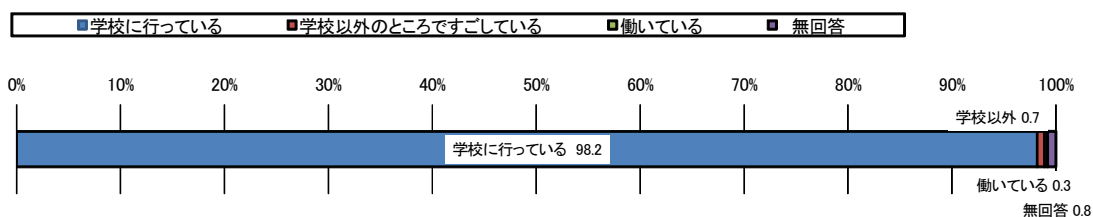
4 回答者（サンプル）の属性

（１）子ども 回答数 714票（発送数2,100票、回収率34.0%）

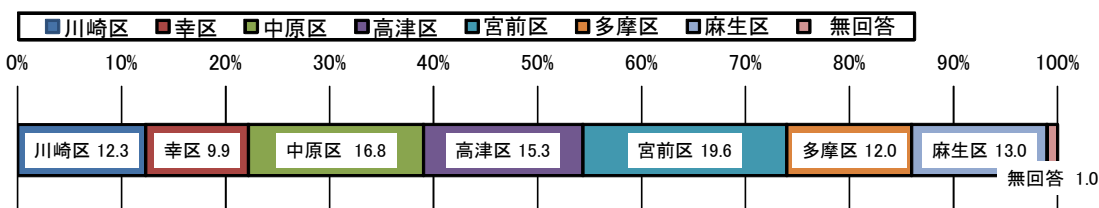
【年 齢】



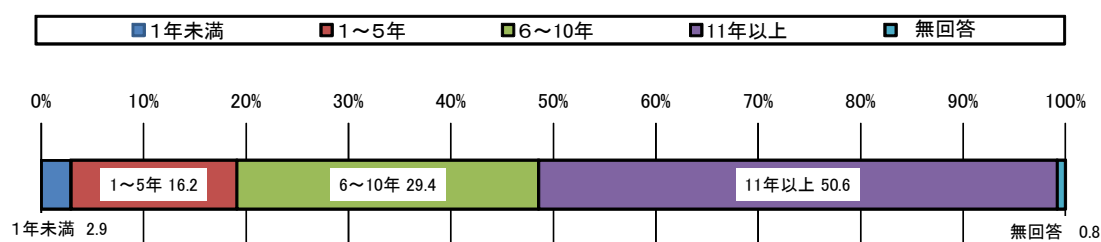
【平日の行動】



【住んでいる区】

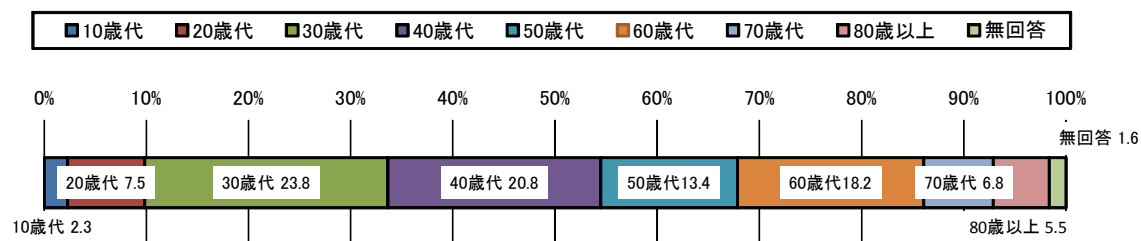


【住んでいる期間】

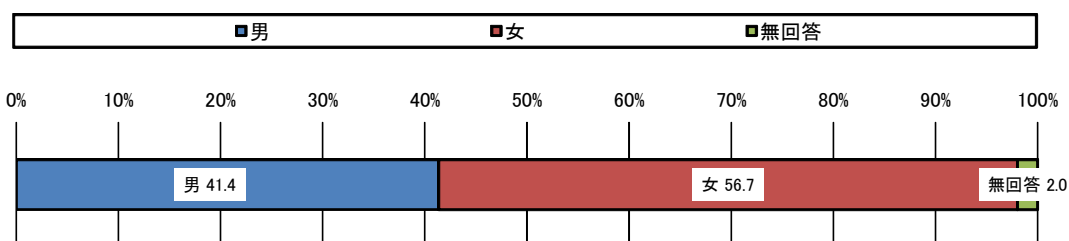


(2) おとな 回答数 307票 (発送数900票、回収率34.1%)

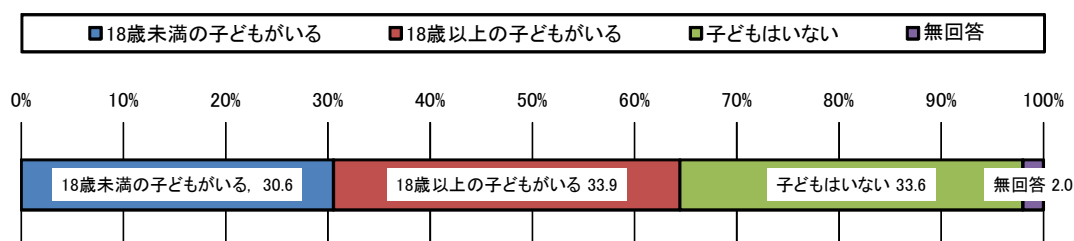
【年 齢】



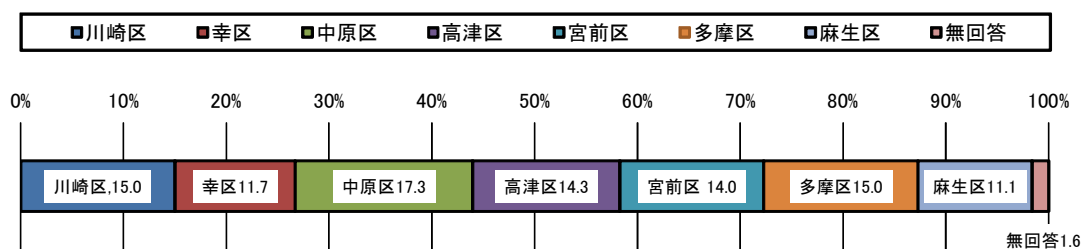
【性 別】



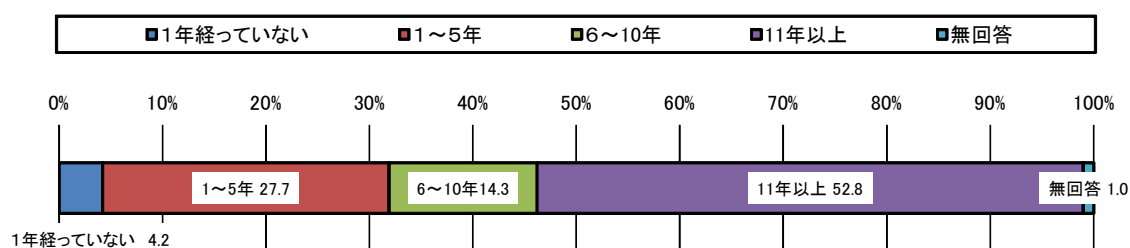
【子どもがいるか】 (調査時点で18歳未満又は以上の子どものいるか)



【住んでいる区】

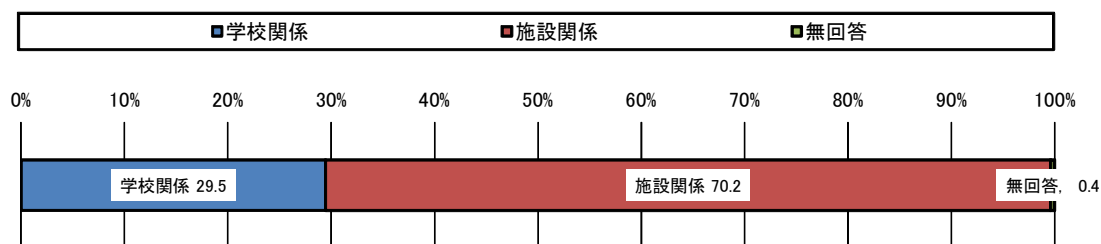


【住んでいる期間】

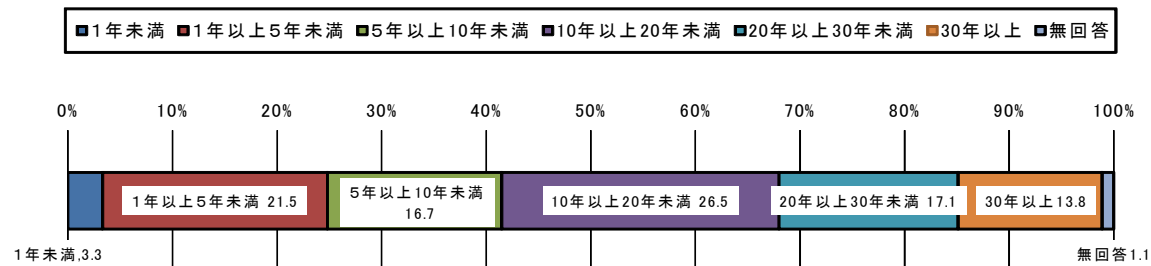


(3) 職 員 回答数 275票 (発送数500票、回収率55.0%)

【所 属】



【勤続年数】



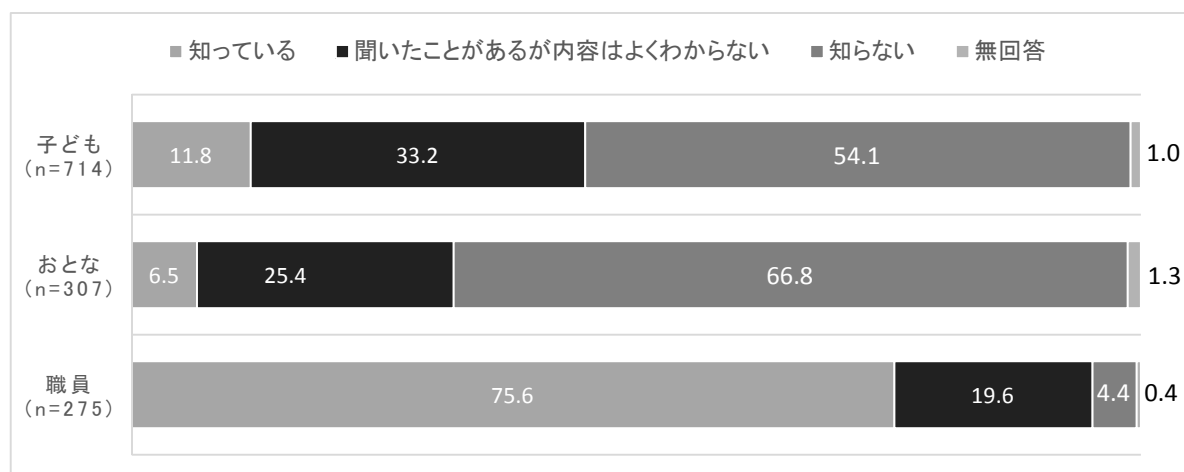
Ⅱ アンケート調査の結果

1 子どもの権利条例について

(1) 条例の認知度

子どもの権利条例を「知っている」と回答する割合は、子どもが 11.8%、おとなが 6.5%、職員が 75.6%、「聞いたことがあるが内容はよくわからない」と回答する割合は、子どもが 33.2%、おとなが 25.4%、職員が 19.6%であった。子どもは 54.1%、おとなは 66.8%、職員は 4.4%が「知らない」と回答している。

図1 川崎市子どもの権利条例を知っていますか。【全体】

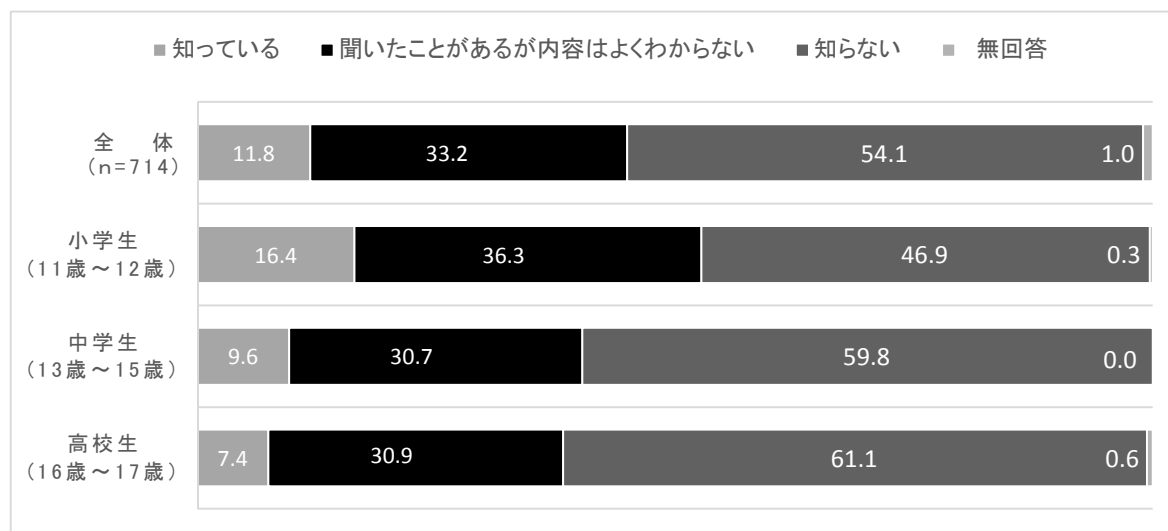


① 子ども

【子ども—年齢別】

子どもを年齢別に見ると、「知っている」と回答する割合は小学生世代で 16.4%、中学生世代で 9.6%、高校生世代で 7.4%と、年齢が上がるほど減少している。「聞いたことがあるが内容はよくわからない」と合わせてもその傾向は変わらず、小学生世代で学習したものの、年齢が上がるごとにその内容が薄れている可能性も考えられる。

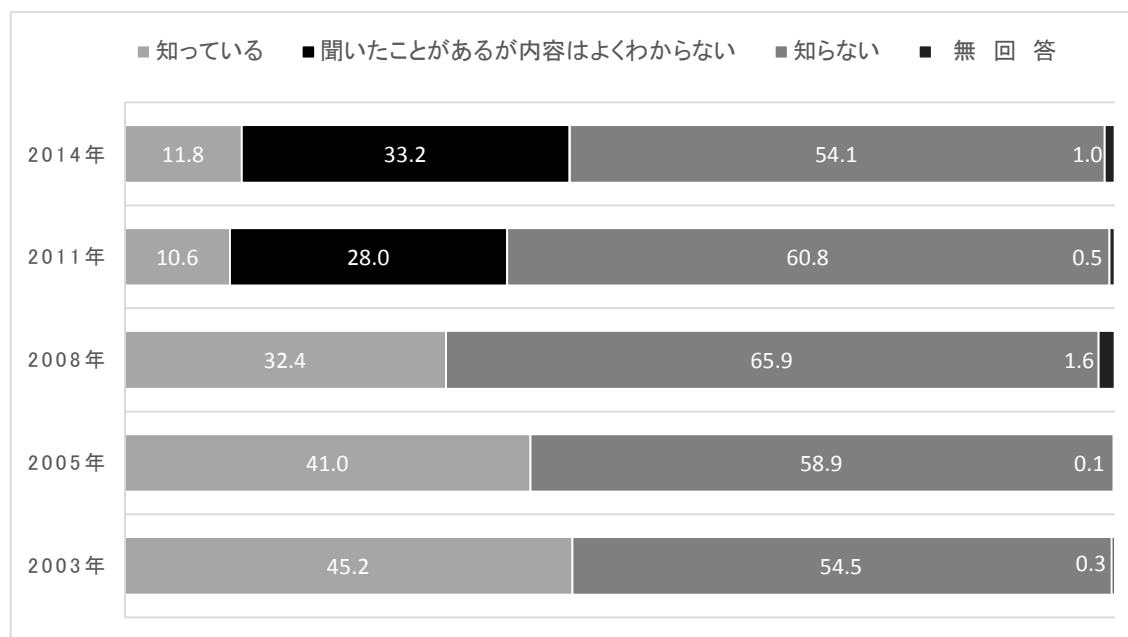
図2 Q1-1 川崎市子どもの権利条例を知っていますか。【子ども一年齢別】



【子ども一経年比較】

前回の調査より、新たに「聞いたことはあるが内容はよくわからない」を設けたため、「知っている」「知らない」と回答する割合を1～3回の調査と比較することはできないが、前回の調査と比較すると、条例を「知っている」人が10.6%から11.8%、「聞いたことはあるが内容はよくわからない」人が28.0%から33.2%と、いずれも増加している。

図3 Q1-1 川崎市子どもの権利条例を知っていますか。【子ども一経年比較】

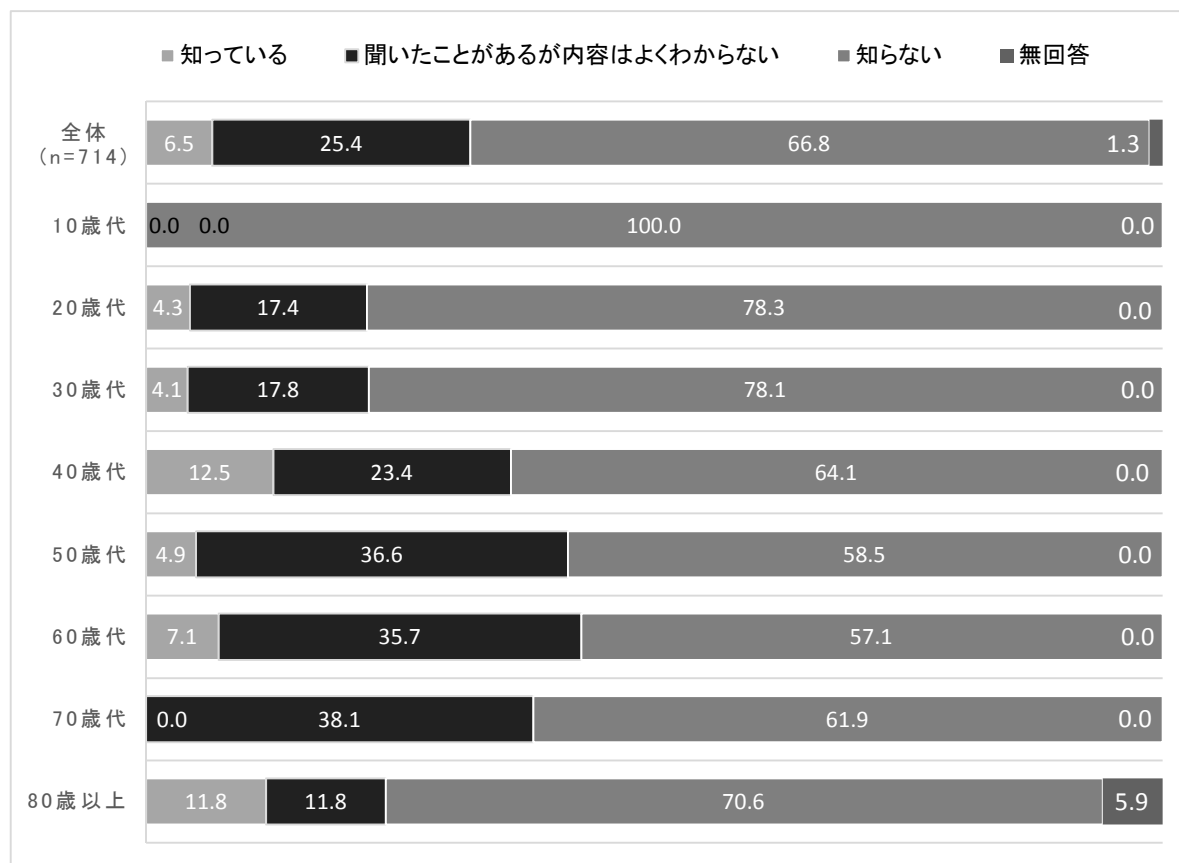


②おとな

【おとな—年代別】

「知っている」とする回答が最も多い年代は、40 歳代で 12.5%であった。20 歳代・30 歳代の比較的若い世代の認知度が、それ以上の世代に比べてやや低かった（20 歳代 4.3%、30 歳代 4.1%）。

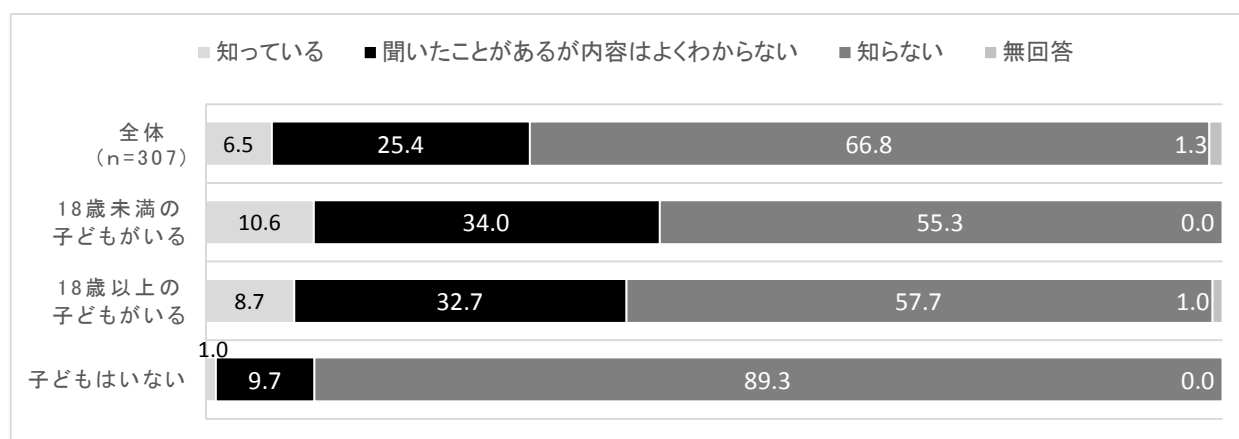
図4 Q1-1 川崎市子どもの権利条例を知っていますか。【おとな—年代別】



【おとな—子どもの有無別】

子どもの有無別で見ると、条例を「知っている」割合は、「18 歳以上の子どもがいる」おとなで 10.6%、「18 歳未満の子どもがいる」おとなで 8.7%、「子どもがいないおとな」で 1.0%であった。

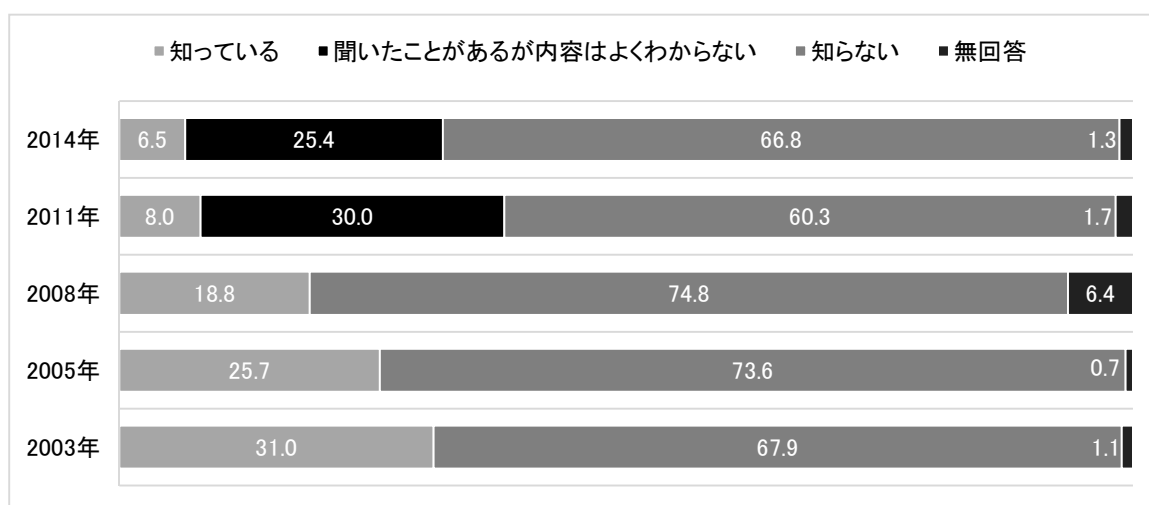
図5 Q 1－1 川崎市子どもの権利条例を知っていますか。【おとな—子どもの有無別】



【おとな—経年比較】

子どもと同様、前回の調査より、新たに「聞いたことはあるが内容はよくわからない」を設けたため、「知っている」「知らない」と回答する割合を1～3回の調査と比較することはできないが、前回の調査と比較すると、条例を「知っている人」が8.0%から6.5%、「聞いたことはあるが内容はよくわからない」人が30.0%から25.4%と、いずれも減少している。

図6 Q 1－1 川崎市子どもの権利条例を知っていますか。【おとな—経年比較】

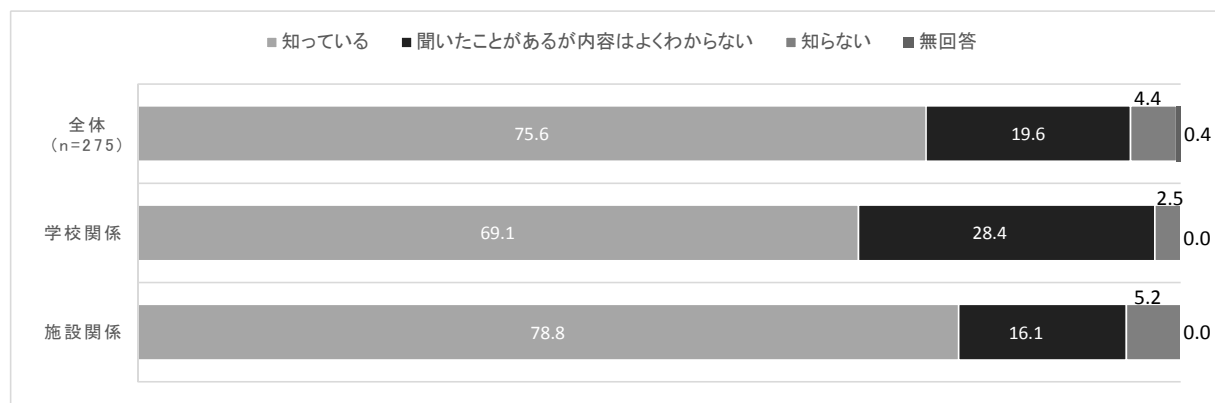


③職員

【職員—学校・施設別】

学校関係職員の 69.1%、施設関係職員の 78.8%が条例を「知っている」と回答した。

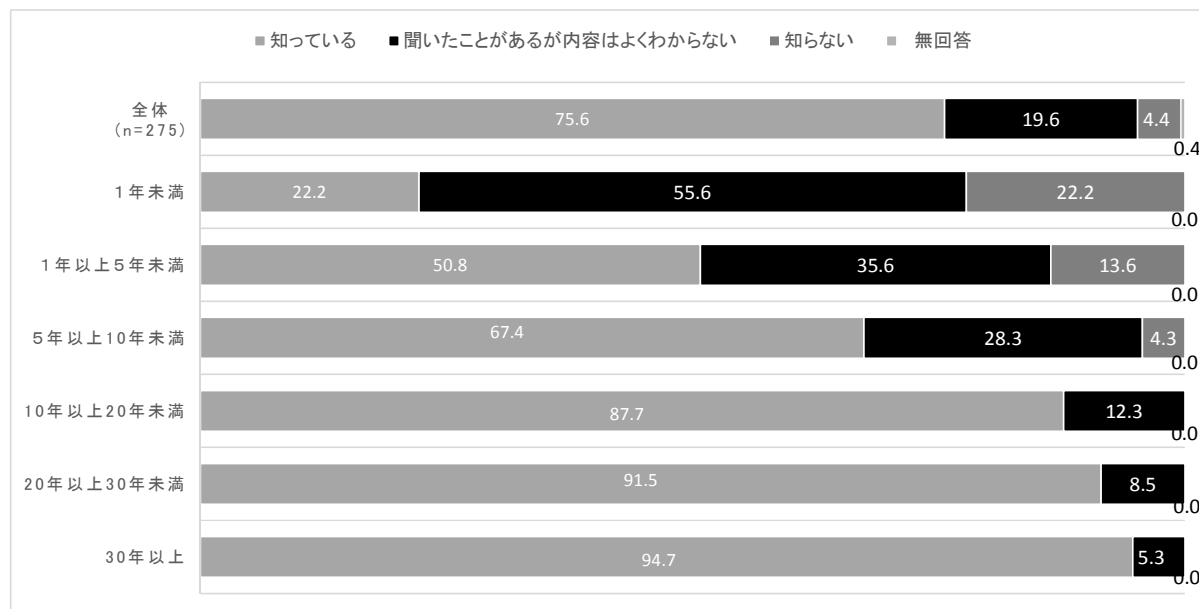
図7 Q1-1 川崎市子どもの権利条例を知っていますか。【職員—学校・施設別】



【職員—勤続年数別】

勤続年数が高い職員ほど「知っている」割合が増加しており、30年以上の勤続年数の職員は 94.7%が「知っている」と回答した。

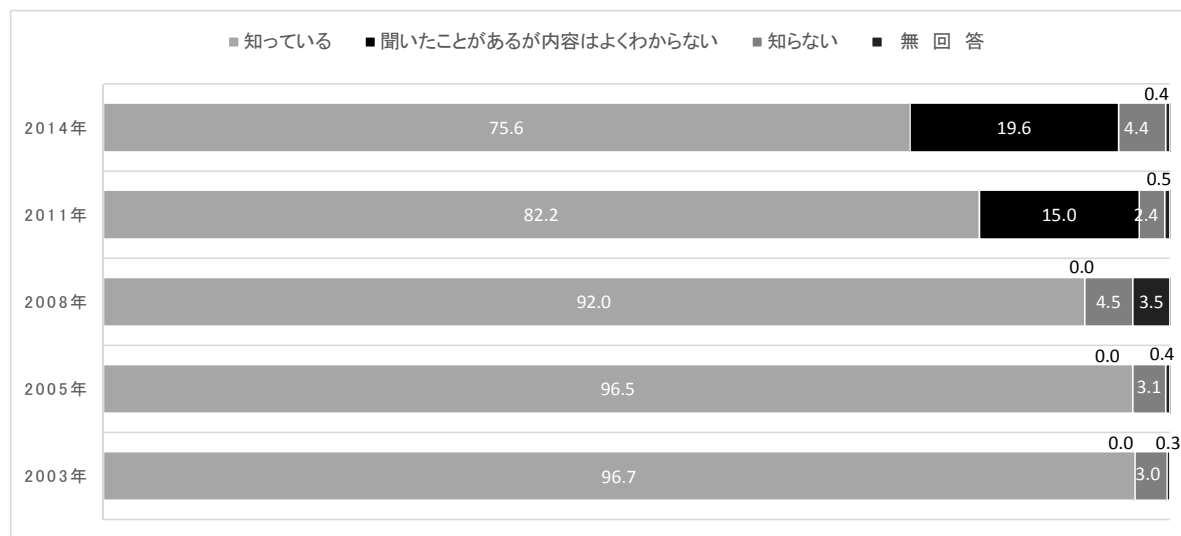
図8 Q1-1 川崎市子どもの権利条例を知っていますか。【職員—勤続年数別】



【職員—経年比較】

子ども・おとなと同様、前回の調査より、新たに「聞いたことはあるが内容はよくわからない」を設けたため、「知っている」「知らない」と回答する割合を1～3回の調査と比較することはできないが、条例を「知っている」人が前回の調査から82.2%から75.6%へと減少しており、認知度の低下傾向は続いている。

図9 Q1-1 川崎市子どもの権利条例を知っていますか。【職員—経年比較】



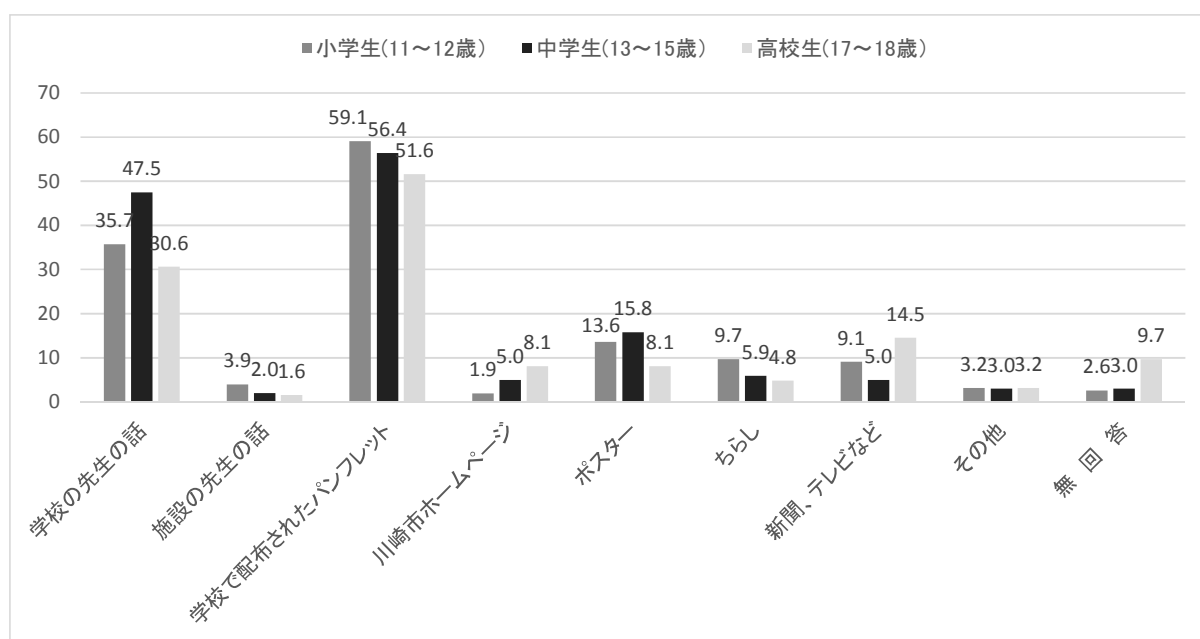
(2) 条例の認知方法（条例を「知っている」「聞いたことはある」と回答した人）

① 子ども

【子ども—年齢別】

年代別に見ると、小学生世代・中学生世代・高校生世代ともに、「学校で配布されたパンフレット」「学校の先生の話」と回答する割合が高かった。

図10 Q1-2 川崎市子どもの権利条例をふだんどのような方法で見たり聞いたりしますか。【子ども—年齢別】



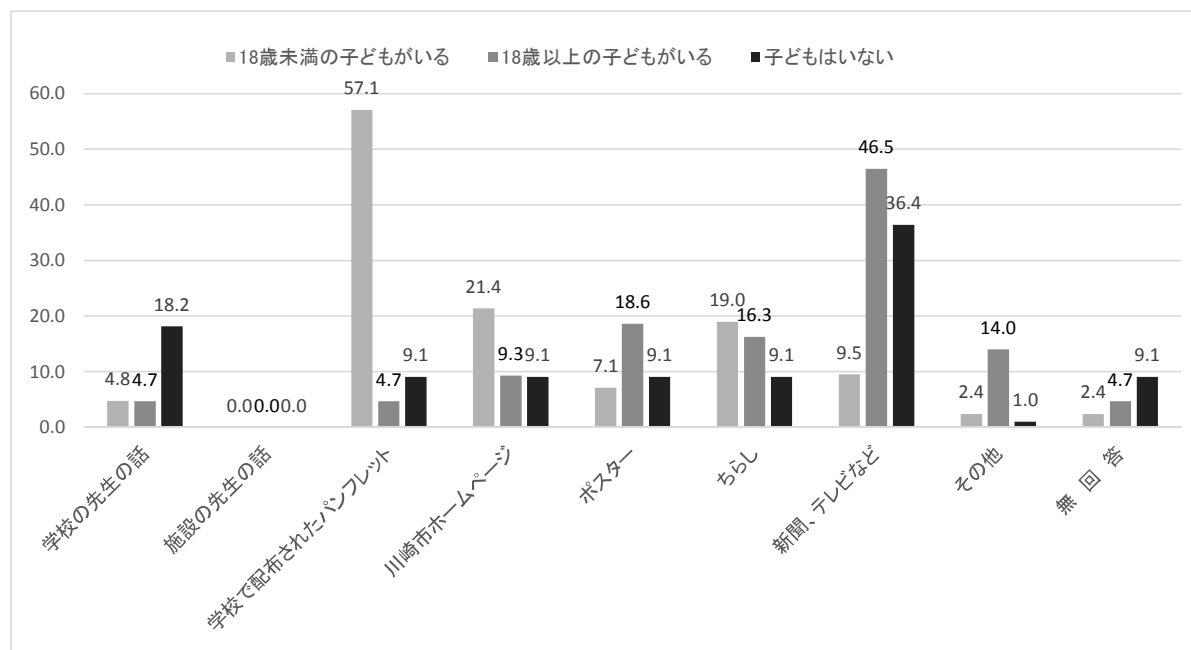
② おとな

【おとな—子どもの有無別】

「18歳未満の子どもがいる」おとなで最も割合の高い回答は、「学校で配布されたパンフレット」(57.1%)である。「学校で配布されたパンフレット」を見る機会がないと思われる「18歳以上の子どもがいる」おとなや「子どもはいない」おとなで最も割合の高い回答は、「新聞、テレビなど」(「18歳以上の子どもがいる」おとな：46.5%、「子どもはいない」おとな：36.4%)であった。それ以外では「川崎市ホームページ」「ポスター」「ちらし」があった。

図 1 1 Q 1－2 川崎市子どもの権利条例をふだんどのような方法で見たり聞いたりしますか。

【おとな—子どもの有無別】

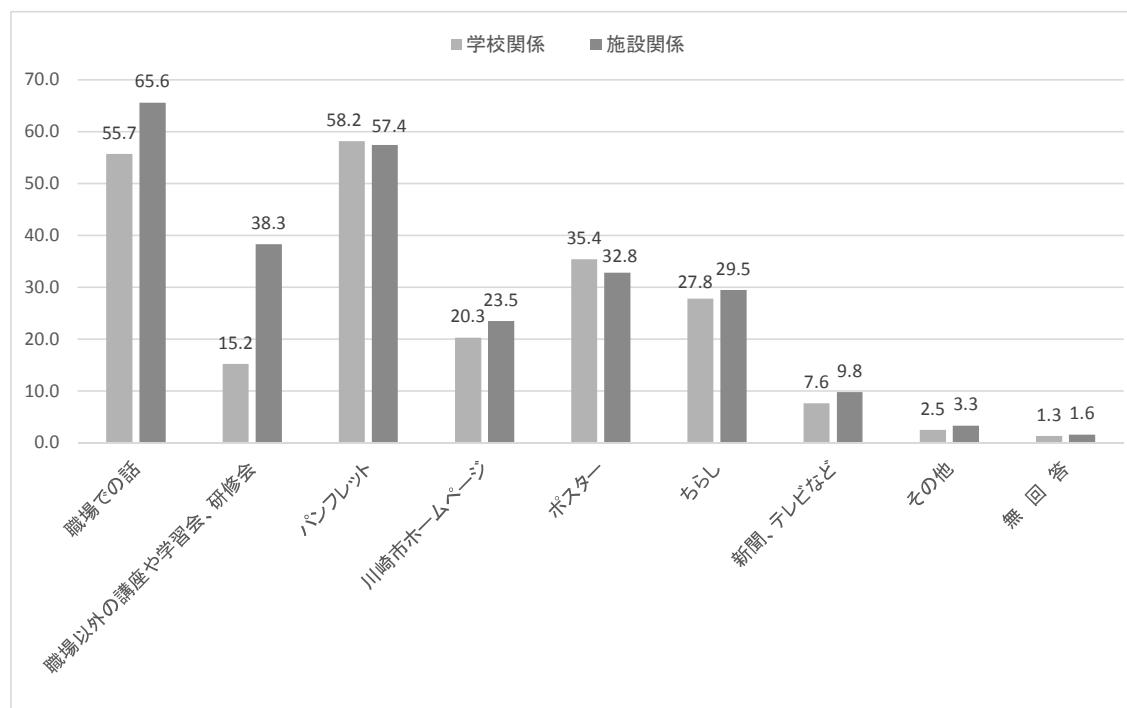


③職員

【職員—学校・施設別】

学校関係の職員・施設関係の職員ともに、「職場での話」「パンフレット」が高かった。施設関係の職員は、「職場以外の講座や学習会、研修会」も 38.3%と比較的高い回答であった。

図 1 2 Q 2 川崎市子どもの権利条例をふだんどのような方法で見たり聞いたりしますか。【職員—学校・施設別】



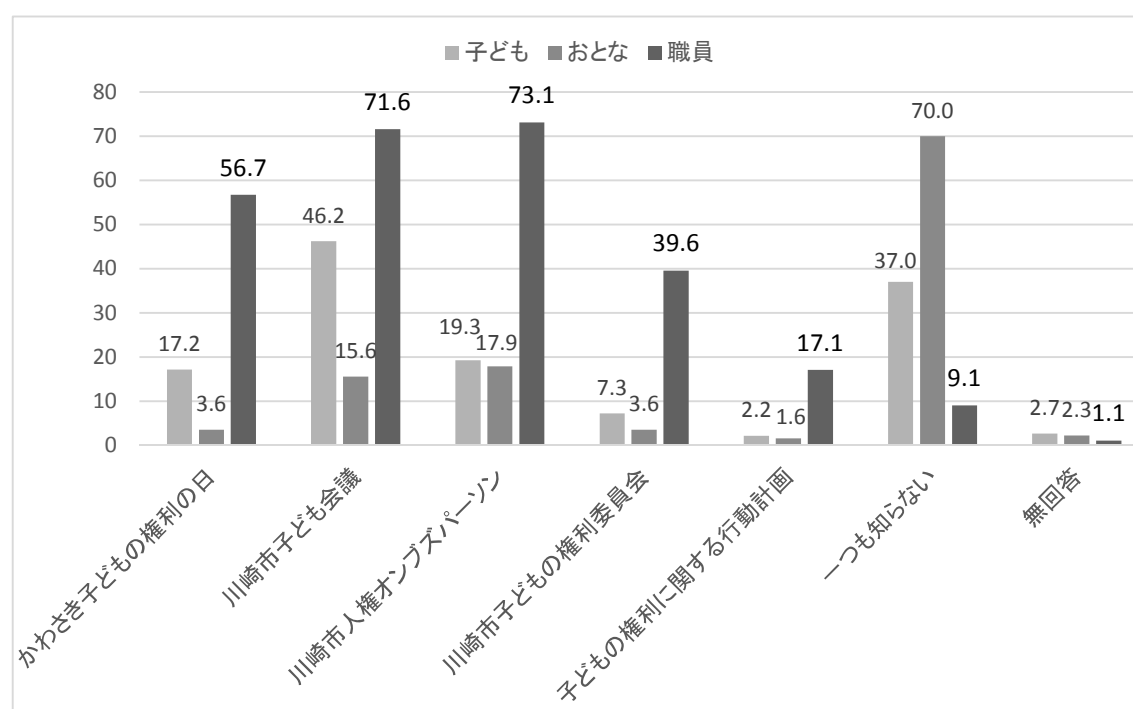
(3) 条例にもとづく制度の認知度

子どもの回答で最も高いのが「川崎市子ども会議」で46.2%で、次いで「川崎市人権オンブズパーソン」が19.3%であった。また、「一つもしらない」とする回答は37.0%に上った。

おとなは、全体的に認知度が低く、70.0%のおとなが「一つも知らない」と回答した。知っているものの中では、「川崎市人権オンブズパーソン」(17.9%)、「川崎市子ども会議」(15.6%)があがった。

職員では、「川崎市人権オンブズパーソン」が73.1%と最も高く、次いで「川崎市子ども会議」(71.6%)「かわさき子どもの権利の日」(56.7%)という結果であった。

図13 次の川崎市のしくみで知っているものは何ですか。【全体】



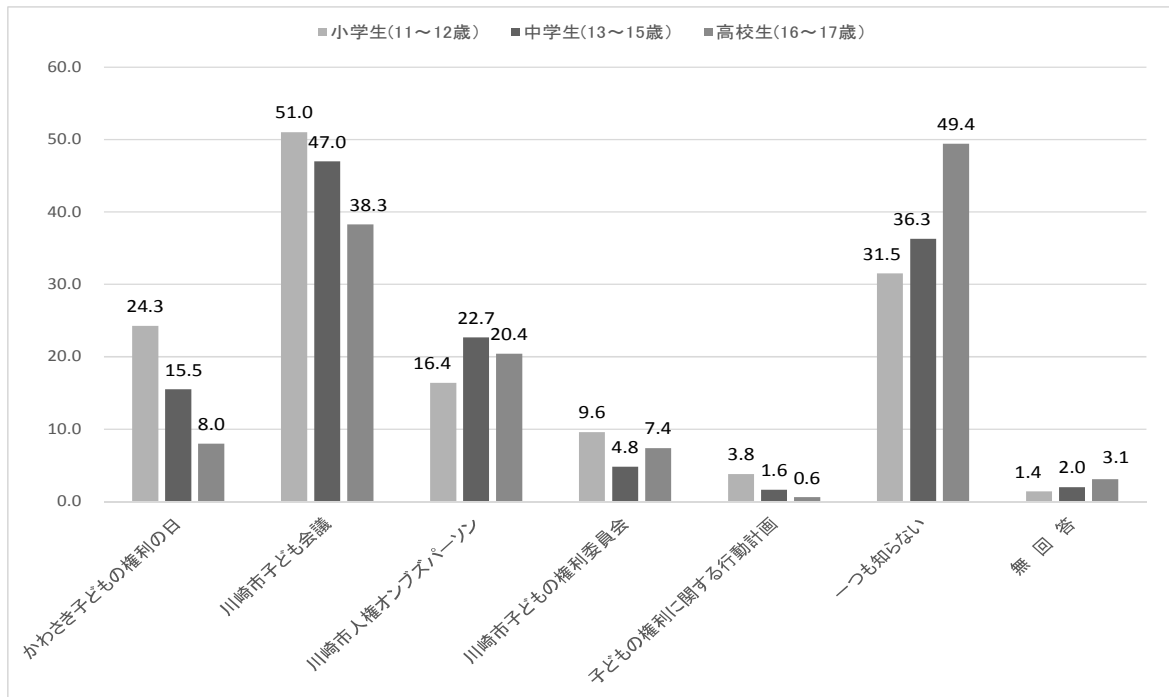
①子ども

【子ども一年齢別】

年齢別にみると、子ども全体として最も回答が多かった「子ども会議」は、小学生世代が51.0%、中学生世代で47.0%、高校生世代で38.3%と年齢があがるにしたがって減少する傾向にあり、「かわさき子どもの権利の日」も同様であった。「一つも知らない」という回答は年齢が上がるにしたがって増加の傾向にあり、高校生世代で49.4%と半数近くに達する結果であった。

一方で、子ども全体で2番目に割合が高かった「川崎市人権オンブズパーソン」は、小学校世代より中学校世代、高校生世代の方が高いという結果であった。

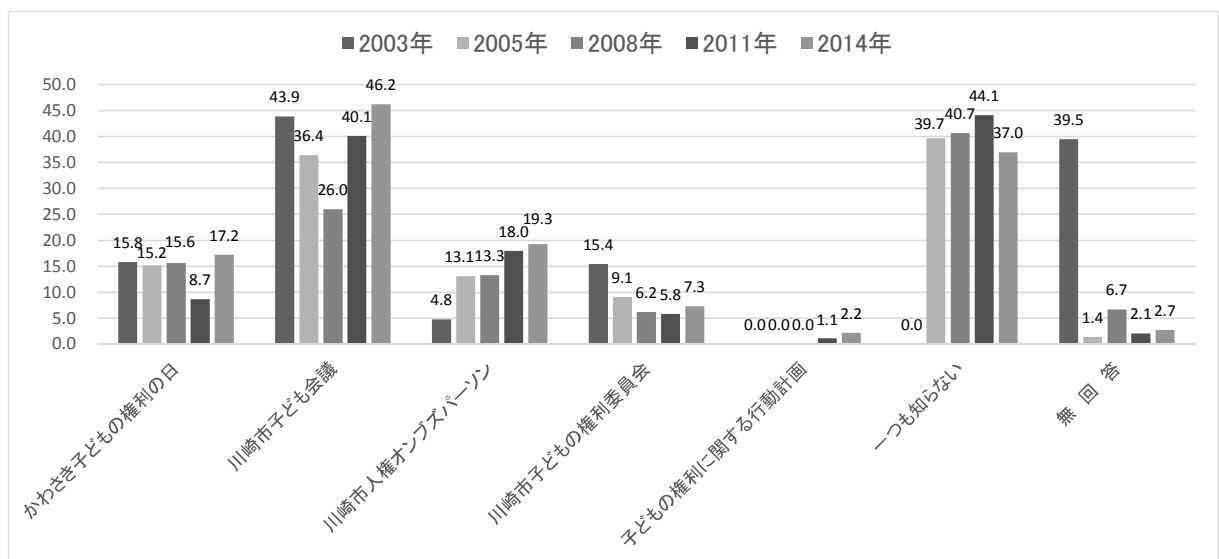
図 1 4 Q 2 次の川崎市のしくみで知っているものは何ですか。【子ども一年齢別】



【子ども—経年比較】

「かわさき子どもの権利の日」「川崎市子ども会議」「川崎市人権オンブズパーソン」「川崎市子どもの権利委員会」「子どもの権利に関する行動計画」のすべてにおいて、前回調査より増加した。「一つも知らない」とする回答も今回の調査がもっとも低い割合であった。

図 1 5 Q 2 次の川崎市のしくみで知っているものは何ですか。【子ども—経年比較】



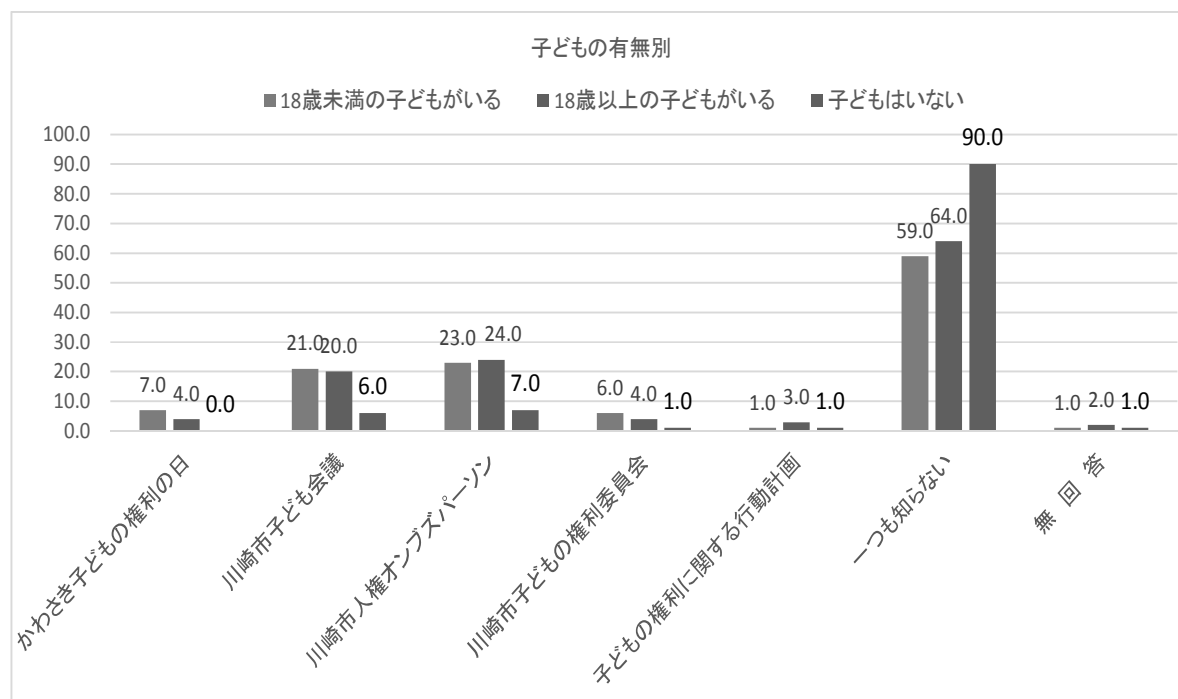
②おとな

【おとな—子どもの有無別】

ほぼすべての項目において、「知っている」と回答した「18 歳未満の子どもがいる」おとなと「18 歳以上の子どもがいる」おとなが、「子どもはいない」おとなの割合を上回った。

「一つも知らない」割合は「子どもはいない」おとなが最も高く、90.0%にのぼった。

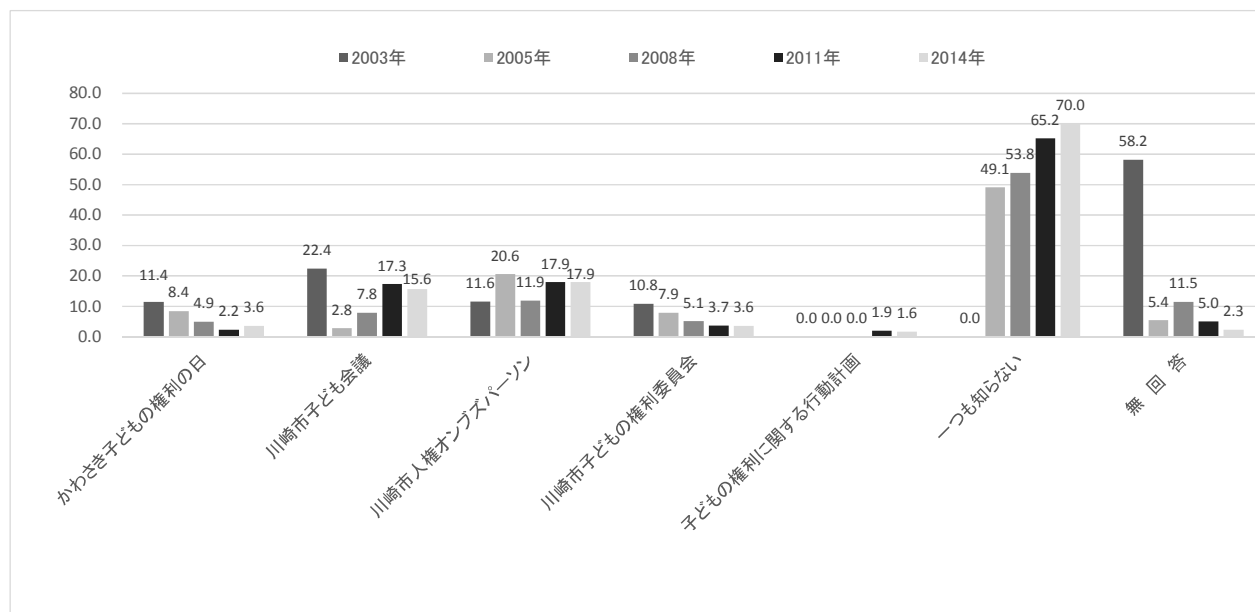
図 1 6 Q 2 次の川崎市のしくみで知っているものは何ですか。【おとな—子どもの有無別】



【おとな—経年比較】

今回の調査では、前回調査（2011 年）と比べて「かわさき子どもの権利の日」の認知度のみが上がっている。一方で「一つも知らない」という回答が 70.0%と過去最高であった。

図 1 7 Q 2 次の川崎市のしくみで知っているものは何ですか。【おとな—経年比較】

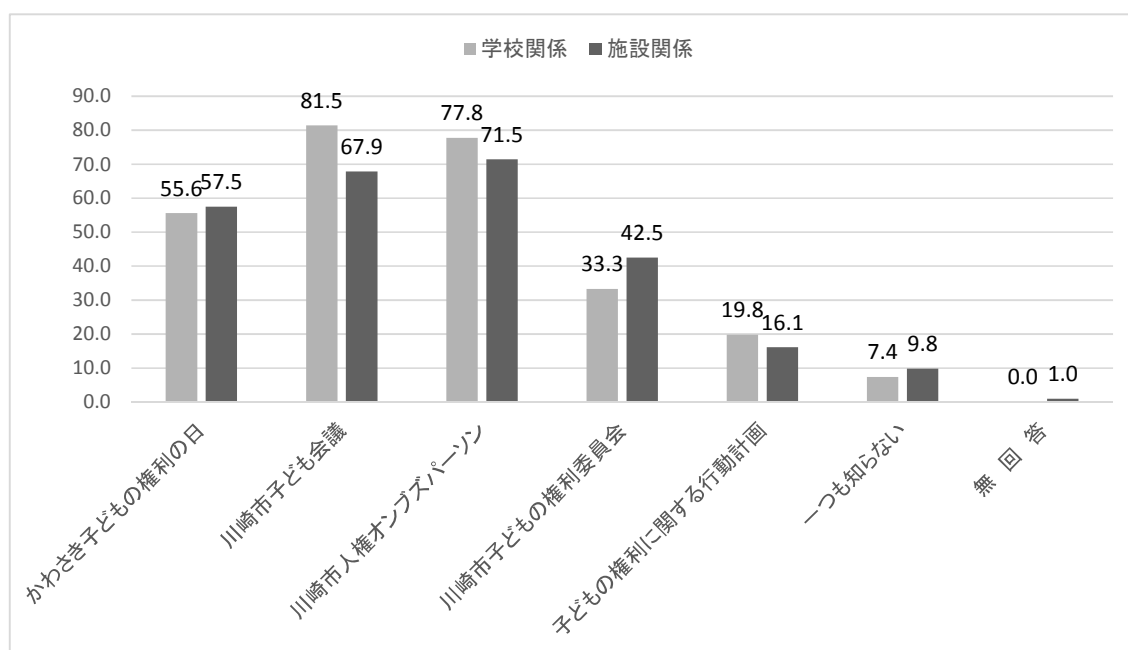


③職員

【職員—学校・施設別】

学校関係の職員・施設関係の職員ともに、「川崎市人権オンブズパーソン」「川崎市子ども会議」を知っていると回答する割合が高かった。「川崎市人権オンブズパーソン」「川崎市子ども会議」とも、「知っている」と回答する割合は学校関係の職員の方が高かった。

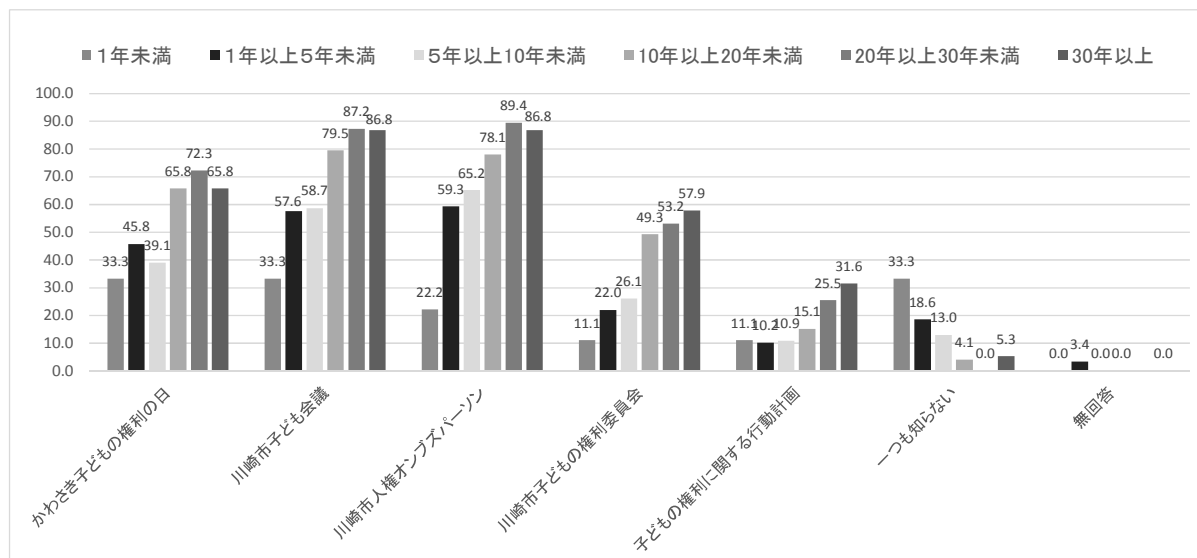
図 1 8 Q 3 次の川崎市のしくみで知っているものは何ですか。【職員—学校・施設別】



【職員—勤続年数別】

おおそ勤続年数が長いほうがそれぞれのしくみの認知度が高い傾向にあるが、「かわさき子どもの権利の日」「川崎市子ども会議」「川崎市人権オンブズパーソン」については、30年以上の職員より、20年以上30年未満の職員のほうが知っている割合がやや高かった。

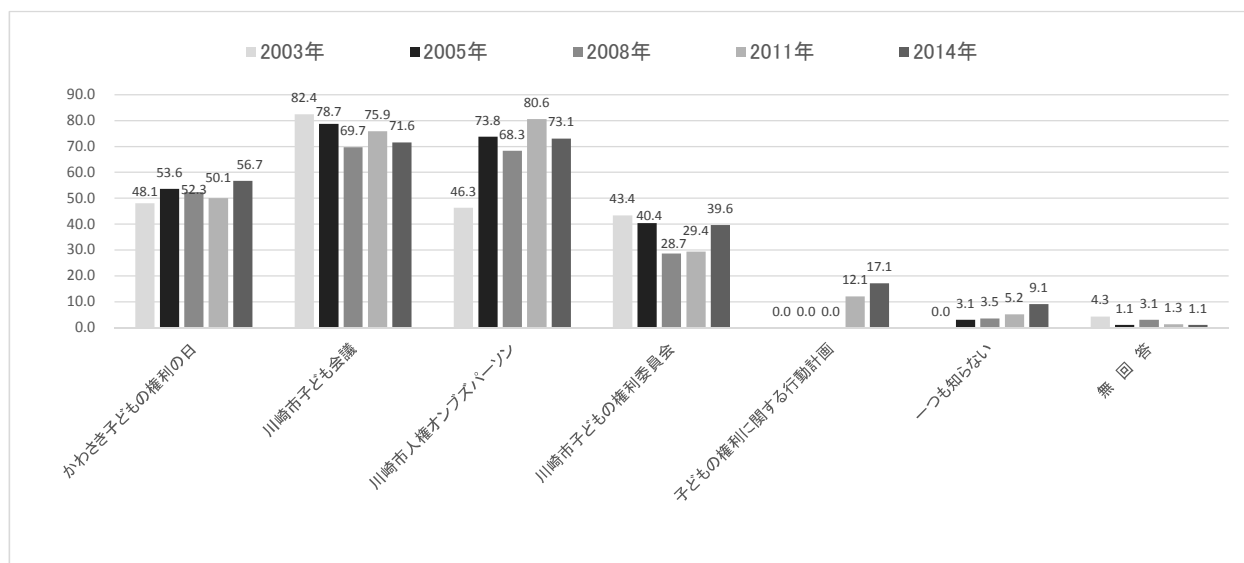
図19 Q3 次の川崎市のしくみで知っているものは何ですか。【職員—勤続年数別】



【職員—経年比較】

今回の調査では、「かわさき子どもの権利の日」「川崎市子どもの権利委員会」「子どもの権利に関する行動計画」の認知度が前回調査より上昇した。一方、「一つも知らない」という回答は9.1%と過去最高となった。

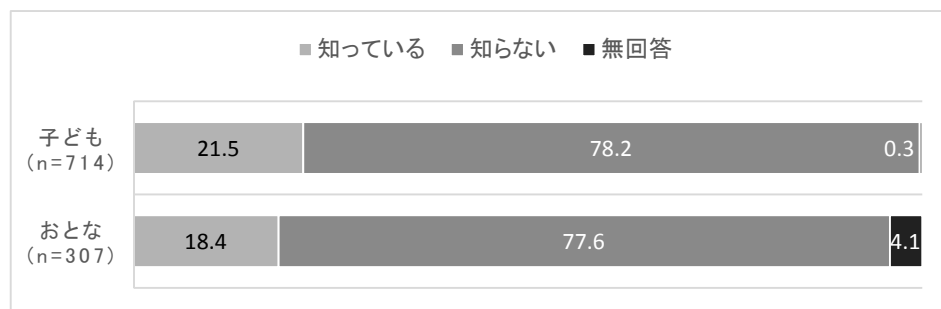
図20 Q3 次の川崎市のしくみで知っているものは何ですか。【職員—経年比較】



(4) 条例リーフレットの認知度

平成 25 年度に新たに作成した「かわさきし子どもの権利条例リーフレット」について、「知っている」と回答した割合は、子どもは 21.5%、おとなが 18.4%であった。

図 2 1 Q 1 - 3 かわさきし子どもの権利じょうれいリーフレットを知っていますか。【子ども・おとな別】



2 子どもの生活実態（相談・救済、参加、居場所等）

（１）相談・救済

① 子どもの日常生活と権利侵害の実態

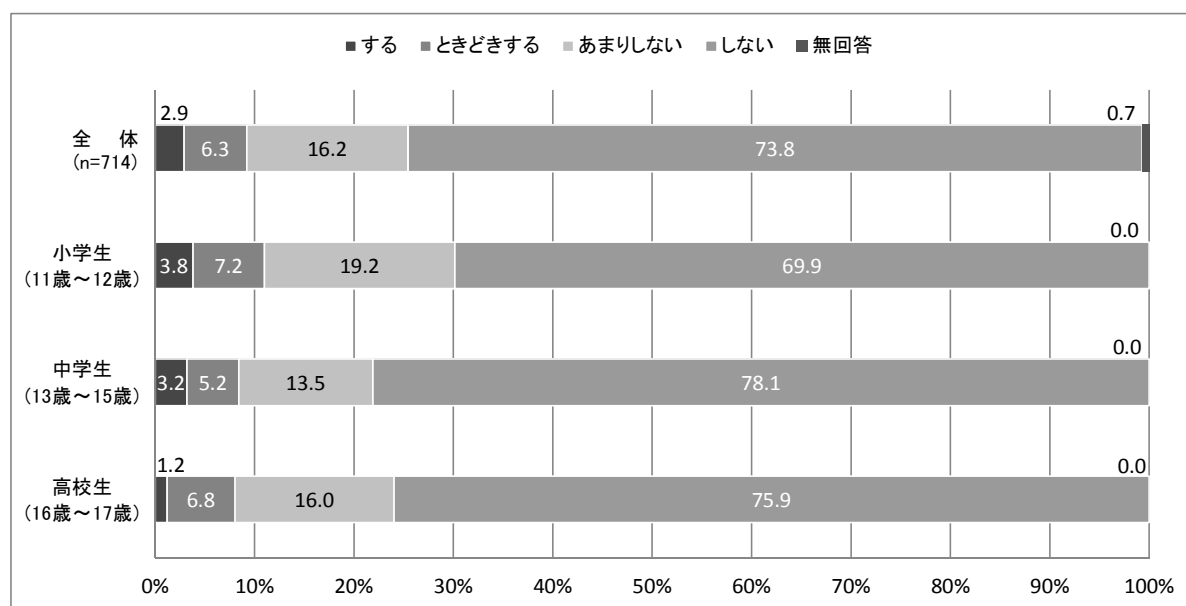
ア たたかれたり、なぐられたりすること

【子ども一年齢別】

子どもに対し、おとなからたたかれたり、なぐられたりするかとたずねたところ、子ども全体としては、「する」という回答が2.9%、「ときどきする」が6.3%、「あまりしない」が16.2%、「しない」が73.8%であった。

年齢別に見ると、「しない」という回答が、小学生69.9%、中学生78.1%、高校生75.9%で、各年代とも最も多かった。「する」「ときどきする」という回答は、中学生（8.4%）・高校生世代（8.0%）より、小学生世代の方が高かった（11.0%）。

図2.2 Q3 あなたは、おとなからたたかれたり、なぐられたりしますか【子ども一年齢別】



【おとな—男女別】【おとな—年代別】【おとな—子どもの有無別】

次に、おとなに対して、子どもをたたくことがあるかとたずねたところ、「ある」「ときどきある」という回答は、合わせて9.1%であった。

男女別にみると、「ある」「ときどきある」を合わせた回答は、男性が10.3%、女性が8.6%とであった。

年代別にみると、「ある」「ときどきある」を合わせた回答の割合が最も高かったのは30歳代（16.5%）で、次いで50歳代（12.2%）、60歳代（8.9%）であった。

子どもの有無別にみると、「18歳未満の子どもがいる」おとなの「ある」「ときどきある」を合わせた回答の割合は18.1%にのぼった。

図 2 3 Q 8 あなたは、子どもをたたいたりなぐったりすることがありますか【おとな一男女別】

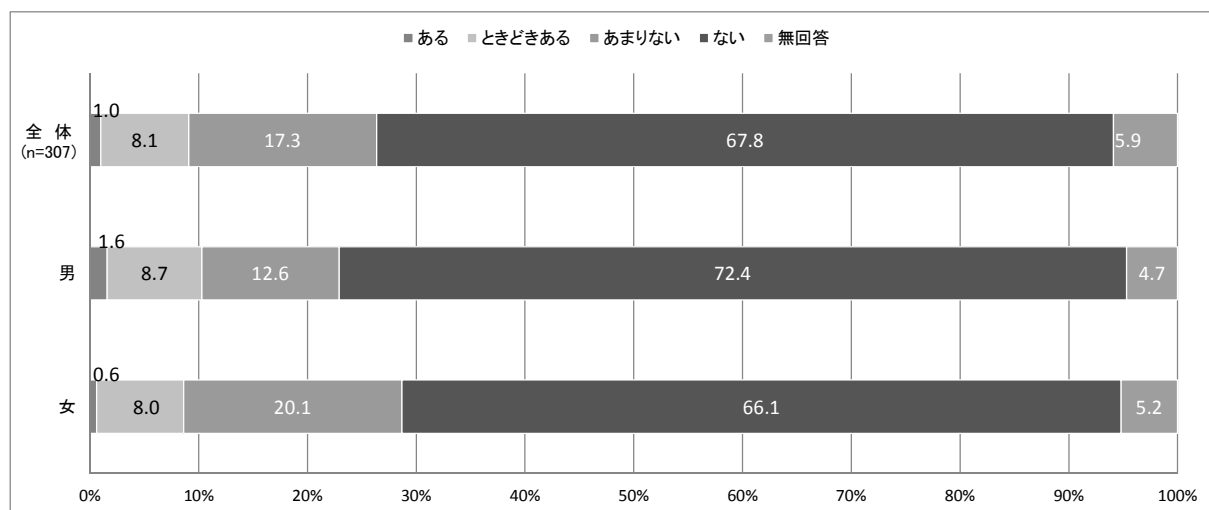


図 2 4 Q 8 あなたは、子どもをたたいたりなぐったりすることがありますか【おとな一年代別】

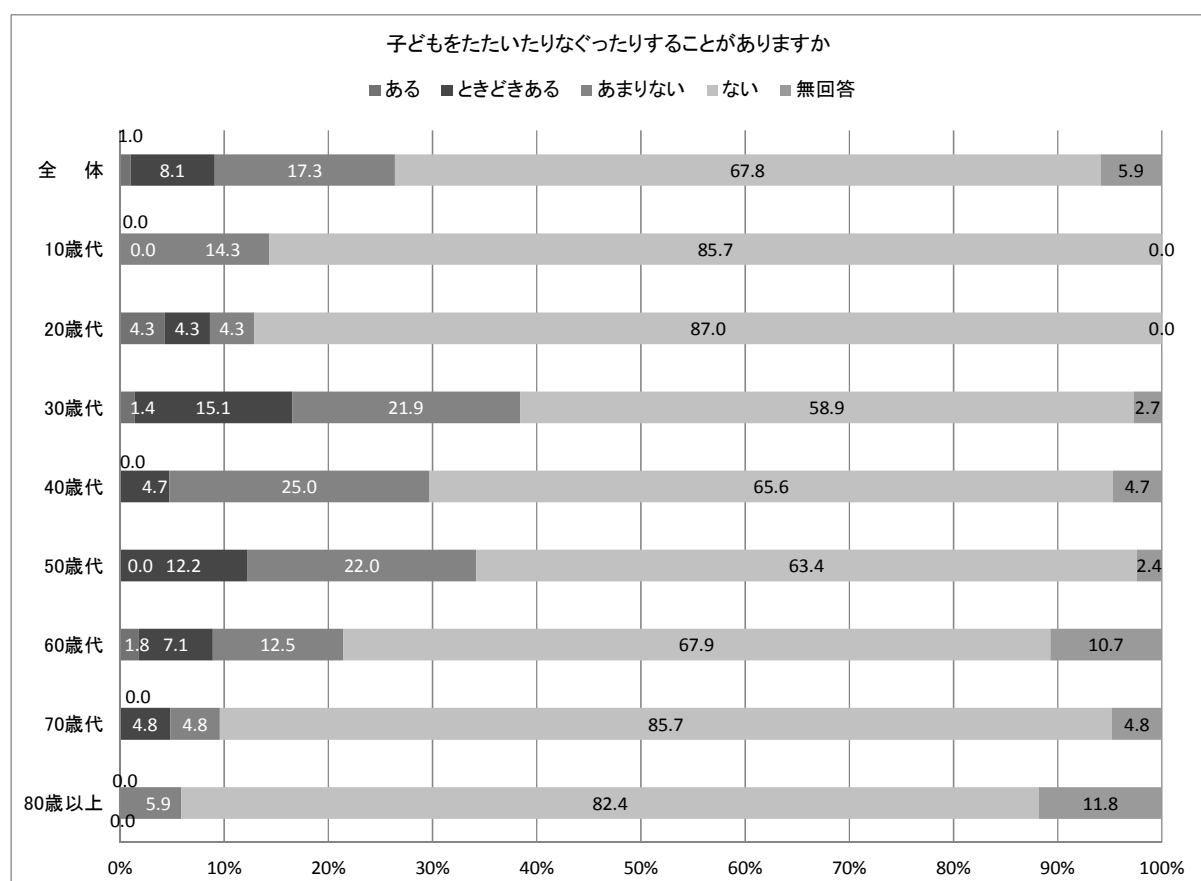
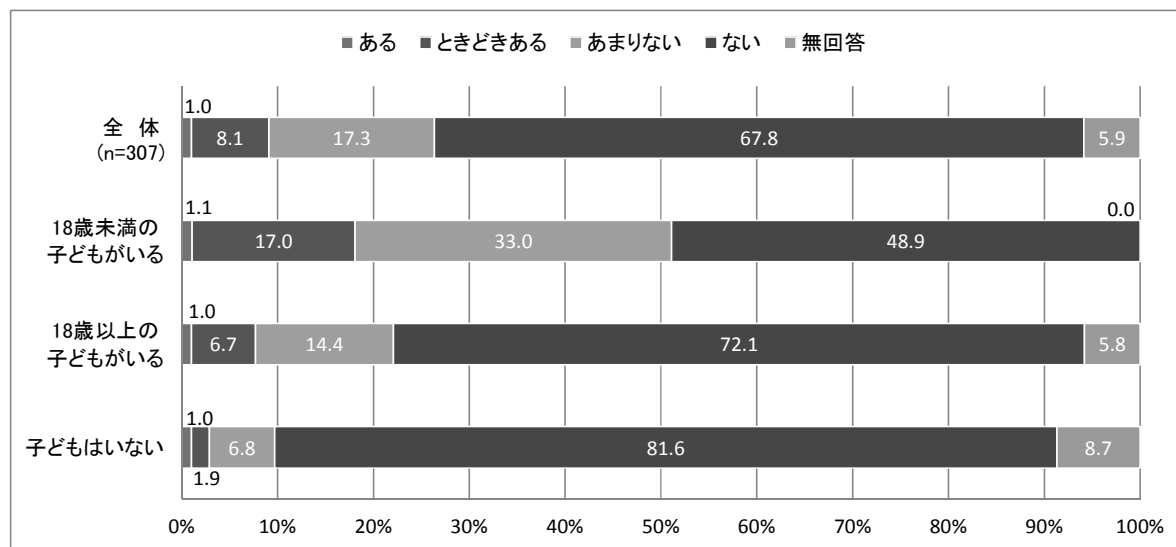


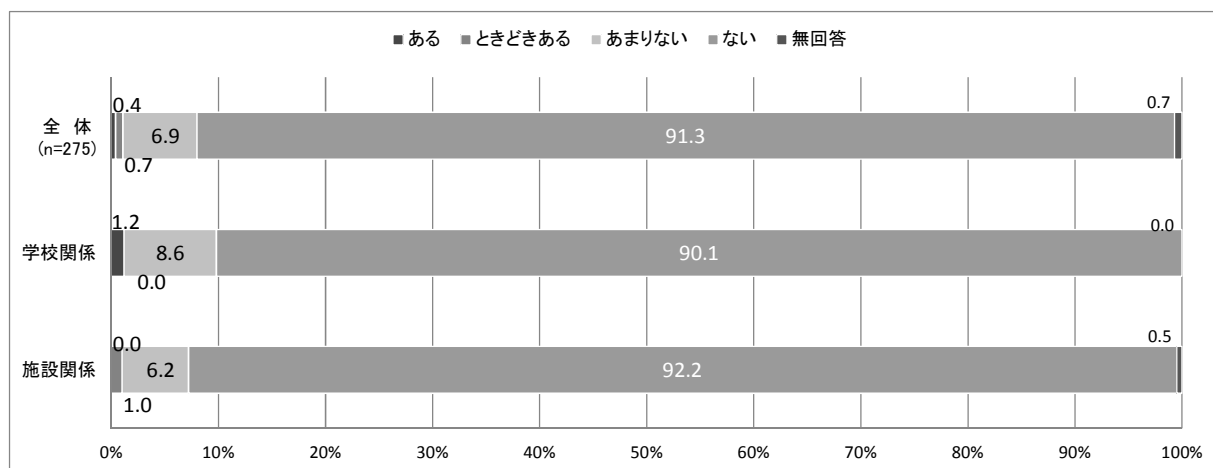
図 2 5 Q 8 あなたは、子どもをたたいたりなぐったりすることがありますか【おとな—子どもの有無別】



【職員—学校・施設別】

さらに、職員に対して、子どもをたたくことがあるかとたずねたところ、学校関係の職員は、「ある」1.2%、「ときどきある」0.0%、「あまりない」8.6%、「ない」91.3%という回答であった。施設関係の職員は、「ある」0.0%、「ときどきある」1.0%、「あまりない」6.2%、「ない」92.2%という回答であった。

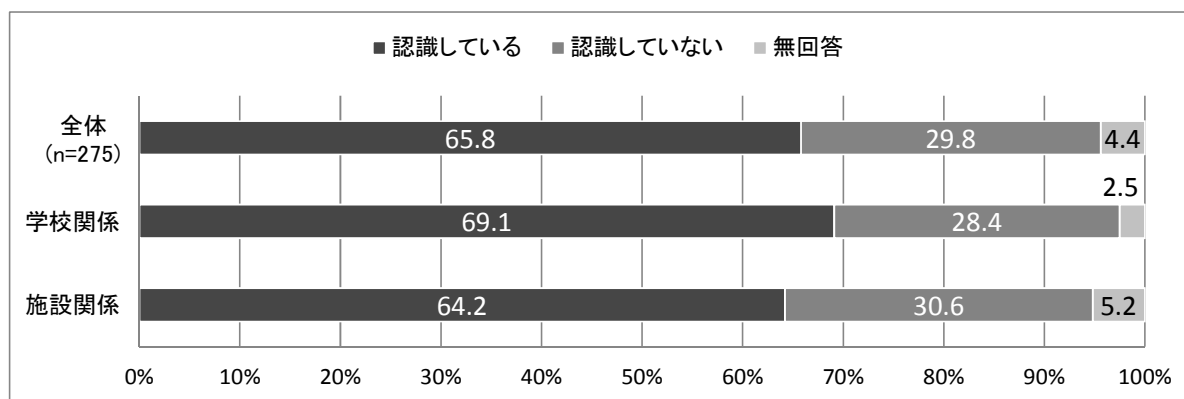
図 2 6 Q 9 あなたは、職場で子どもをたたくことがありますか【職員—学校・施設別】



【職員—学校・施設別】

また、職員に対して「子どもへの懲戒権限の範囲を認識しているか」とたずねたところ、学校関係の職員で 69.1%、施設関係の職員で 64.2%が「認識している」と回答した。

図 2 7 Q 2 7 あなたは、子どもへの懲戒権限の範囲を認識していますか 【職員—学校・施設別】



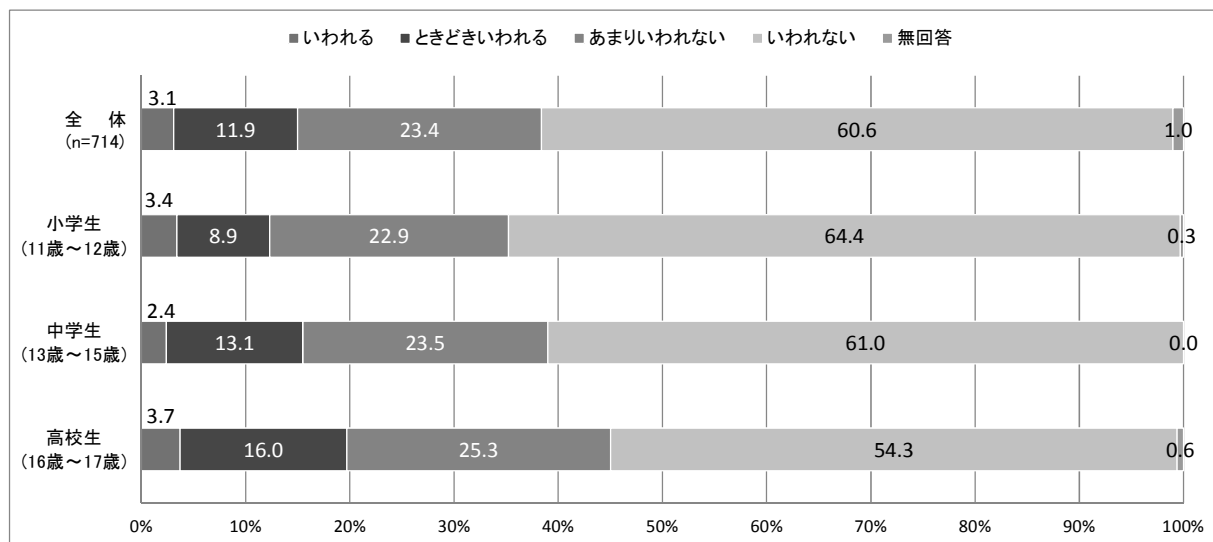
イ 心を傷つけられる言葉を言われること

【子ども—年齢別】

子ども全体としては、「いわれる」が 3.1%、「ときどきいわれる」が 11.9%、「あまりいわれない」が 23.4%、「いわれない」という回答は 60.6%であった。

年齢別に見ると、「いわれる」「ときどきいわれる」の回答を合わせた割合は、小学生世代が 12.3%、中学生世代が 15.5%、高校生世代が 19.7%と、年代が上がるに従って増加している。

図 2 8 Q 4 あなたは、おとなから心を傷つけられる言葉をいわれますか 【子ども—年齢別】



【おとな—男女別】【おとな—子どもの有無別】

次に、おとなに対し、子どもの心を傷つける言葉を言ったことがあるかとたずねたところ、男女別では、「ある」「ときどきある」を合わせた回答が男性で 25.3%、女性 14.2%であった。また、子どもの有無別では、「18 歳未満の子どもがいる」おとなでは、「ある」「ときどきある」を合わせた回答が 34.1%にのぼった。

図 2 9 Q 9 あなたは、子どもの心を傷つける言葉を言ったことがありますか 【おとな—男女別】

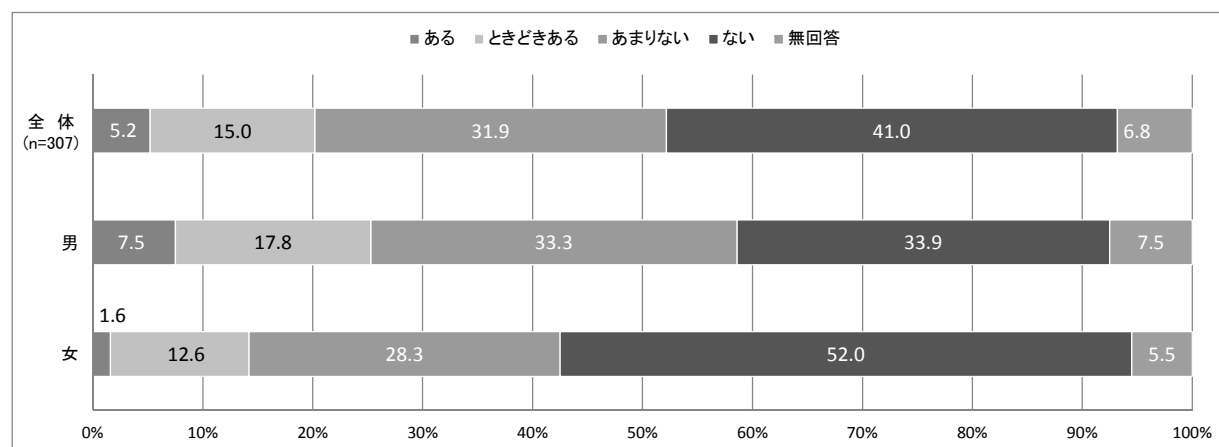
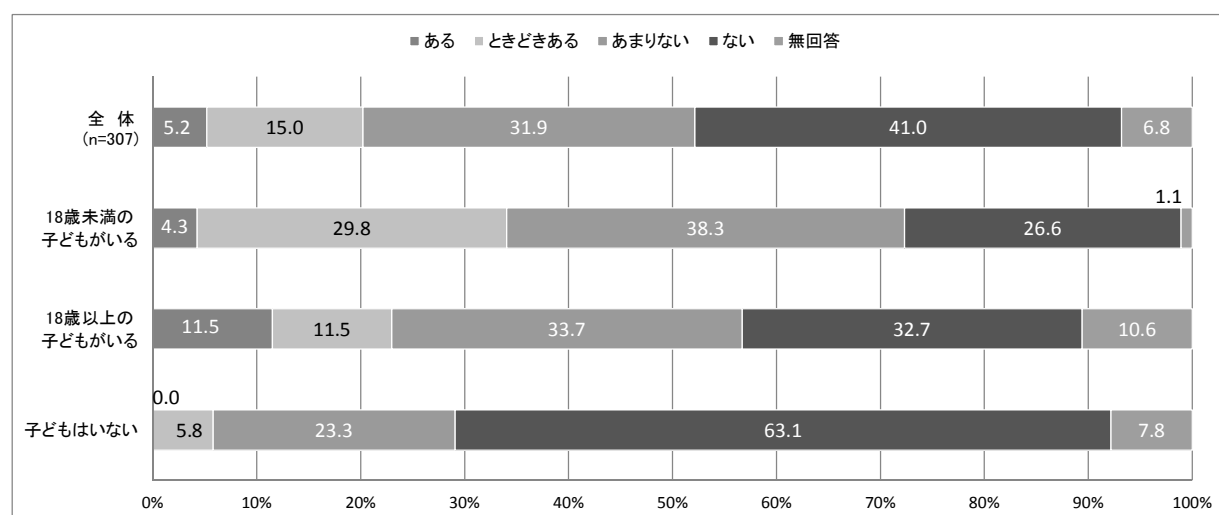


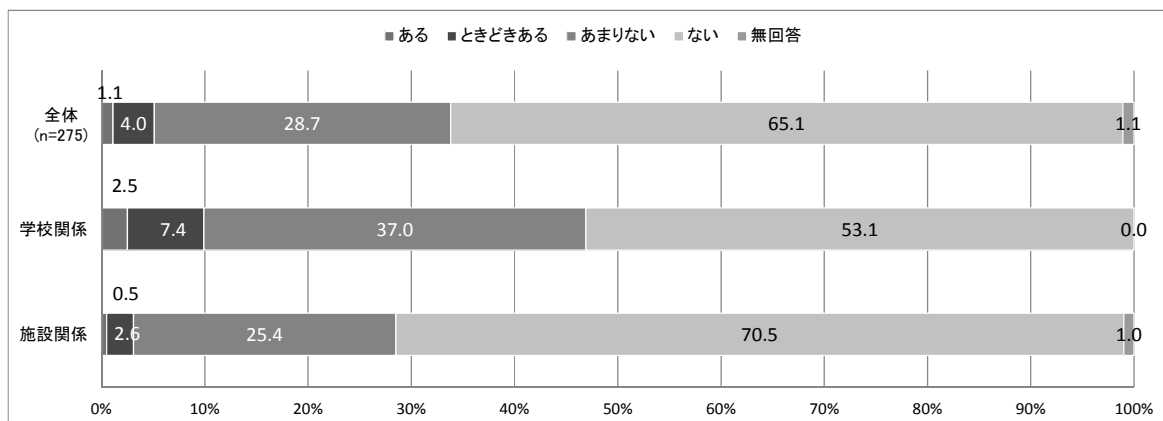
図 3 0 Q 9 あなたは、子どもの心を傷つける言葉を言ったことがありますか 【おとな—子どもの有無別】



【職員—学校・施設別】

さらに、職員に対して、子どもの心を傷つける言葉を言ったことがあるかとたずねたところ、学校関係の職員で「ある」2.5%、「ときどきある」7.4%で、あわせて9.9%、施設関係の職員で「ある」0.5%、「ときどきある」2.6%で、あわせて3.1%という回答であった。

図 3 1 Q 1 0 あなたは、職場で子どもの心を傷つける言葉を言ったことがありますか【職員—学校・施設別】

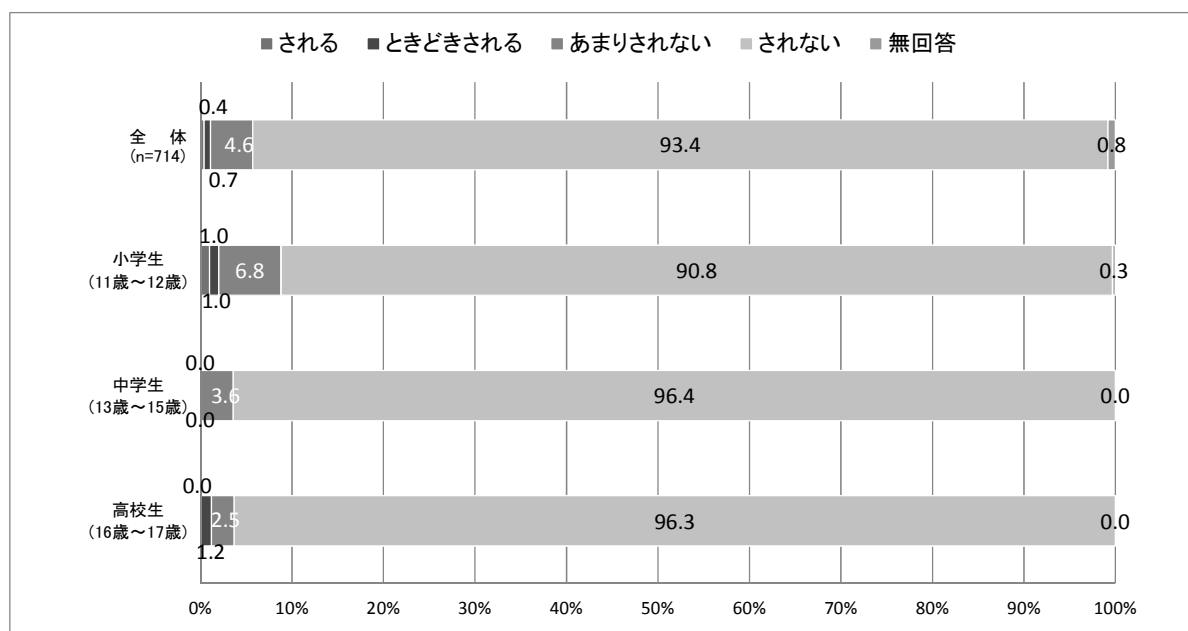


ウ 性的にいやなことをされること

【子ども—年齢別】

小学生・中学生・高校生世代ともに「ない」という回答がほとんどであるが、小学生は「ある」が 1.0%、「ときどきある」が 1.0%、高校生が「ときどきある」1.2%という回答であった。

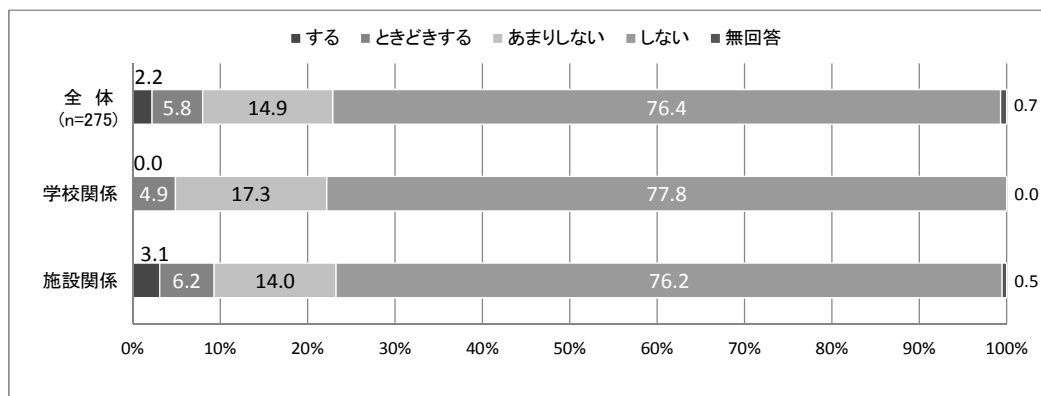
図 3 2 Q 5 あなたは、おとなから性的にいやなことをされますか 【子ども—年齢別】



【職員—学校・施設別】

次に、職員に対して、子どもがおとなから性的にいやなことをされたことを聞いたことがあるかとたずねたところ、学校関係の職員で「ある」0.0%、「ときどきある」4.9%で、施設関係の職員で「ある」3.1%、「ときどきある」6.2%という回答であった。

図 3 3 Q 6 あなたは、子どもが、おとなから、性的にいやなことをされたりさせられたりしたことに最近気づいたり聞いたりしますか 【職員—学校・施設別】

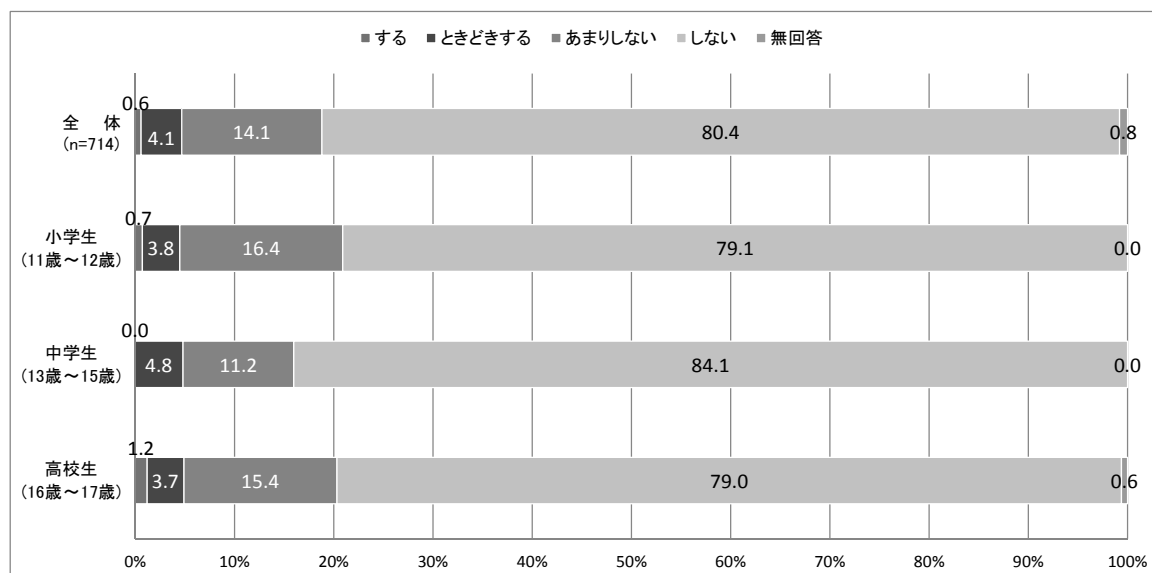


エ 世話してもらえなかったり無視されること

【子ども—年齢別】

子どもに対し、世話してもらえなかったり無視されることがあるかとたずねたところ、子ども全体では、無視されたり「する」が 0.6%、「ときどきする」が 4.1%、「あまりしない」が 14.1%、「しない」が 80.4%であった。年齢別の比較で大きな隔たりは見られなかった。

図 3 4 Q 6 あなたは、おとなに世話をしてもらえなかったり無視されたりしますか。【子ども—年齢別】



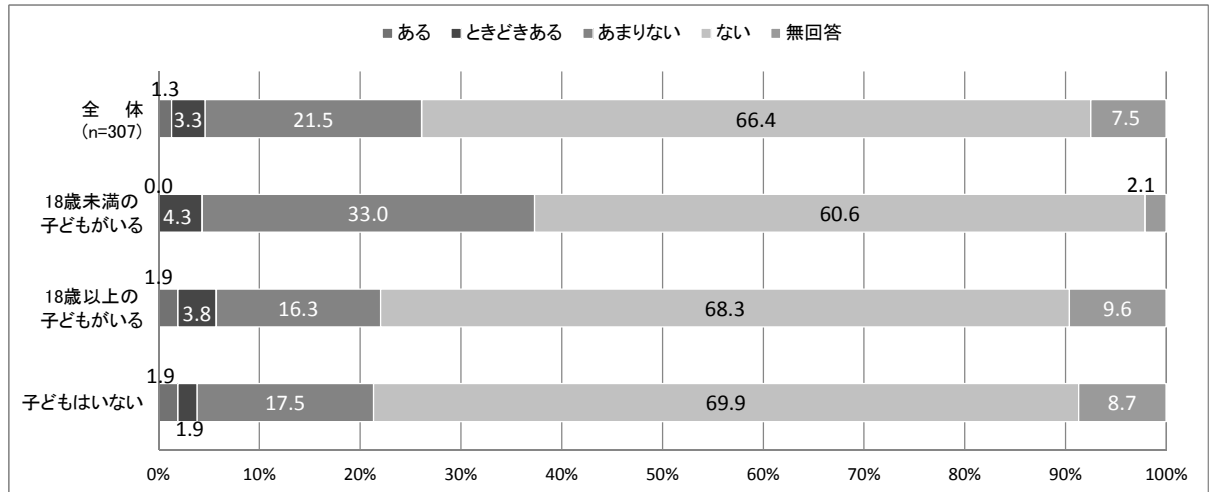
【おとな—子どもの有無別】

おとなに対し、子どもの世話をしなかったり無視したりすることがあるかとたずねたところ、おとな全体では、「ある」が 1.3%、「ときどきある」が 3.3%、「あまりない」が 21.5%、「ない」が 66.4%という回答であった。

子どもの有無別では、「ある」と「ときどきある」を合わせた回答が、「18 歳未満の子どもがいる」おとなが 4.3%、「18 歳以上の子どものいる」おとなが 5.7%であった。

図 3 5 Q 1 0 あなたは、子どもの世話をしなかったり無視したりすることがありますか。

【おとな—子どもの有無別】



オ 疲れること、不安に思うこと

【子ども—年齢別】

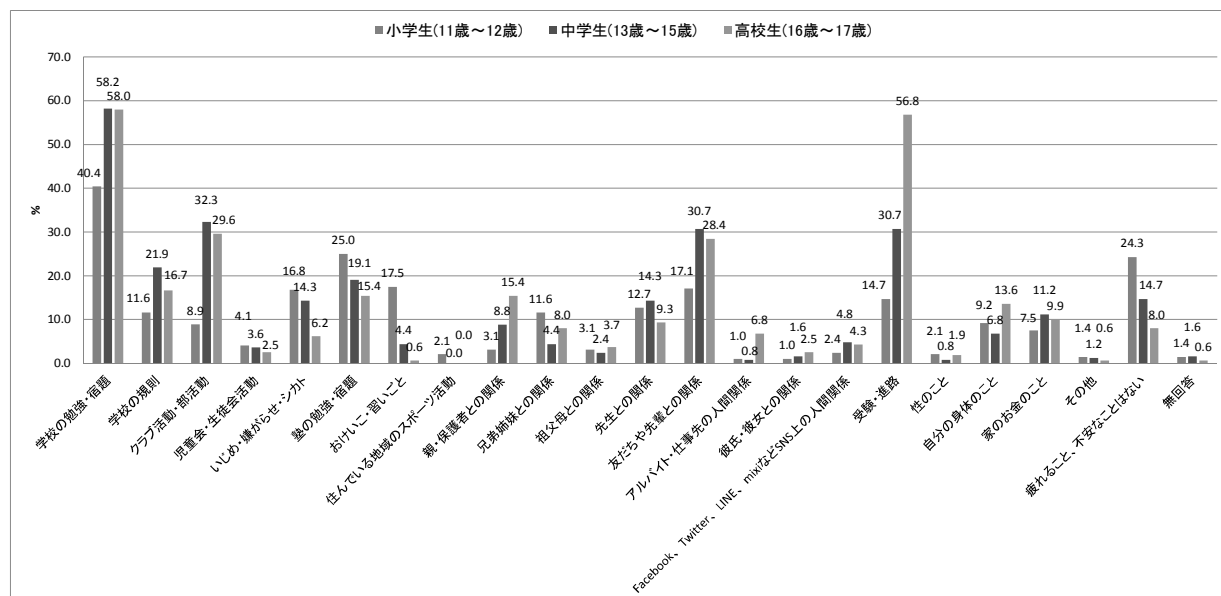
子どもに対し、疲れること、不安に思うことはあるかとたずねたところ、小学生世代で最も多い回答は「学校の勉強・宿題」の 40.4%で、次いで「塾の勉強・宿題」25.0%、「おけいこ・習いごと」17.5%、「友だちや先輩との関係」17.1%が続く。

中学生世代で最も多い回答は「学校の勉強・宿題」が 58.2%で、次いで「クラブ活動・部活動」32.3%、「友だちや先輩との関係のこと」「受験・進路」30.7%、「学校の規則」21.9%が続く。

高校生世代で最も多い回答は「学校の勉強・宿題」58.0%で、次いで「受験・進路」56.8%、「クラブ活動・部活動」29.6%、「友だちや先輩との関係」28.4%が続く。

「疲れること、不安なことはない」という回答は小学生世代が 24.3%で、疲れや不安を感じる子どもは、中学生・高校生に比べて少ない。

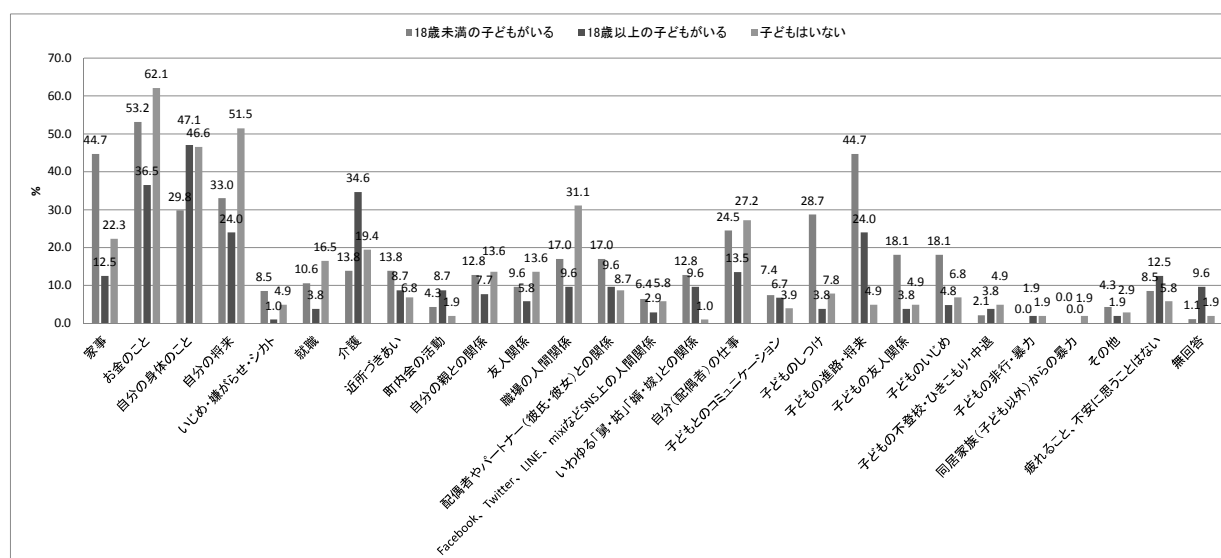
図 3 6 Q 8 あなたは、次の中で疲れること、不安に思うことがありますか。【子ども一年齢別】



【おとな—子どもの有無別】

おとなに対し、疲れること、不安に思うことがあるかとたずねたところ、おとなの子どもの有無別では、「18歳未満の子どもがいる」おとなは、「お金のこと」が53.2%と最も割合が高く、次いで、「家事」「子どもの進路・将来」が44.7%であった。「18歳以上の子どもがいる」おとなは、「自分の身体のこと」が47.1%と最も割合が高く、次いで「お金のこと」が36.5%、「介護」が34.6%であった。「子どもはいない」おとなは、「お金のこと」が62.1%と最も高く、次いで「自分の将来」が51.5%、「自分の身体のこと」が46.6%であった。

図 3 7 Q 8 あなたは、次の中で疲れること、不安に思うことがありますか。【おとな—子どもの有無別】



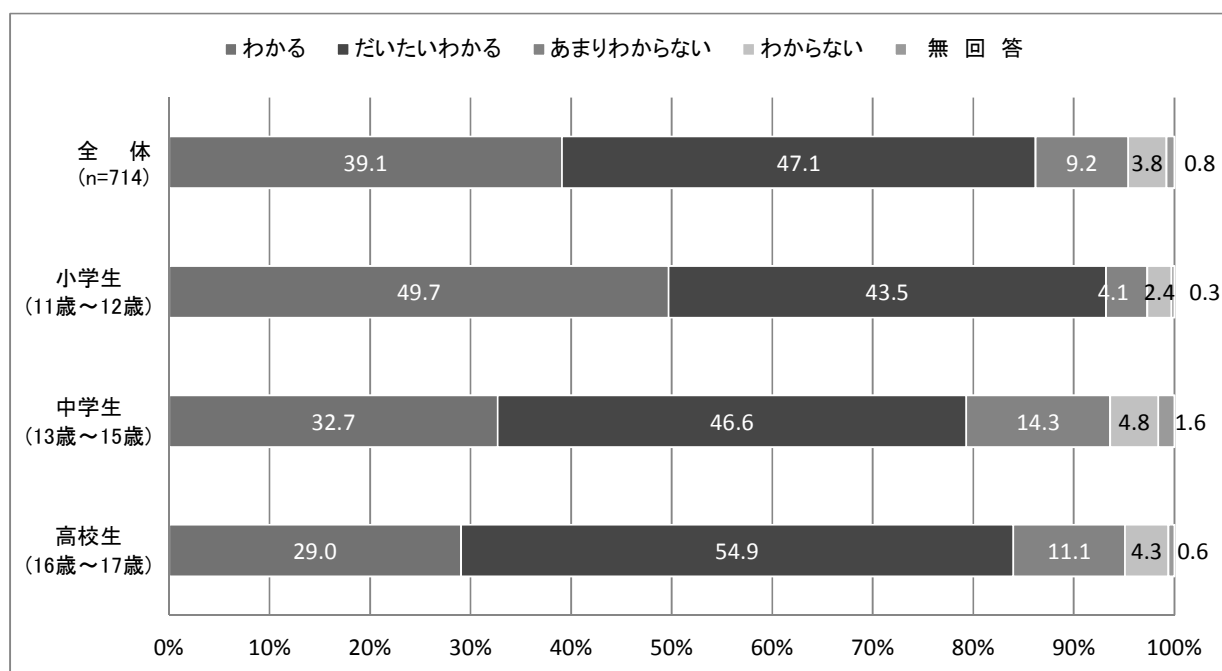
カ 学校の勉強がよくわかるか

【子ども一年齢別】

子どもに対し、学校の勉強がよくわかるかとたずねたところ、子ども全体としては、「わかる」という回答が 39.1%、「だいたいわかる」が 47.1%、「あまりわからない」が 9.2%、「わからない」が 3.8%であった。

年代別にみると、「わかる」という回答は、小学生世代で 49.7%、中学生世代で 32.7%、高校生世代で 29.0%と、年齢が上がるにしたがって減少している。

図 3 8 Q 1 5 あなたは、学校の勉強がよくわかりますか。【子ども一年齢別】



② 悩みや相談事を話せる人・機関

ア 悩みや相談事を話せる人の有無

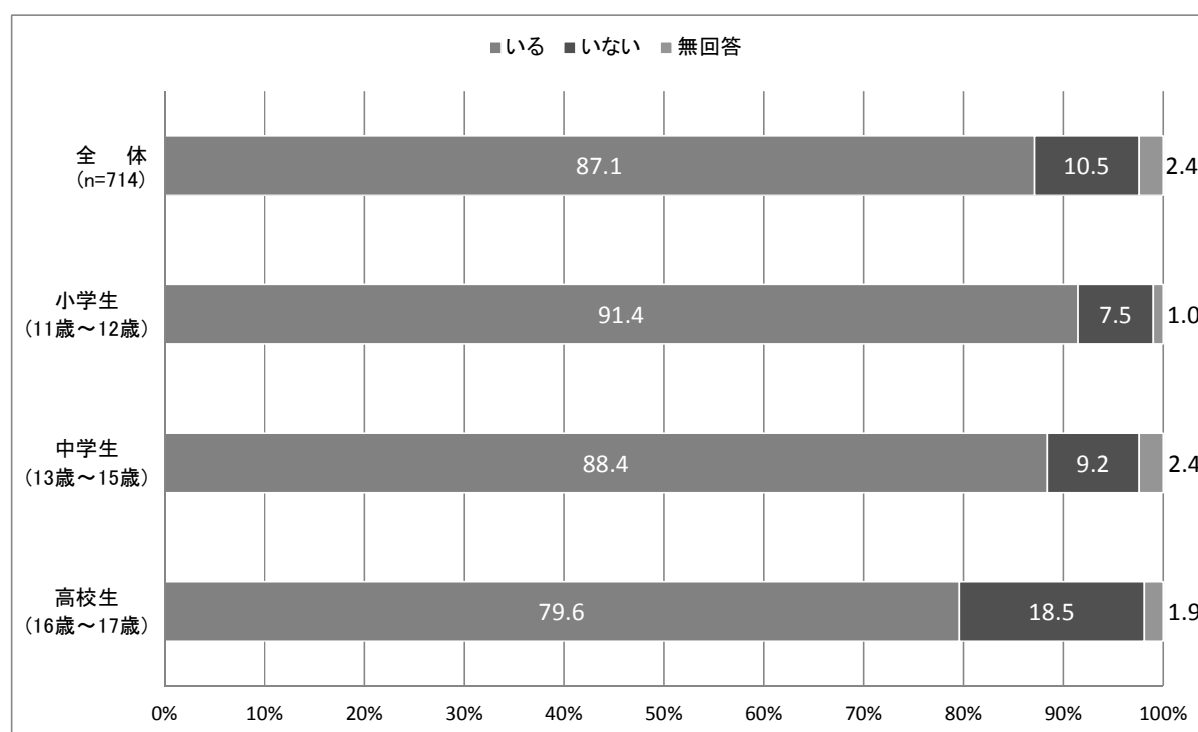
【子ども—年齢別】

子どもに対し、安心して自分の気持ちや悩みを話せるおとなが少なくとも一人はいるかをたずねたところ、子ども全体では「いる」という回答が87.1%、「いない」が10.5%であった。

年齢別にみると、「いる」という回答の割合は、小学生世代で91.4%が、中学生世代で88.4%、高校生世代で79.6%と、年齢が上がるにしたがって減少している。

図39 Q7 あなたには、安心して自分の気持ちや悩みを話せるおとなが少なくとも一人はいますか。

【子ども—年齢別】



【おとな—年代別】【おとな—子どもの有無別】

おとなに対し、安心して自分の気持ちや悩みを話せる人が少なくとも一人はいるかをたずねたところ、おとな全体では「いる」という回答が85.3%、「いない」が10.4%であった。

年代別にみると、「いる」という回答の割合が最も高かったのは50歳代の92.7%で、逆に最も低かったのが70歳代で76.2%であった。

子どもの有無別にみると、「いる」という回答の割合は、「18歳未満の子どもがいる」おとなが85.1%、「18歳以上の子どもがいる」おとなが85.6%、「子どもはいない」おとなが86.4%であった。

図４０ Q１１ あなたには、安心して自分の気持ちや悩みを話せる人が少なくとも一人はいますか。

【おとな一年代別】

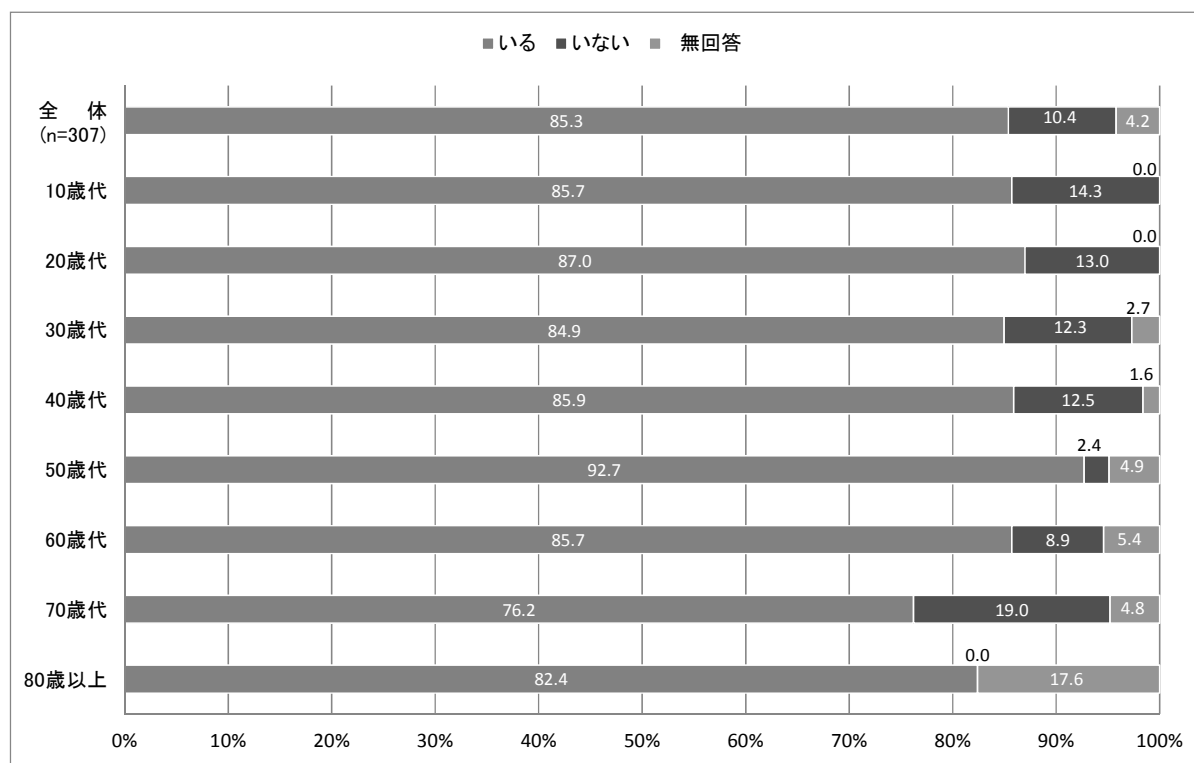
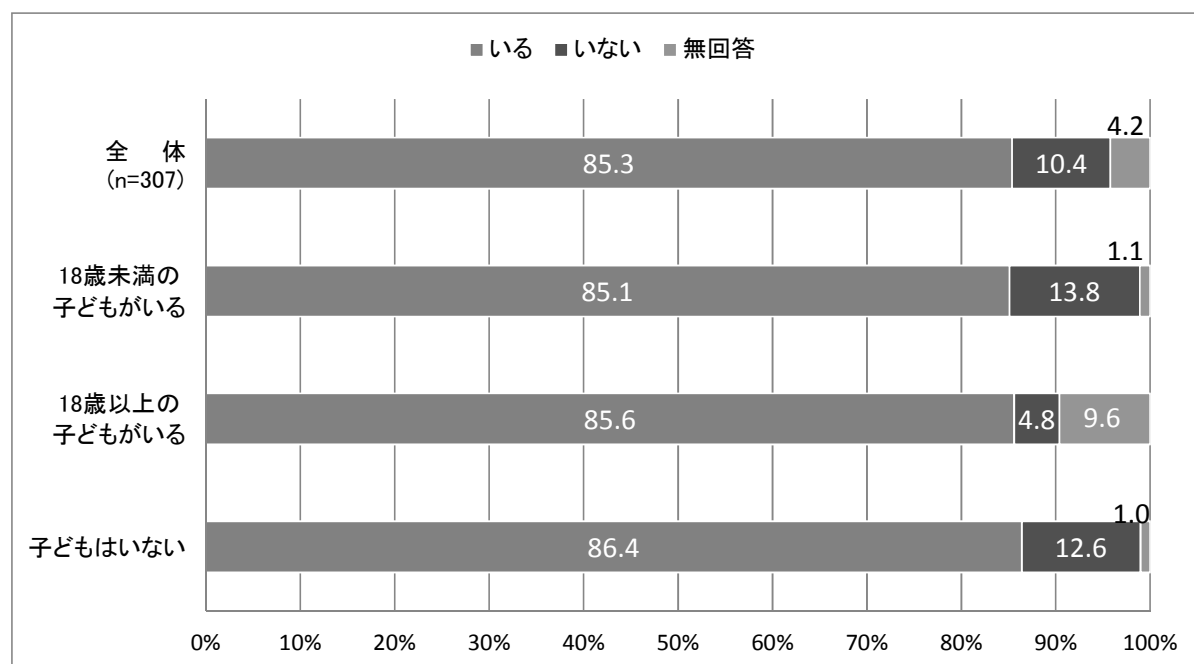


図４１ Q１１ あなたには、安心して自分の気持ちや悩みを話せる人が少なくとも一人はいますか。

【おとな—子どもの有無別】



イ 相談・救済機関の認知度

【子ども—年齢別】

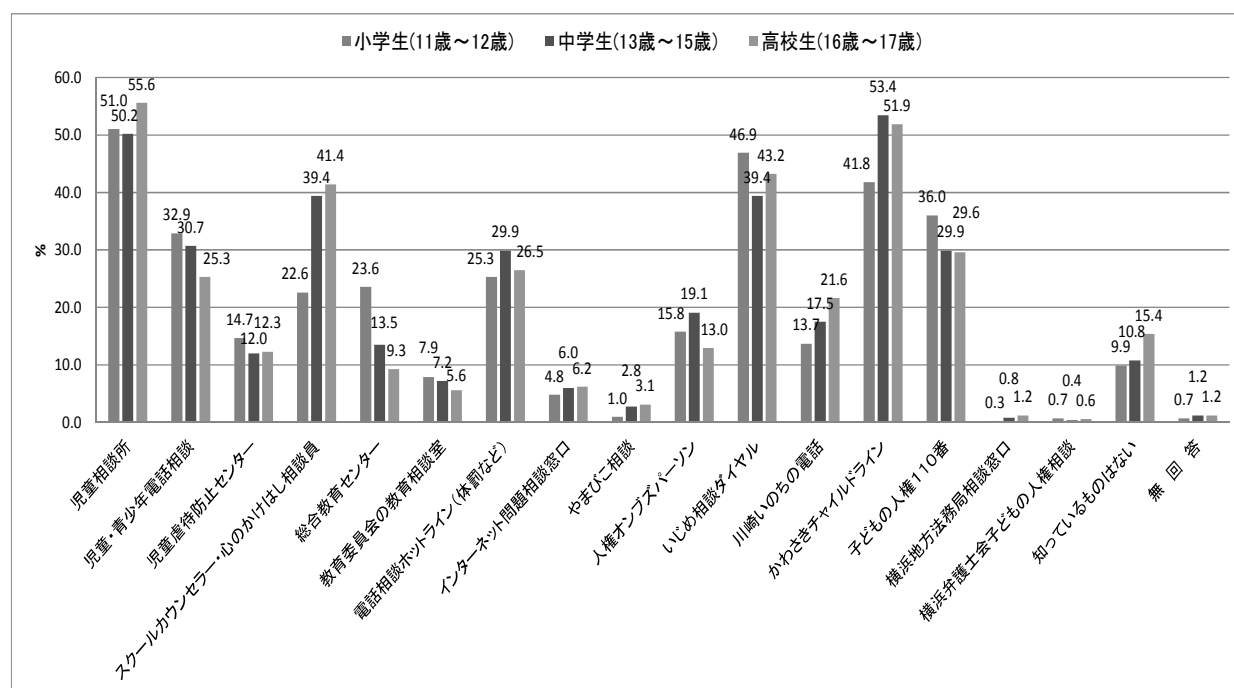
子どもに対して、知っている相談・救済機関をたずねたところ、小学生世代では、「児童相談所」の51.0%が最も高く、次いで「いじめ相談ダイヤル」で46.9%、「かわさきチャイルドライン」で41.8%であった。

中学生世代では、「かわさきチャイルドライン」の53.4%が最も高く、次いで「児童相談所」の50.2%、「スクールカウンセラー・心のかけはし相談員」の39.4%であった。

高校生世代では、「児童相談所」の55.6%が最も高く、次いで「かわさきチャイルドライン」で51.9%、「いじめ相談ダイヤル」で43.2%であった。

年齢が高くなるにつれ、「知っているものはない」という割合が高くなり、高校生世代で15.4%であった。

図4-2 Q9 次のような川崎市の子どもの相談を受けてくれるところを知っていますか。【子ども—年齢別】



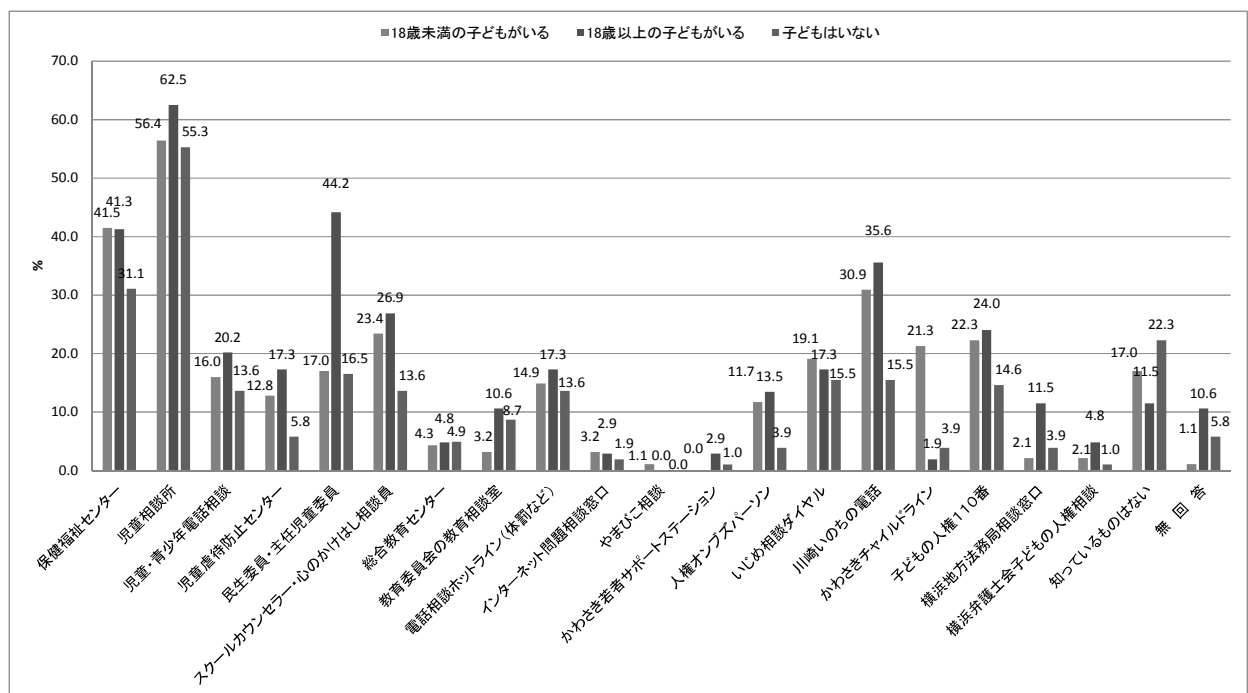
【おとな—子どもの有無別】

おとなに対し、知っている相談・救済機関をたずねたところ、子どもの有無別では、「18歳未満の子どもがいる」おとなは、「児童相談所」が56.4%と最も割合が高く、次いで、「保健福祉センター」が41.5%、「川崎いのちの電話」が30.9%であった。「18歳以上の子どもがいる」おとなは、「児童相談所」が62.5%と最も割合が高く、次いで「民生委員・主任児童委

員」が44.2%、「保健福祉センター」が41.3%であった。「子どもはいない」おとなは、「児童相談所」が55.3%と最も高く、次いで「保健福祉センター」が31.1%、「民生委員・主任児童委員」が16.5%であった。

「知っているものはない」の回答は、「子どもはいない」おとなが最も多く、22.3%であった。

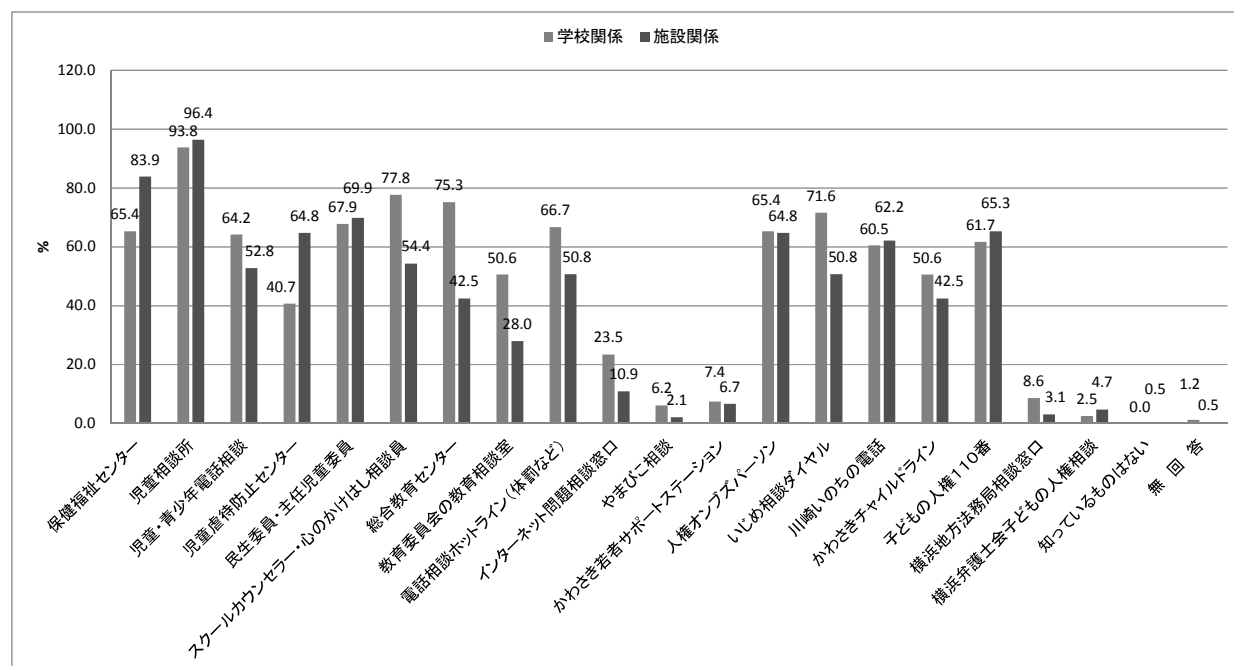
図4-3 Q16 川崎市には次のような子どもの相談を受けてくれるところがありますが、知っているものは何ですか。【おとな—子どもの有無別】



【職員—学校・施設別】

相談・救済機関についての職員の認知度は、当然のことながら、子ども・おとなに比べて高い。学校・施設別に職員の回答をみると、「保健福祉センター」「児童虐待防止センター」などは施設関係の職員の認知度が学校関係の職員を大きく上回り、逆に、「児童・青少年電話相談」「スクールカウンセラー・心のかけはし相談員」「川崎市総合教育センター」「教育委員会の教育相談室」などは、学校関係の職員の認知度の方が上回った。

図 4 4 Q 1 2 川崎市には次のような相談を受けてくれるところがありますが、知っているものは何ですか。
【職員—学校・施設別】

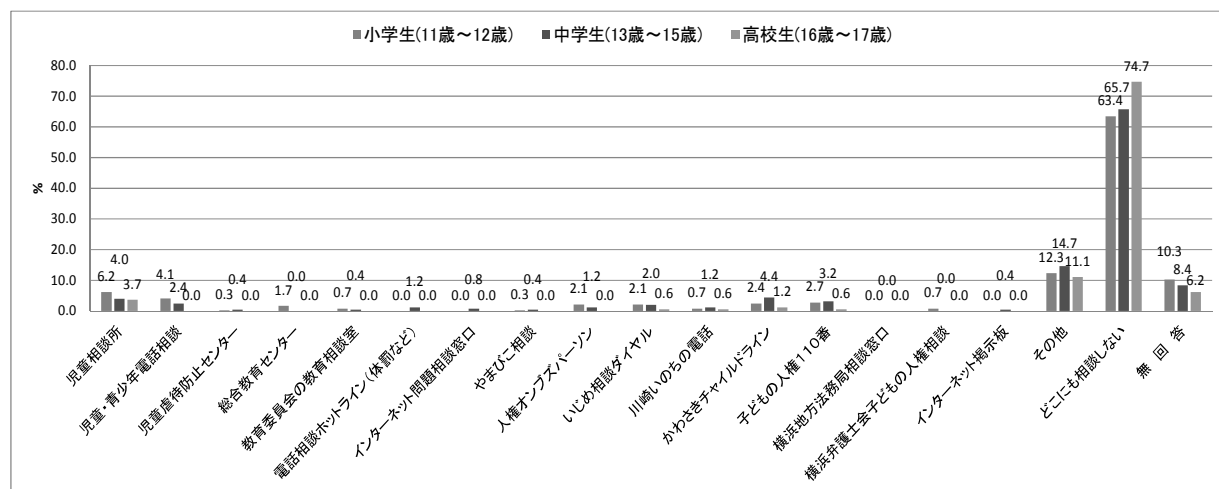


ウ 利用しようと思う相談機関・救済制度

【子ども—年齢別】

子どもに対し、利用しようと思う相談機関・救済制度をたずねたところ、年齢別に見ると、すべての年代において「どこにも相談しない」という回答の割合が最も高く、またその割合は小学生世代から高校生世代へと年齢が上がるにつれて高くなる（小学生 63.4%→中学生 65.7%→高校生 74.7%）。次いですべての年代において回答の割合が高かったのは「その他」であるが、「児童相談所」「かわさきチャイルドライン」などの回答が比較的多かった。

図 4 5 Q 1 0 困ったり悩んだりしたとき、どこに相談しますか【子ども—年齢別】



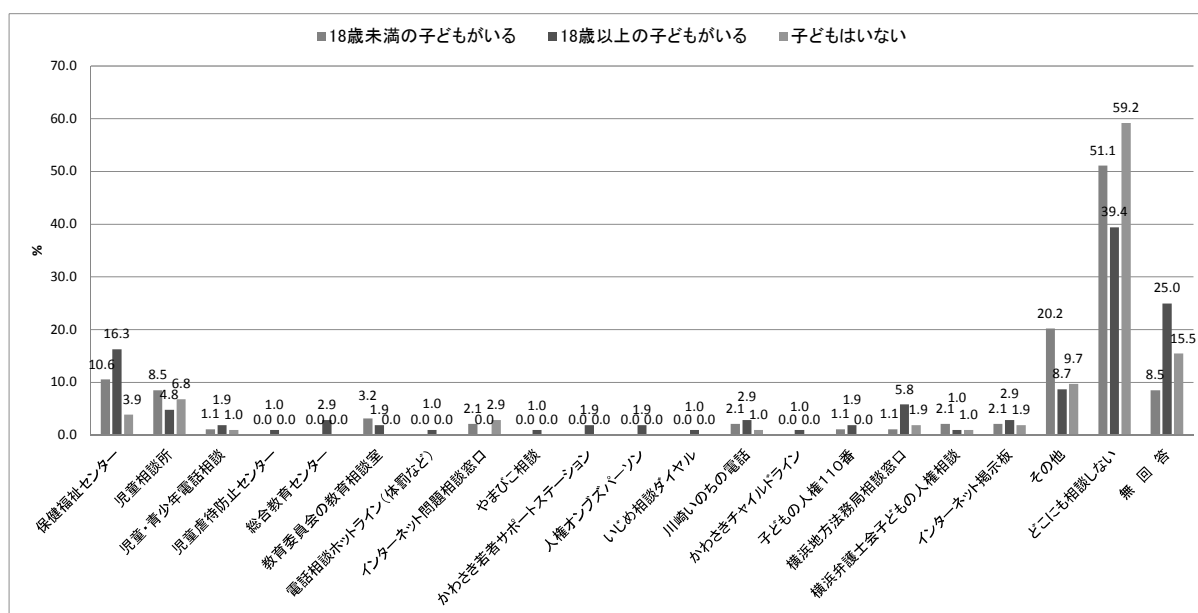
【おとな—子どもの有無別】

おとなに対し、利用しようと思う相談機関・救済制度をたずねたところ、「18 歳未満の子どもがいる」「18 歳以上の子どもがいる」おとな、「子どもはいない」おとなともに、「どこにも相談しない」という回答の割合が一番高かった（51.1%、39.4%、59.2%）。

次いで割合が高かったのは、「18 歳未満の子どもがいる」おとなが「その他」（20.2%）、「18 歳以上の子どもがいる」おとなが「保健福祉センター」（16.3%）、「子どもはいない」おとなが「その他」（9.7%）であった。

図 4 6 Q 1 6 あなたは、子どものことで困ったり悩んだりしたとき、どこに相談しますか

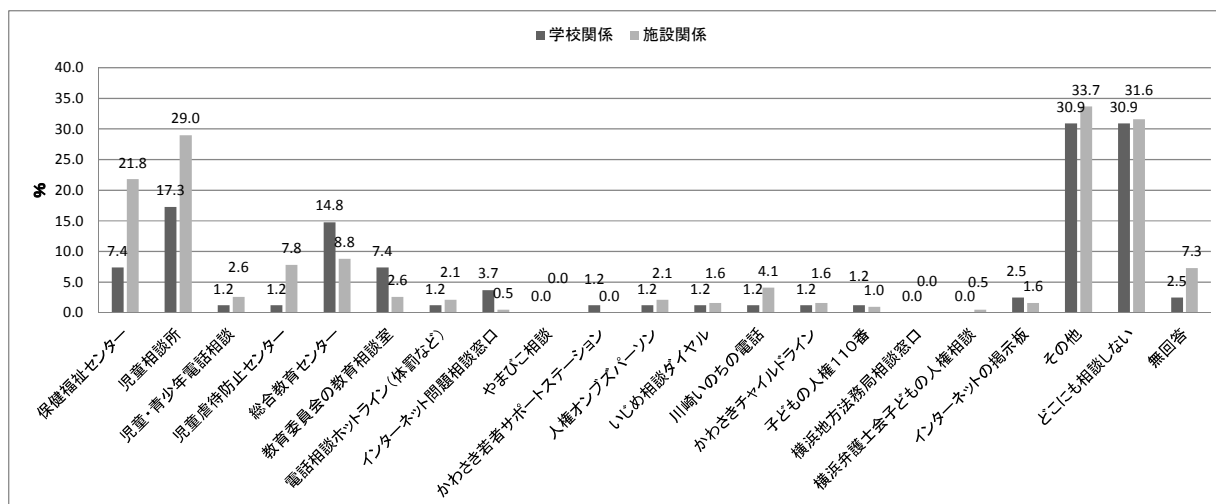
【おとな—子どもの有無別】



【職員—学校・施設別】

職員に対し、利用しようと思う相談機関・救済制度をたずねたところ、学校関係の職員で最も回答の割合が高かったのは「その他」「どこにも相談しない」で30.9%、次いで「総合教育センター」14.8%であった。施設関係の職員で最も回答の割合が高かったのは「その他」で33.7%、次いで「どこにも相談しない」31.6%、「児童相談所」29.0%であった。

図47 Q13 あなたは、子どものことで困ったり悩んだりしたとき、どこに相談しますか【職員—学校・施設別】



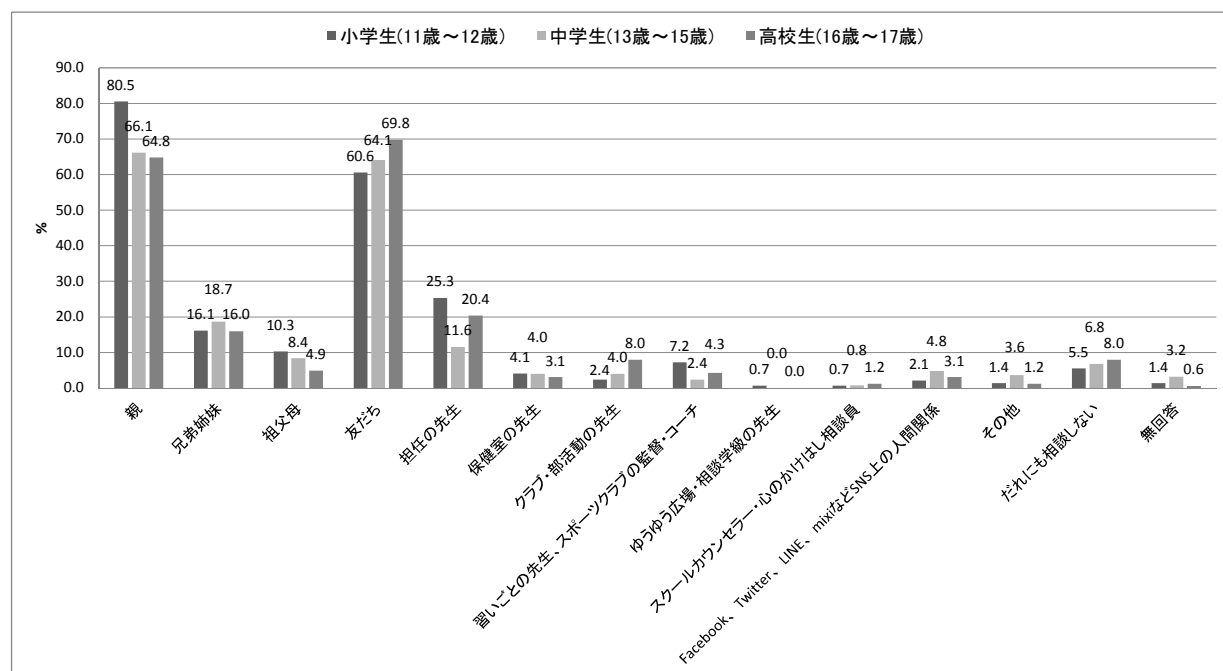
エ 相談しようと思う人

【子ども—年齢別】

子どもに対し、困ったり悩んだりしたとき、だれに相談するかをたずねたところ、年齢別に見ると、小学生世代で最も回答の割合が高かったのは、「親」で80.5%、次いで、「友だち」で60.6%、「担任の先生」で25.3%であった。中学生世代で最も回答の割合が高かったのは、「親」で66.1%、次いで「友だち」60.6%、「兄弟姉妹」18.7%であった。高校生世代で最も回答の割合が高かったのは、「友だち」で69.8%、次いで「親」64.8%、「担任の先生」20.4%であった。

「だれにも相談しない」という回答は、小学生世代で5.5%、中学生世代で6.8%、高校生世代で8.0%と年齢が上がるにしたがってわずかながら増加する。

図48 Q10 困ったり悩んだりしたとき、だれに相談しますか【子ども一年齢別】



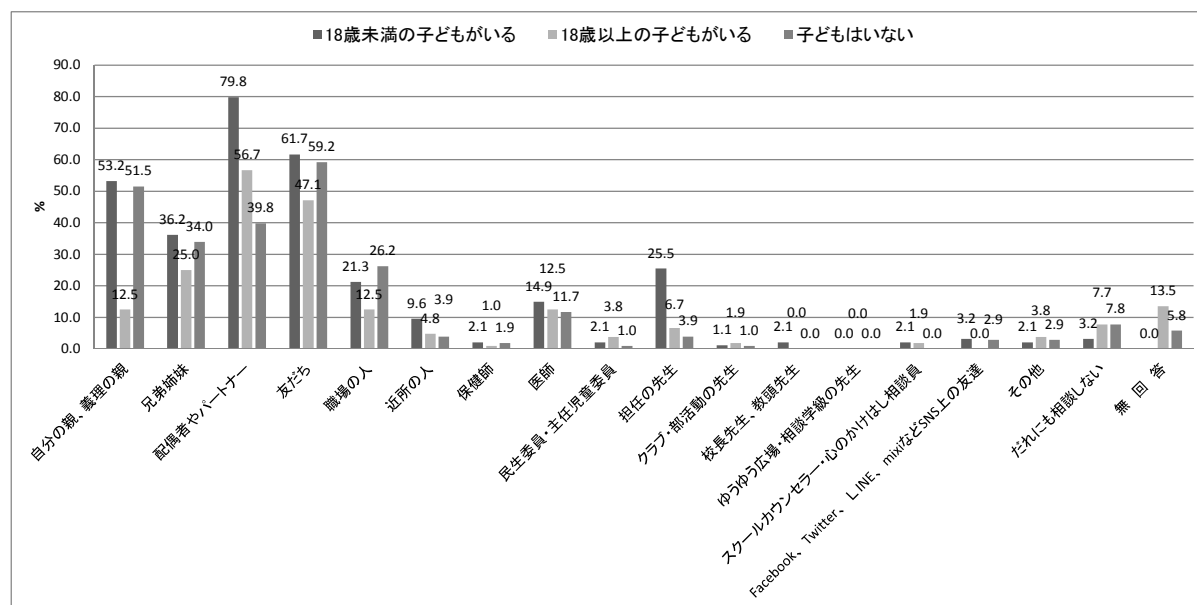
【おとな—子どもの有無別】

おとなに対し、困ったり悩んだりしたとき、だれに相談するかをたずねたところ、子どもの有無別でみると、「18歳未満の子どもがいる」おとなで最も割合が高かったのは、「配偶者やパートナー」で79.8%、次いで「友だち」61.7%、「自分の親、義理の親」53.2%であった。

「18歳以上の子どもがいる」おとなで最も割合が高かったのは、「配偶者やパートナー」で56.7%、次いで「友だち」47.1%、「兄弟姉妹」25.0%であった。「子どもはいない」おとなで最も割合が高かったのは、「友だち」で59.2%、次いで「自分の親、義理の親」51.5%、「配偶者やパートナー」で39.8%であった。

図49 Q16 あなたは、子どものことで困ったり悩んだりしたとき、だれに相談しますか

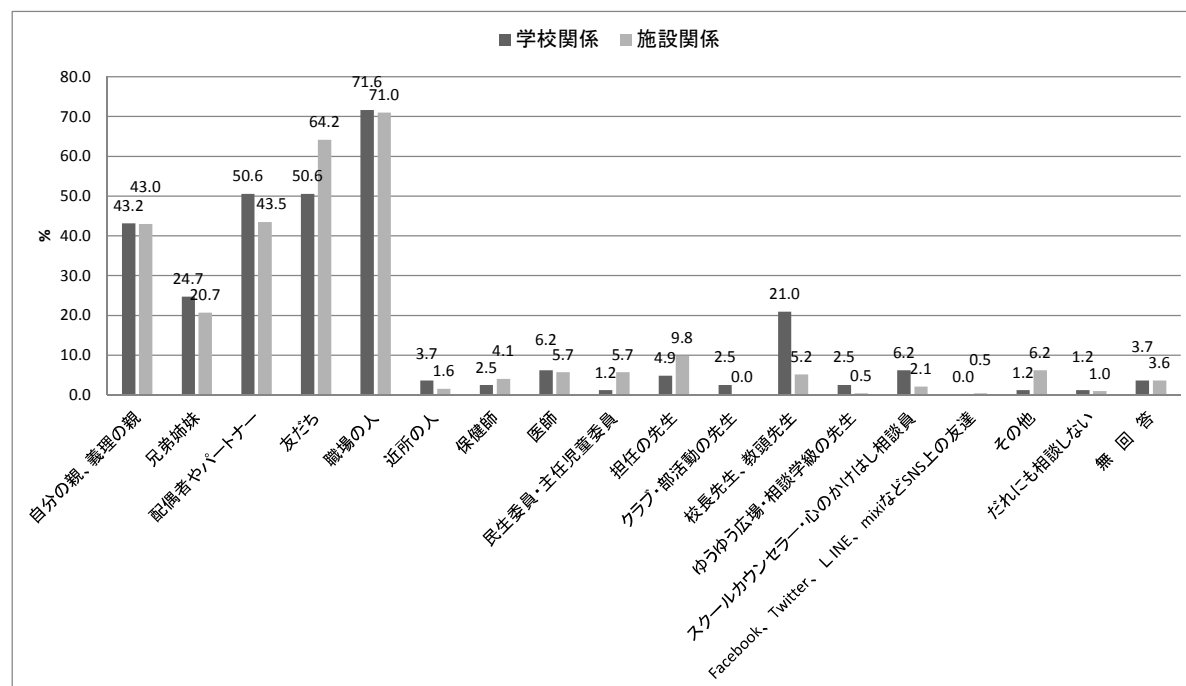
【おとな—子どもの有無別】



【職員—学校・施設別】

職員に対し、困ったり悩んだりしたとき、だれに相談するかをたずねたところ、学校・施設別にみると、学校関係の職員の場合は、最も割合が高いのは「職場の人」で71.6%、次いで「配偶者やパートナー」「友だち」が50.6%、「自分の親、義理の親」が43.2%であった。施設関係の職員の場合は、最も割合が高いのは「職場の人」で71.0%、次いで「友だち」64.2%、「配偶者やパートナー」43.5%であった。

図50 Q13 あなたは、困ったり悩んだりしたとき、だれに相談しますか【職員—学校・施設別】



(2) 参加

①子どもの参加

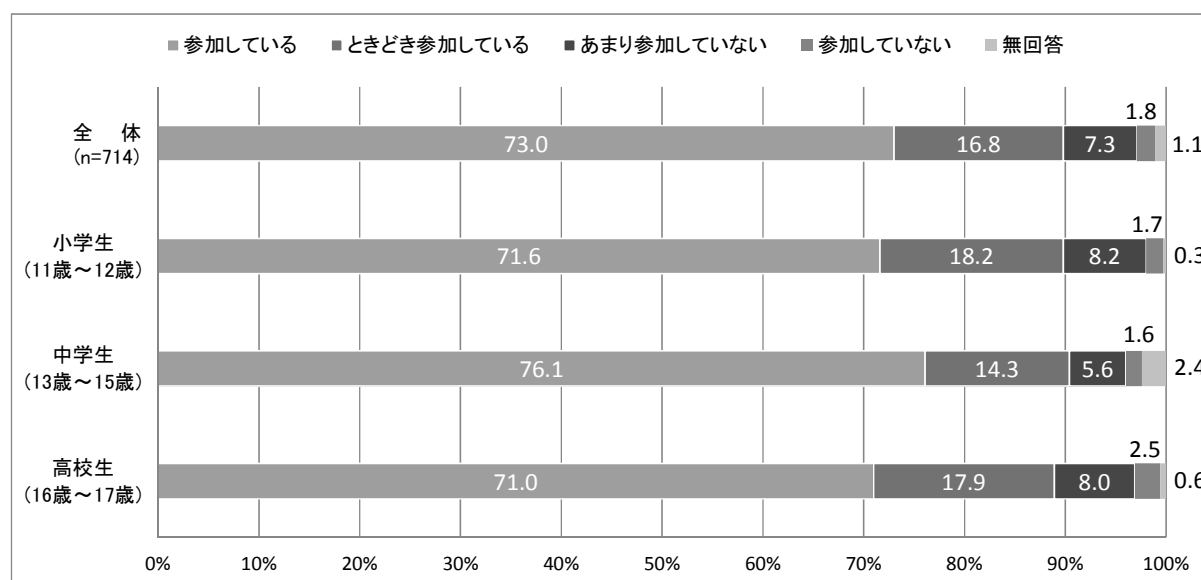
ア 学校における子ども参加

【子ども一年齢別】

子どもに対し、学校の行事や話し合いに参加しているかをたずねたところ、子ども全体では、「参加している」が73.0%、「ときどき参加している」が16.8%、「あまり参加していない」が7.3%、「参加していない」が1.8%であった。

年齢別にみると、「参加している」と「ときどき参加している」を合わせた回答は、小学生世代で89.8%、中学生世代で90.4%、高校生世代で88.9%と、大きな隔たりはなかった。

図5-1 Q1-1 あなたは、学校の行事や話し合いに参加していますか【子ども一年齢別】

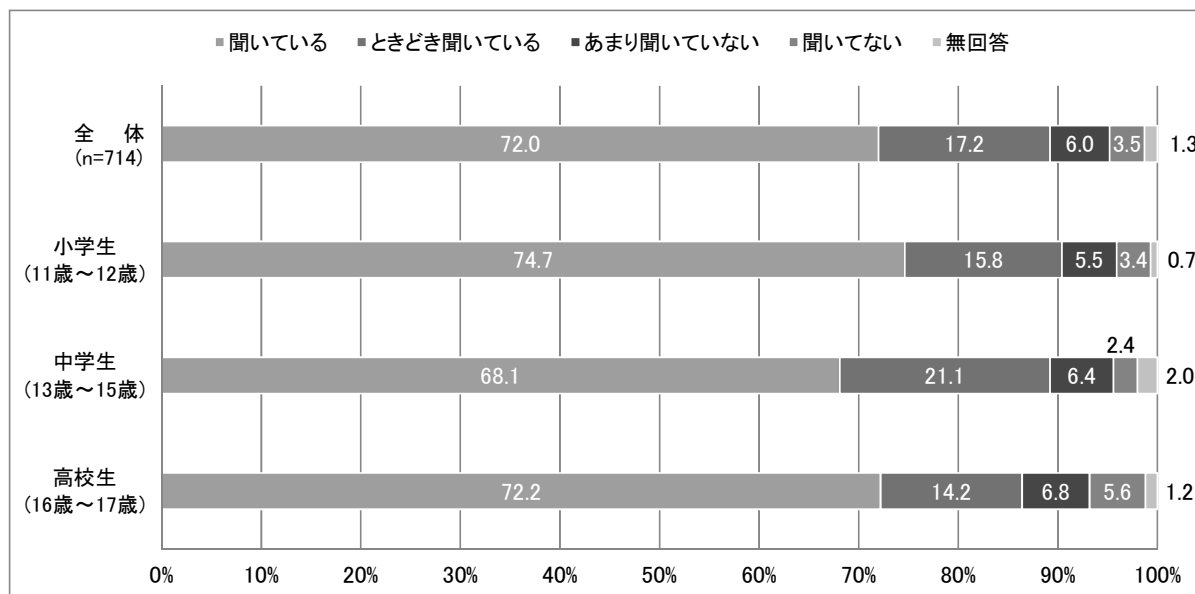


【子ども一年齢別】

子どもに対し、学校の行事を決めるとき、先生は子どもの意見を聞いているかをたずねたところ、子ども全体では「聞いている」という回答が72.0%、「ときどき聞いている」が17.2%、「あまり聞いている」が6.0%、「聞いていない」が3.5%であった。

年齢別に見ると、「聞いている」という回答は小学生世代が74.7%で最も高く、中学生世代が68.1%、高校生世代が72.2%であった。

図 5 2 Q 1 2 学校の行事を決めるとき、先生は、子どもの意見を聞いていますか【子ども一年齢別】



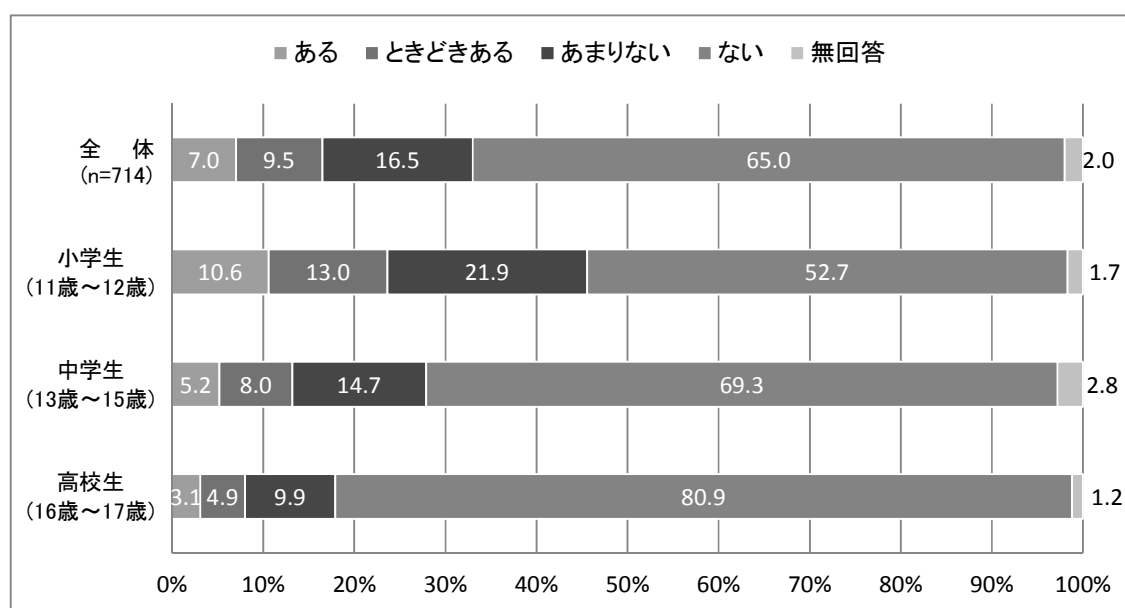
イ 地域における子ども参加

【子ども一年齢別】

子どもに対し、地域の行事や話し合いに参加することがあるかをたずねたところ、子ども全体では、「ある」という回答が 7.0%、「ときどきある」が 9.5%、「あまりない」が 16.5%、「ない」が 65.0%であった。

年齢別に見ると、「ある」と「ときどきある」を合わせた回答は、小学生世代が 23.6%、中学生世代が 13.2%、高校生世代が 8.0%と、年齢が上がるにしたがって減少している。

図 5 3 Q 1 8 あなたは、地域の行事や話し合いに参加することができますか【子ども一年齢別】

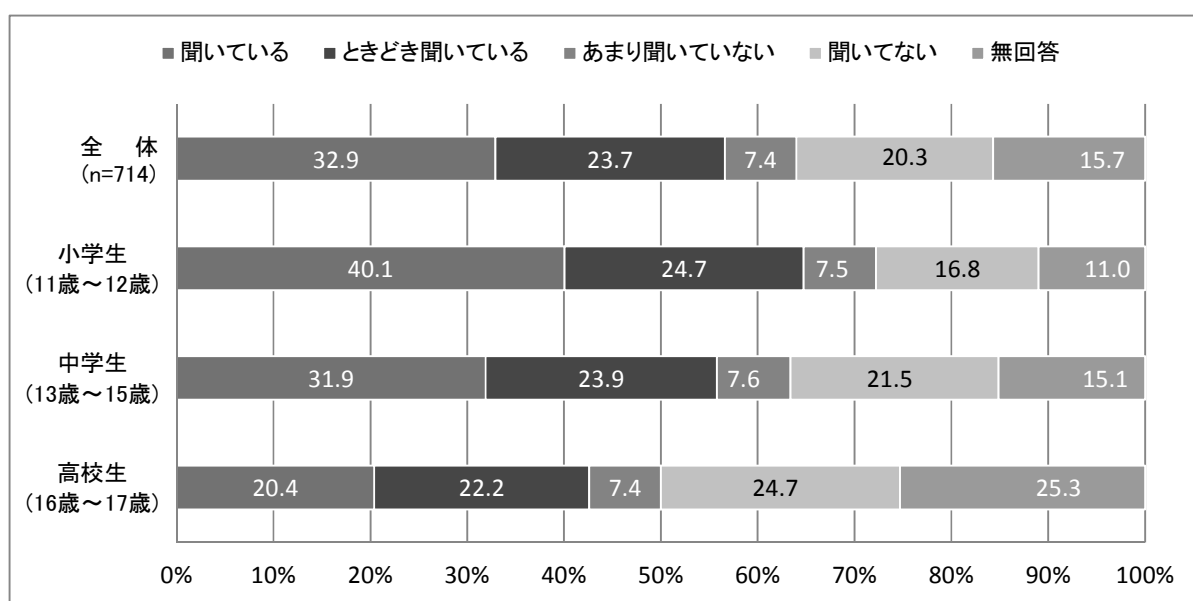


【子ども一年齢別】

子どもに対し、地域の行事などを決めるとき、おとなは子どもの意見をきいているかをたずねたところ、子ども全体では「聞いている」が 32.9%、「ときどき聞いている」が 23.7%、「あまり聞いていない」が 7.4%、「聞いていない」が 20.3%であった。「無回答」が多いのは、地域の活動に参加していない子どもが回答しなかった割合が含まれているためと思われる。

年齢別にみると、小学生世代で「聞いている」「ときどき聞いている」という回答はあわせて 64.8%あったが、中学生世代で 55.8%、高校生世代で 42.6%と、年齢が上がるにしたがって減少している。

図54 Q19 地域の行事などを決めるとき、おとなは、あなたの意見を聞いていますか【子ども一年齢別】



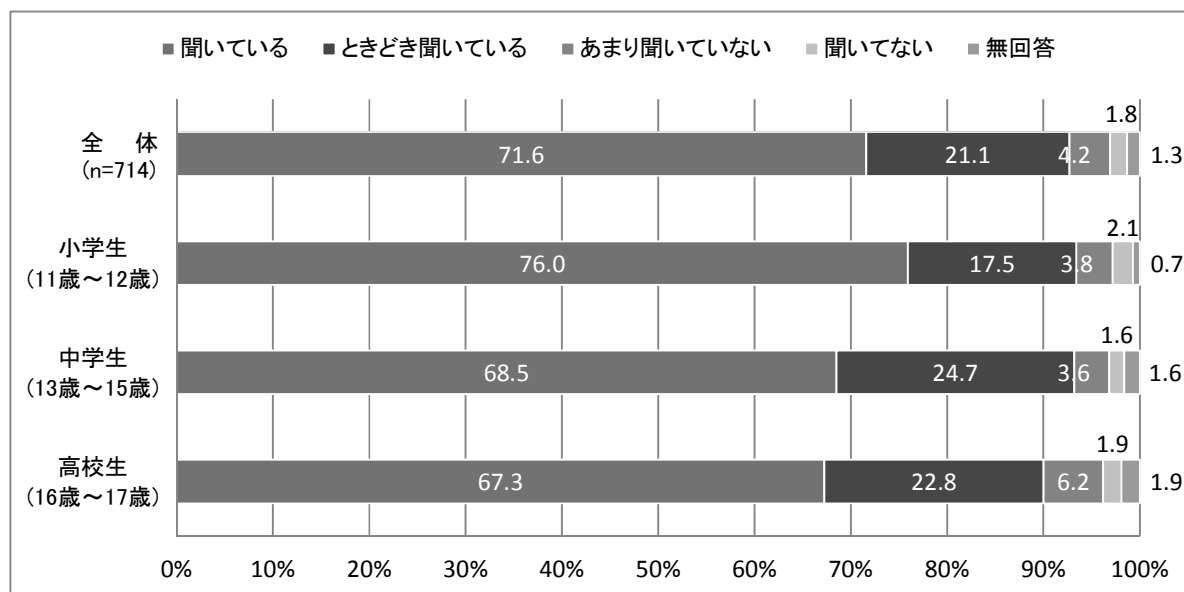
ウ 家庭における子ども参加

【子ども一年齢別】

子どもに対し、家で何かを決めるとき、おとなは子どもの意見を聞いているかをたずねたところ、子ども全体では、「聞いている」が 71.6%、「ときどき聞いている」が 21.1%、「あまり聞いていない」が 4.2%、「聞いていない」が 1.8%であった。

年齢別にみると、「聞いている」と「ときどき聞いている」を合わせた回答は、いずれも 90%を超えているが、小学生世代で 93.5%、中学生世代で 93.2%、高校生世代で 90.1%と、年齢が上がるにしたがって若干減少している。

図5-5 Q2-3 家で何かを決めるとき、おとなは子どもの意見を聞いていますか【子ども一年齢別】



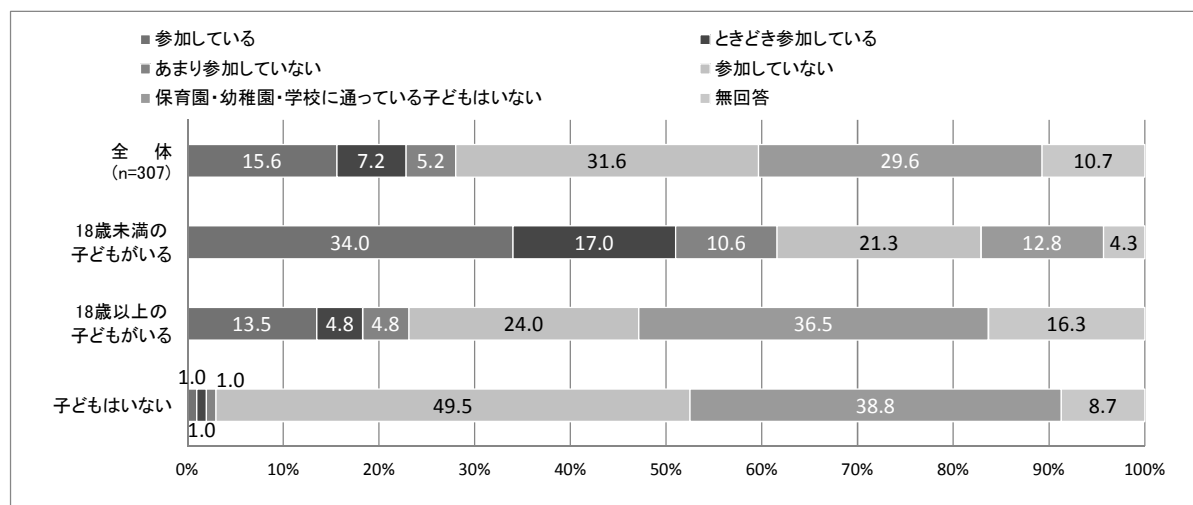
②おとなの参加

【おとな—子どもの有無別】

おとなに対し、保育園・幼稚園・学校の行事や学校での話し合いに参加するかをたずねたところ、おとな全体では、「参加している」が15.6%、「ときどき参加している」が7.2%、「あまり参加していない」が5.2%、「参加していない」が31.6%、「保育園・幼稚園・学校に通っている子どもはいない」が29.6%であった。

子どもの有無別でみると、「18歳未満の子どもがいる」おとなでは、「参加している」「ときどき参加している」を合わせて51.0%であるのに対し、「18歳以上の子どもがいる」おとなは18.3%、「子どもはいない」おとなは2.0%であった。

図 5 6 Q 1 8 保育園・幼稚園・学校の行事や学校での話し合い（たとえば、PTA など）に参加していますか
【おとな—子どもの有無別】

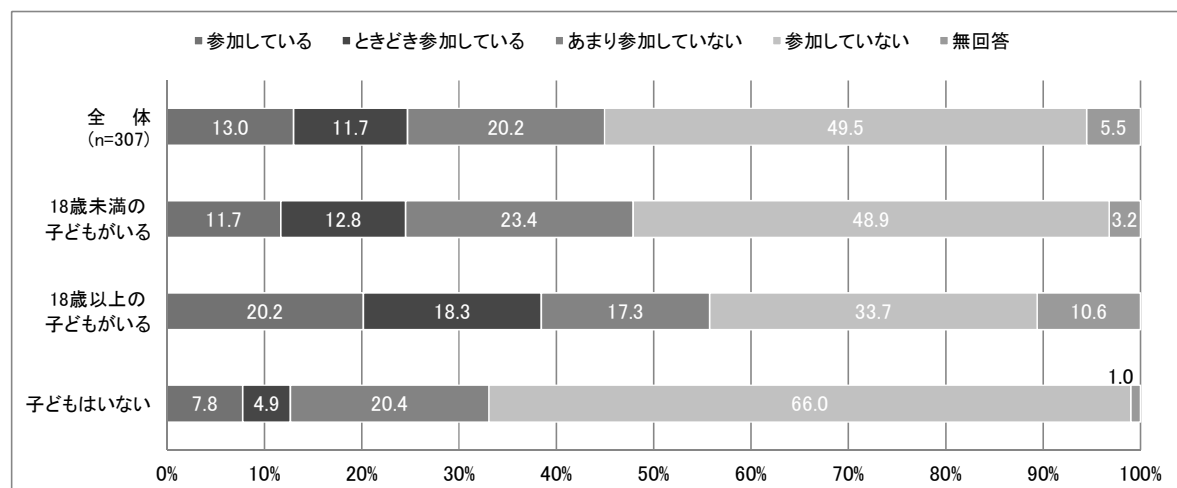


【おとな—子どもの有無別】

おとなに対し、地域の行事や話し合いに参加するかをたずねたところ、おとな全体では、「参加している」が 13.0%、「ときどき参加している」が 11.7%、「あまり参加していない」が 20.2%、「参加していない」が 49.5%であった。

子どもの有無別でみると、「参加している」「ときどき参加している」を合わせた回答は、「18歳未満の子どもがいる」おとなが 24.5%、「18歳以上の子どもがいる」おとなが 38.5%で、「子どもはいない」おとなは 12.7%と最も低かった。

図 5 7 Q 2 1 あなたは、地域の行事や話し合いに参加していますか。【おとな—子どもの有無別】



【おとな—子どもの有無別】

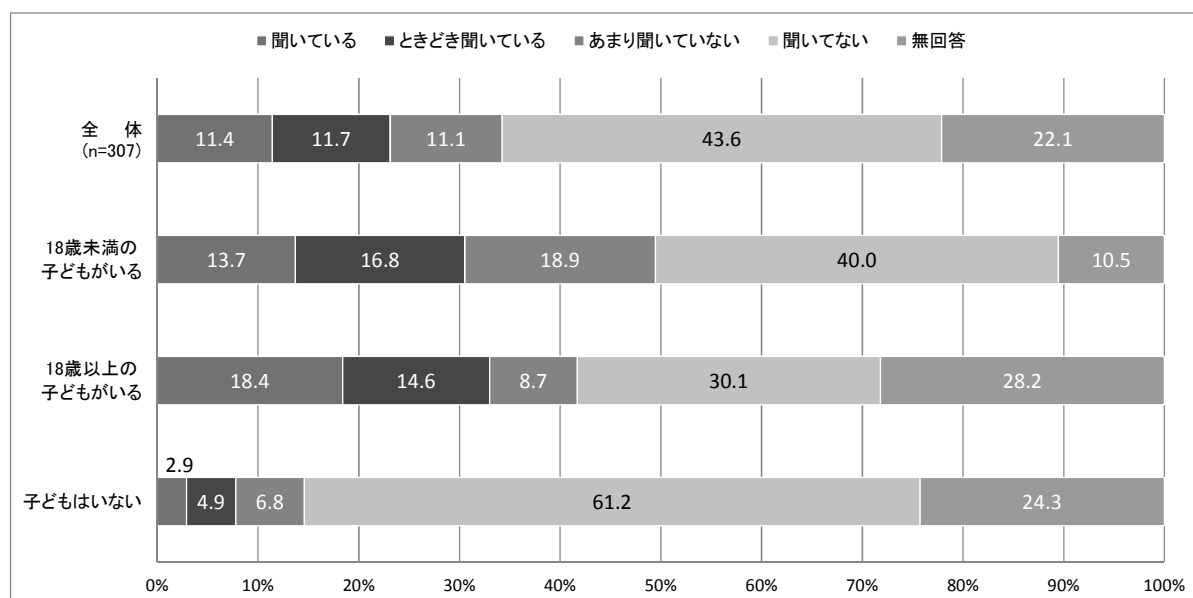
おとなに対し、地域の行事などを決めるときに子どもの意見をきいているかをたずねたところ、おとな全体では、「聞いている」が11.4%、「ときどき聞いている」が11.7%、「あまり聞いている」が11.1%、「聞いていない」が43.6%であった。「無回答」が多いのは、地域の活動に参加していないおとなが回答しなかった割合が含まれているためと思われる。

子どもの有無別でみると、「聞いている」「ときどき聞いている」を合わせた回答は、「18歳未満の子どもがいる」おとなで30.5%、「18歳以上の子どもがいる」おとなでは33.0%であった。

「無回答」は「18歳以上の子どもがいる」おとなが28.2%、「子どもはいない」おとなが24.3%と高かった。

図58 Q22 あなたは、地域の行事などを決めるとき、子どもの意見を聞いていますか

【おとな—子どもの有無別】



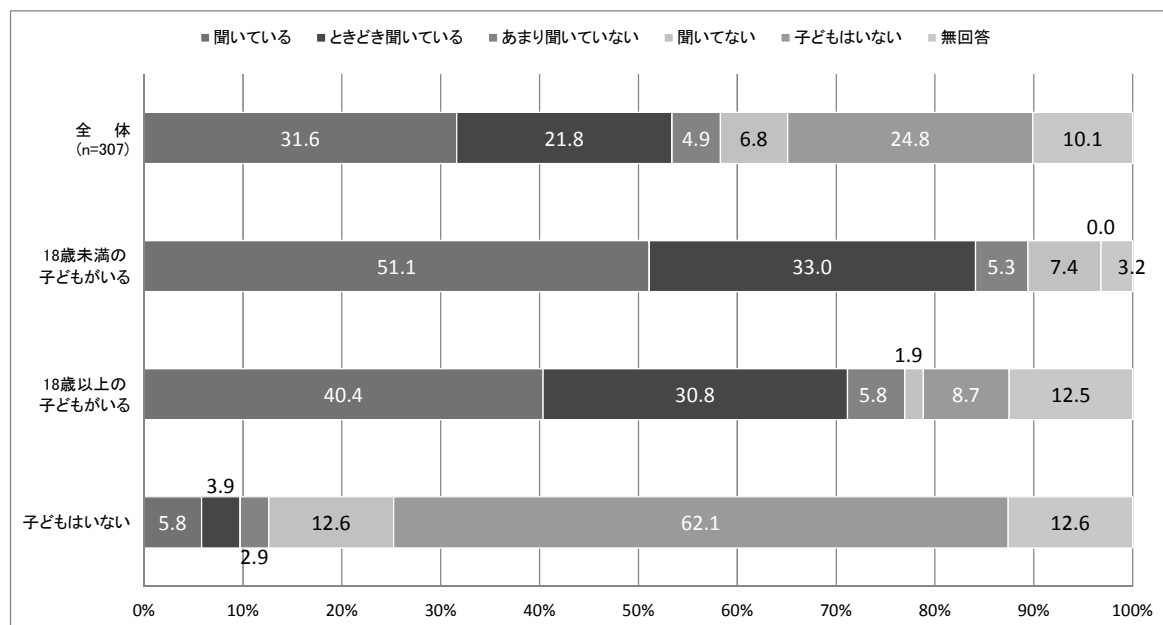
【おとな—子どもの有無別】

おとなに対し、家の中で何かを決めるときに子どもの意見を聞いているかをたずねたところ、おとな全体では、「聞いている」が31.6%、「ときどき聞いている」が21.8%、「あまり聞いている」が4.9%、「聞いていない」が6.8%であった。

子どもの有無別でみると、「聞いている」「ときどき聞いている」を合わせた回答は、「18歳未満の子どもがいる」おとなは84.1%であるが、「18歳以上の子どもがいる」おとなでは71.2%と減少する。

図59 Q26 あなたは、家の中で何かを決めるとき、子どもの意見を聞いていますか

【おとな—子どもの有無別】

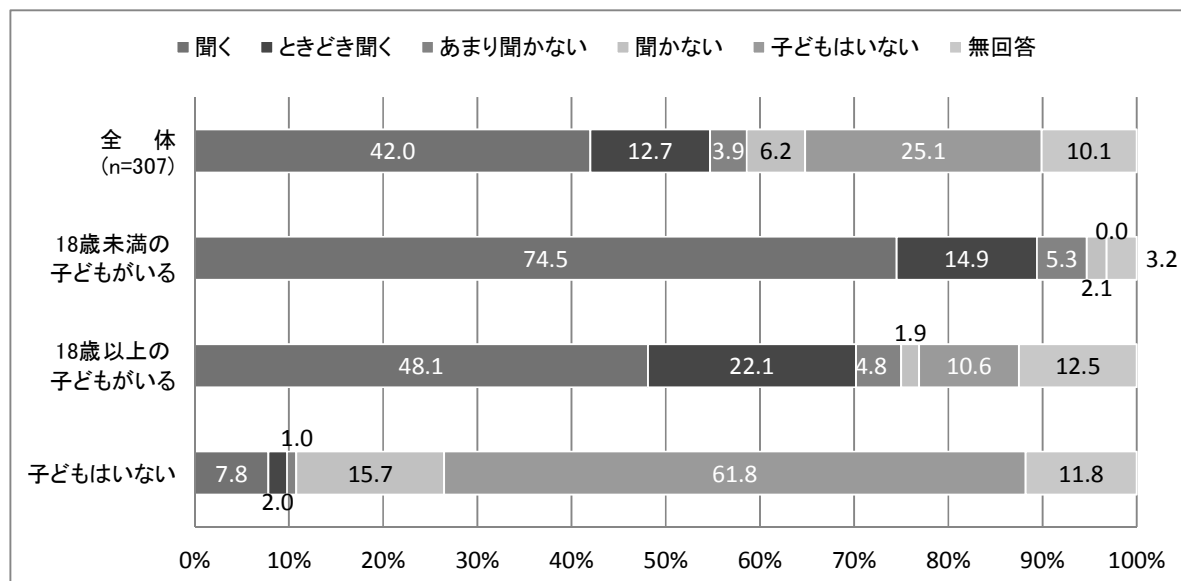


【おとな—子どもの有無別】

おとなに対し、普段家で子どもの話を聞くかをたずねたところ、おとな全体では、「聞いている」が42.0%、「ときどき聞いている」が12.7%、「あまり聞いていない」が3.9%、「聞いていない」が6.2%であった。

子どもの有無別でみると、「聞いている」「ときどき聞いている」を合わせた回答は、「18歳未満の子どもがいる」おとなで89.4%であるが、「18歳以上の子どもがいる」おとなでは70.2%と減少する。

図60 Q27 あなたは、普段家で子どもの話を聞きますか。【おとな—子どもの有無別】

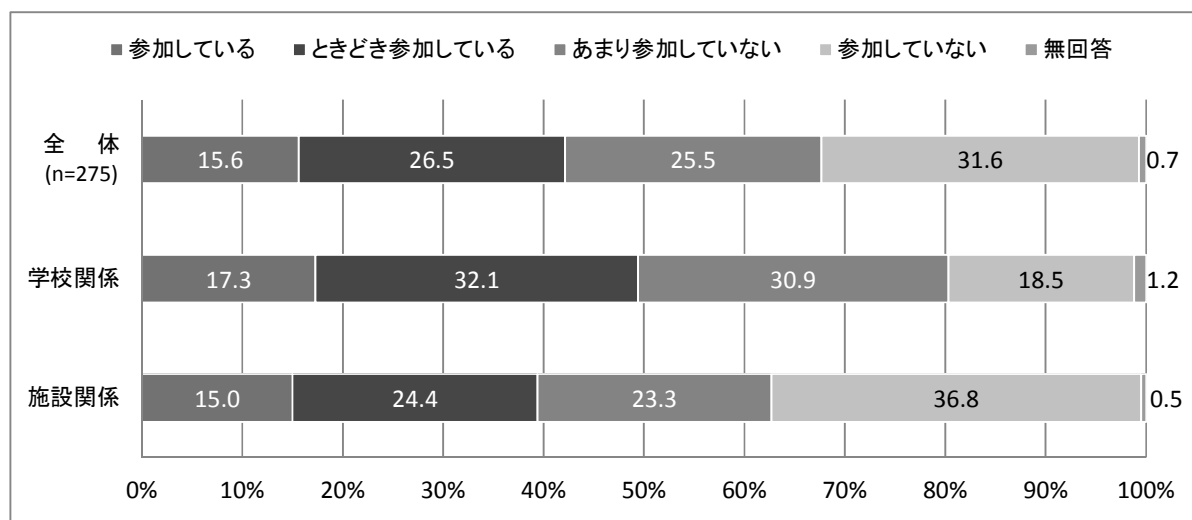


③職員の参加

【職員—学校・施設別】

職員に対し、職場のある地域の行事や話し合いに参加するかをたずねたところ、「参加している」「ときどき参加している」をあわせた回答の割合は、学校関係の職員が 49.4%、施設関係の職員が 39.4%であった。

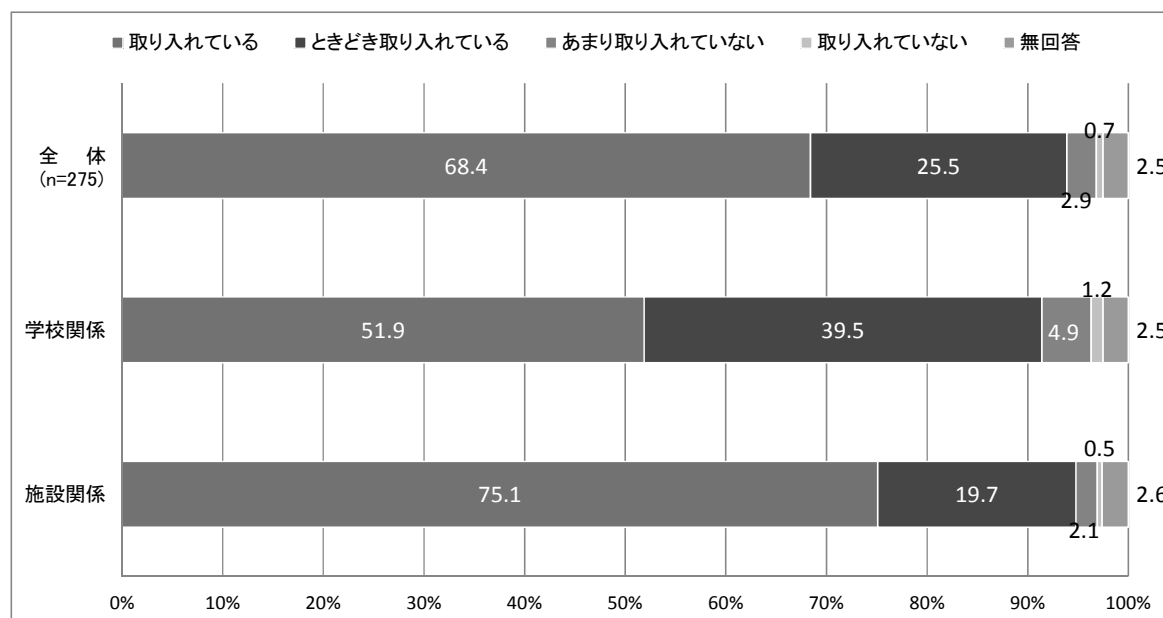
図 6 1 Q 1 6 あなたは、職場のある地域の行事や話し合いに参加していますか。【職員—学校・施設別】



【職員—学校・施設別】

職員に対し、職場で子どもに関わることを決めるとき、子どもの思いや考えを取り入れているかをたずねたところ、「取り入れている」「ときどき取り入れている」を合わせた回答の割合は、学校関係の職員が 91.4%で、施設関係の職員は 94.8%であった。

図 6 2 Q 1 7 あなたは、職場で子どもに関わることを決めるとき、子どもの思いや考えを取り入れていますか
【職員—学校・施設別】

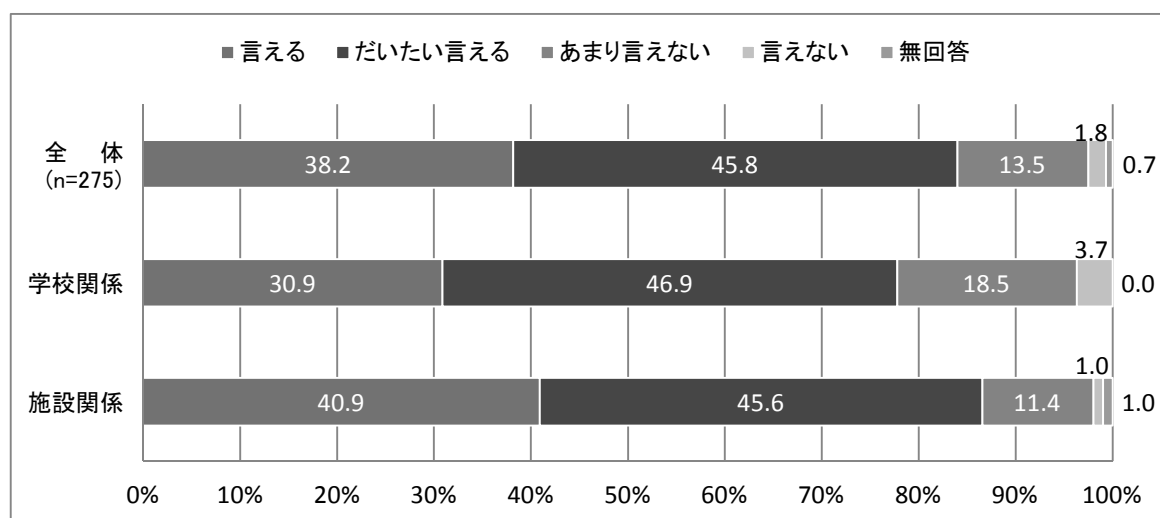


【職員—学校・施設別】

職員に対し、職場で子どもに関わることを決めるときに自分の思いや考えを自由に言えるかをたずねたところ、「言える」「だいたい言える」を合わせた回答の割合は、学校関係の職員が 77.8%で、施設関係の職員は 86.5%であった。

図 6 3 Q 1 8 あなたは、職場で子どもに関わることを決めるとき、自分の思いや考えを自由に言えますか。

【職員—学校・施設別】



(3) 安心できる居場所・話を聞いてくれる人・自由な時間の有無

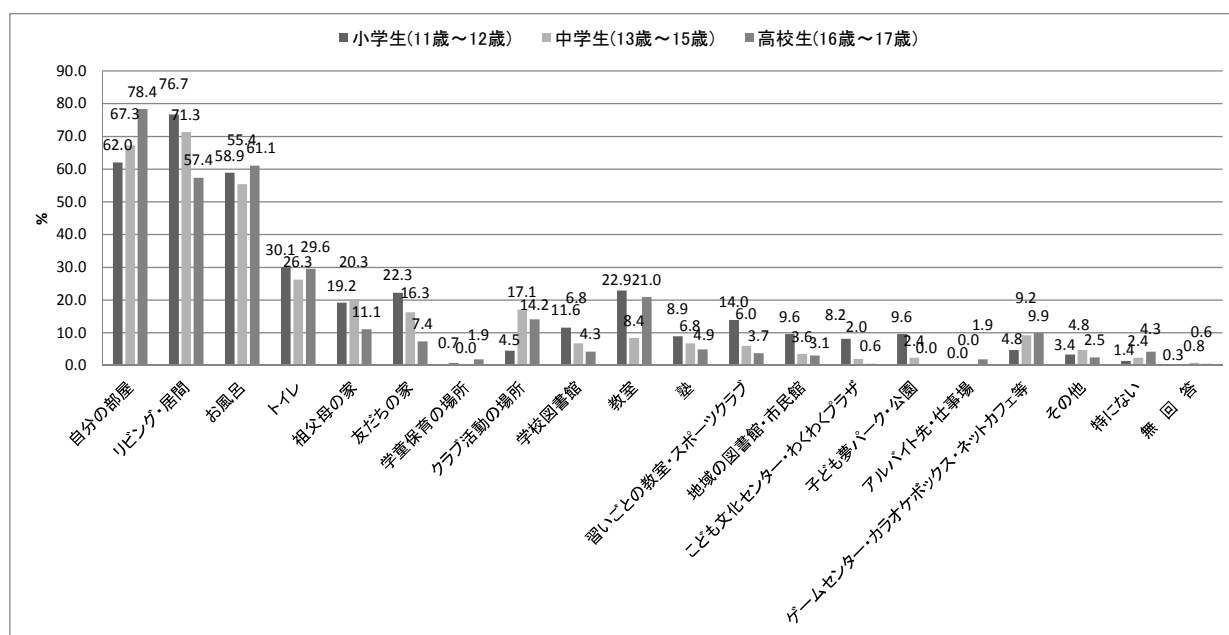
① 安心できる居場所

ア 学校・家庭・地域全般について

【子ども一年齢別】

子どもに対し、ホッとできる場所はどこかをたずねたところ、小学生世代で最も回答の割合が高かったのは、「リビング・居間」の76.7%で、次いで「自分の部屋」62.0%、「お風呂」58.9%であった。中学生世代で最も回答の割合が高かったのは、「リビング・居間」の71.3%で、次いで「自分の部屋」67.3%、「お風呂」55.4%であった。高校生世代で最も回答の割合が高かったのは、「自分の部屋」の78.4%で、次いで「お風呂」61.1%、「リビング・居間」で57.4%であった。

図6-4 Q25 あなたにとってホッとできる場所はどこですか。【子ども一年齢別】



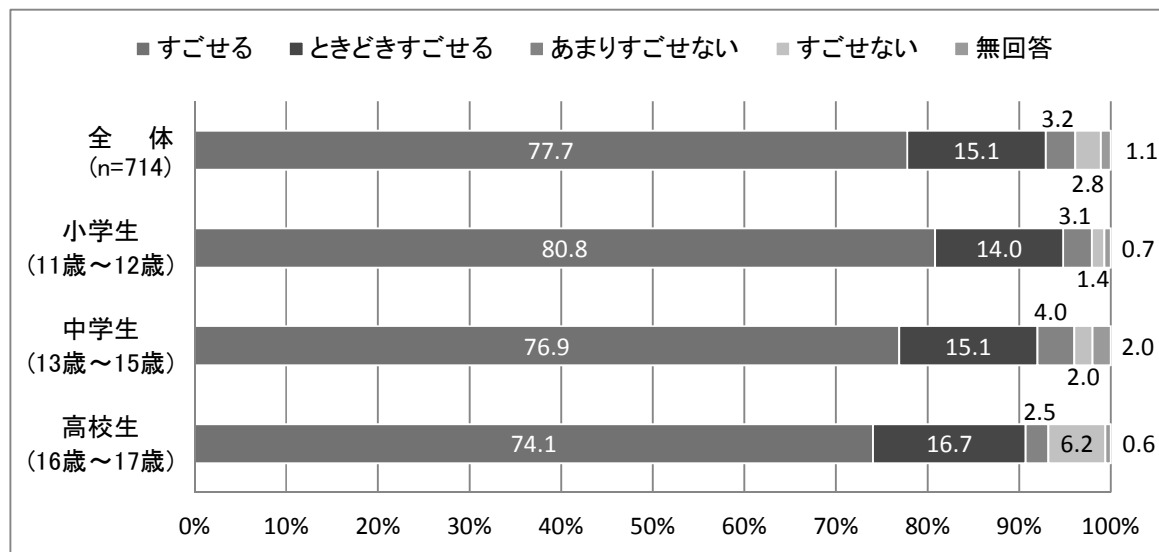
イ 学校について

【子ども一年齢別】

子どもに対し、学校で休み時間や放課後に安心して好きなようにすごせるかをたずねたところ、子ども全体では、「すごせる」という回答が77.7%、「ときどきすごせる」という回答が15.1%、「あまりすごせない」が3.2%、「すごせない」が2.8%であった。

年齢別にみると「すごせる」「ときどきすごせる」をあわせた回答は、小学生世代では94.8%、中高生世代では92.0%、高校生世代では90.8%と、年齢が上がるにしたがって減少している。

図 6 5 Q 1 6 あなたは、学校で休み時間や放課後、安心して好きなようにすごせますか。【子ども一年齢別】

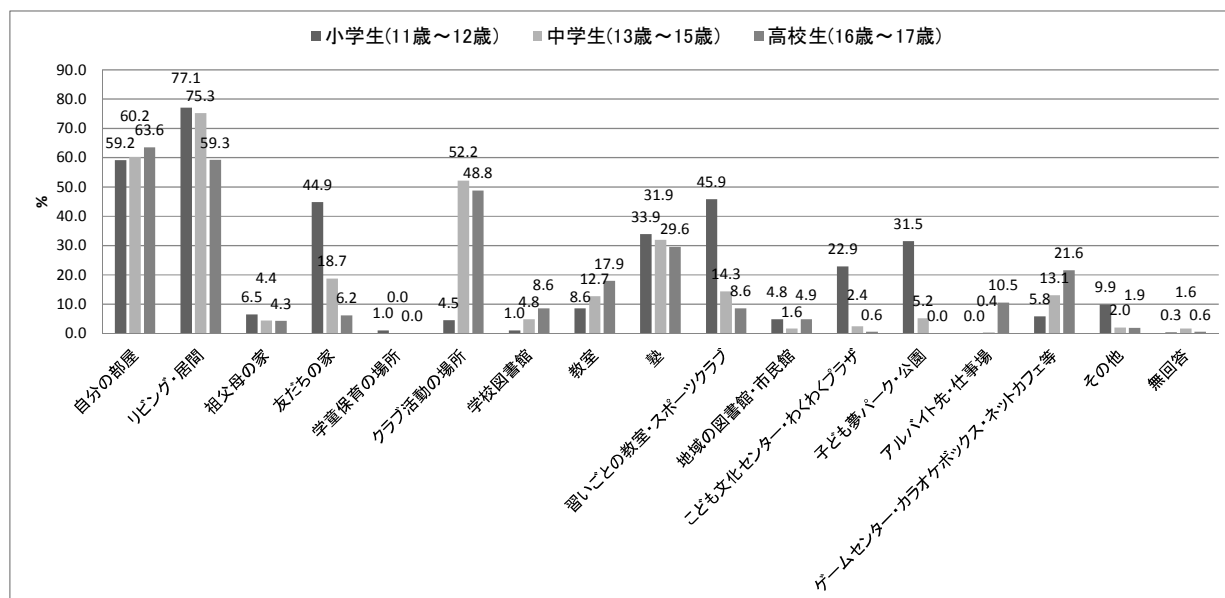


【子ども一年齢別】

子どもに対し、放課後どこですごすかをたずねたところ、小学生世代で最も回答の割合が高かったのは、「リビング・居間」の 77.1%で、次いで「自分の部屋」59.2%、「習い事の教室・スポーツクラブ」45.9%であった。中学生世代で最も回答の割合が高かったのは、「リビング・居間」の 75.3%で、次いで「自分の部屋」60.2%、「クラブ活動の場所」52.2%であった。高校生世代で最も回答の割合が高かったのは、「自分の部屋」の 63.6%で、次いで「リビング・居間」59.3%、「クラブ活動の場所」48.8%であった。

「自分の部屋」と回答する割合は、年齢が上がるにしたがって増加している。逆に、「リビング・居間」と回答する割合は、年齢が上がるにしたがって減少している。

図 6 6 Q 1 7 あなたは、放課後どこですごしますか【子ども一年齢別】



② 話を聞いてくれる人（学校・地域・家庭）

ア 学校で話を聞いてくれる先生・友だちの有無

<先生>

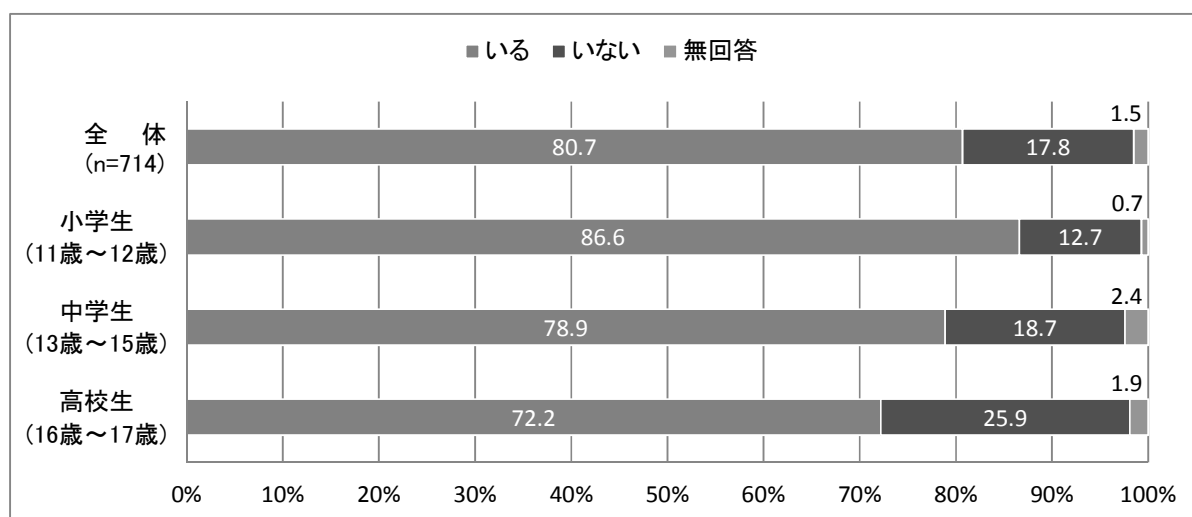
【子ども一年齢別】

子どもに対し、学校には自分の話を聞いてよくわかってくれる先生がいるかをたずねたところ、子ども全体では、80.7%の子どもが「いる」と回答し、17.8%の子どもが「いない」と回答していた。

年齢別に見ると、小学生世代では86.6%の子どもが「いる」と回答しているが、中学生世代では78.9%、高校生世代では72.2%となり、年齢が上がるにしたがって減少している。

図6-7 Q13 学校にはあなたの話を聞いて、あなたのことをよくわかってくれる先生がいますか。

【子ども一年齢別】



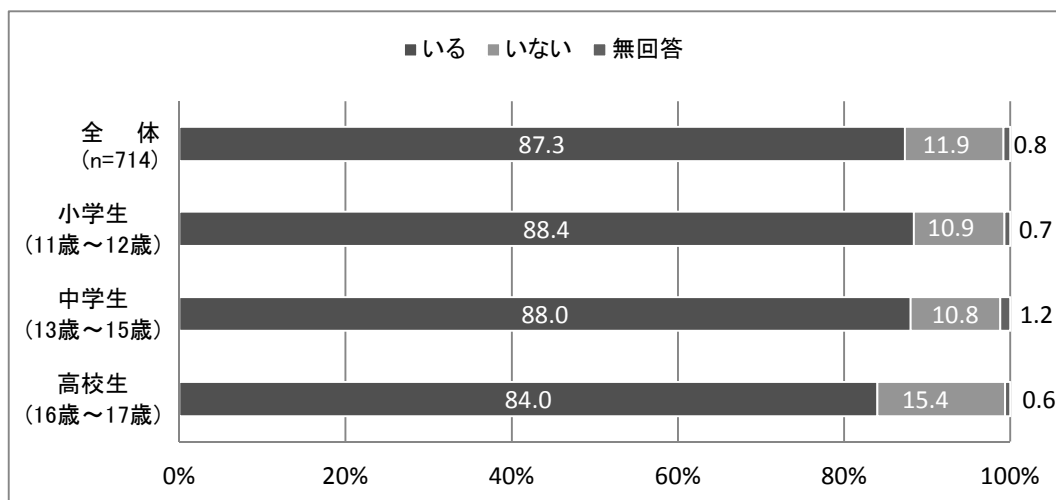
<友だち>

【子ども一年齢別】

子どもに対し、学校には何でも話せる友だちがいるかをたずねたところ、子ども全体では、「いる」という回答が87.3%、「いない」という回答が11.9%であった。

年齢別に見ると、「いる」と回答している割合は、小学生世代で88.4%、中学生世代で88.0%、高校生世代で84.0%と、年齢が上がるにしたがって減少している。

図 6 8 Q 1 4 あなたは、学校に何でも話せる友だちがいますか。【子ども一年齢別】



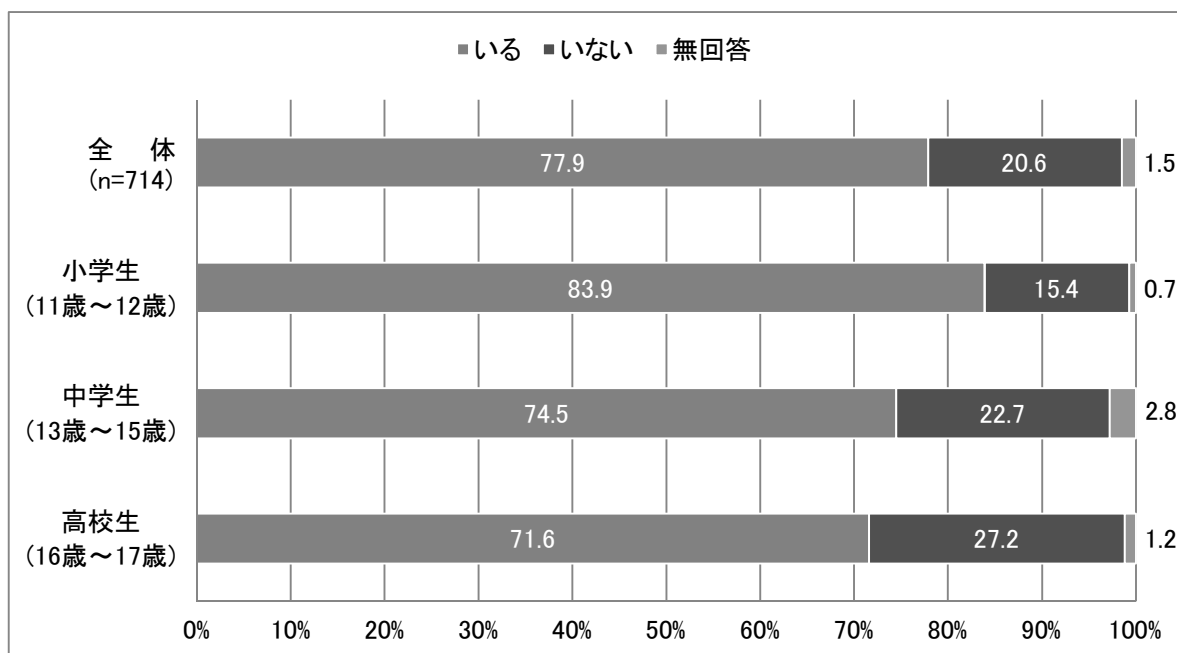
イ 地域で話を聞いてくれる友だちの有無

【子ども一年齢別】

子どもに対し、地域で一緒に遊んだり話したりする友だちがいるかをたずねたところ、子ども全体では、「いる」という回答が 77.9%、「いない」という回答が 20.6%であった。

年齢別に見ると、「いる」と回答している割合は、小学生世代で 83.9%、中学生世代で 74.5%、高校生世代で 71.6%と、年齢が上がるにしたがって減少している。

図 6 9 Q 2 0 地域に、一緒に遊んだり話したりする友だちがいますか。【子ども一年齢別】



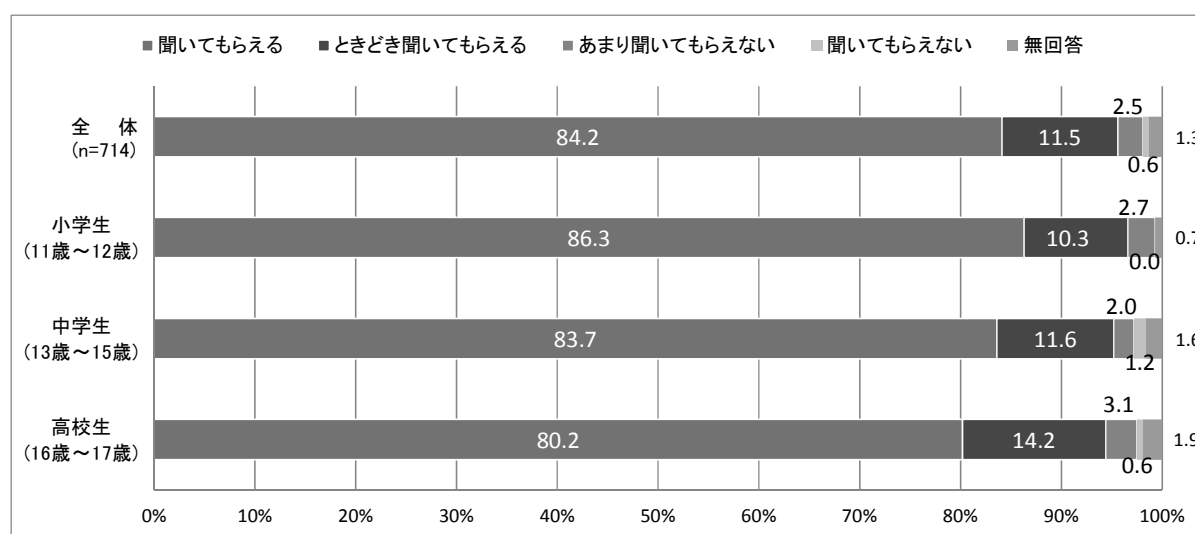
ウ 家庭で話を聞いてくれる人の有無

【子ども—年齢別】

子どもに対し、家で話を聞いてもらえるかをたずねたところ、子ども全体では、「聞いてもらえる」という回答が 84.2%、「ときどき聞いてもらえる」が 11.5%、「あまり聞いてもらえない」が 2.5%、「聞いてもらえない」が 0.6%であった。

年齢別に見ると、「聞いてもらえる」という回答は、小学生世代で 86.3%、中学生世代で 83.7%、高校生世代で 80.2%と、年齢が上がるにしたがって減少している。

図 70 Q22 あなたは、家で話を聞いてもらえますか。【子ども—年齢別】

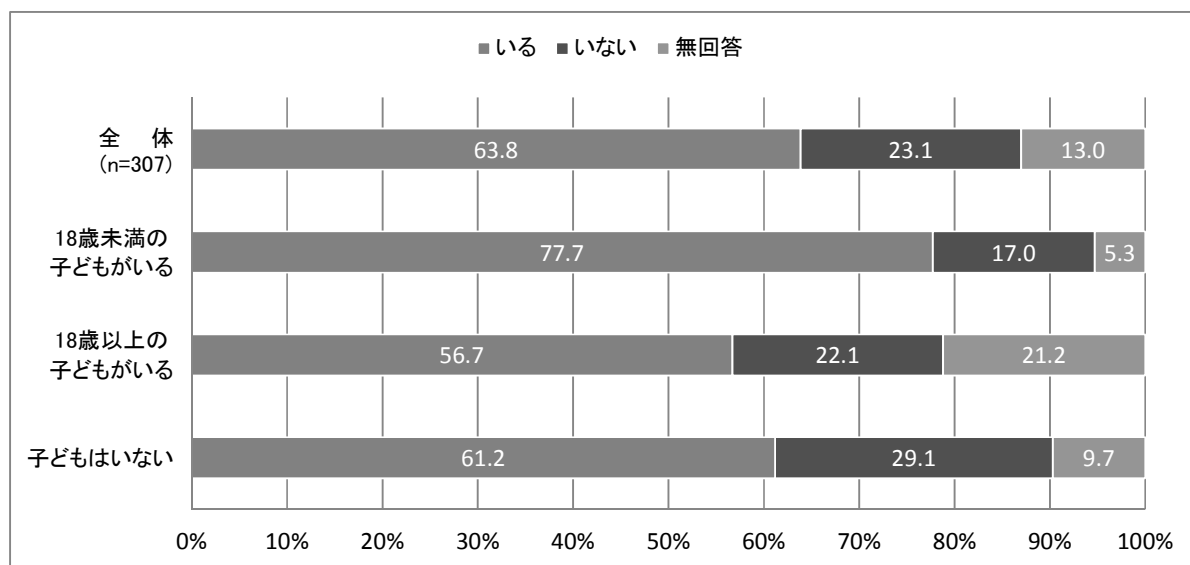


【おとな—子どもの有無別】

おとなに対して、周りに自分の話を聞いてくれる人がいるかをたずねたところ、おとな全体では、「いる」という回答が 63.8%、「いない」という回答が 23.1%であった。

子どもの有無別にみると、「いる」という回答は、「18歳未満の子どもがいる」おとなで 77.7%、「18歳以上の子どもがいる」おとなで 56.7%、「子どもはいない」おとなで 61.2%であった。

図 7 1 Q 1 9 あなたの職場やあなたのお子さんが通っている保育園・幼稚園・学校など、あなたの周辺にあなたの話を聞いてくれる人がいますか。 【おとな—子どもの有無別】



③ 自由な時間

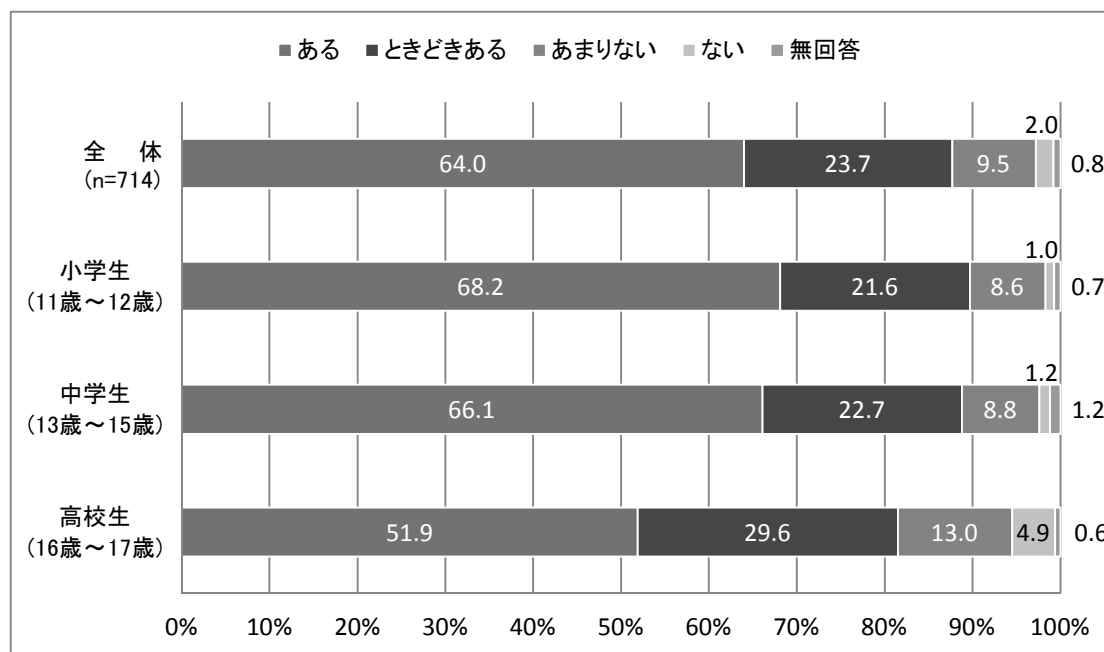
【子ども—年齢別】

子どもに対し、遊んだり休んだり自分の好きなことをする時間が十分にあるかをたずねたところ、子ども全体では、「ある」という回答が 64.0%、「ときどきある」が 23.7%、「あまりない」が 9.5%、「ない」が 2.0%であった。

年齢別に見ると、「ある」「ときどきある」を合わせた回答は、小学生世代で 89.8%、中学生世代が 88.8%、高校生世代が 81.5%で、年齢が上がるにしたがって減少している。

図 7 2 Q 2 4 あなたには、遊んだり休んだり自分の好きなことをする時間が十分にありますか。

【子ども一年齢別】



(4) 自己意識・権利意識

①自己に対する評価について

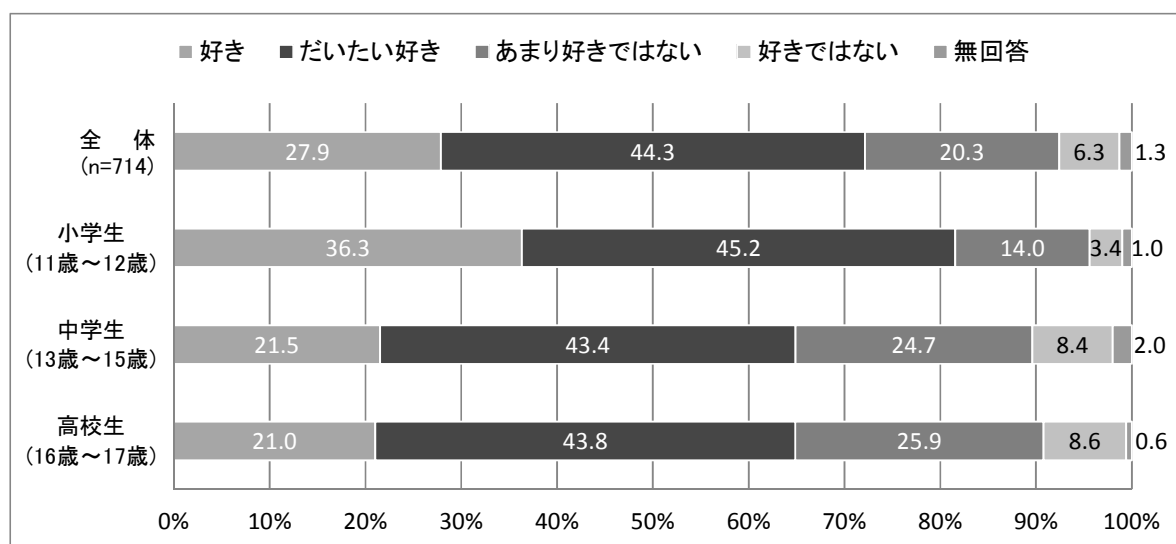
ア 子ども

【子ども—年齢別】

子どもに対し、自分が好きかをたずねたところ、子ども全体では、「好き」が 27.9%、「だいたい好き」が 44.3%、「あまり好きではない」が 20.3%、「好きではない」が 6.3%であった。

年齢別に見ると、「好き」と「だいたい好き」を合わせた回答は、小学生世代が 81.5%、中学生世代が 64.9%、高校生世代が 64.8%で、年齢が上がるにしたがって減少している。

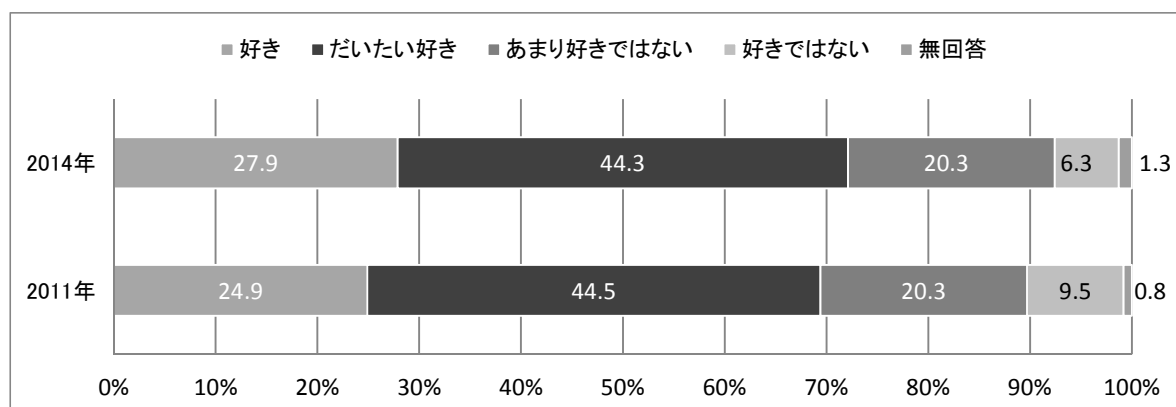
図 7 3 Q 2 7 あなたは、自分が好きですか【子ども—年齢別】



【子ども—経年】

同様の設問をした前回調査と比較すると、「好き」と「だいたい好き」とを合わせた回答は、69.4%から 72.3%へ増加している。

図 7 4 Q 2 7 あなたは、自分が好きですか【子ども—経年】

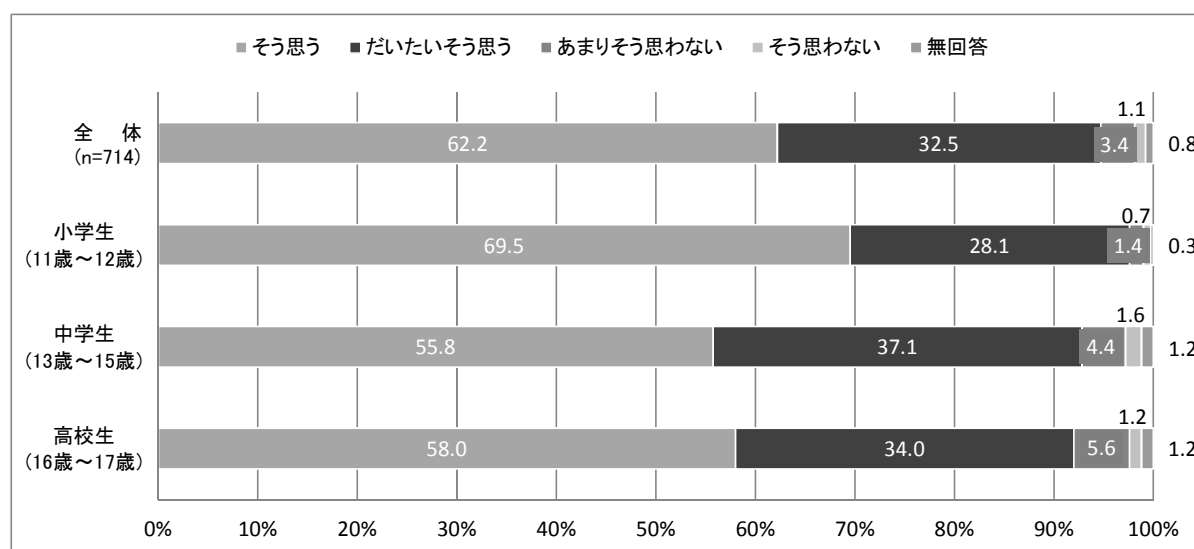


【子ども一年齢別】

子どもに対し、自分は親や周りのおとなから大切にされていると感じるかをたずねたところ、子ども全体では、「そう思う」という回答が62.2%、「だいたいそう思う」が32.5%、「あまりそう思わない」が3.4%、「そう思わない」が1.1%であった。

年齢別に見ると、「そう思う」と「だいたいそう思う」を合わせた回答は、小学生世代で97.6%、中学生世代で92.9%、高校生世代で92.0%と、年齢が上がるにしたがって若干減少している。

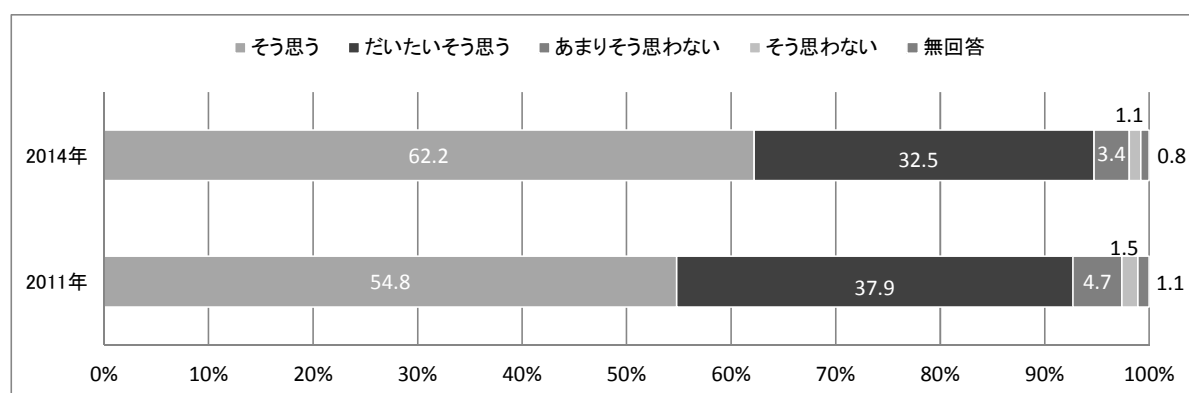
図75 Q28 あなたは、自分は親や周りのおとなから大切にされていると感じますか。【子ども一年齢別】



【子ども一経年】

同様の設問をした前回調査と比較すると、「そう思う」と「だいたいそう思う」とを合わせた回答は、92.7%から94.7%へ増加している。

図76 Q28 あなたは、自分は親や周りのおとなから大切にされていると感じますか。【子ども一年齢別】

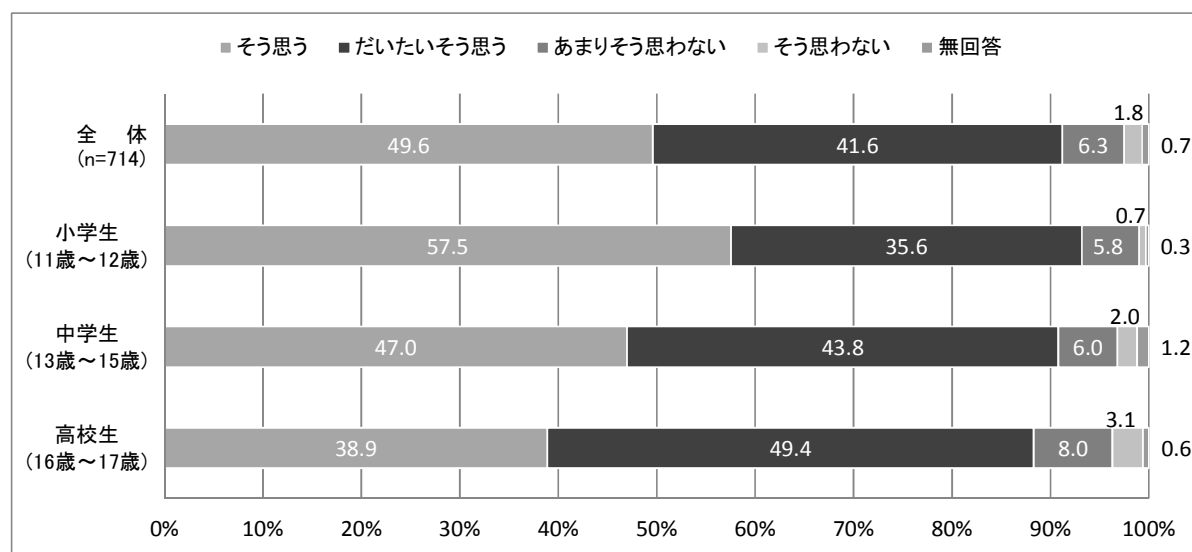


【子ども一年齢別】

子どもに対し、自分は友だちから大切にされていると感じるかをたずねたところ、子ども全体では、「そう思う」という回答が49.6%、「だいたいそう思う」が41.6%、「あまりそう思わない」が6.3%、「そう思わない」が1.8%であった。

年齢別に見ると、「そう思う」と「だいたいそう思う」を合わせた回答は、小学生世代で93.1%、中学生世代で90.8%、高校生世代で88.3%と、年齢が上がるにしたがって減少している。

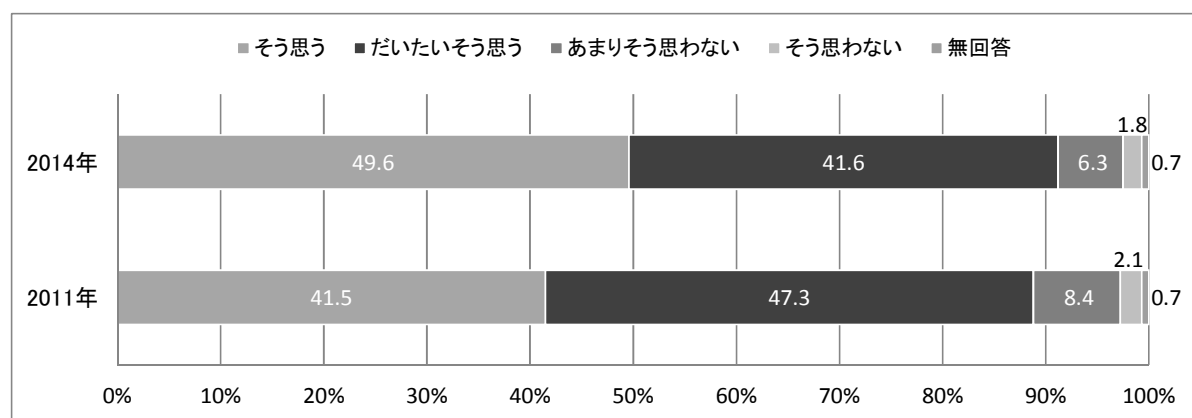
図77 Q29 あなたは、自分は友だちから大切にされていると感じますか。【子ども一年齢別】



【子ども一経年】

同様の設問をした前回調査と比較すると、「そう思う」と「だいたいそう思う」とを合わせた回答は、88.8%から91.2%へ増加している。

図78 Q29 あなたは、自分は友だちから大切にされていると感じますか。【子ども一経年】



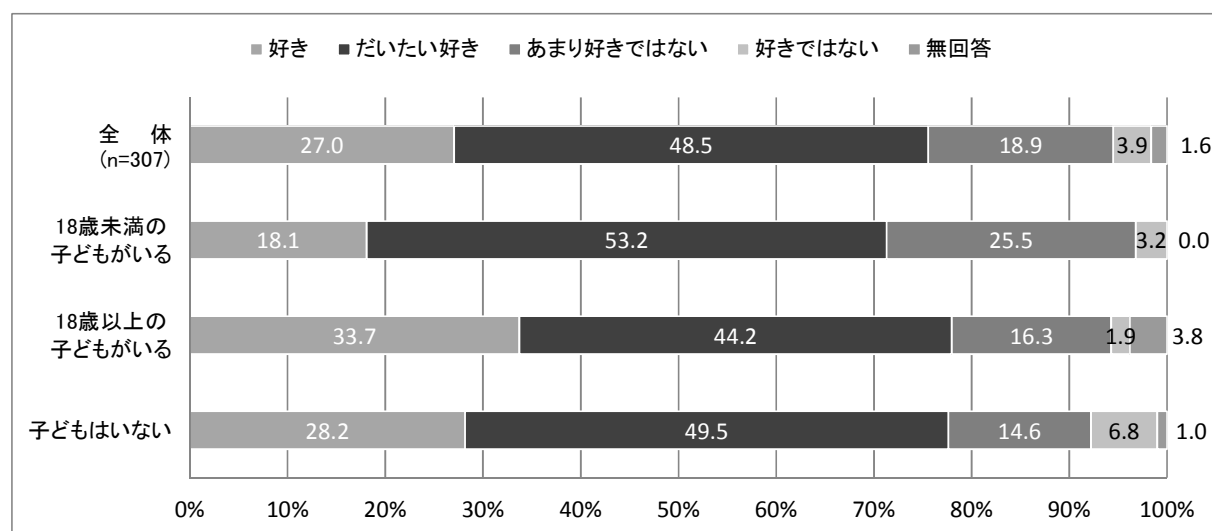
イ おとな

【おとな—子どもの有無別】

おとなに対し、自分が好きかをたずねたところ、おとな全体では、「好き」という回答が 27.0%、「だいたい好き」が 48.5%、「あまり好きではない」が 18.9%、「好きではない」が 3.9% であった。

子どもの有無別にみると、「好き」と「だいたい好き」を合わせた回答は、「18 歳未満の子どもがいる」おとなが 71.3%、「18 歳以上の子どもがいる」おとなが 77.9%、「子どもはいない」おとなが 77.7%であった。

図 7 9 Q 3 3 あなたは、自分が好きですか。【おとな—子どもの有無別】

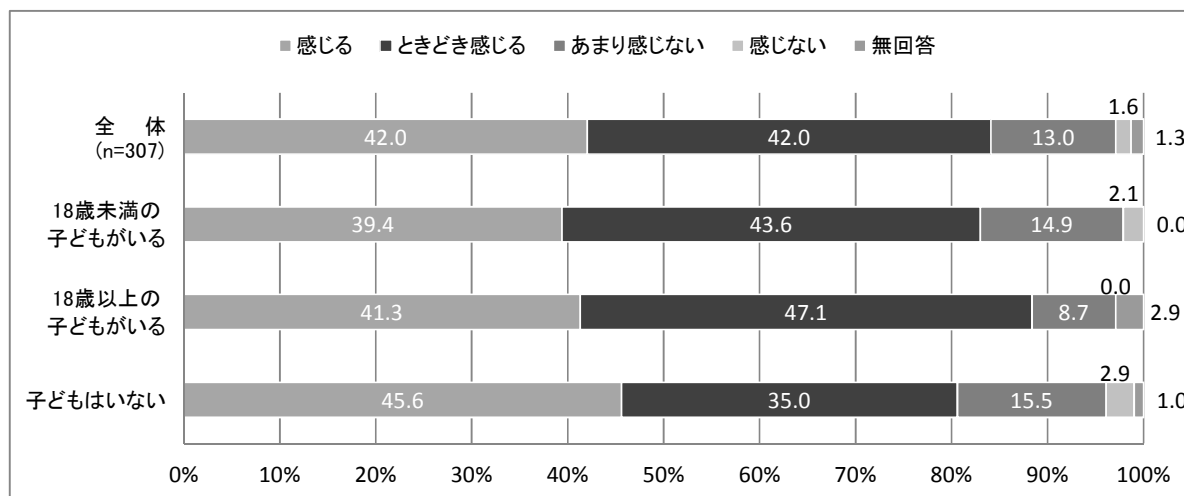


【おとな—子どもの有無別】

おとなに対し、周りの人から大切にされていると感じるかをとずねたところ、「感じる」という回答が 42.0%、「ときどき感じる」が 42.0%、「あまり感じない」が 13.0%、「感じない」が 1.6%であった。

子どもの有無別にみると、「感じる」と「ときどき感じる」を合わせた回答は、「18 歳未満の子どもがいる」おとなが 83.0%、「18 歳以上の子どもがいる」おとなが 88.4%、「子どもはいない」おとなが 80.6%であった。

図 8 0 Q 3 4 あなたは、周りの人から大切にされていると感じますか。【おとな—子どもの有無別】

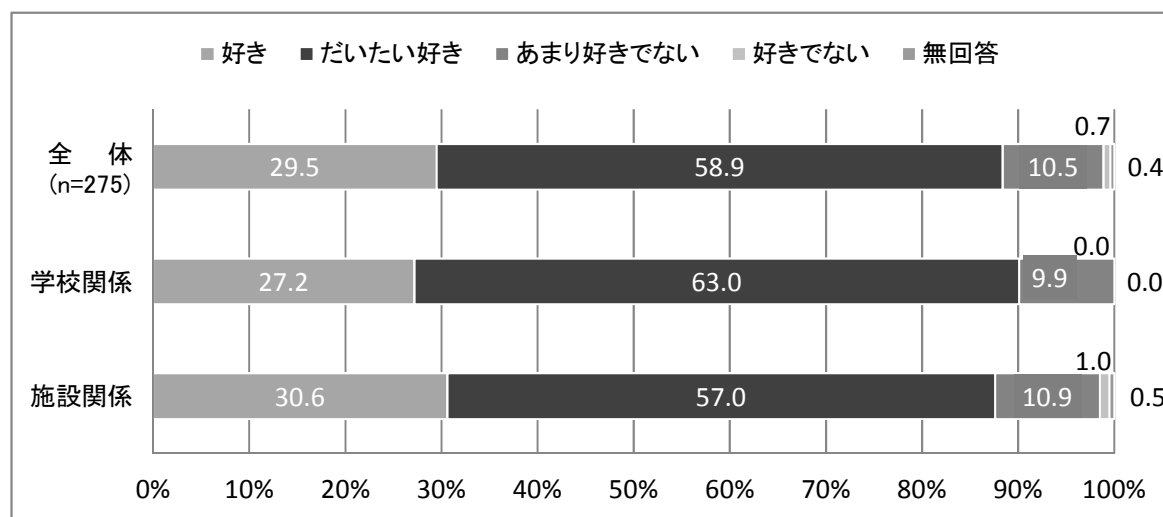


ウ 職員

【職員—学校・施設別】

職員に対し、自分が好きかをたずねたところ、「好き」と「だいたい好き」を合わせた回答は、学校関係の職員が 90. 2%、施設関係の職員が 87. 6%であった。

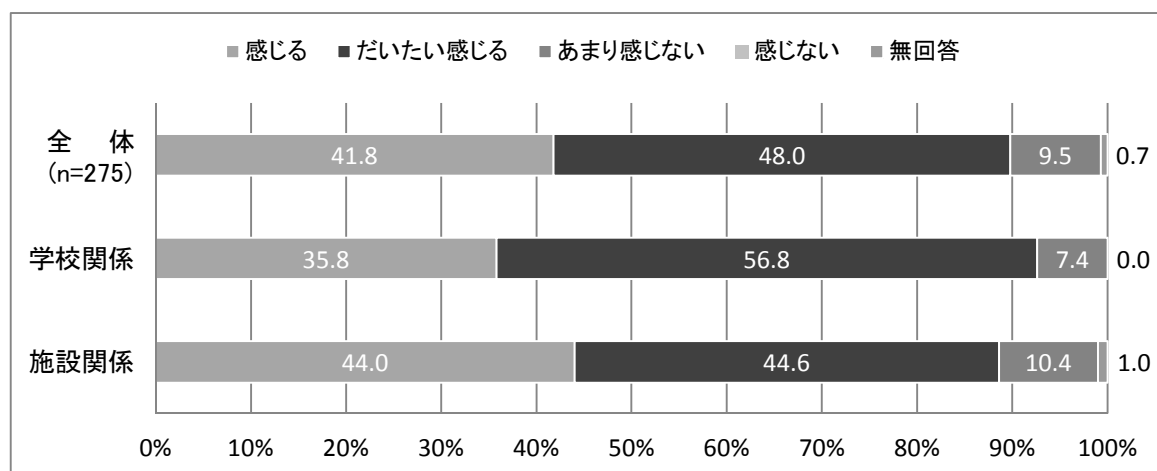
図 8 1 Q 2 9 あなたは、自分が好きですか。【職員—学校・施設別】



【職員—学校・施設別】

職員に対し、周りの人から大切にされていると感じるかをたずねたところ、「感じる」と「だいたい感じる」を合わせた回答は、学校関係の職員が 92. 6%、施設関係の職員が 88. 6%であった。

図 8 2 Q 3 0 あなたは、周りの人から大切にされていると感じますか。【職員—学校・施設別】

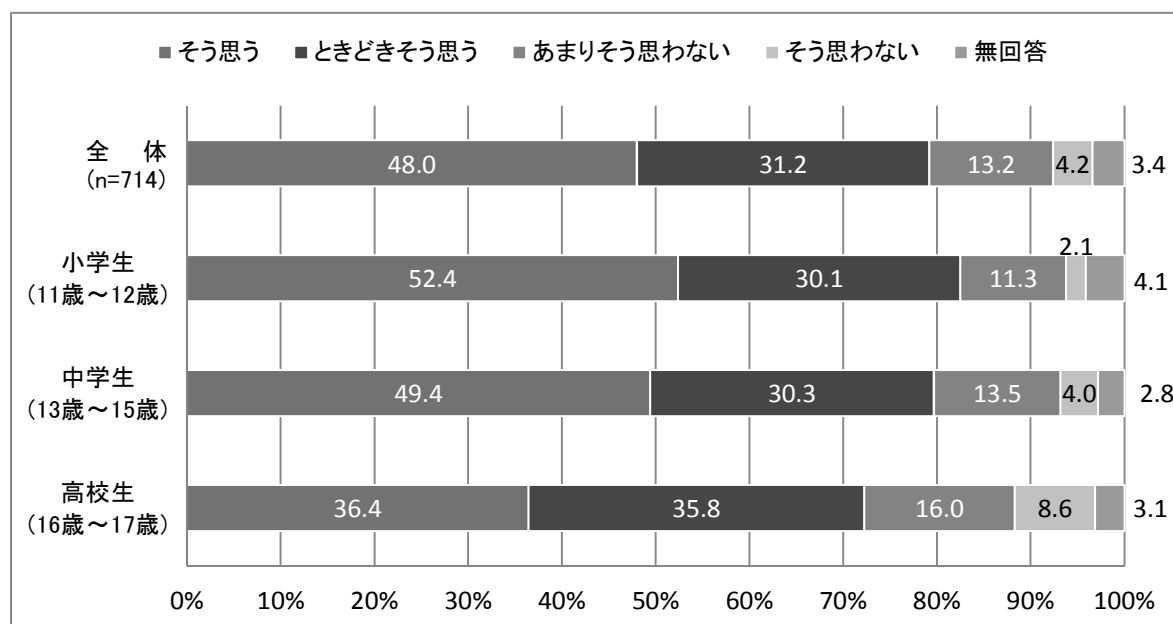


② 文化・国籍等の違いについて

【子ども—年齢別】

子どもに対し、文化・国籍等の違いに関わらず子どもは大切にされていると思うかをたずねたところ、子ども全体では、「そう思う」という回答が 48.0%、「ときどきそう思う」が 31.2%、「あまりそう思わない」が 13.2%、「そう思わない」が 4.2%であった。

図 8 3 Q 2 6 あなたは、生活のなかで文化・国籍等のちがいが、障がいのあるなしにかかわらず、子どもは大切にされていると思いますか。【子ども—年齢別】

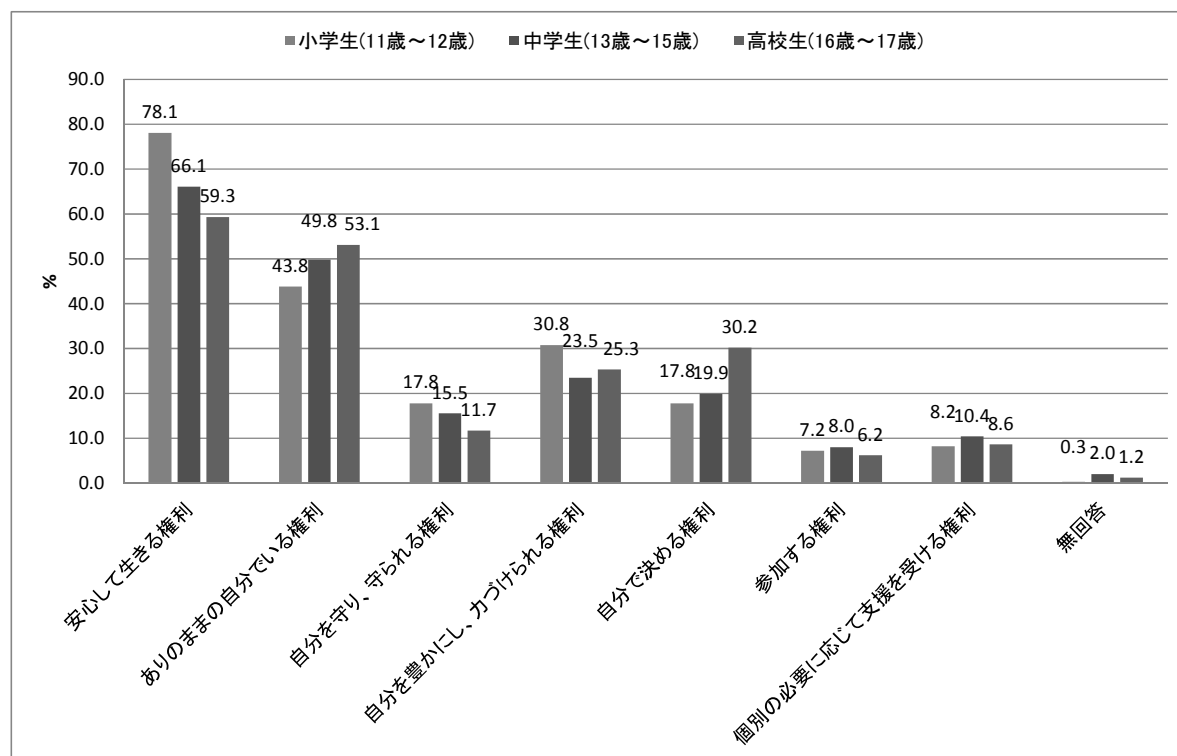


③ 子どもの権利の中で、最も大切だと思うもの

【子ども一年齢別】

子どもに対し、子どもの権利の中で、自分にとって最も大切だと思うものは何かをたずねたところ、すべての年代において最も回答の割合が高かったのは「安心して生きる権利」で、次いで高かったのが「ありのままの自分でいる権利」であった。

図8-4 Q3-3 子どもの権利のなかで、自分にとってもっとも大切だと思うものは何ですか。【子ども一年齢別】



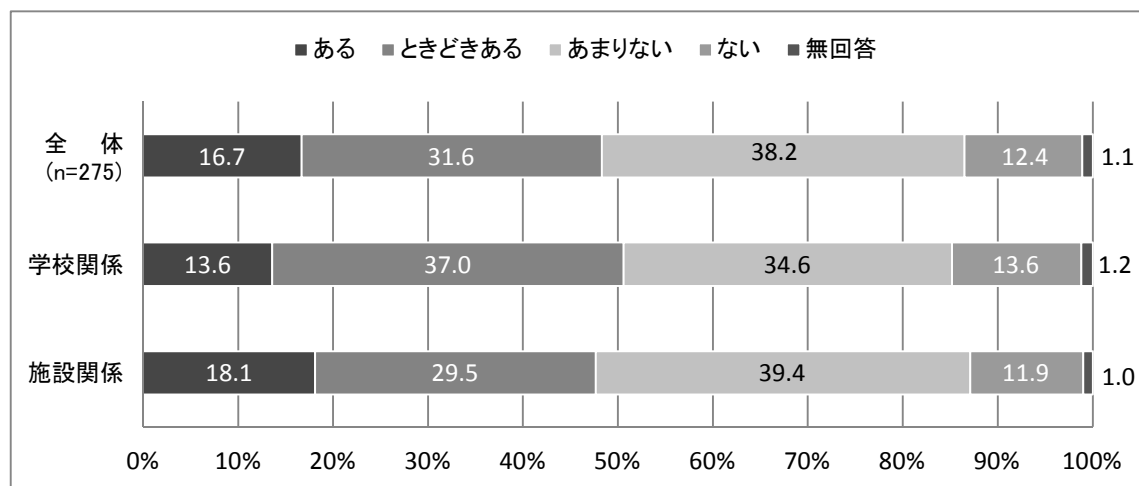
④ 権利学習の機会

【職員—学校・施設別】

職員に対し、子どもが自分の権利を学ぶ機会があるかをたずねたところ、職員全体では、「ある」という回答が、16.7%、「ときどきある」が31.6%、「あまりない」が38.2%、「ない」が12.4%であった。

「ある」と「ときどきある」をあわせた回答の割合は、学校関係職員が50.6%、施設関係職員は47.7%であった。

図 8 5 Q 2 5 あなたの職場では、子どもが自分の権利を学ぶ機会がありますか。【職員―学校・施設別】



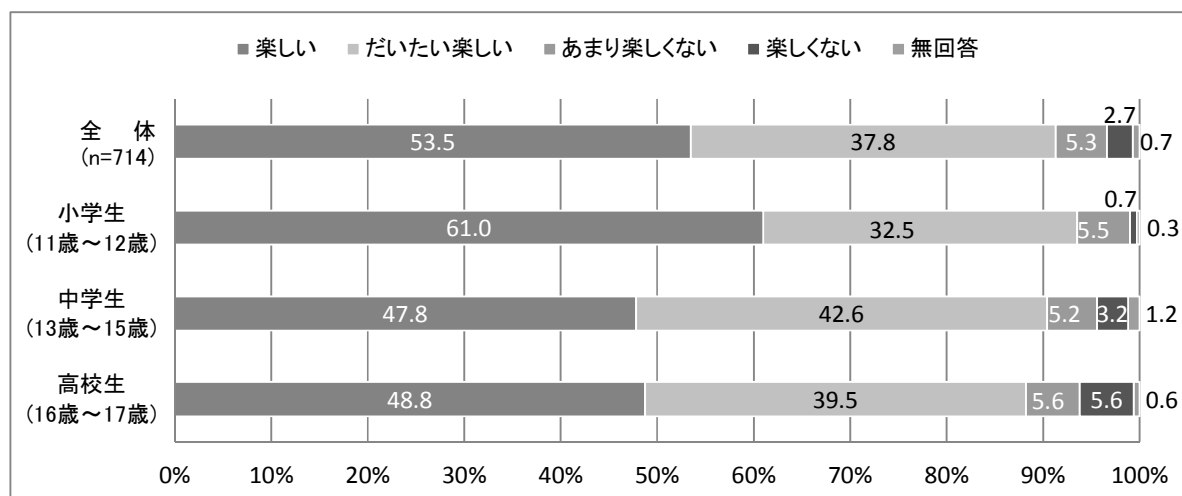
(5) 毎日が楽しいか

【子ども―年齢別】

子どもに対し、毎日が楽しいかをたずねたところ、子ども全体では、「楽しい」という回答が 53.5%、「だいたい楽しい」が 37.8%、「あまり楽しくない」が 5.3%、「楽しくない」が 2.7%であった。

子どもの有無別にみると、「楽しい」と「だいたい楽しい」を合わせた回答は、小学生世代が 93.5%、中学生世代が 90.4%、高校生世代が 88.3%で、年齢が上がるにしたがって減少している。

図 8 6 Q 3 0 あなたは、毎日が楽しいですか。【子ども―年齢別】

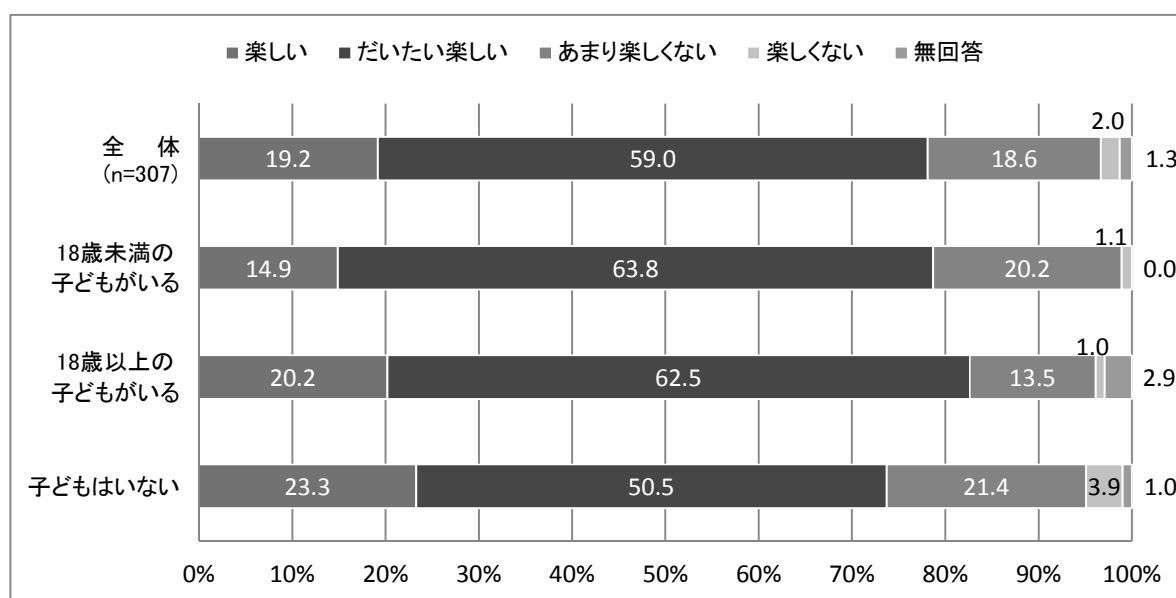


【おとな—子どもの有無別】

おとなに対し、毎日が楽しいかをたずねたところ、「楽しい」という回答が 19.2%、「だいたい楽しい」が 59.0%、「あまり楽しくない」が 18.6%、「楽しくない」が 2.0%であった。

子どもの有無別にみると、「楽しい」と「だいたい楽しい」を合わせた回答は、「18 歳未満の子どもがいる」おとなが 78.7%、「18 歳以上の子どもがいる」おとなが 82.7%、「子どもはいない」おとなが 73.8%であった。

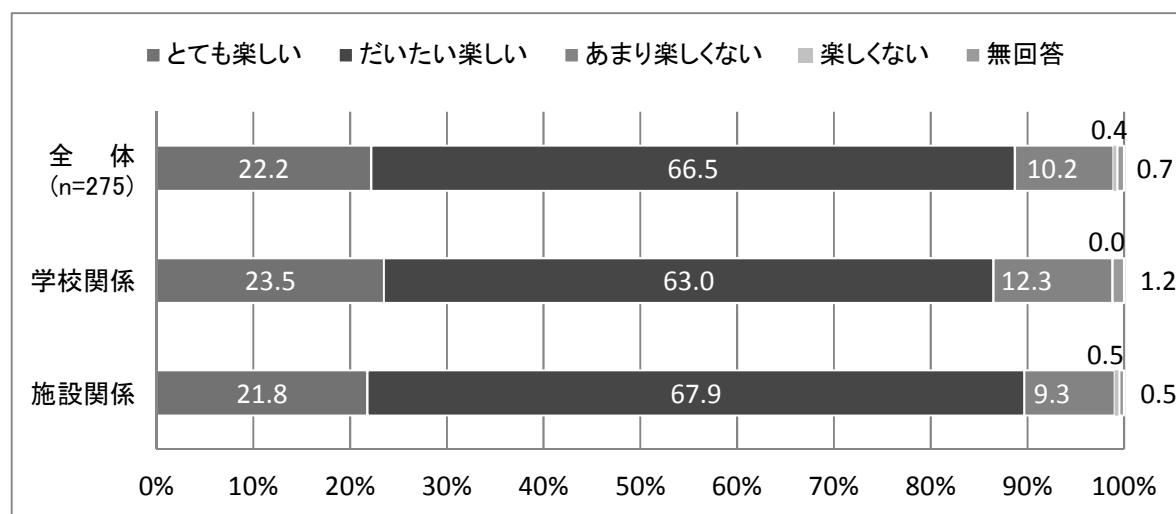
図 8 7 Q 3 5 あなたは、毎日が楽しいですか。【おとな—子どもの有無別】



【職員—学校・施設別】

職員に対し、「毎日が楽しいか」たずねたところ、「楽しい」と「だいたい楽しい」を合わせた回答は、学校関係の職員が 86.5%、施設関係の職員が 89.7%であった。

図 8 8 Q 3 1 あなたは、毎日が楽しいですか。【職員—学校・施設別】



Ⅳ 自由記述

1 子どもの自由記述について

子どもの自由記述では、「子どもが安心して、自分らしく生き、社会に参加しながら成長していくには、どんなことが大切か」と質問し、子ども412人から回答を得た。なお、複数回答されたものもあり、回答数は476であった。

回答は、(1)子どもの権利関連、(2)生活環境等への意見、(3)大人への意見・提言という3つに分類した。さらに、(1)子どもの権利については4つ、(2)生活環境への意見は5つに分類した。

表1 「各内容の回答数とその割合」

内 容	回答数	(%)
(1) 子どもの権利関連	290	60.9
① 子どもの権利について	160	33.6
② いじめ・差別について	56	11.8
③ 人との関わりや信頼関係について	51	10.7
④ 相談相手や相談場所について	23	4.8
(2) 生活環境等への意見	102	21.4
① 家庭環境・生活環境について	12	2.5
② 居場所・遊び場について	27	5.7
③ 安全・治安について	9	1.9
④ 地域との関わりについて	28	5.9
⑤ 学校・勉強について	26	5.5
(3) 大人への意見・提言	53	11.1
(4) その他	31	6.5
合 計	476	100

(1) 子どもの権利関連

子どもの権利関連は、全回答数のうち290の回答があった。さらに、①子どもの権利について、②いじめ・差別について、③人との関わりや信頼関係について、④相談相手や相談場所について、に分類した。さらに①は権利の内容ごとに8つに分類した。

① 子どもの権利について

権利の内容ごとに8つに分類した。

ア) 安心して生きる権利

【自由記述例】（表記は原文のまま 以下同じ）

- ・私は今、毎日が不安です。親にばれたくないし、親は私にこんなふうになってほしくないと思ってると思うと、親に申し訳なくて、元気なふりをしてしまいます。本気で楽しいと思えるものを探したいんです。不安な生活を送るのは嫌なんです。私たちが私たちらしく生きるために、自分で将来をきめたり、相談できる場所をつくってほしいです。（15 歳）
- ・☆学校に安心して過ごせるように。（いじめなどを気を付ける）☆登校時など不しん者に会わないように。（110 番を増やす）☆家でも安心して過ごせるように。（まとめ）☆みんなが安心して暮らせる。（12 歳）
- ・子どもの意見を尊重し、いじめなどをなくすことが大切だと思います。友達とのつきあいがうまくいかずに、自分らしく生きていない子もいると思うからです。社会に参加するにはまず子どもが安心して過ごせる場がないと、社会に参加できないと思います。心にゆとりをもって生活することが良いと思います。多くの人と関わり、自分が最も安心できる場所にいることが大切だと思います。（13 歳）

イ) ありのままの自分でいる権利

【自由記述例】

- ・自分の好きなようにすごす。「大人だから、子どもだから」と言われない。（14 歳）
- ・他人の理想を押しつけられないこと。ありのままの自分を理解してもらい、ありのままの自分を好きになり、必要なときには手をさしのべてもらえて、必要なときに背中を押してもらえるような存在がいること。（16 歳）
- ・大人にあれこれ口出しをされず、必要時に大人に助けてもらえば、自由にそして、自分らしくすごせると思います。子どもは、自分と違う部分があってもしっかりと認めてあげるようにすれば、いじめは起こらなくなると思うので安心することができると思います。（12 歳）
- ・1人1人が同じじゃないからその個性とか、ものの考えがあるから、そういうのも考え方、感じ方がちがうと思うので、流されずに、自分を出していく事が大切なのかなと思います。考えて行動ができて、メリハリがあると良いとか、大切だと思います。（14 歳）
- ・人とくらべないで、のびのび育つことのできる環境を作ることが大切だと思います。私も、勉強のこととかを親に他の人とくらべられるととてもいやだし、自分なんて…という気持ちになります。1人1人とくちょうがあって当たり前なのだから、人目を気にせずみんなが生きられるようになれば、すごく成長していけると思います。（13 歳）
- ・学校や家で自分をおさえることなく、自由にすごせる環境や雰囲気が必要だと思う。また、いじめやからかいのない、心がやすらぐような空間で日々を過ごすべきだと思う。（15 歳）

- ・子供に好きなことをさせればいいと思う。なぜなら一人一人は得意なこと、好きなことが違うのでその人の個性を伸ばし、成長させるには、その人にあった教育をさせることが大切だと思う。そのために大人は人の長所を見抜くことが出来るようにならないといけないと思う。(11歳)
- ・大人が子どもの意思や性格を尊重し、認めてあげることで子どもには自信がついて、自分らしさを大切にするようになると思う。まわりの人に合わせようとする事で、“変わってる”といじめられたり、影口を叩かれることを回避しようと考えている子どもは多いと思う。そのような子ども達に、一人一人みんなが違うことが良いんだよ、と伝えることで個性が失われることはなくなるはずだ。認めてもらうことで自分自身も誰かと認められる人になるのではないかなと思う。(11歳)

ウ) 自分を守り、守られる権利

【自由記述例】

- ・子供が精神的に大きく成長していくのは小学校の時期だと思います。だからその大切な時期に子供たちが安心して幸せに生活していくためには、親はもちろん、学校の先生たちが積極的に子供1人1人に目を配り、よく見て触れあうことが大切だと思います。いつでも子供の話に耳を傾けてくれて親身になってくれる、そんな人が必要だと思います。(17歳)
- ・だれかにそうだんしたり、いやなことは、いやと言ったりしてはつきり、自分でも自分を守ることが大切だと思います。(11歳)
- ・その子どもの話をちゃんと聞き、あまり反対せず受け入れることで子どもは安心して生活できると思います。いじめや虐待で身も心も傷つけられたら、その子どもは「私なんていない存在なんだ。」とか「死んで楽になりたい。」と思うんじゃないでしょうか。だからその子どもにとって安心して物事(自分の全て)を話せる人が必要だと思います。子どもにだって人権はあるのですから、大人の意見をおしつけるのは、自分らしく生きることのさまたげになると私は思います。だから、その子どもの保護者が責任を持って子どもを守ることが大切だと私は考えます。(12歳)
- ・教師や親、地域の人々(大人の人たち)が子どもたちをしっかりと見守る事が大切だと思います。特に教師と親はとても近い存在だし、話しやすい立場だと思うから一番子どもの事を考えなければいけないと思います。(14歳)

エ) 自分を豊かにし、力づけられる権利

【自由記述例】

- ・何事も「危険だから」と行動を制限せず、まずは1度自分の手でやらせる。(16歳)
- ・やりたい事があっても、親の収入などで、習い事や行きたい学校にチャレンジする事ができず、あきらめなければならない現実!! いろんな経験を出来る環境作りをお願いします。(12歳)

- ・ごはんをおなかいっぱい食べることが大切。そうすれば怒ったりしないし、がまんもできる。（12 歳）
- ・自分のやりたいことをやってまちがっていてもいいけどやる。ほめられおこられてせいちょうしていく。（11 歳）
- ・外の世界を知ることだと思います。へやにこもってばっかいる子供たちが外に出て元気にあそぶことがふえれば良いと思います。あとふとうこうをなくせたらとてもうれしいです。そのねんれいらしく学校で学ぶことはちゃんと学ぶなどもっとそういうことは生徒にきびしくてもいいと思います。（15 歳）
- ・子どもが、自分の考えをもって自分らしく生きるためには、学校や家庭などで、社会的な事や、政治的、宗教的などの事は、親や先生などの考えだけを教えるのではなく、生徒達が話し合いを行ったり、いろんな本を読んだりして、色々な人の考えを知り、そして、その考えなどを基にして自分の意見を作る事が大切だと思うので、その後、子ども達が自分の意見を持った時に、それがどんな考えでも、それを頭から否定して、その考えを無くさせる事をしてはいけないと思う。（16 歳）

オ) 自分で決める権利

【自由記述例】

- ・子供が自分の行きたい、やりたいことを自分で決め、それに向かって進んでいき、道からそれてしまったら自分がまず考え直し、それでもダメならば大人に道をただしてもらうことが大切だと思います。（15 歳）
- ・進路を考えたとき、将来何になりたいかが明確に考えられず、困るし、進んだ先で就職できるのか、暗いことばかり、目に入ってくる情報も暗いときもあります。なので、もっと夢が持て将来に希望が持てるような情報などをもっと知りたいです。（17 歳）
- ・選択の幅、将来への道を広げられるような教育をするべきだと思います。一人一人の幸せを考えて、一人一人が人生を選べるようにすることが大切だと思います。（14 歳）

カ) 参加する権利

【自由記述例】

- ・もっと学校代表で子供会議をして相手の学校の文化やイベントを交流しあい、たくさん活動できるようにする。（11 歳）
- ・「子供だから」と無視されるのではなくちゃんと話を聞いてくれる人も必要だと思います。子供ならではの視点で気付く事、思う事を大切にするのは子供が社会に参加する第一歩だと思います。又、年齢が上がるにつれてだんだん社会の事も分かってくるので、そういう時も意見を取り入れるのも大切だと思います。（11 歳）
- ・大人は子どもより立場が上なため、子どもから大人に意見を言うのは、不安があります。だから、子どもが社会に参加する（子どもの意見を聞く）ためには、大人から、

子どもに、どう思うかなど、聞いていただければ、子どもは言いやすいと思います。

(12 歳)

- ・自分の意見が自由に言え、自分の意見が尊重されること。(13 歳)
- ・自信を持って、人の意見を聞いたり、自分の意見をしっかり言う。信じていることは、曲げたり、簡単には変えたりしない。(11 歳)
- ・子どもが社会に参加するためには、大人に認めてもらわなければならないと思います。子どもは、市の条例の決定権がないのは当然のことですが、大人になって選挙権などを得た際に、社会問題や、今何が必要であるのかを感じながら生活していないと、困ることもあるかと思います。つまり、そのような情報を開示することも、子どもの社会への参加の一つであると考えました。(16 歳)
- ・自分の意見を言う場では、自分の主張をハッキリと人に伝えること。学校・地域などの行事の内容を子ども達で考え、責任感を覚えること。外国の方々ともっと交流を深めること。(13 歳)
- ・大人が子どもの意見を尊重すること。選挙権の年齢を下げて、子どもが社会に参加する機会を増やす 子どもの SOS を大人が素早く察知すること。(15 歳)
- ・子供も社会において意見を出していくこと。子供に関する制度を作る時は大人だけで決めるのではなく、子供の意見をより多くとり入れていくこと。(15 歳)
- ・大人が子供が参加（社会や地域の話し合い等）する機会をつくってあげるとともに、その支援をし、子供たちが少しずつ大人の社会などに慣れていく機会を多く作るべきであると思う。(17 歳)
- ・私は子供一人一人の意見を尊重し、交流しあう事が大切だと思います。誰でも良いので自分の身近な親や友人、クラスメイト達で意見交流するだけで自分達の気持ちが分かり合えると思うからです。私は学校委員をしておりクラスメイト達の意見交流では、今の自分がどう思っているのか素直な気持ちが発言出来ていて、お互いの意見を認め合っていたので良かったと思いました。また、皆一人一人違う意見を持っていてその思いを伝えることで他人と分かり合えたり、交流していく事で互いに成長することができ、色々な行事や社会についての興味が増えていくと思います。(14 歳)
- ・私は、子どもが安心して成長していけるには、子どもの意見を大切にして、子どもに居場所をつくることです。私の中では、クラスでういてるとか、外国人だとかで、人と人のわに入れない人が多くいると思います。その理由ではぶかれるのはおかしいと思います。あと大人は、大人だけの意見で勝手に決める人がいます。だけど、子どもの意見もとり入れて、国や県のためにもっと考えてほしいです。(12 歳)
- ・「大人」「子供」って変に考えない（意識しない）で、大人と子供が本気で遊んだりすること。大人の人が社会をつくってくれてるのはわかるし、これだったら子供はやりやすいだろうな。良い影響になるな。って考えて、公共の施設をつくったり、規則とかをつくってくれてるのはありがたいけど、よくよく考えてみたら、子供達に配慮されてるんじゃないくて、結局大人達がやりやすい（の都合の良い）ようにできてたり

してる気がする。子供の意見もちゃんと一回全部受け止めたうえで考えてほしかったりもします。（14歳）

キ) 個別の必要に応じて支援を受ける権利

【自由記述例】

- ・バリアフリーが充実していること。危険が少ないこと。（12歳）
- ・障害の有無に関係なく、個人が尊重されるということが、一番大切だと思います。学校でいじめなどが発生してしまうのは、先生が1人1人の生徒をしっかりみていないということもあると思います。支援級の対応が悪く、支援級の子がいじめられているのをみたことがあります。障害者にもくらしやすい町をつくっていただけたら幸いです。（15歳）
- ・困っていても口に出さない人がいると思うので、そういう人に気づけるような工夫をもっと考えると良いと思います。（17歳）

ク) 子どもの権利全般

【自由記述例】

- ・大人にも「子どもの権利」についてもっと興味を持ってもらい、知ってもらうことが大切だと思う。「子どもの権利」を大人や親が知らなければ権利は守られず、子どもは安心して自分らしく生きられないと思う。だから、もっと積極的に大人に対して権利についておしえてあげて、子どもにも権利は大切ということを知ってもらいたい。学校の授業で権利について先生が話したら、みんなは興味を持っていた。だから、この興味を持って権利について知りたがっている人をそんちょうしてあげてほしい。そういうかんきょうを川崎市全体で作っていいと思います。（12歳）
- ・人権について詳しく知る・自分のことを好きになる（13歳）
- ・条約とか決まりがあっても知らなければ何の意味もないので、もっと知ることが大切だと思います。（16歳）

②いじめや差別について

【自由記述例】

- ・いじめをなくすために、大人たちはもっと子どもたちを見る。子どものいじめを見て見ぬふりをしないようにしたらいいと思う。最近、クラスでのいやがらせなどを担任の先生はよく見て見ぬふりしているのでいけないと思う。（14歳）
- ・いじめのない世界を作りたい。（16歳）
- ・いじめを重点的になくすことがとても大切だと思います。いじめをなくせば、自殺する人も少なくなり、安心して学校に通えて、社会に出てからも自分らしく幸せに生きていくことができると思うので、いじめをなくすことは大切なことだと思います。（16歳）

- ・人の子も、自分の子だと思って、やさしくしてあげたり、助けてあげる。休息を取らしてあげる。人の秘密をむやみに話さない。失敗しても笑わない。子どもをしっかりと見守る。自由を大切にする。何につけても差別しない。（11歳）
- ・障がいのある子や転校生とかに差別やへんけんとかもたないほうがいいと思う。みんな「キモイ〜（笑）」とか先生の前で言っているのに先生はあそんでいると思ってみてみぬふりとかやめた方がいい。悪口とかをふざけと思わないで『それってどういう意味ですか？』とか細かく言ったほうがいい？と思う。（11歳）
- ・子どもが安心して自分らしく生きていくには、絶対に無くなるわけではないけれど、いじめや差別がなく、親や周りの知らない大人たちがしっかりと見れる時に気遣いが出来ればいいと思いました。差別や年齢制限が無い方が知らない事が社会に出ても分からなくならないのではないかと思います。そうすれば、大人からではなく、子どもから少しずつ社会に参加していけば自分の未来がしっかりと見えて成長したことが社会に出た時に繋げられる。そんな事が大切なのではないのでしょうか？（17歳）
- ・いじめとかあるかぎり自分らしく生きるってことができない人もいると思う。ほんとに大切なことなのかわからないが相手を思いやる気持ちをもっと持った方がいいのではないかなと思った。（16歳）
- ・まずは大人の対応だと思います。グループに入っていない子はクラスであまりしゃべれなくなることを知っていますか？困っている子、いじめられている子を助けたら標的（いじめの対象）が自分にかわることを知っていますか？ いいことをし、命を助けたのに、どうして今度は自分の命がけずられてしまうのでしょうか。中学では知らないアドレスから「死ね」ときたこともあります。子供の命を扱う人はもう一度見方、対応、姿勢を見直し、くだらないこと（いじめ）で死なせたりしないで下さい。（17歳）
- ・小学校の頃軽くいじめを受けたことがあったりいじめを受けていた子がクラスにいましたが、先生は見て見ぬふりをせずしっかりと向き合い、クラス全員で話し合っ解決に向けてがんばったことがありました。こういうことはとても大切だと思うし、先生がしっかりと向き合ってくれることは本当に大切なことだと思います。（15歳）
- ・私は4月から中学生になります。そこで心配な事がたくさんあります。私はまだ携帯電話を持ってないけど、友達がLineなどやっていて仲間はずれにされたらどうしようかと心配です。あと女の子はグループをつくると、仲間に入れてくれなかったりします。一人ぼっちになったらどうしようかと、とても心配です。（12歳）

③人との関わりや信頼関係について

【自由記述例】

- ・精神的にも身体的にも健康でいることが大切だと思う。そのためには、大人だけでなく、友達同士でも互いを気づかうことが大切だ。しかし、子どもはある程度の年齢になると自我が目ばえるので、そうなった場合は大切にするだけではなく、認めること

も必要だ。どこまで認めるか、またどこからは禁止するか、そのバランスは大人にしかわからないと思う。だから、子どもは大人に判断を任せつつ、おかしいと思ったときは、きちんと意見を言うべきだ。大人と子どもも子ども同士も、互いを否定するだけではなく、意見を言い合い、認め合えるといいと思う。どんな人にも良いところはあることを意識し、常に人間1人1人のすばらしさ、大切さを考えられるとさらにいい社会になるだろう。(14歳)

- ・大人と子供の仲が良いこと。大人から信頼されていると、実感できること。(17歳)
- ・1人1人の個人のそんちょう。みんなが1人を助けられるようなよいゆうをもつ。もっと相談しやすいようなかんきょうを作る 先生ももっと子供とやさしく、関係をよくする。少しは子供のいけんをきく(13歳)
- ・親から大切にされて何でも話せる先生がいて、自分は大切にされていると自信が持てる事、自分自しんに自信がもてて心によゆうがあり、友達に優しくせつする事。自分が好きな事を行う事のできる環境が大切だと思います。1番大切なのは周りから大切にされている事を自覚して自分に自信を持つ事。自分が大切にされていないと思って私は母や先生・友にどこかしらで絶対に大切にされていると思います。(14歳)
- ・子供への愛情を、真っすぐにぶつけていくことが大切だと思う。味方であることを伝えられれば、子供もきっと自分らしく生き、主体的に成長していく勇気が出るのではないかと考えている。だからこそ、きちんと言葉で伝えていくべきではないかと思った。(17歳)
- ・子どもが守らなくてはならないルールや校則を、今に合うものにすることや、ルールも守らなくてはならないことを理解させること 子ども同士のつながりはあるけど子どもと大人のつながりが少ないと思う→子どもと大人のつながりをもっとふやすこと。(15歳)
- ・自分らしく生きていくには、積極的に社会で行動することが大切だと思う。消極的に自分を出さなければ、自分らしさを出せないし多くの人と関わっていけずに成長できないと思うから。たくさんの人と関われば、信頼関係もできて、安心できる環境が見つかると思う。信頼し合うには本当の自分自身の姿を出して分かち合うことも大切だと思う。(16歳)
- ・一人一人が、募金などに参加し、いつか世界中の子供達が安心して、笑って学校へ行けるようになればいいなと思います。友達とおしの交流をふかめ、なんでも打ちあけられるような友達といっしょにいれば自分らしく生きれると思います。つらくても苦しくても、それをきちんと聞いてくれて、それをうけとめてくれる。そんな人と友達でいたい。そして、そんな人でありたいと思います。(13歳)

④相談相手や相談場所について

【自由記述例】

- ・毎日の生活のなかで、意志決定をしなければならないとき、相談できる大人のひとがいること。（17 歳）
- ・いじめにあったり、だれかにひどい事を言われても、勇気をふりしぼって、おやに「こういうことがあった」という事を、ちゃんとやった方がいいと思いました。学校の先生に相談したり、おなやみ相談という、しせつみたいなおもひもあるもので、そこに電話をしたら、いいと思います。私は、自分らしく生きているので成長したと思いました。（11 歳）
- ・悩み事を真剣にきいてくれる人が必要で、学校でも「こうすべきだ」と思わないで、個人を大切に、必ず理由をきいてくれる先生がいると安心できると思う。（14 歳）
- ・本人の気持ち。それを行動にうつせるような環境を大人が作ること。相談がもっとしやすい環境、施設があること。相談先はたくさんあっても、逆にどこに相談していいかわからないし、周りの知り合いに知られないようにするのが難しいのが問題だと思う。（17 歳）
- ・子どもが安心して、自分らしく生きる為には、いつも家族や学校の先生が信頼できることは限りません。（事件が実際に起こっているように。）なので、国や市などが、このような調査をやったり、相談室などを設けることには、意味があると思います。しかし、これらをすべての人が知っていないと意味がないと思うので、様々な形で公表する必要があると思います。（16 歳）
- ・ぼくは困っていることがないけれど困っている人のために相談するやつをもうちょっと目立たせて電話番号をおぼえやすくすればいいと思った。（17 歳）
- ・周りの大人が子供の思いなどを聞く場所をおくことが大事だと思う。電話相談はあるけど、電話は意外ときんちょうしてしまうものだと思うから、何でも言ってもいい場所を常においた方がいいと思う。（13 歳）
- ・もし、いじめなどになったとき、電話で相談するかんきょうじゃなくて、親や祖父母など、身内や親戚に話せるようかんきょうを作った方がいいと思う。子どもが、いやな思いをした時、早くに気が付けるかんきょうがあるといいと思う。（11 歳）

（2）生活環境等への意見

生活環境等への意見については、全回答数のうち102の回答があった。さらに、①家庭環境・生活環境について、②居場所・遊び場について、③安全・治安について、④地域との関わりについて、⑤学校・勉強について、に分類した。

①家庭環境・生活環境について

【自由記述例】

- ・子どもが自由に生きていけるような環境が必要だと思います。しかし、その環境の中でもルールなどがないといけないと思います。また、子どもたちが勉強できるような環境も必要だと思います。（12 歳）

- ・子どもが自らを育む一番の場は家庭だと思います。友人たちと話しているとその家庭での会話が少ないような気がします。我が国の教育の再生には家庭環境の再生が必要であると考えます。（16 歳）
- ・ちゃんと自立できるような環境でくらすこと。のびのびたのしく生活してる子としてない子の差が激しすぎるからそれがびょうどうになればいいと思う。（17 歳）

②居場所・遊び場について

【自由記述例】

- ・図書館をもっとふやしてくれるとホッとできるし、たくさん本をよめていいと思う。子ども文化センターももっとたのしいことをふやしてほしい。（11 歳）
- ・公園でボールなどがもっと使えるようにしてほしい。所々、夜になるとかなり暗い。（13 歳）
- ・楽しいとか思える場所がたくさんあること。一人になれて一人のじかんが満足できる場所があること。（11 歳）
- ・キャッチボールやサッカーができない公園ばかりで思いきり遊べる所がない。（14 歳）
- ・最近では、公園で野球、サッカーなどスポーツが駄目と言われてのびのびとできなくなってしまうと思っています。小さい子がのびのびと動けるような場所が欲いです。（17 歳）

③安全・治安について

【自由記述例】

- ・16 歳以上だと部活などで帰りが遅くなるので、街灯を多く設置し、安全な道をつくることや、ニュースなどで親が子供を殺してしまうなど、あるので、子供が非行にはしる原因を作っているのは大人でもあると思います。だから子供の相談所だけでなく親の必要ではないかと思います。また、育児休暇が少々短すぎるように感じます。（16 歳）
- ・子どもが安心するには、身近なことで言えば、交通安全で、せまい道で交通整備されていない道は危ないと感じることもあります。中学生の死亡原因では交通事故が多いと授業で習ったので安全に対する呼びかけも強化していった方が良くと思います。（14 歳）
- ・最近では、東日本大震災と同じ、もしくはそれよりも大きいと言われる関東大震災があるとされていて、私の学校は携帯電話の持ち込みができなく、家族との連絡手段がありません。公衆電話も減ってきています。とても怖いです。できれば、公衆電話など増やしてもらえたら、他の私と同じ状況の人たちも安心できると思います。（17 歳）

④地域との関わりについて

【自由記述例】

- ・もっといろんな人が地域の行事とかの計画をしたり、どんな形でも地域の人と何かを決めたりする（自分の意見を伝える）き会があればいいと思います。なぜなら、大人と協力したりして、計画したりするのは、いい経験になるし、自分の意見をたくさんの人に伝えるのは、将来仕事とかでもたくさんあると思うし、大事だと思うからです。（12 歳）
- ・いろいろな地域の行事に参加して、ごみ拾いなどをするを大切にしたいと思いました。（11 歳）
- ・私は東京の学校に通っている所以近所の友達も少なく、地域の活動にも幼稚園ぐらいから全く参加していません。なので川崎市の取り組みもポスターでしか知らず、どのような内容かまで理解していなかったので、今回改めて知ることができました。私が知らないだけかもしれませんが、もっと中・高生の参加できる簡単な地域の活動があれば、とても良いし、参加してみたいと思いました。（14 歳）
- ・他の地域のようにきれいな行きやすい地区センターをつくれば、地域のコミュニティに参加するきっかけができると思う。（17 歳）

⑤学校・勉強について

【自由記述例】

- ・今の学校のクラスはとても多人数でグループ化しやすく、また他対一になりやすいのでもう少し人数を細分化したほうが良いと思う。そして、自分の意見ですが、クラスの一人一人に進度の違いがあり、先生は出来るだけ底辺の人を持ちあげようとするので進んでいる人がもっと高度な学習が出来ずにとどまってしまうことが多い。なのでやはり、個別に学習内容を分ける事が重要だと思う。差別ではなく、どちらにせよテストで差が出るのだから教科の成績の良さなどで分けるというものも導入していけると県や国の学力は上がると思う。（14 歳）
- ・学校が生活の全てにならないこと。そこで関わる人から受ける影響は、良いものばかりではないので、子どものうちから大きな見方ができる環境をつくってあげることが大切だと思う。（不明）
- ・小学校では子供が「つくる」授業時間をつくったら良いと思う。なぜなら1人1人が自分の考える、つまり個性の表れでる行事になると思うし、また、思考力を豊かにするだけでなく、「いつも先生の授業をよく見て受けよう」（授業をつくるにあたって）と意識を高めることもつながりそうだからだ。（12 歳）
- ・安心するためには、テストと宿題が不安だと思う。宿題をやっていなかったら朝学校に行きたくなる。テストと宿題はなくしてほしい。（13 歳）
- ・私は「学校での生活」が大切なのではないのかと思います。学校でいじめ、暴力があつては、された人は心を閉ざしてしまい、友達を信用できなくなります。そうすると社

会でもそのような状況になるかもしれません。まずは、学校での生活をどのように過ごすのか、生徒一人一人がよく考えることが大切なのではないかと思います。（17 歳）

（3）大人への意見・提言

大人への意見・提言については、全回答数のうち 53 の回答があった。

【自由記述例】

- ・子どもが安心して成長するためには、親又は保護者がまず子どもを守ることが大切だと思います。そのためには、仕事がない状況の大人を減らさなければなりません。日本の経済がうまくまわるように政治家や、企業経営者、また地域の行政などがよく考え、連携もとって、仕事がなく困っている大人を減らさないとならないのではないのでしょうか。（17 歳）
- ・大人が自分らしく生きること。（16 歳）
- ・大人たちがちゃんと子どもの意見を聞くことが大切だと思います。（15 歳）
- ・何があっても子供を信じ目を見て話を聞く事。けして子供の言う事をすべて否定しない事。（不明）
- ・1人1人、広い心を持つこと。気の短い大人ばかり。電車通学中、みんな狭い思いをしているのに、自分だけちゃんと立とうと、人を押しのける人やわざとらしくせきばらいをしてる人とか本当に大人としてありえない。人の気持ちを考えられるような大人になりたいと思う。（15 歳）
- ・親である1人1人が、しっかりとその自覚を持つべきだと思う。自分がそうであるように、1番安心できる、おちつけるのは自分の家であり、不安なことや、つらい事があればそれを相談することができる信頼を持った親がそこにいないといけない。ニュースを見ていて、時々流れる「虐待」のことを見ると、そのような気持ちでいっぱいになる。子供はうまれてくるのではなく、うまされているという受動だと思うのです。そうであるから、生んだ親は、その子を責任を持って育てるべきだ。それが子供が安心して、自分らしく生き、社会に参加しながら成長していくことに、必ずつながります。（17 歳）
- ・最近親でも、子供の様子を見ないで話に夢中になっていたり、すぐどなったり怒っている人を見かけます。小さい子ほど分からないのにそういう行動をするのはよくないと思います。親が無責任なのではないのでしょうか。自分の子供なのだから子供がある程度の歳になるまでにはしっかり世話し、しつけてほしいと思います。（17 歳）
- ・自分（大人）が分かっても、子どもたちが分かていない事があるから、「そんなのあたり前だろ」空気をかもしだすのではなく「どこがわからないの」とかきいて、ちゃんとわかりやすく色々なことを教えてあげたほうが良いと思う。周りの人が、子どもたちを見守ってあげたら良いと思う。怒るときはしっかり怒って、ほめる時はきちんとほめてあげたりすれば良いと思います。（14 歳）

- ・子どもたちが、自由に生きること。大人が「あれをやれ。これをするな。」と、何でも決めつけてはいけない。子どもが失敗をするたびに怒ってしまう親がいるが、小さい頃から親に怒られることが多い子どもは、失敗を恐れ、何も行動できない人間になってしまう。よく、「積極的に」とい言葉を耳にするが、その“積極性”を奪っているのは何（だれ）なのか、まずは基本的なことから考える必要がある。子どもが自ら何かに取り組んでいるとき、大人は協力しなければ、と思うかもしれないが、私からすると、「自由にさせたら？」と思う。“自分らしさ”を大切にしたいと思うのなら、子どもがすることに口出しするのではなく、“一人の人間として”自由に行動してもらいたい。 “子ども”という枠から外し、“個人”として扱うことが必要だと思う。（17 歳）
- ・子供が心配になるようなことを大人が言わないこと。大人自身も楽しくすごしていると、子供も安心して過ごせると思います。（15 歳）
- ・大人がうそをつかない社会。大人が法律を守ってほしい。（12 歳）
- ・子どもがやりたいと思うことを思う存分できる環境があることが大事。それには親の協力はもちろんまわりの人の協力などが必要となってくる。子どもがちがう道に外れそうになったら干渉することは大事だが、すべて干渉するのではなく、自由にやりたいことをやらせれる親、や周りの環境（学校の先生、友人など）があると、すばらしいと思う。（17 歳）
- ・大人が、子供に手を加えすぎる訳でもなくて、加えなさすぎる訳でもなくて、子供が安心して生活していける環境を整え、愛情（？）をそそいでくれると、いいと思います。（13 歳）
- ・子供の意見をちゃんと聞いて、そっと見守ることが大人のすることだと思うのでそれが一番大切だと思います。だけど、ほっとくっていう訳でもないから、見守るけど、少しは、「今日、何か楽しい事あった？」とか嬉しかった事や、楽しい事を聞いたりするのも大切だと思います。大人が子供の成長を支えてあげるためにはもっとたくさんあると思いますが、その子供に合った接し方を探るのがいいです。（12 歳）
- ・地いきの大人が、しょたいめんの子どもにすぐおこったり、ケンカを売る行いが、今の子ども達の心をきずつけ、自殺、家出、ふりょうなどになるのだと思います。そして、学校の先生も、生とたちの意見や疑問をいっしょに解決してあげたり、はげましてあげれば、自分らしく、どうどうと生きていけるのではないかと思います。これは、あくまで自分の思い意見です。（11 歳）
- ・大人が悪い手本になってることはたくさんある。（14 歳）

2 おとなの自由記述について

おとなの自由記述では、「子どもが安心して、自分らしく生き、社会に参加しながら成長していくには、どんなことが大切か」と質問し、おとな164人から回答を得た。なお、複数回答されたものもあり、回答数は184であった。

回答は、(1) 子どもとの関わりについて、(2) 子どもの居場所・遊び場について、(3) おとなの振る舞い・意識について、(4) 学校・勉強について、(5) 相談・救済について、(6) 社会環境や制度について、(7) 子どもの権利について、(8) その他、という8つに分類した。さらに、(1) は6つに分類した。

表1 「各内容の回答数とその割合」

内 容	回答数	(%)
(1) 子どもとの関わりについて	103	56.0
① 子どもへの接し方・支援について	36	19.6
② 子どものしつけ・教育について	14	7.6
③ 家族・家庭環境について	13	7.1
④ 地域交流・地域参加について	21	11.4
⑤ 多様な体験や人との関わりについて	7	3.8
⑥ 尊重や愛情について	12	6.5
(2) 子どもの居場所・遊び場について	10	5.4
(3) おとなの振る舞い・意識について	10	5.4
(4) 学校・勉強について	12	6.5
(5) 相談・救済について	7	3.8
(6) 社会環境や制度について	16	8.7
(7) 子どもの権利について	4	2.2
(8) その他	22	12.0
合 計	184	100.0

(1) 子どもとの関わりについて

子どもとの関わりについては、全回答数のうち103の回答があった。さらに、①子どもへの接し方・支援について、②子どものしつけ・教育について、③家族・家庭環境について、④地域交流・地域参加について、⑤多様な体験や人との関わりについて、⑥尊重や愛情について、に分類した。

①子どもへの接し方・支援について

【自由記述例】

- ・1人でいいからその子の話を最後まできいてくれる大人がいることが、一番大切。親がダメなら学校の先生や、電話サービスなどが“ある”ことだけでも、少しは安心できると思う。(10歳代・女)
- ・最近、TVのニュース等で児童虐待の事件をよく見ますが、少子化問題で大人達が頭を抱える今、幼い命が日々消えていくのを見聞きすると今の日本全体が、見て見ぬ振りをする事が多々あると感じます。もっと周りの大人達が、子供達に目を向けて、子供に感心を持つ事が大切かと思います。(40歳代・女)
- ・子供には各々個性があり、又目に見えない障害があつたりするので、固定観念で、子供をみないで欲しい。(60歳代・女)
- ・良いこと悪いことを大人が見極め、それがなぜ良いことなのか、悪いことなのか教える、というのが必要だと思ってます。他人の子ではなく皆が見守ってあげるという気持ちが必要ではないでしょうか？今は「いいよ」とかるく言う大人が多くて困ります。(20歳代・女)
- ・多くの選択肢が提示され、その中から子どもが自らの意志で選択することができること。またそのための努力を見守り、応援する環境を大人が整備すること。多様性を許容できる空気が集団に共有されていること。(30歳代・男)
- ・回りの大人(親、教師等)の暖かい眼差しが必要。手出し、口出しでなくそっと見守ることが大事だと思う。(60歳代・男)
- ・子どものそばで見守る。“大人の力”親力！！教師力！！人間力が、問われると思う。子どもは、昔も今も、変わらず、大切な存在、子どもは夢・希望。今は、大人の力・能力が低下していることが悲しいことだと感じています。大人よ、がんばれ！！(50歳代・女)

②子どものしつけ・教育について

【自由記述例】

- ・子供に自分で物事を決める習慣をつけさせる、という事ができるように親を教育する。子供が一個の人格であり、親の所有物ではないことを親に自覚させる。保護することと、子供を支配することは違うこと、別人格であるということを親に教育する。また、地域に対しても子供をどう扱うことが大人として正しいのか教育する。まずは理念の浸とうさせる。(30歳代・女)
- ・親がきちんと叱かる事が大事 社会の中に生きてゆくマナーが無い子供(大人も)が多い 道徳の教育が必要ではないのか。(60歳代・男)
- ・教育は非常に大切だと思います。いじめやおかしな規律等により教育を受ける権利が侵害されることはあってはなりません 子供に直接接する教師の方には教材研究等を通じてのスキルアップを望みます。必要に応じて増員も考えられて良いと思います。(40歳代・男)

③家族・家庭環境について

【自由記述例】

- ・両親からの愛情と、経済的安定。（40 歳代・女）
- ・家族の関わり方もとても重要だと思う。家族で会話をして、お互いにどのように毎日を過ごしているのかを、理解し合うこと。フォローする、勇気づける、反省する…これらを家族で共有することが、子どもの人格形成に大きく影響するものと考えています。（30 歳代・男）
- ・親又は親らしき人がいること。一緒に生活する人の経済が少なくても安定しているか、家の手伝い程度で家計（収入）の手助けをしなくてもすむような環境があると良いと思う。社会は教育（勉強・道德等）を教える環境を整え、子供の求めに応じられるようにする。又勉強（学力・スポーツ）が嫌いで卒業しても、それなりの生活が出来る仕事があるような社会があれば、のびのび子供らしく生きれると思う。（70 歳代・女）
- ・両親が仲がよいこと。・塾のない生活・放課後は友達と外遊びをし、体が疲れる程夕方まで遊べる（昔の様に）そんな時代に近づけたら子供の心身の発達に最高だと思います。（60 歳代・女）

④地域交流・地域参加について

【自由記述例】

- ・私自身まだ子供はいませんが、子供が生まれ安心して成長していくには、孤立しない環境が必要だと感じます 家庭環境にはそれぞれ事情があると思うので小中学校だけでも参加できる地域でのボランティアや集りなどで沢山の刺激と経験を友人と共有することで社会貢献と達成感を得られたりするのではないかと思います（30 歳代・女）
- ・地域、家庭、学校の関係が上手に連係していること。世代をこえたコミュニティーがあること。伝統や文化を良く理解すること。相手を敬う気持ちを持つこと。（40 歳代・男）
- ・子供会等の地域社会（町内会，PTA e t c）への参加。学校外の研修の充実（仕事の体験，外国人とのコミュニケーション，工場見学会等）。（60 歳代・男）
- ・環境作り。地方から出てきてこちらで10年以上暮らしていますが、やはり地域のコミュニケーションが薄いと感じます。子どもがいなくても、子どものいる親たち、その子どもと知り合い、すべての大人がすべての子どもの顔を知っていたり、世話をしてくれることは大切だと思います。叱ったりすることも、もちろん大切だと思います。（30 歳代・女）
- ・子どもが熱心に打ち込める部活動やボランティアを行う共同体・団体の整備やサポートを大人が一緒になって行い、地域が関心を持つことが大切だと思う。大人は子どもに関心を持ち、活動や時間を共有することでコミュニケーションの強化を図り、子どもの意見や悩み、不満、喜び、希望等を素直に聞きだすことが子どもの考え方を育んでいくと思う。（20 歳代・男）

- ・子どもの成長段階に応じて参加型のイベントを行い、普段交流のない人たちと時間をともにすごせることで社会とのかかわり方を学べるといいと思う。 イベントはそれぞれ行われているかもしれないが、役所やインターネットを通じて自分で入手するしか方法はないので、どうしても積極的に参加しようとまではなかなかならない。(30歳代・女)

⑤多様な体験や人との関わりについて

【自由記述例】

- ・子供の頃から、他人と直接話したり、関わったりすること。世の中には、様々な立場や考え方があると理解した上で、どう関わっていくかを学ぶこと。(50歳代・女)
- ・様々な体験をさせて、自分の力で考え、行動する教育や環境が必要。与えられないと、指示されないと動けないのでは社会に適応できなくなってしまう。想像力、行動力が「能動的な子ども」をつくるのでは。(30歳代・女性)

⑥尊重や愛情について

【自由記述例】

- ・友人知人に愛され社会に参加して行って呉れる事。(80歳代以上・男)
- ・背の高い人・太っている人・足の早い人・歌のへたな人、傷つきやすい人、障害がある人等、人は様々なものだから自分とちがうものを受けとめ優しさをもてるような、尊重できる、しあえるような人格を育てるべきではないでしょうか。(30歳代・男)
- ・愛されてると感じ成長していける環境(30歳代・女)

(2) 子どもの居場所・遊び場について

子どもの居場所・遊び場については、全回答数のうち10の回答があった。

【自由記述例】

- ・みんなで走りまわれる公園や広場を作ったり、花火できるような所を作ったり、外であそぶ「場所」も作った方がいいと思う。(20歳代・女)
- ・年齢に応じた居場所が必要です。「未就学児」とひとくくりにされている施設が多いが、0歳と5歳が同じ所で遊べるはずがありません。(よほど広いならともかく)小学校高学年くらいの子も居場所がなさそうに見えます。公園は小さい子が多いし、思い切り球技をしたり、おしゃべりしたりする場がなさそうです。きめ細やかさが足りない気がしています。(30歳代・女)
- ・第1に大人がもっと心を開き“楽しい”と思えないと子どもばかり焦点あてても実現はむずかしいと思う。かといつてのんびりしていても(その間子どもは成長する)ダメなのでもっと子どもがゆとりをもって楽しめる場所を制約なしに設けたら良いと思う。小杉の図書館も10時に行くともう座る場所もない。何をするでもなくボーとできる場所や何かグループで楽しむなどもっと自由にすごせる所をもっと作って下さい。

そして将来は子供にかかっている子にかける。予算はけちっちゃダメですよ。（60 歳代・女）

- ・子供はエネルギーに満ちあふれているため、毎日、いつでも大きな音をたてたり、大声をあげたりして走りまわる時間や場所を必要としているが、人口密度の高い川崎市のような都市では、遠くまで出向かないと、そのような場所がない。本来、自宅やその近所の公園にあるべきだが、自宅で大声を出していても他人にはっきりと（悪いとはいわれないが）「大きな声がするね」といわれて、親自身が、子供の騒音を s a v e してしまう。各々が毎日手軽にエネルギーを発散できるような社会になってほしい。（30 歳代・女）
- ・体を精一杯動かして思いを自由に発散して遊べる環境を作ってあげること。（60 歳代・男）

（３）おとなの振る舞い・意識について

おとなの振る舞い・意識について、全回答数のうち 10 の回答があった。

【自由記述例】

- ・昔は大人がしっかりしていた様に思います。おこられたり、たたかれたりした事もありましたが、愛情があつての事で子供も素直に受け入れられました。大人が大人でない社会になってる様に思います 子供も子供らしさがなく情報が多すぎるのではないのでしょうか。（50 歳代・女）
- ・大人がまず、社会のルールを守り、学ぶことを忘れずに生きる。（40 歳代・女）
- ・まず、大人の中でもいじめ等がなく、子どもはもちろん公共の中でもきちんと、かつあたたかく守られること。（50 歳代・女）

（４）学校・勉強について

学校・勉強について、全回答数のうち 12 の回答があった。

【自由記述例】

- ・理屈だけを教えるのではなく実践する教育（60 歳代・男）
- ・学校が楽しい所である事、周囲に尊敬できる大人が存在し人間としての刺激が受けられる事。学校以外の場所にも視野と価値感を抱けること。子供同士が仲良くなれる遊べる場所が多数ある事。（40 歳代・女）
- ・答えのある勉強ではなく、例えば論文・ディカッションなど、みんなで意見を出し合い、それらを尊重する学校環境を作ることではないでしょうか。（30 歳代・男）

（５）相談・救済について

相談・救済について、全回答数のうち 7 の回答があった。

【自由記述例】

- ・私は子どもがいないのでよく分かりませんが、虐待する親が少しでも減るよう市町村で親向けの無料のカウンセリングやセミナー等が必要ではないでしょうか。小中高の生徒のイジメに関しては、それを気付いてあげるのが先生の責務だと思うので、先生が生徒へイジメに関する1人1人への面談が必要ではないかと思います。少なくとも、私の学生時代はそういうのは全くありませんでした。（40歳代・女）
- ・大人の日常生活での反映が子供達に大きく影響していると思う。川崎市に子供が相談するところが19ヶ所もあるとは思わなかった。子供達は積極的に自分から相談所に来るのであろうか、疑問です。（60歳代・男）
- ・学校の先生が家庭内の問題なども子どもの相談にのってくれるといいと思います。（50歳代・女）

（6）社会環境や制度について

社会環境や制度について、全回答数のうち16の回答があった。

【自由記述例】

- ・まだ子供が小さいので、ピンときませんが、子供を持ってわかった事は世の中子供（乳幼児）に対して、あまり優しくないなと思いました。地域で遊ばせる所も少ないし、小学校の子供を持つ友人を見てると受験とかあるし、かといってゆとりすぎると学力が落ちるし、消費税を上げるなら上げるでちゃんと子供に対しての政策も取り入れてほしいです。（40歳代・女）
- ・父親の育児への参加が可能な社会づくり。（40歳代・女）
- ・犯罪が多い世の中で、大人達が子供達に目を向け、昔の子供のように安心して暮らせる世の中にしていかなければならないと思う。あまりに人に無関心な人達が増えた気がする。「ありがとう」「ごめんなさい」など素直に言える人が少ない。子供が安心して生きていられない社会は、大人がだめなのだと思う。（50歳代・女）
- ・子供をあずける場所が少ない。1、2時間でもあずけることができるとうれしい。（40歳代・女）

（7）子どもの権利について

子どもの権利について、全回答数のうち4の回答があった。

【自由記述例】

- ・子どもが生きていく上でQ36に挙げた7つの権利は全部守られるべきものだと思う。それを守れる世の中であるように大人も頑張れ！（60歳代・女）
- ・大人や社会がこどもの権利や意見を尊重し、もっとこどもを信じて大人のような権利を与えていくこと。その分、しっかりとした教育を。（20歳代・女）

（8）その他

その他について、全回答数のうち22の回答があった。

【自由記述例】

- ・一つの成功イメージにとらわれず、いろいろな生き方の選択肢がある事を早い時期に知る事。同居している子供もおらず、日常生活で子供と接触する機会も全くないので、質問の内容が解かりずらく、答えにくかった。（30 歳代・女）
- ・自分で考え、自分で決めること 高齢化が進み老人の声ばかりが大きく、若い人は社会生活に無関心な人が多く、このような生の声を、拾うのは、大事なので、続けて下さい。ネットアンケートからは、真実はわからないと思う。（40 歳代・男）
- ・質問の内容とは関係ありませんが、子供が 30 前後の私へのアンケートの内容としてはとてもこたえづらかった。すべて過去の話となるので・・・ ランダム抽出なので仕方がないと思うが、子供が 18 才以下の方にアンケートを依頼された方がよかったのではと思う。あらゆる年代に問いかけたいのであるなら今回の質問は答えづらいとか適当な回答がないし、今さらの質問ばかりだと思う。人選をあやまっていると思うので今後もっと有益なデータがほしければ質問を吟味するなり、年代を考りよされるのがよいと思う。（50 歳代・女）

3 職員の自由記述について

職員の自由記述では、「子どもが安心して、自分らしく生き、社会に参加しながら成長していくには、どんなことが大切か」と質問し、職員149人から回答を得た。なお、複数回答されたものもあり、回答数は169であった。

回答は、(1)子どもとの関わりについて、(2)子どもの居場所・遊び場について、(3)おとなの振る舞い・意識について、(4)学校・勉強について、(5)相談・救済について、(6)社会環境や制度について、(7)子どもの権利について、(8)その他、という8つに分類した。さらに、(1)は6つに分類した。

表1 「各内容の回答数とその割合」

内 容	回答数	(%)
(1) 子どもとの関わりについて	98	58.0
① 子どもへの接し方・支援について	30	17.8
② 子どものしつけ・教育について	2	1.2
③ 家族・家庭環境について	10	5.9
④ 地域交流・地域参加について	12	7.1
⑤ 多様な体験や人との関わりについて	9	5.3
⑦ 尊重や愛情について	35	20.7
(2) 子どもの居場所・遊び場について	13	7.7
(3) おとなの振る舞い・意識について	14	8.3
(4) 学校・勉強について	5	3.0
(5) 相談・救済について	2	1.2
(6) 社会環境や制度について	14	8.3
(7) 子どもの権利について	12	7.1
(8) その他	11	6.5
合 計	169	100.0

(1) 子どもとの関わりについて

子どもとの関わりについては、全回答数のうち98の回答があった。さらに、①子どもへの接し方・支援について、②子どものしつけ・教育について、③家族・家庭環境について、④地域交流・地域参加について、⑤多様な体験や人との関わりについて、⑦尊重や愛情について、に分類した。

①子どもへの接し方・支援について

【自由記述例】

- ・最近至るところでさりげなく子どもにかけている大人の言葉がとても気になります。きっと子ども達を傷つけているとは思っていないのでしょうか。でも“そこでその言葉かけはNGでしょう”と思う事が多いです。自己肯定感を持って成長してほしい子ども達です。自分自身を“信じて”“安心して”生きていかれるような大人の接し方を考えるべきだと思います。大人の考えのみや大人の都合で子どもの生活や生き方を決めていくのは、まちがっていると思います。大人も余裕がないのでしょうか。怒ってばかりで子どもの話を聞くことのできない人が親に限らず多いように思います。子どもと向き合って話したり話を聞いたり、時には、子どもを信じてそっと見守る等していかれたら良いと思います。（30年以上・施設関係職員）
- ・大人の押しつけではなく子どもが自由に発言し、自ら行動していく力を備えていけたら良いのではないかと考える。子どもの気持ちに寄り添って大人がフォローしていく事が大切だと思う。大人が全ての答えを教えるのではなく、自ら挑戦し、失敗することで学んでいくと思う。（1年以上5年未満・施設関係職員）
- ・こどもが安心して（心身共に）過ごせる、環境が必要だと思います。それが欠けている子がいたら、社会の責任で守ってやってあげなくてはいけないと思います。（30年以上・施設関係職員）
- ・それぞれの子どものペースに合わせて成長を見守ってくれる大人の存在や物理的な環境。（5年以上10年未満・施設関係職員）
- ・子どもが安心して成長出来るには大人の配慮が必要だと思う。大人も伸び伸び仕事が出来たら、気持ちに余裕が出来、今よりももっと子どもと向き合えるのではないと思う。（1年以上5年未満・施設関係職員）
- ・大人のサポートが必要だと思いますが、全ての大人が理解を持って子どもたちと接していけるようになることが一番大切なのではないかと思います。その為に情報を発信し、地域が一つになって取りくんでいかなければならないと考えています。職場が、その手助けというか、中心となっていける様に頑張らねばと思っています。（5年以上10年未満・施設関係職員）
- ・声掛けをする。うるさいと思われても声を掛け続ける。地域の人との連携を大切に、関心を持ち、子どもの行動でおかしいと思ったら、皆で注意をする。子どもがいつでも助けを求められる大人が居る事を身近に感じられるような社会にして行く事が大切だと思います。（5年以上10年未満・学校関係職員）
- ・大人の考えを子どもに押しつけず尊重する。その為には、小さい時からきちんと善悪を分別できるようにしつけをすることが大切だと思います。又、何でも子どもが話せる環境を親が作り、その親たちも相談を気軽にできる場、人が必要である。当り前の事をしておろそかにせず生活する。様々なつながりが将来安心して自分らしく生活できることへつながると思います。（5年以上10年未満・学校関係職員）
- ・大人がゆっくりと話を聞いてあげる事。はやく、はやくと言わない。（20年以上30年未満・学校関係職員）

- ・ 大人が子どもの目線に立って、考えてあげたり見守ってあげたりする姿勢が必要だと思います。一方で、軽度発達障がいを持つ子どもたちへの支援を進めていくことが大切だと感じています。（30 年以上・学校関係職員）

②子どものしつけ・教育について

【自由記述例】

- ・ 子どもの近くに居る大人が、小さい時からきちんと子供に向き合い、生活していく為の（社会生活・人間関係・言葉使い・れいぎ）しつけをきちんと伝え、教えていくべきだと思う。（5 年以上 10 年未満・学校関係職員）

③家族・家庭環境について

【自由記述例】

- ・ 家庭環境が大切だと思います。その他の場合は、変えることができますが、子どもにとって家庭は何よりも影響し、他者は家庭を変えることが非常に難しいです。場合によっては、家庭しか知らずに、外へ助けを求めることすら思いつかないような子どももいると思います。（1 年以上 5 年未満・施設関係職員）
- ・ やはり家庭（家族、親）が基本だと思うので、家庭的に複雑な子どもを特別にサポートしていける施設があるといいと思います。（10 年以上 20 年未満・学校関係職員）
- ・ 家庭で大切にされ、愛され、居場所があること。衣食住がきちんと提供されていること（栄養バランスなども）。家庭で放任・過保護にされていると、外でその反動が大きく感じます。（1 年以上 5 年未満・学校関係職員）
- ・ 子どもは、これからの日本を担う大切な存在です。だからこそ、甘やかして大人がただ守ればいいというのではなく、時に厳しく、接することが必要だと思います。本来の教育の担い手が子の保護者たる親・家族であることを強調し、学校の手助けを得ながら子どもの成長を助けるというのが本来の姿ではないでしょうか。そういった意味でも、家庭環境を正常にするという点で、児相の役割はこれまで以上に求められることになると思います。（1 年以上 5 年未満・学校関係職員）
- ・ 親が孤立しないこと。地域の中で子育てできること。子どもが地域の中に居場所があること。（1 年以上 5 年未満・施設関係職員）
- ・ 子ども自身が地域で子どもが見守られていると感じるような体制があれば、少子化の現代でも成長していけると思う。（30 年以上・学校関係職員）

④地域交流・地域参加について

【自由記述例】

- ・ 保護者だけでなく、隣り近所、地域の中で沢山の大人が見守り、関わっていくことで、良いこと悪いことをしっかり伝えられる環境が必要だと思う。（10 年以上 20 年未満・施設関係職員）

- ・子育てしている人が孤立しないで楽しく育児ができる環境を整えることが大切だと思います。昔に比べて地域のつながりが遠くなり、声をかけ合うことが少なくなっているように感じます。（10年以上20年未満・施設関係職員）
- ・社会に参加しながら成長するためには、学校で様々な人と関わるだけではなく、地域の人々と関わる機会が必要だと思う。様々なコミュニティに関わることで、社会に参加しながら成長していけると思う！（1年以上5年未満・学校関係職員）
- ・社会に参加しながら成長するためには、学校で様々な人と関わるだけではなく、地域の人々と関わる機会が必要だと思う。様々なコミュニティに関わることで、社会に参加しながら成長していけると思う！（1年未満・学校関係職員）

⑤多様な体験や人との関わりについて

【自由記述例】

- ・高校生や大学生などの身近な人の体験談や学校生活について話をきく機会・地域活動への参加、ボランティア活動。乳幼児や高齢者の方、障害を持った方などとのふれあい。（1年以上5年未満・施設関係職員）
- ・携帯電話やLINEが非常にわずらわしい。他人との関係が希薄になるし、何かあった時に対処できない保護者が多いように感じる。人と人が面と向かって向き合える環境を多く、大切にできることが非常に大切だと思う。（1年以上5年未満・学校関係職員）

⑥尊重や愛情について

【自由記述例】

- ・愛されていると実感し、自分も愛する人がいるということ。（30年以上・施設関係職員）
- ・子ども同士の関係の中で、自己肯定感や、他者を尊重する心などを育むことが必要だと思います。乳幼児期・小学校低学年時に先生を中心に集団活動の中でみんなの中の自分を意識できる活動を多く取り入れつつ、放課後や休日に公園などで子ども同士の関係の中で自主性や社会性などが育まれる様にして欲しいと思います。具体的には公園の集団遊びが発展する様にボールなどの遊ぶスペースを確保できれば、実践力が広がるのではと思っています。（10年以上20年未満・施設関係職員）
- ・ありのままの姿を受け入れられる環境を作る事、いいなりになるのではなく、その子の主張は尊重するけれど、社会的には、どうなのか、と導いていける大人の関わり、親を指導する事のできる人や機会を作る事、等、成長するための栄養は、多ければ良い、というものではないので、質の良い栄養を与える事で、すくすくと成長していけるのではないのでしょうか。（20年以上30年未満・施設関係職員）

- ・子ども一人一人があらまを受けとめてもらい、愛情をたっぷりそそがれることにより自己肯定感をもち自分らしく生きていけることを、保護者にしっかりと伝え理解してもらおう。（20 年以上 30 年未満・施設関係職員）
- ・自分は大切にされている、自分のことを好きと思えることが、自分らしくいられ、また他の人を大切に思い接することにつながると思います。（10 年以上 20 年未満・施設関係職員）
- ・乳児から学童まで子ども達の気持ちをしっかり受けとめ安心できるよう対応してのびのび過ごせるようにしたいです。生命を大切に食欲、スキンシップ、意欲、笑顔 表情を大切に素直にのびのびすくすく育てほしいと願っています。（5 年以上 10 年未満・施設関係職員）
- ・一緒に笑ったり泣いたりけんかできる友だち、ほめたりしかったり、認めてくれる大人。そんな人との輪や繋がりが大切だと思います。（1 年以上 5 年未満・施設関係職員）
- ・子どもらしさが尊重される社会。その中で、子ども自身が考える場面が多くあれば良いと思う。子どもは子どもであると同時に成長しているため、毎日の子どもが同じだとは思わない。そういう部分に柔軟に対応していけるような大人が増えれば良いと思う。（1 年未満・施設関係職員）
- ・自己肯定感が低い子が多いですが、コミュニケーションを取れない子も多いです。関わりのなかで、少しでも安心した生活が送れるように日々、子どもと話をしながら、様子を観ながら、子ども一人ひとりの不安な事、不満なこと、希望している事を聞いています。自己表現をすることが苦手な子も多いですが、関わりのなかで子ども自身の考えを聞いたり、言える場面を作っています。すぐに目に見える成長は観られませんが、少しずつ一人ひとりの成長が観られた時、社会に出るまでに色々なことを経験させて、身に付けば良いかなと思いながら、支援しています。（5 年以上 10 年未満・施設関係職員）
- ・一人でも自分が信頼できる人がいて何でも話せる事。家族に大切に愛されている事。（1 年以上 5 年未満・施設関係職員）
- ・周りから認められ、自分のよさに誇りをもつこと。わかる喜び、できる喜びを味わい、自信をもつこと。周囲の人々からたくさん声をかけられ、大切にされているという実感を得ること。（20 年以上 30 年未満・学校関係職員）

（2）子どもの居場所・遊び場について

子どもの居場所・遊び場については、全回答数のうち 13 の回答があった。

【自由記述例】

- ・子どもが安心して遊んだり、過ごしたりできる児童館の充実。小中高生の居場所作り、の拡充。未就園児親子の居場所作り。相談しやすいよう、子育て経験や幼稚園・保育園で勤務経験がある担当者を配置する子育て支援センターの拡充。（1 年以上 5 年未満・施設関係職員）

- ・まずは、地域の中に思いきり遊べるスペースがあることが大切だと思う。限られた友人でなく、地域の中でいろいろな子どもと関わり、遊びやケンカを通して学ぶことが社会参加の基礎になるのでは。（10 年以上 20 年未満・施設関係職員）
- ・児童館で子どもが自主的に活動したり、安心して過ごせる居場所であるよう環境作りに努めています。子どもたちが仲間と集えて、困った時には信頼できる職員が対応するという安心感は大切なことだと認識しています。（5 年以上 10 年未満・施設関係職員）
- ・最近ボール禁止の公園ばかりで小学生の遊ぶ場所がなく、遊んでおまわりさんに注意されたと聞いています。子どもが自分のしたい遊びを自由に（周りの人の自由・権利も考えながら）できるといいと思います。←ルールを守らなかったのはいけない事ですが、子どもとしてもどうしてボール遊びしてはいけない公園ばかりなの？と公園を管理している所に不満を持ったようでした。（10 年以上 20 年未満・施設関係職員）
- ・子どもが安心して自分らしく生きるためには、自分の居場所が必要だと思う。自分の居場所には、何でも話せる信頼できる人がいて、はげまし合える友だちがいる。戻る場所や信頼できる人がいることで、子どもは安心して色々なことを乗り越えて生きていけると思う。（1 年未満・学校関係職員）

（３）おとなの振る舞い・意識について

おとなの振る舞い・意識について、全回答数のうち 14 の回答があった。

【自由記述例】

- ・大人は、子どものサポーターとして、隣に寄り添うこと。伴走者でありたい。子どもから、要請があったときに、援助ができ、応えてあげられるよう、大人自身もストレスをためずに、生活できる社会でありたい。（5 年以上 10 年未満・施設関係職員）
- ・周囲の大人自身に、心のゆとりがあることが一番大切だと思う。大人に、子どもに対して暖かい目を向けていけるような余裕がない。競争社会の中で、周囲の目を気にしながら、自分らしく生きられない大人が増えていて、子どもが安心して生きていける社会を作るとは、大変なことだと思う。（30 年以上・施設関係職員）
- ・まわりの大人がつながっていないと難しいと思う。また、大人が必ずしも正しいわけではないので、いろいろな人が、かかわって、ひとりっきりにすべてがゆだねられたりしないようになる事が、大切だと思います。そして、育てる親や、保育士などかわる人が安定していないと、弱者である子どもにむけられてしまうので心の安定が大切と思う。（30 年以上・施設関係職員）
- ・子どもの権利にもありますが、まず大人が幸せでいること。大人が社会の中で不安であれば心豊かに子育てすることがむずかしい。社会の中でどの人も幸せであることが大切であると思う。（30 年以上・施設関係職員）
- ・こどもの社会は大人の社会を反映しているものだと思います。大人が安心して自分らしく生きていなければこどもにもそれを保障してあげることは難しいのではないかと

思います。大人自身も自分が認められ、大切な存在であるという自己肯定感を持てる社会であってほしいです。今の社会は、競争であったり、仕事もない不安定さであったり、ストレスも多いです。その為の攻撃的なほこ先がこどもに向かないようにしていかなくてはと思います。又、こどもの最善の利益を守ることを、もっともっと考えていってほしい。こどもを社会の宝として大切にできる社会になってほしいと思います。（30年以上・施設関係職員）

- ・子どもが安心して生きていくためには、大人が安心して生きていける世の中でなくてはならないと思う。（10年以上20年未満・施設関係職員）
- ・社会があらゆる人種や障害を越えて、すべての人を平等に認めようとする姿勢をもつこと。大人がそういったゆとりある心を持つことで子どももそういう雰囲気になじんでいくと考えている。大人の偏った見方や考え方を近くで子どもたちは感じている。どれだけきれいごとを言っても、汚いものに染まっていってしまう。だからまずは見本となるべき大人が、全ての人を認めようとする心構えが大切である。（1年以上5年未満・学校関係職員）

（４）学校・勉強について

学校・勉強について、全回答数のうち5の回答があった。

【自由記述例】

- ・発達障害の子どもの小学校の進路を選ぶとき、教育委員会はおやの気持ちだけ受け入れ、子どもが苦しむ進路選択をしている。また、学校へ入れるだけで、入ったあとの先生の教育や環境作りをしていない。教育関係者は『個別の必要に応じて支援を受ける権利』を保障していない。（30年以上・施設関係職員）
- ・学校という小さな社会で集団行動や、善悪の判断を身に付けることだと思います。そのために我々教師は子どもとより多くの時間を共に過ごすよう努めなければならないと思います。その中で「教師と生徒」ではなく「人と人」のつながり、「心と心」のつながりを持つ子どもにとって一番安心して成長できる環境ではないかと考えます。（1年以上5年未満・学校関係職員）
- ・教育者（教員）の権限が法的につよくしていくべきだと思う。まもってあげるためには権限がないとできない。DVなどをなくすために。（10年以上20年未満・学校関係職員）

（５）相談・救済について

相談・救済について、全回答数のうち2の回答があった。

【自由記述例】

- ・虐待への対応について、子どもの安全の確保が優先されるのは当然であるが、虐待をおこなった保護者に対するケアや支援も重要になってくると思う。職場において、保

育士が保護者の心の支えになろうと配慮している場面をよく見かける。保育士の新たな活躍の分野として期待したいと思う。（10年以上20年未満・施設関係職員）

- ・いじめに関しては本当に取り組みをしていかない問題だと思います。いじめで苦しんでいる子供はたくさんいます。学校と家庭とでこれからの社会を作っていく子供達を育てていく事が大切なのだと思います。（20年以上30年未満・学校関係職員）

（6）社会環境や制度について

社会環境や制度について、全回答数のうち14の回答があった。

【自由記述例】

- ・今なんでも合理的に進めようとしたり、社会福祉がサービスに変わりつつあり、格差になっていると思う。特に日本は子どもを視点にせず、大人側の都合が重視（まさにサービスの観点）され、様々な福祉が民営化されて利益が出るようにしなくてはならないのが気になる。本当に権利を守るというのなら、子どもの育ちについてもっと大人が勉強すべきだ。海外でも子ども観が全く違い、子どもは社会の財産と考えている国は、出生率も上がると思う。（10年以上20年未満・施設関係職員）
- ・保護者が“子育てをしなければならない”環境を変える必要があると思います。子育てを保護者以外にもまかせてもいい、と虐待者が思えるように、保育施設やヘルパーの利用の供給が追いついてほしいです。（不明・施設関係職員）
- ・保護者の就労が、厳しすぎる家庭もある。乳幼児期の子どもがいる家庭には、働く時間の短縮が必要。余裕のない保護者の子どもは、余裕のない育児となり、全てが子どもに迫ってしまう。日本の社会のしくみの変革を求めたい。（30年以上・施設関係職員）
- ・子どもが幸せに生きられる社会は、大人も幸せな社会だと思います。皆の幸せや安心のために、社会が発展していった欲しいと思います。（5年以上10年未満・施設関係職員）

（7）子どもの権利について

その他について、全回答数のうち12の回答があった。

【自由記述例】

- ・子ども達は、権利という言葉を理解していないと思う。自不勝手の権利ばかり主張する子どもが増えてきている。自己の権利ばかり主張するのではなく、相手にも権利があるのだという事が大切ではないか？勝手なかいしゃくで子ども達はとらえてしまうので、もう少し権利について深くわかりやすく知る事ができるように教える事が必要です。あまりにも自己の権利の主張が目立つ。子ども達にとって社会に出た時に、間違ったかいしゃくは、とても生きづらいと思います。権利のうらには、自己の成長も必要と考えます。（10年以上20年未満・施設関係職員）

- ・学校等での子どもへの人権などの権利について話をきいたり、こども同士で話し合う機会の設定・高校生や大学生などの身近な人の体験談や学校生活について話をきく機会・地域活動への参加、ボランティア活動。・乳幼児や高齢者の方、障害を持った方などとのふれあい。（1年以上5年未満・施設関係職員）
- ・権利と、その他の社会性、人間性とのバランスが大切だと思う。（5年以上10年未満・施設関係職員）
- ・子どもの権利についてもっと広く社会に知らせる必要があると思う。・職場でも子どもの権利について話し合う機会を持ちたい。（30年以上・施設関係職員）
- ・自治体によって、子どもの権利に対するとらえ、意識に、差、ちがいがありすぎるのが現状です。川崎のあり方が、国レベルぐらいで広げていかれないと、なかなか充実したものになりにくいと感じます。（20年以上30年未満・学校関係職員）
- ・子どもを支える側、特に教育現場で働く人たちが、権利、人権という言葉に慎重になりすぎ、世の中の的な立場が低くなってしまっている今、思いきった指導にふみこめないでいることが、子どもたちの成長に対して、そこまで影響を与えられていないことが残念である。（10年以上20年未満・学校関係職員）
- ・教育現場で働く人たちが、自由に社会的に守られて思いきった指導ができることが、子どもの安心、成長につながると信じている。子どもの権利と考えすぎないで、学校・教員・保護者・地域全体に目を向けてほしい。（10年以上20年未満・学校関係職員）

（８）その他

その他について、全回答数のうち11の回答があった。

【自由記述例】

- ・子どもが自由に意見表明できること。それを保障できる人、機関があること 互いにみなが尊重しあえる意識。以上のようなことが大切だと思います。（1年未満・施設関係職員）
- ・年齢や発達段階に応じて、社会性を身につけるためのトレーニングが、家庭や学校で施されることが大切かと思う。（10年以上20年未満・学校関係職員）
- ・社会の最小単位としての家庭があり、そこから学校→地域と活躍の場が広がるよう、各場の大人が高い意識をもって子どもとかかわることが重要である。また、保護者、教員、地域の大人などは、それぞれの立場に応じて研修や学習をする必要があると感じる（保護者の幼稚さが目に余ると感じることも正直ある）（10年以上20年未満・学校関係職員）

V アンケート調査結果から見てきたこと

第5期子どもの権利委員会は、市長からの諮問事項「子どもの成長に応じた育ちの支援について」を受けて、子ども・おとな・職員を対象に、第5回目の「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」を実施した。調査の分析にあたっては、過去4回実施している調査結果との経年比較に加え、とりわけ以下の視点を取り入れた。

〔調査のポイント〕

- ・「子ども」の実態把握を、年代別・条例の認知度別・安心して自分の気持ちや悩みを話せるおとなが少なくとも1人いるかごとに、より丁寧に把握する。
- ・「おとな」の実態把握を、年代別・条例の認知度別・男女別・子どもの有無別・子ども（末子）の年齢別・虐待／被虐待経験の有無別・安心して自分の気持ちや悩みを話せる人が少なくとも1人いるか等の属性ごとに、より丁寧に把握する。

1 子どもの権利条例・自己肯定感・人権意識について

（1）子どもの権利条例について

①条例認知度（「知っている」＋「聞いたことがある」）

ア 子ども

子ども全体の条例認知度は、前回調査時（38.6%）から45.0%に上昇し、減少傾向に歯止めがかかった。

年代別に見ると、前回調査結果と同様、小学生ではかろうじて半数以上が認知しているものの、中高校生になると、半数以下に減少する。

	知っている＋聞いたことがある	知らない
小学生（n=292）	52.7%	46.9%
中学生（n=251）	40.3%	59.8%
高校生（n=162）	38.3%	61.1%

イ おとな

おとなについては、条例認知度の減少傾向に歯止めがかからず、前回調査時（38.0%）から31.9%へ減少した。

年代別に見たとき、条例認知度が比較的高いのは40代～60代で（35%以上）、子どもの有無別に見ると、小学生から高校生までの子どもがいるおとなの認知度が比較的高かった（50.0%～83.3%）。逆に、子どもが就学前あるいは18歳以上、または子どもがいないおとなの「知らない」割合が高かった（57.7%～89.3%）。

【年代別】

年代	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代～
知っている＋聞いたことはある	0.0%	21.7%	21.9%	35.9%	41.5%	42.9%	38.1%	23.5%

【子どもの年齢別】

末子の年齢 子どもの有無	0-2歳	3-5歳	小1-3年	小4-6年	中学生	高校生	18歳以上	子どもはいない
知っている＋聞いたことはある	21.9%	41.2%	63.7%	64.3%	50.0%	83.3%	42.3%	10.7%
知らない	78.1%	58.8%	36.4%	35.7%	50.0%	16.7%	57.7%	89.3%

③職員

職員全体の条例認知度は、回答項目が「知っている」「知らない」のみだった2003年・2005年・2008年調査では、「知っている」割合が96.7%→96.5%→92.0%と徐々に減少する傾向にあった。回答項目に「聞いたことはあるが内容はよくわからない」を追加した2011年調査と比較しても同様の傾向が見られ、前回調査時（97.2%）から95.2%へ減少した。

学校・施設別に見ると、学校関係の職員の認知度は前回調査時（97.6%）と大差ない97.5%、施設関係の職員の認知度については、前回調査時（97.6%）からわずかに減少して94.9%であったが、「知っている」という回答に限定して見ると、学校関係の職員の「知っている」割合は前回調査時（82.2%）から69.1%に大きく減少し、施設関係の職員の「知っている」割合も、前回調査時（83.3%）から78.8%へ減少するなど、条例認知の程度が低くなっている傾向が見られた。

①条例認知方法（条例を「知っている」「聞いたことはある」と回答した人）

子ども・おとなともに、条例認知に学校が果たしている役割はとても大きい。

ア 子ども

多くの子どもにとって、条例を知るのは学校である。小学生・中学生・高校生ともに50%以上が「学校配布パンフレット」、30%以上が「学校の先生の話」をあげている。

イ おとな

子育て中のおとなが多い30歳代から40歳代のおとなは「学校で配布されたパンフレット」、子育てを終えたおとなが多い60歳代以上や子どものいないおとなは「新聞、テレビなど」を通じて条例を認知する傾向にあった。

具体的には、20歳代のおとなは、「学校の先生の話」（40.0%）と「川崎市ホームページ」（40.0%）が多い。30歳代・40歳代のおとなは、「学校で配布されたパンフレット」が多かった（30歳代：43.8%、40歳代：65.2%）。50歳代のおとなは、「学校で配布されたパンフレット」（29.4%）と「新聞、テレビなど」（23.5%）が多く、60歳代・70歳代・80歳代は「新聞、テレビ」が圧倒的に多い（60歳代：41.7%、70歳代：75.0%、80歳代：100.0%）。（10歳代は 回答者なし）

子どもの年齢別にみると、0-2歳の子どもの親は、「川崎市ホームページ」が最も多いが

(42.9%)、小・中学生の子どもを持つ親の場合は「学校配布のパンフレット」が70－80%以上、高校生の子どもの持つ親でも40%で最も多かった。

ウ 職員

学校関係の職員も、施設関係の職員も、「職場での話」と「パンフレット」で条例を知るという回答が最も多いが、その割合は60%前後にとどまっている。

②条例にもとづく制度の認知度

ア 子ども

今回の調査では、子どもの認知度はすべての制度について上昇した。最も認知度が高かった「子ども会議」は46.2%とほぼ半数になり、過去の調査で最も高かった2002年の認知度を超えて過去最高となった。また「人権オンブズパーソン」は、2002年の調査開始当初から上昇を続けて今回19.3%とこれも過去最高で、特に中・高校生世代の子どもに比較的知られている。

	小学生 (n=292)		中学生 (n=251)		高校生 (n=162)	
①	川崎市子ども会議	51.0%	川崎市子ども会議	47.0%	一つも知らない	49.4%
②	一つも知らない	31.5%	一つも知らない	36.3%	川崎市子ども会議	38.3%
③	川崎市子どもの権利の日	24.3%	人権オンブズパーソン	22.7%	人権オンブズパーソン	20.4%
④	人権オンブズパーソン	16.4%	川崎市子どもの権利の日	15.5%	川崎市子どもの権利の日	8.0%

イ おとな

毎回増加していた「一つも知らない」おとなが、今回調査でついにおとな全体の70%に達した。特に、子どもの有無別に見ると、18歳未満の子どもがいるおとなの「一つも知らない」割合は59.0%、18歳以上の子どもがいるおとなの「一つも知らない」割合は64.0%であるが、それに比べて子どものいないおとなの「一つも知らない」割合は90.0%と非常に高い。

ウ 職員

学校関係・施設関係の職員の認知度が50%を超える制度は、「かわさき子どもの権利の日」「川崎市子ども会議」「人権オンブズパーソン」である。特に学校関係の職員の「川崎市子ども会議」の認知度は81.5%、「人権オンブズパーソン」の認知度は77.8%と高い。施設関係の職員についても「川崎市子ども会議」は67.9%、「人権オンブズパーソン」は71.5%が知っていると回答した。なお、認知度が減少していた「川崎市子どもの権利委員会」は30%をきった前回調査から持ち直して39.6%とほぼ4割に回復した。

(2) 自己に対する評価（「自分が好きか」「周囲のおとな・友達から大切にされていると感じるか」他）

①子ども

前回調査と比べると、「自分が好き」「だいたい好き」と肯定的に捉える子どもが、子ども全体で72.3%（2.9ポイント増）とわずかながら上昇した。同様に、「自分は周りのおとなから大切にされている」と回答する子どもは94.7%（2ポイント増）、「自分は友達から大切にされている」と回答する子どもは91.2%（2.4ポイント増）だった。これらの設問について年齢別にみると、小学生の方が中・高校生より肯定的な回答が多い傾向があり、逆に言えば、中・高校生世代になると肯定的回答が減少する傾向が見られる。

②おとな

おとな全体で「自分が好き」「だいたい好き」と肯定的に捉える割合は、前回時から大きな変化はなく75.5%であった。子どもの有無別に見ると、18歳以上のおとながいるおとな（77.9%）や子どもがいないおとな（77.7%）に比べて、18歳未満のおとながいるおとなの肯定的な回答は71.3%と約6ポイント低くなっている。「周りの人から大切にされているか」という質問については、子どもの有無にかかわらず、80%以上が肯定的な回答をしていた。

③職員

学校関係・職員関係ともに、「自分が好きか」「周りの人から大切にされているか」という質問について、90%前後が肯定的な回答をしていた。一方、「子どものことをよくわかっていると思うか」という質問については、学校関係で74.1%、施設関係で79.8%は「わかっている」「だいたいわかっている」と回答しているが、逆に「あまりわかっていない」「わかっていない」という回答が、学校関係で25.9%、施設関係で19.2%あった。職員については、自分を肯定的に捉える割合は高いが、自己評価として子どものことをよくわかっていないと思う職員が約20～25%いることがわかった。

(3) 人権意識と権利を学ぶ機会

「子どもの権利の中で大切なもの」として、子どものすべての世代で最も割合が高いものは「安心して生きる権利」であったが、年齢別に見ると、年齢があがるにしたがって「ありのままの自分である権利」と「自分で決める権利」が高くなる。同様の質問について、おとな・職員の回答と比較すると、「自分で決める権利」をあげる回答が子どもの回答に比べて低い（子ども全体21.4%〔特に高校生世代30.2%〕、おとな15.6%、職員12.7%）。子どもとおとな・職員の意識に差があることがうかがえる。

また差別に関して、「文化・国籍等のちがい、障がいのあるなしにかかわらず子どもは大切にされている」と肯定的に回答する子どもは全体で79.2%であったが、年齢があがるにしたがってその割合は徐々に減少する（小学生82.5% 中学生79.7% 高校生72.2%）。

このような子どもの人権意識に大きく関わるのが、子どもが自分の権利を学ぶ機会が日常生活の中で保障されているか否かであるが、職員の回答では、職場に子どもが自分の権利を学ぶ機会があると回答する割合は、学校関係・施設関係ともに、わずか半数に過ぎなかった（学校関係：「ある」50.6%「ない」48.1%、施設関係：「ある」47.7%「ない」51.3%）。

2 子ども・おとなの生活実態と職員の職場環境実態について

（１）子どもの生活実態

①体罰・虐待された経験とおとな・職員の気づき

子どもがおとなからたたかれたり、なぐられたりしている割合は、子ども全体で「する」「ときどきする」あわせて約10%（「あまりしない」も合わせると約25%）であった。また、年齢別に見た時、小学生世代の回答が中高校生世代に比べて高い傾向があった。一方、このような子どもの実態におとな・職員が気づいたり聞いたりしているかどうかをみると、おとなの場合、「する」「ときどきする」あわせて約5%（「あまりしない」を合わせると約10%）しか気づいたり聞いたりしていないが、職員の場合は、「する」「ときどきする」あわせて学校関係・施設関係ともに約30%（「あまりしない」も合わせると学校関係・施設関係ともに約60%）が気づいたり聞いたりしていると回答している。

「おとなから心を傷つけられる言葉をいわれる」割合は、子ども全体で「する」「ときどきする」あわせて15%（「あまりしない」も合わせると約40%）になる。また、年齢別に見た時、小・中学生世代より高校生世代の方が高い傾向があった。一方、このような子どもの実態におとな・職員が気づいたり聞いたりしているかどうかをみると、おとなの場合、「する」「ときどきする」あわせて約10%（「あまりしない」を合わせると約20%）しか気づいたり聞いたりしていないが、職員の場合は、「する」「ときどきする」あわせて学校関係・施設関係ともに約45%（「あまりしない」も合わせると70%以上）が気づいたり聞いたりしていると回答している。

まとめると、子どもの少なくとも10-15%が何らかの虐待経験があり、それについておとなが気づいたり聞いたりする割合は低い、職員については、おとなに比べると気づいたり聞いたりする割合が高いことが明らかになった。

また、おとなに「性的にいやなことをされたりさせられたりする」経験は、割合としては少ないものの、子ども全体で「する」「ときどきする」あわせて約1%（「あまりしない」も合わせると約6%）あった。「おとな（親・先生等）に世話してもらえなかったり無視されたりする」割合についても、子ども全体で「する」「ときどきする」あわせて約5%（「あまりされない」も合わせると約20%）あった。一方、このような子どもの実態におとな・職員が認知しているかどうかをみると、例えば「性的にいやなことをされたりさせられたりしたことに気づいたり聞いたりした」割合は、おとなの場合、「する」「ときどきする」あわせて約3%（「あまりしない」を合わせると約10%）しか気づいたり聞いたりしていないが、職員の場合はそれよりもう少し多く、「す

る」「ときどきする」が学校関係で約 5%、施設関係で約 10%（「あまりしない」を合わせると学校関係・施設関係ともに 20%以上）とおとなの 2 倍以上が気づいたり聞いたりしていると回答している。

まとめると、体罰・虐待経験のある子どもは、少なくとも 10%前後いるなかで、おとなよりも職員の方が、子どもの状況についてより多く気づけており、子どもの救済を考えるうえで、職員がとても重要な位置にあることがうかがえる。

②疲れること、不安に思うこと

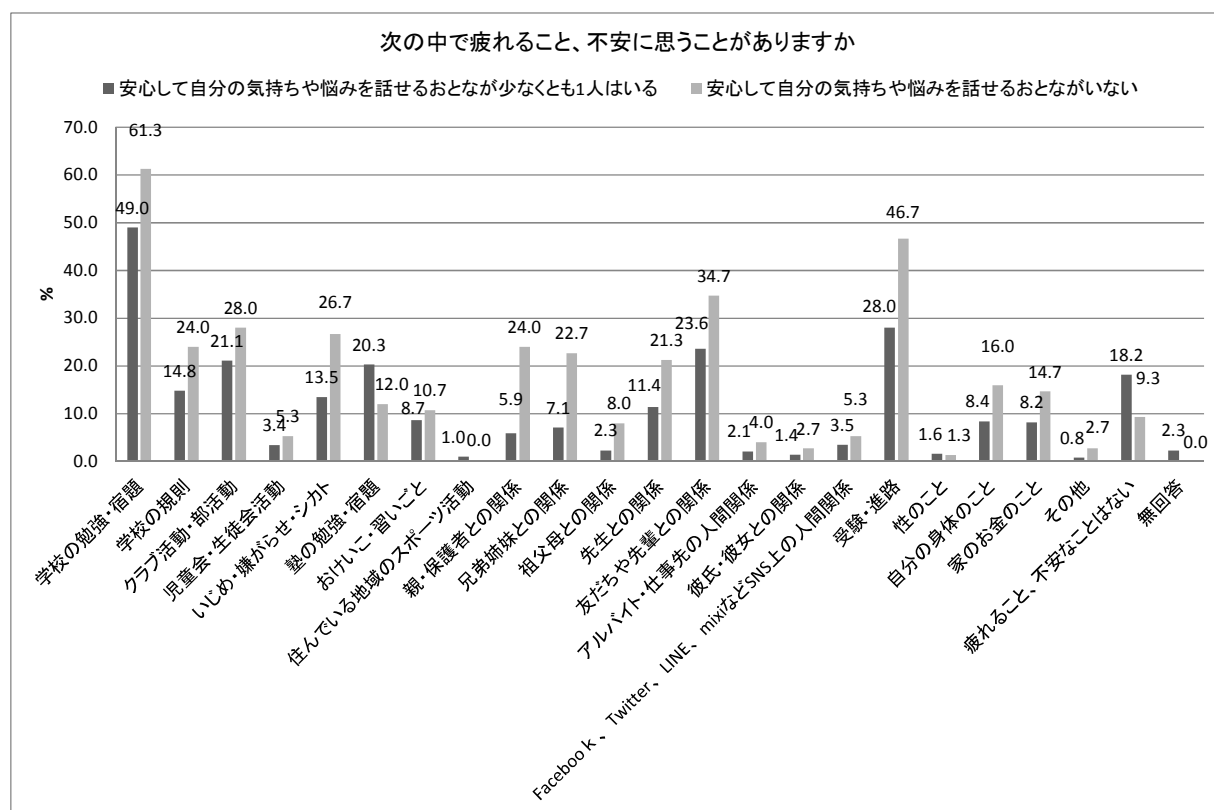
すべての年代の子どもで最も多い回答は、「学校の勉強・宿題」であるが、小学生に比べて（約 40%）、中・高校生の回答が高い（約 60%）。その他では、中・高校生が「クラブ活動・部活動」「友達や先輩との関係」（どちらも約 30%）をあげる割合が高い。

また「いじめ・嫌がらせ・シカト」について回答している割合は、小・中学生それぞれ約 15%、高校生で約 5%であった。このような状況になかで、子どものいじめに気づいたことがあるおとなは、「ある」「ときどきある」あわせて約 10%、職員では学校関係・施設関係ともに約 30%の回答にとどまったが、「あまりない」という回答を「気づいたことがゼロではない＝気づいた頻度は少ないが、ある」と捉えて加えると、おとなの場合は約 20%であるが、職員の場合は、学校関係で約 70%、施設関係で約 60%が気づいたことがあるという回答結果であった。前項と同様に、子どものいじめについても、職員が重要な位置にあることがあらためてうかがえる。

【安心して自分の気持ちや悩みを話せる人が少なくとも 1 人いるか別】

このような子どもたちの実態について、「安心して自分の気持ちや悩みを話せるおとなが少なくとも 1 人いるか」別に見ると、「学校の勉強・宿題」「いじめ・嫌がらせ・シカト」「親・保護者との関係」「兄弟姉妹との関係」「友だちや先輩との関係」「受験進路」で、「いる」子どもに比べて「いない」子どもの方が、10 ポイント以上回答が多かった。子どもにとって、「安心して自分の気持ちや悩みを話せるおとなが少なくとも 1 人いるかどうか」が、子どもの疲れや不安に大きく影響していることがうかがえる。

図 8-9 Q8 あなたは、次の中で疲れること、不安に思うことがありますか。【子ども—安心して自分の気持ちや悩みを話せるおとながいるか】



③居場所

子どもがホッとできる場所として最も多い回答は「リビング・居間」「自分の部屋」（それぞれ約 70%前後）で、小学生世代では「リビング・居間」が約 80%、「自分の部屋」が約 60%であるのに対し、高校生世代になると「リビング・居間」が約 60%で「自分の部屋」が約 80%に増加する。年齢が上がるにしたがって、「リビング・居間」より「自分の部屋」をあげる割合が増加する傾向にある。この点について「自分の気持ちや悩みを話せるおとなが少なくとも 1 人いるか」どうかで見ると、「自分の部屋」については大きな差は見られなかったものの、「リビング・居間」については、「いる」と回答した子どもの約 75%が「リビング・居間」をあげたのに対し、「いない」と回答した子どもは約 35%しかあげなかった。「自分の気持ちや悩みを話せるおとなが少なくとも 1 人いる」といえない子どもの半数以上が回答したのが、唯一「自分の部屋」（約 60%）で、「特になし」という回答も約 10%あった。

（2）おとなの生活実態

①おとなが体罰・虐待をした経験

おとなが子どもをたたいたりなぐったりすることがある割合は、おとな全体で「ある」「ときどきある」あわせて約 10%、「あまりしない」も合わせると約 25%であった。子どもの年齢別に見ると、子どもの年齢が 0～5 歳で約 30%、小 1～3 年生で約 20%が「ある」「ときどきある」と回

答し、小4～6年生と中学生で「あまりない」（ゼロではない）という回答がおよそ50～60%あった。子どもの年齢が就学前のおとなの3割、小学校低学年のおとなの2割が日常的に子どもをたたいたりなぐったりすることがあり、日常的ではないもののたたいたりなぐったりしたことがあるおとなは、子どもの年齢が小学校高学年から中学生で半数以上にのぼった。

子どもに心を傷つける言葉をいったことがある割合は、おとな全体で「ある」「ときどきある」あわせて約20%、「あまりない」も合わせると約50%であった。子どもの年齢別に見ると、子どもの年齢が0～2歳では約20%、3歳～小学校6年生までのおとなで40%以上が「ある」「ときどきある」と回答し、逆に「ない」といいきれぬおとなは、0～2歳と3歳～高校生世代の子どもをもつおとなでかろうじて3割を超えた程度であった。

子どもの世話をしなかったり無視したりすることがある割合は、おとな全体の約5%が「ある」「ときどきある」と回答し、「あまりない」も合わせると約25%であった。回答者によって「ときどきある」「あまりない」の受け止め方に違いはあると思われるが、少なくとも「ない」と言い切れる回答が、0歳～小学生以下の子どもをもつおとなでおよそ55%～70%、中・高校生の子どものもつおとなで50%にとどまる点は注意を払う必要がある。

②疲れること、不安に思うこと

おとな全体としてみると、多く挙げられた回答は「お金のこと」「自分の身体のこと」「自分の将来」「家事」「介護」で、前回調査と比べてどれも割合が増加している。

【年代別・男女別・子ども（末子）の年齢別】

年代別に見ると、20歳代から50歳代までで最も多い回答は「お金」であった。20歳代は「自分の将来」が次に多い回答で、約65%と他の世代と比べて高かったことが特徴的であった（他の世代は50%以下）。60歳代以上は「自分の身体」が最も多い回答であった。

男女別に見ると、「家事のこと」「お金のこと」「子どもの進路・将来」は、女性の回答の方が男性に比べて多かった。逆に男性の回答が女性の回答を上回ったものは「自分の身体のこと」「自分の将来」であった。

子ども（末子）の年齢別に見ると、3-5歳、小4-6年生、中学生の子どもをもつおとなの半数以上があげるものが、「子どもの進路・将来」であり、とりわけ小4-6年生のおとなでは約65%と多かった。その他、0歳～小学3年生までの子どもをもつおとなは、50%以上が「家事」を挙げている（それ以外のおとなは約10-30%）

【虐待経験の有無別】

子どもへの虐待経験（身体的・心理的・ネグレクト）の有無別に見ると、子どもへの虐待経験があるおとなは、経験のないおとなの回答より、ほぼすべての項目で回答の割合が高かった。虐待経験のあるおとなは、ないおとなに比べ、日常生活の中で疲れや不安に思う割合が高いことがわかった。特に、「子どものしつけ」をあげる割合についてみると、たたいたりなぐったりする経験のないおとなの回答は11.1%にとどまるが、経験のあるおとなの回答は35.7%にのぼった。同

様に、子どもの心を傷つける言葉を言ったことがないおとなの回答は 9.4%にとどまったが、経験のあるおとなの回答は 25.8%にのぼった。子どもの世話をしなかったり無視したりする経験のないおとなの回答は 14.0%にとどまったが、経験のあるおとなの回答は 21.4%にのぼった。子どもへの虐待経験のあるおとなは、「子どものしつけ」について疲れや不安を感じる割合が高い実態が明らかになった。また、虐待経験のなかでもとりわけ子どもの世話をしなかったり無視したりする経験のあるおとなは、「子どもとのコミュニケーション」について、経験のないおとなの回答する割合との開きが特に大きいという特徴があり、経験のないおとなの回答が 5.6%であったのに対し、経験のあるおとなの回答は 28.6%にのぼった。ネグレクト経験のあるおとなは、経験のないおとなに比べ「子どもとのコミュニケーション」に疲れや不安を感じる割合が特に高いことが明らかになった。

次に子ども時代の被虐待経験（身体的・心理的・ネグレクト）の有無別に見ると、ほぼすべての項目について、これらの虐待経験があるおとなは、経験のないおとなより、回答する割合が高かったことから、子ども時代に何らかの虐待経験のあるおとなは、おとなになってから、日常生活のなかで疲れや不安に思う割合が高くなることがわかった。また、疲れや不安に思う項目ごとに比較すると、虐待経験のないおとなの回答と比べ、何らかの虐待経験のあるおとなは、子どもに関する項目について、5 ポイント前後高く回答しているが、自分に関する項目、とりわけ「自分の将来」をあげる回答は 10 ポイント以上高かった。何らかの虐待経験のあるおとなは、「疲れること、不安に思うこと」として、自分に関する項目を多くあげる特徴がある。

さらにもう 1 つ見えてきた特徴として、前述の子どもへの虐待経験の有無別の回答状況・子ども時代の被虐待経験の有無別の回答状況どちらも、身体的・心理的虐待経験・被虐待経験のあるおとなに比べ、ネグレクト経験（子どもへネグレクトをした経験＋子ども時代のネグレクトされた経験）のあるおとなの疲れや不安を感じる割合の高さが突出していることもあげられる。

【安心して自分の気持ちや悩みを話せる人が少なくとも 1 人いるか別】

安心して自分の気持ちや悩みを話せる人が少なくとも 1 人いるおとなと、1 人もいないおとなを比べると、1 人もいないおとなの回答は、少なくとも 1 人いるおとなよりほとんどの項目で回答が高く、疲れや不安を感じる割合が高くなっている。例えば、1 人もいないおとなが最も多く回答している項目が「自分の身体のこと」(62.5%)「自分の将来」(59.4%)だったが、少なくとも 1 人いるおとなの回答に比べてどちらも 20 ポイント以上高い回答となっていた。その他、「家事」(いるおとな：23.2%、いないおとな：46.9%)「お金のこと」(いるおとな：50.2%、いないおとな：65.6%)「友人関係」(いるおとな：7.6%、いないおとな：25.0%)「自分の親との関係」(いるおとな：10.3%、いないおとな：25.0%)「近所づきあい」(いるおとな：8.7%、いないおとな：21.9%)といった項目が、少なくとも 1 人いるおとなと、1 人もいないおとなの回答差が大きいものであった。日常生活におけるさまざまな事柄について、安心して自分の気持ちや悩みを話せる人が少なくとも 1 人いるか否かによって、疲れや不安を感じる割合にこれだけの違いがあることが明らかになった。

（３）職員の職場環境実態

①職員が体罰・虐待をした経験

子どもをたたく経験については、学校関係・施設関係ともに90%以上が「ない」と回答しているが、「ある」「ときどきある」という回答が、学校関係・施設関係ともに約1%、「あまりない」という回答が、学校関係で8.6%、施設関係で6.2%あった。「あまりない」という回答を、「ときどきというほどではないが、たたいたことがある」と解釈すれば、たたく頻度にかかわらず1度でもたたいた経験をしたことがある職員が、学校関係・施設関係ともに約10%あることがわかった。

子どもの心を傷つける言葉を言った経験については、学校関係・施設関係ともに90%以上が「ない」「あまりない」と回答し、「ある」「ときどきある」という回答は、学校関係で約10%、施設関係で約3%あった。

②子どもへの懲戒権限の範囲の認識

子どもへの懲戒権限の範囲を認識しているかという設問に対して、「認識している」という回答は、学校関係69.1%、施設関係64.2%にとどまり、「認識していない」という回答が、学校関係・施設関係ともに約30%にのぼった。

③子どもの話を聞いているか

職員に対する「子どもの話をよく聞いているか」という質問については、学校関係・施設関係ともに90%以上が「聞いている」「ときどき聞いている」と回答している。

3 相談機関・救済制度について

川崎市において利用できる相談機関・救済制度について、子ども・おとな・職員がどの程度それらを認知し利用しているかどうかを調査した結果、以下のような実態が明らかになった。

（１）子どもの認知度と利用度

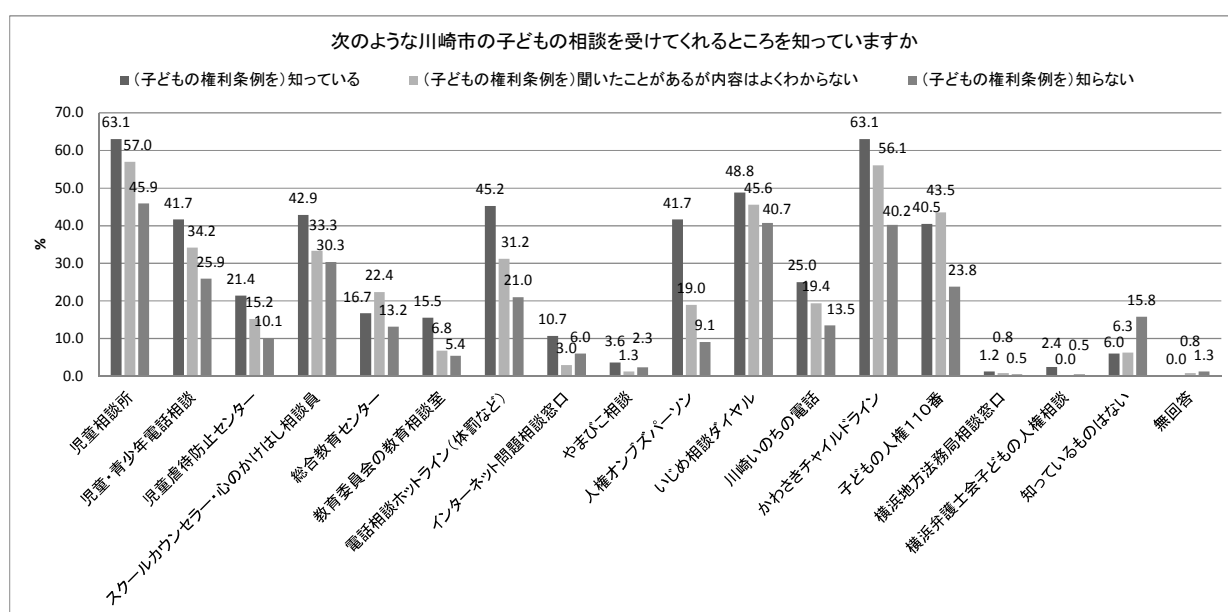
子どもの約50%が認知しているのが「児童相談所」と「かわさきチャイルドライン」、40%以上認知しているのが「いじめ相談ダイヤル」、30%以上認知しているのが「スクールカウンセラー・心のかけはし相談員」「子どもの人権110番」「児童・青少年電話相談」であった。前回調査から認知度が上がっているのが「スクールカウンセラー・心のかけはし相談員」（11.6ポイント増の32.8%）で、逆に認知度が下がっているのが「川崎市総合教育センター」（15.1ポイント減の16.5%）「教育委員会の教育相談室」（9.3ポイント減の7.0%）であった。

しかし、比較的認知されている機関・制度も、利用度になると最も高い回答で「児童相談所」（4.9%）であり、「かわさきチャイルドライン」（2.9%）「いじめ相談ダイヤル」（1.8%）「スクールカウンセラー・心のかけはし相談員」（0.8%）「児童・青少年電話相談」（2.5%）というよう

に、利用度は認知度に比べとても低い。「どこにも相談しない」という回答が約 70%と最も多い回答であった。市内には多くの相談機関・救済制度があるにもかかわらず、認知度が低いか、比較的認知度が高くても利用度は低い実態が明らかになった。

なお、子どもの認知度と利用度を、条例の認知度別にみると、条例を「知っている」と回答する子どもの方が「知らない」と回答する子どもに比べ、認知度も利用度も高いことがわかった。条例を知っている子どもは、相談機関・救済制度を比較的好く知り、逆に条例を知らない子どもは、相談機関・救済制度についてもあまりよく知らない実態がうかがえた。

図 9-0 Q9 次のような川崎市の子どもの相談を受けてくれるところを知っていますか。【子ども—条例の認知度別】



(2) おとなの認知度と利用度

おとなの約 50%が認知しているのが「児童相談所」、次いで約 40%認知しているのが「保健福祉センター」、約 30%認知しているのが「民生委員・主任児童委員」「川崎いのちの電話」であった。

しかし、子どもと同様に、比較的認知されている機関・制度であっても利用度は低く、「保健福祉センター」(10.7%。末子の年齢が 0 - 2 歳のおとなに限定すると 18.8%)「児童相談所」(6.8%)以外は、どれも 1~2%と低い。「どこにも相談しない」が約 50%と最も高い回答であった。おとなについても、相談機関・救済制度の認知度が低いか、比較的認知度が高いものでも利用度は低いという結果であった。

おとなについても、条例の認知度別にみると、子どもと同様に、条例を「知っている」と回答するおとなの方が「知らない」と回答するおとなに比べ、認知度も利用度も高かった。条例を知っているおとなは、相談機関・救済制度を比較的好く知り、逆に条例を知らないおとなは、相談機関・救済制度についてもあまりよく知らない実態がうかがえた。

（３）職員の認知度と利用度

50%以上の職員が知っているものは、19 ある相談機関・救済制度のうち 12 あったが、利用度になると、学校関係で「児童相談所」(17.3%)「総合教育センター」(14.8%)、施設関係で「児童相談所」(25.5%)「保健センター」(21.8%) 以外は、総じて低く、「どこにも相談しない」が学校関係・施設関係ともに約 30%あった。

なお、職員の勤続年数別にみると、認知度・利用度ともに「1 年未満」「1 年以上 5 年未満」の職員の認知度が、それ以上の勤続年数の職員に比べて低かった。勤続年数が短い職員の認知度・利用度が、長い職員に比べて低いことがわかった。

4 相談する相手

（１）子ども

「困ったときの相談相手」として、子ども全体で最も多い回答は「親」(約 70%)、次いで「友だち」(約 60%)「担任の先生」「兄弟姉妹」(それぞれ約 20%) だった。

年代別に見ると、年代による変化が見られない「友だち」に比べ、「親」と「担任の先生」については、小学生世代に比べ、中・高校生世代では約 10 ポイント低くなる。なお、「だれにも相談しない」という回答は約 7%、今回調査で新設した「SNS 上の友だち」という回答は 3.2%であった。

「友だち」については、学校に何でも話せる友だちがいるかという設問についても、全年代で 80%以上が「いる」と回答している。

「先生」については、学校に自分のことをよくわかってくれる先生がいるかという設問について、「いる」という回答は小学生世代で約 90%あるが、中学生世代で約 80%、高校生世代で約 70%と、年代が上がるにしたがって低くなる。

同様に、悩みを話せるおとなが少なくとも 1 人いるかという設問について、「いる」という回答も、小学生世代では 90%を超えているが、中学生世代になると 90%を切り、高校生世代になると 80%を切る。

以上から、子どもにとって相談する相手は、「親」と「友だち」が主で、「友だち」については世代による変化はないが、「親」や「担任の先生」等のおとなについては、年代が上がるにしたがって減少していくことがわかった。

（２）おとな

「困ったときの相談相手」を年代別に見ると、子どもがいない割合が 90%以上である 10 歳代・20 歳代では、「親」「友だち」という回答が多いが、子育てする割合が増える 30 歳代・40 歳代以上は、「配偶者・パートナー」という回答が多くなる。「だれにも相談しない」という回答はおとな全体で 6.8%であった。また「自分の気持ちや悩みを話せる人が少なくとも 1 人いるか」という設問では、おとな全体で 10.4%が「1 人もいない」と回答している。

「困ったときにだれにも相談しない」あるいは「悩みを話せる人が1人もいない」おとなが約10%という実態について、さらに子どもへの虐待経験の有無と子ども時代の被虐待経験の有無別にみると、子どもの世話をしなかったり無視したりした経験があるおとなは、経験のないおとなより、「困ったときの相談相手」として「だれにも相談しない」を選択する回答が高く、「悩みを話せる人が1人もいない」と回答する割合も高い。また子ども時代に世話をしてもらえなかったり無視された経験のあるおとなについても、同様の傾向がみられた。

(3) 職員

「困ったときの相談相手」として最も多い回答は、学校関係・施設関係ともに約70%が「職場」で、「友だち」「配偶者やパートナー」「自分の親、義理の親」がそれにつづき、「だれにも相談しない」という割合は1%であった。しかし、自分の気持ちや悩みを話せる人が少なくとも1人いるかという設問に対して「1人もいない」という回答は、学校関係で11.1%、施設関係で3.1%あった。また、何でも話せる友だちがいるかという設問についても「いない」という回答が、学校関係で19.8%、施設関係で9.3%あった。特に学校関係の職員が、「悩みを話せる人が1人もいない」と回答する割合が約10%、「何でも話せる友だちがいない」と回答する割合が約20%あることは懸念される。

5 今後に向けて ―まち全体で子どもの育ちを支える。子どもの育ちをささえるおとなを支える―

以上の調査結果の分析から、今後に向けて特に念頭におくべき特徴をあらためてまとめると、以下の通りである。

〔子ども〕

(条例・自己に対する評価・人権意識)

- ・ 条例認知度の減少傾向に歯止めがかかった。
- ・ 条例認知度は、年代があがるにしたがって低くなる。
- ・ 条例を知るのは、ほとんどが学校である。
- ・ 悩みを話せる人が1人もいない子どもは、自己肯定感が低い傾向にある。

(生活実態)

- ・ たたかれたりなぐられたりする経験は、年代が低いほど多く、傷つく言葉を言われる経験は、逆に年代が高くなるほど多い。
- ・ 疲れることや不安に思うことは、年代が高くなるにつれ増加する傾向にある。
- ・ 悩みを話せる人が1人もいない子どもは、少なくとも1人いる子どもより、疲れることや不安に思うことをあげる割合が多い。

(相談機関・救済制度の認知度と利用度)

- ・ 条例認知度と、相談機関・救済制度の認知度と利用度の間には相関関係がある。

(相談する相手)

- ・困った時に相談する相手として「親」や「先生」といったおとなをあげる割合は、年代があがるにしたがって減少する傾向がある。
- ・悩みを話せる人が1人もいない子どもは、困った時に相談する相手として「親」をあげる割合が少ない。
- ・悩みを話せる人が1人もいない子どもは、少なくとも1人いる子どもより、「学校に何でも話せる友だちがいる」「学校によくわかってくれる先生がいる」と回答する割合が低い。

〔おとな〕

(条例)

- ・条例認知度は、小学生～高校生世代の子どもを子育て中のおとなが、比較的高い認知度である。
- ・子ども同様、条例認知度と、相談機関・救済制度の認知度と利用度の間には相関関係がある。

(生活実態)

- ・10歳代・20歳代のおとなについては、子育て世代は少ない。子育て世代が多くなるのは30歳代・40歳代で、子どもが成長し、子どもの進路・将来に関心が高くなるのが40歳代・50歳代。
- ・悩みを話せる人が1人もいないおとなは、少なくとも1人いるおとなより、疲れや不安を感じる割合が高い。
- ・子どもへの虐待経験のあるおとなは、ないおとなに比べ、日常生活の中で疲れや不安に思う割合が高い
- ・子どもへの虐待経験のあるおとなは、特に「子どものしつけ」について疲れや不安を感じる割合が高い
- ・子どもへの虐待経験のなかでも特にネグレクトをした経験のあるおとなは、経験のないおとなに比べ「子どもとのコミュニケーション」に疲れや不安を感じる割合が特に高い
- ・子ども時代に何らかの虐待経験のあるおとなは、おとなになってから、日常生活のなかで疲れや不安に思う割合が高くなる
- ・子ども時代に何らかの虐待経験のあるおとなは、「疲れること、不安に思うこと」として、自分に関する項目を多くあげる傾向がある
- ・子どもへの身体的・心理的虐待経験および子ども時代の身体的・心理的被害経験のあるおとなに比べ、ネグレクト経験（子どもへネグレクトをした経験＋子ども時代にネグレクトされた経験）のあるおとなの疲れや不安を感じる割合の高さが突出している

(相談する相手)

- ・ネグレクト経験（子どもへネグレクトをした経験＋子ども時代にネグレクトされた経験）のあるおとなは、経験のないおとなに比べ、困ったときの相談相手として、「自分の親」「配偶者やパートナー」「友だち」をあげる割合が特に低く、「だれにも相談しない」割合が高い。

〔職員〕

（自己に対する評価）

- ・自己評価として子どものことをよくわかっていないと思う職員が約 20—25%いる

（職場環境実態）

- ・子どもの体罰や虐待経験、いじめについて、おとなよりも多く気づけている
- ・職場に子どもが自分の権利を学ぶ機会があるという回答がわずか半数に過ぎない
- ・懲戒権限の範囲を認識していない職員が学校関係・施設関係ともに約 30%にのぼる
- ・職場で自分の思いや考えを「言えない」と感じている割合が、学校関係で約 20%、施設関係で約 10%あった

（相談機関・救済制度）

- ・「1 年未満」「1 年以上 5 年未満」といった勤続年数が短い職員ほど、それ以上の勤続年数の職員に比べて、相談機関・救済制度の認知度・利用度が低い

（相談相手）

- ・特に学校関係の職員が、「悩みを話せる人が 1 人もいない」と回答する割合が約 10%、「何でも話せる友だちがいない」と回答する割合が約 20%あった

今回の調査では、子どもの条例認知度の減少傾向に歯止めがかかった点大きい。これは、前回の第 4 期子どもの権利委員会の諮問事項「条例の広報・啓発」以来、子どもに関わる現場・各部署・教育委員会等の取組や意識啓発の成果が表れていると予想することもできる。

この流れで第 5 期子どもの権利委員会においても、市長からの諮問事項「子どもの成長に応じた育ちの支援について」有効な提言を行えるよう、いままで見てきた調査結果から以下の点を検討課題として最後に提起することとしたい。

①条例のさらなる広報・啓発とそれにもなう相談機関・救済制度の認知度・利用度の向上をはかる必要性

広報・啓発の対象となる子ども・おとな・職員の属性ごとの特徴を踏まえ、それぞれに適した広報・啓発の工夫をはかる必要がある。

②年齢と属性に応じたきめこまやかな支援の必要性

小学生～高校生世代の子どもの子育て中のおとなに比べ、子育て前の 10 歳代・20 歳代、乳幼児の親、子育てを終えたおとなの条例認知度が低いことから、これらのおとなに対する条例の広報・啓発の工夫を考えていく必要がある。ホームページや新聞・テレビ等のメディア活用に関する工夫、保育所・幼稚園を通した広報・啓発の工夫が考えられる。また、虐待経験・被虐待経験のある子どもとおとなは、とりわけ多くの困難さを抱えていることから、早急に適切な支援を模索する必要がある。

このように、子どもの年代別、平日学校に通っているかないか別、おとなの年代別、子どもの有無別、育てている子どもの年齢別、虐待経験・被虐待経験の有無別、に見えてきた調査結果

をふまえた、きめの細かな支援を模索する必要がある。

③悩みを話せる人を少なくとも1人つくるための支援を考える必要性と、そこから専門的な相談機関・救済制度につなげる工夫をする必要性

日常生活の中で感じる疲れや悩みを少しでも軽減できるように、悩みを話せる人を子ども・おとな・職員それぞれが少なくとも1人もてるような支援を模索する必要がある。市全体として、子ども・子育て家庭を支えるセーフティネットとして、課題を抱えて孤立を深める子どもやおとなの話を聞き、そこから専門的な相談機関・救済制度につなげる支援を早急に行う必要がある。

④子どもの権利保障のための専門職支援の必要性

子どもと関わる時間の長い職員は、子どもの異変に気づく機会が多く、子どもの救済を考えるうえで特に重要な位置を占めるが、一方で、職場で自分の思いや考えを「言えない」と感じたり、「悩みを話せる人が1人もいない」と感じたりするなど、職員一人一人が悩みを抱え込まざるを得ないような状況も見られることから、課題に直面している職員に対して専門的で実質的なサポートをいかに行っていくかを早急に考える必要がある。

第2部 ヒアリング調査

I 調査概要

1 調査の目的

川崎市子どもの権利に関する条例第38条第2項の規定に基づき、「子どもの成長に応じた育ちの支援について」の検証を行なうにあたり、川崎市及び川崎市子どもの権利委員会が平成26(2014)年3月に「川崎市における子どもの実態・意識調査」(11～12歳700人、13～15歳700人、16～17歳700人、18歳以上900人を住民基本台帳から無作為抽出によるアンケート調査)を実施した。

しかし、アンケート調査では個別の支援を必要とする子どもたちの実態や意識を十分に把握しきれないことから、各関係機関の協力を得て、子どもに直接聴き取り(ヒアリング)を行なうことにより、個別の支援を必要とする子どもたちの実態や意識を把握することを目的とした。

2 調査の設計

(1) 調査対象

11歳から17歳までの次の子どものうち調査に協力してくれる者

- ア 児童養護施設等に入所している子ども
- イ 多様な文化的背景をもつ子ども
- ウ 障害のある子ども
- エ 不登校の子ども
- オ 乳幼児とその親

※ 詳細は次ページ<別表>、各対象別に掲載

(2) 調査時期 平成26(2014)年7月～9月

(3) 調査方法

- ア ヒアリングは川崎市子どもの権利委員会委員のうち、1名以上が、子ども一人当たり20分程度行い、事務局職員が記録する。
- イ 施設の職員又は保護者は、原則として立ち会わない。(介助者等は除く)
- ウ 対象となる子どもには、事前にお問い合わせ文の配布や、直前のオリエンテーションを行い、子どもにも理解できるように配慮する。
- エ ヒアリング時の呼出しや記録等は、子ども個人が特定できないように、実名等での取扱いを行わない。

(4) ヒアリング項目

- ア 子どもの興味・関心、楽しみについて
- イ 子どもの安心できることや、居場所について
- ウ 困っていることと、相談先について

エ 子どもの権利条例の認知度について

オ 子どもの意見表明について

以上の共通項目の他、対象ごとの個別項目を設けている。詳細は、次ページ以降、各対象別に掲載している。

< 別 表 >

対象区分	施設区分	対象者数
児童養護施設等に入所している子ども	児童養護施設（２施設）	１２人
	児童自立援助ホーム	２人
多様な文化的背景をもつ子ども	市内学習サポート教室	４人
障害のある子ども	市内障害児通所施設	２人
不登校の子ども	市内フリースペース	４人
乳幼児とその親	市内子育てフリースペース	３人
合計	７施設	２７人

Ⅱ ヒアリング調査の結果

1 児童養護施設等に入所している子ども

実施期間：平成26(2014)年7月～8月／3回

実施場所：市内3施設（児童養護施設2、児童自立援助ホーム1）

実施対象：14人（中学生～19歳／男7人、女7人）

（児童養護施設12人／男6人、女6人、児童自立援助ホーム2人／男1人、女1人）

調査方法：個別面談で実施。1人20～50分の聴き取り

川崎市子どもの権利委員会による児童養護施設等に入所している子どもへのヒアリング調査は、今回が5回目である。第1回目（2002年）は、無作為抽出で行った子どもを対象としたアンケート用紙を施設で生活する子ども用に一部修正を加えて、アンケートへの回答をお願いするとともにヒアリングを行った。第2回目（2005年）は、第1回目と同様のアンケートを実施し、アンケート終了後、個別面談方式によるヒアリングを実施した。第3回目は、アンケートは実施せず、施設での生活や相談に関する質問を中心にシートを作成し、個別に聴き取りを行った。第4回目は、個別面談方式によるヒアリングを行った後に、自己評価（自己肯定感）に関するアンケートを実施した。

今回は市内児童養護施設2か所および自立援助ホーム1か所においてヒアリング調査を実施した。アンケートは実施せず、①子どもの興味・関心、楽しみ、②子どもの安心、居場所、③困っていることと子どもの相談・救済、④子どもの権利意識・条例の認知度・広報啓発、⑤子どもの意見表明・参加について質問シートを作成し、個別に聴き取りを行った。これにより施設等で生活する子どもの生活の実際や意識が確認できた。

子どもの興味・関心、楽しみ

最近、夢中になっていること、楽しみにしていることは何かとの質問に対しては、バスケット、ソフトボール、ヒップホップダンス、サッカー等、体を動かすレクリエーションや部活動を挙げた子どもが5人いた。また、ギターや絵を描くこと、資格試験の勉強、介護実習、お菓子作り等、いわゆる文化的活動を挙げた子どもも6人いた。一方、「特にない」、「寝ること」と答えた子どもは3人であった。

子どもの居場所

最近、一番居心地がよい場所はどこか、どうしてそう感じるのかとの質問に対し、気の合う友だちと一緒にいる教室、仲間と一緒にいる自然のある屋外、ギターの練習をしている場所、興味がある本を読める本屋、仲間や子どもと遊んでいる時、家族や交際相手と一緒にいるときのように、特定の場所ではなく、環境的な要因を挙げる子どもが8

人と多くいた。一方、自分のベッドや部屋を挙げた子どもが4人おり、これも理由は「ひとりになれる」という環境的理由を挙げたものであった。また、「特にない」「あまり感じたことがない」との回答も2人からあった。

子どもの疲れ・不安、相談及び救済

(1) 疲れや不安

疲れていることや不安に思うことは何かとの質問に対し、5人の子どもが、今後の生活や就職といった自身の将来について挙げた。また、通学のための電車内や、施設の教職員や他の子どもとの関係、門限等のルール、仕事のように、現在の環境を挙げる子どもは6人いた。他方、「特にない」との回答が3人からあった。

(2) 疲れ・不安に対する対処法と相談相手

次に、疲れているとき、困っているとき、悩んでいるときにどうするか、誰か（どこか）に相談するかとの質問に対し、最も多かった回答は、施設の職員であり、6人の子どもから挙げた。その他には以前の里親や親族、施設や学校の友人との回答があったほか、「特にない（困ったことがない）」との回答もあった。

(3) 相談機関

知っている相談機関は何かとの質問に対し、ほぼ全員が児童相談所を挙げた。その他については、かわさきチャイルドライン（8人）、オンブズパーソン（6人）、スクールカウンセラー（4人）が多く、子どもの人権110番、川崎いのちの電話、インターネット問題相談窓口、いじめ相談ダイヤル、児童・青少年電話相談も各1人ずつから挙げた。

また、実際に利用したことのある相談機関は何かとの質問に対しても、児童相談所が最も多く（10人）、その他はスクールカウンセラー（1人）、児童・青少年電話相談（1人）となった。

(4) 相談カード

相談カードを配布されたことがあるかとの質問に対し、2人を除き、ほぼ全員が「配られた」ないし「見たことがある」と回答した。

しかしながら、配布の際の説明については、「配られただけ」「わからない」「おぼえていない」との回答が約半数あり、さらに、実際に相談しようと思ったかとの質問に対しては、ほぼ全員が否定的な回答をしている。その理由について、「相談するようなことが起こらなかったから」という回答がある一方、「児童相談所や施設の職員などに相談する方がよい」との意見もあり、さらには「電話で相談できるかが疑問」といった回答もあった。

子どもの権利条例の認知度と広報のあり方

(1) 条例リーフレット

条例リーフレットを見たことがある子どもは、1人もいなかった。

(2) 権利条例

権利条例を知っているか、どう思ったかとの質問に対し、「知っている」「聞いたこと

はある」と回答した子どもは2人だけであった。そのうち、1人は、「子どもにも権利があるんだ、大人にしかないと思った」と回答している。

また、権利条例を知らず、または実質的に知らないと回答した子どもに対して、リーフレットを見せて感想を聞いたところ、「よりどころになる場所があるというのはいい」「一人じゃないんだよというメッセージはいい」、自分を豊かにし、力づけられる権利について、『豊かに』という点で、遊んだり、学んだりすることも大切だと思う」「ありのままの自分での権利が気になる」、自分を守り、守られる権利について「ほとんどのことが親に決定権があり、自分では決められない」との感想があった。一方、「特に何も感じない」との回答もあった。

(3) 権利条例の広報のあり方

権利条例を知ってもらう方法についてアドバイスを求めたのに対し、子どもに対しては「学校に話をしに来ること」、大人に対しては「インターネットや職場に張り紙をすること」「三者面談の際に話す」「授業で取り上げる」「部活や家庭で関わるものがあるといい」「説明会を開く」「年齢が低い子どもには文字ばかりでは読めないので、絵本にする」等、数多くのアドバイスがあった。

子どもの意見表明・参加

(1) 言いたいこと、言いたいのと言えないこと

誰かに言いたいこと、伝えたいことはないかとの質問に対し、施設ないし施設職員を挙げた子どもが最も多かった(5人)。その中には、「なぜ厳しいのか」「怒鳴るのがイヤ」「子どもの顔をうかがうのもおかしい」との回答もあった。また、友だちに対しては「施設に対する偏った意見・考えを直してほしい」「ありがとうと言いたい」といった回答があった。さらに、大人一般に対し「大人がピリピリすると子どももピリピリする」「(学校の教師に対し)決めつけられるのがイヤ」といった回答もあった。

逆に、言いたいのと言えないこととして、「物を壊した時とかは言いづらい」「施設では言えない」「(親に対し)なぜ施設に置いていったのか」等の回答があった。また「自分がここまで来れたのは親や施設のおかげなので、『ありがとう』と言いたい」との回答もあった。

(2) 意見表明の仕組み

学校や施設に意見や要望を言える仕組みがあるか、利用したことがあるかとの質問に対し、施設においては、ポストに投函する形のいわゆる「意見箱」を挙げるものが多かったほか、「直接職員に言う」「みんなで話し合って決める」との回答もあった。また、学校においては、「仕組みはない」という回答から、「意見箱」「教師に直接話す」、「みんなで話し合って決める」など、回答は様々であった。明確に「学校には仕組みがない」と回答した子どもも2人いた。

また、実際に意見を言える仕組みを利用したことがあるかとの質問に対し、施設においては、意見箱での意見表明について概ね利用しており(最近設置されたために未利用の

者を除く)、その結果も「新しいテレビゲームを買うことを話し合って決めた」「スマホの利用が条件付きで可能となった」「庭でのボール遊びが職員付きで可能となった」というように、一定の改善や解決が図られることとなった。一方、学校の意見箱については、あまり活用されていないようである。

子どもの自己肯定感、自信、得意なこと

(1) 自己肯定感

まず、自分が好きかとの質問については、「好き」(どちらかというとき好き、を含む)との回答が5人、「嫌い」(どちらかというとき嫌い、を含む)との回答が5人、分からない(普通、どちらもある、を含む)との回答が4人であった。好きとの回答の中には、その理由として、「自分が成長したと感ぜられる」「プラス思考になった」「人のことを気遣える自分が好き」との回答があった。一方、「嫌い」との回答の理由については、「自分の良いところが見つけられない」「優柔不断である」「短気で、すぐイラッとする。自覚していてもできない」といったものがあった。

次に、親や周りのおとなに大切にされているかとの質問に対しては、12人の子どもが「大切にされている」と回答した。その理由については「悩んでいることを聞てくれる」「施設の職員が次の日の確認をしてくれる」「怪我をした時、施設職員がすぐに手当をしてくれる」「自分のことを考えて叱てくれる」「スマホの危険性を説明しててくれる」「バイトで遅くなると迎えに来てくれる」「テスト勉強で夜が遅くなると、夜食を作てくれる」「母が大事にしてくれていることは伝わてくる」「親もなんだかんだで心配してくれている」といった回答があった。他方、「大切にされていると思わない」「わかならない」との回答も3人からあった。

また、友だちに大切にされているかとの質問に対しては、「そう思う」との回答が10人、「わかならない」(無回答を含む)との回答が4人であり、積極的に「思わない」と回答した子どもはいなかった。大切にされていると思ふ理由については、「やさしくしてくれる」「いろんなことを言える」「卒業しても付き合いがある」「施設にすることを話した際の態度から」「心配してくれる」「話しかけてくれる」等の回答があった。

最後に、毎日が楽しいかとの質問に対しては、10人が「楽しい」(どちらかというとき楽しい、大体楽しい、を含む)、5人が「楽しくない」(どちらかというとき楽しくない、を含む)、1人が「わかならない」(普通、を含む)と回答している。楽しい理由については、「友だちといるから」「外で遊ぶ時や、学校にいる時も楽しい」「やることがあるので、充実している」「イヤなことはすぐに忘れ、今は気楽になった」「飲み物を買ったり、お菓子を買ったりする」といった回答があった。一方、楽しくない理由については、「資格試験の勉強がある」「友だちと遊ぶ機会がない」「携帯電話を持ていないので、連絡の手段がない」「泊まりに行けない」「楽しみがない」といった回答があった。

(2) 自信のあること、得意なこと

自信のあること、得意なことは何かとの質問に対しては、お菓子をつくること、マラ

ソン、ドッジボール、球技、バスケットボール、計算、数学、水泳、バスケットボール等、様々な特技が挙げた。他方、「特にない」（無回答を含む）との回答した子どもも6人いた。

まとめにかえて

関心・興味のある事柄や居場所に関しては、施設等の入所の有無にはほとんど差がないと見受けられる。すなわち、同年代の子どもが持つ関心や興味を持ち、仲間や友だち意識の中で何かに取り組むことは、おそらく他の子どもも共通して有している事柄であると考えられる。また、居場所に関しても、「1人でいたい」「1人でいると落ち着く」といった意見は、同年代の子どもの中にも一定程度あるものと思われる。

疲れること、不安に思うことについては、同年代の子どもが抱く不安感と異なるところはないと思われる。ただし、同じく将来についての不安とはいえ、施設入所をしているという事情があることは否めず、他の子どもと比して不安の程度は大きいと言わざるを得ない。かかる不安感を除去するためには、より手厚い支援が期待されるとともに、不安を解消するための相談の仕組みを整える必要がある。

ところが、上記ヒアリング調査の結果からも見えてくるように、実際に悩みや不安を相談できるのは、施設職員や友だちといった身近な者に限られており、相談機関についても実際の利用はあまりないのが現状である。

最後に、自己肯定感については、最も端的な質問である「自分が好きか」との質問に対する肯定的な意見の少なさが際立つ。これについては、未来に対する焦燥感や日常生活での苛立ちといったネガティブな感情にも左右されと考えられる。子ども一般についても言えることではあるが、自分自身とその将来について肯定的に捉えられるようにするための、子どもを取り巻く環境整備が急務である。

2 多様な文化的背景をもつ子ども

実施期間：平成26(2014)年7月

実施場所：市内学習サポート教室

実施対象：4人(男2人 女2人 / 小学生3人、中学生1人)

(文化的背景／中国2人、アメリカ2人)

調査方法：個別面談で実施(通訳なし)。1人20～30分の聴き取り

川崎市子どもの権利委員会による多様な文化的背景をもつ子どもへのヒアリング調査は、今回が5回目である。第1回目と第2回目(2002年、2005年)は、学校において日本語指導等協力者が派遣されている子どもを対象に行った。第3回目(2008年)は市内生涯学習施設において、外国にルーツをもち日本で生まれ育った子ども(主要な使用言語は日本語)、外国で生まれ育って最近日本に来た子どもを対象に聴き取りをした。4回目は市内生涯学習施設に加え、県内外国人学校にて調査を実施した。

外国籍の子ども、日本国籍で外国にルーツをもつ子どもなどの増加に伴い、日本語がわからなくて授業がわからない子どものための学習サポート教室が地域で開設されはじめている。今回の調査では、地域のボランティアによって運営されている、市内の外国につながる子どもの学習サポート教室の協力を得て、外国にルーツをもつ子どもや来日して間もない子どもを対象にヒアリング調査を実施した。

具体的には、①子どもの興味・関心、楽しみ、②子どもの安心、居場所、③困っていることと子どもの相談・救済、④子どもの権利意識・条例の認知度・広報啓発、⑤子どもの意見表明・参加⑥自己肯定感と母語・母文化について質問シートを作成し、個別に聴き取りを行った。今回の対象者は日本語の会話には不自由がなかったため、通訳を介さずに行った。これにより、多様な文化的背景をもつ子どもの置かれている状況の一端がうかがえた。

子どもの興味・関心、楽しみ

最近夢中になっていることや楽しみは何かという質問には、「大縄、縄跳が得意、音楽と体育が好きで、バスケは得意」「体育の時間が好きで、特に球技が好き。音楽にも関心があり、ギター弾くのが好き、英語の音楽も日本語の音楽も聴いている。学校の休み時間に友達と話すのが好き」「図工が好き、公園での祭りが楽しかった」との回答があった。

子どもの安心、居場所

一番居心地が良い場所はどこか、どうしてそう感じるのかの質問には、「安心する場所は、悪い人がいないので、家の中だ」「家では兄弟がいるので、自分の部屋であり、学校では一人になれる視聴覚室だ」「好きな絵本を見られる図書室。図書室は家から近いので一人で行ける」「特にそんな場所はなく、母とお話することが好きだ」との回答があった。

困っていることと子どもの相談・救済

疲れていることや不安に思うことは何か、疲れている時、困っている時、悩んでいる時はどうするのか、どこかに、誰かに相談するかという質問には、「親が夜遅い時間に働くため、幼い兄弟と二人になる時間が多くて、その世話をされていて疲れる。兄弟と二人になる時間が多いが親の親せきが助けてくれることもある。困った時は、母親に相談する」「学校の雑巾がけの時、走るときは疲れる。去年抜けた歯が生えてこないことやピーマンが食べられないことと母の腰が痛いことは悩みだ」「日本語がたまに分からないことがある。相談することは考えていない」「帰国した時は、漢字が難しくてクラスの友人に教えてもらって慣れてきた。悩みの相談は母にするが、帰国前の付き合いの長い友だちとインターネットで相談することもある」との回答があった。

引き続き、相談機関を知っているかという質問には、「子どもの人権 110 番」と「スクールカウンセラー」が 1 人ずつで、2 人は「知らない」という回答だった。また、相談機関を利用したことは、4 人ともなかった。相談カードについての質問には、3 人は認知しているが、1 人は知らない状態である。また、実際に相談するかという質問には、「相談しない」「相談する悩みがあまりない」「学校の先生に相談すれば良い」「電話で話すのは苦手だ」との回答があった。

子どもの権利意識・条例の認知度・広報啓発

権利条例リーフレットを見たことがあるかの質問には、4 人のうち 3 人は「学校で配布されたことを覚えている」と回答した。しかし、2 人から「内容の意味が分からない」という意見があったが、「リーフレットのマンガが面白かった」という意見もあった。「権利条例について知っているか」の質問には、3 人は「知らない」、1 人は無回答であった。権利条例を知ってもらうためのアドバイスについては、1 人が「パンフの色を色々にした方が良い」と回答した。

子どもの意見表明・参加

誰かに言いたいこと、伝えたいことがあるかという質問には、「特にない」という回答が 2 人、「以前自分をいじめた子に変なことはやめてほしい、良い友人になってほしい、言いたいことはあるが言いたくない」「友人にゲームのことを言いたい」という回答があった。

引き続き、学校や施設に意見や要望を仕組みはあるか、利用したことがあるかという質問には、「ある」と答えたのは 1 人のみで、「総合学習の時に意見を言い合うことがある」と回答した。

自己肯定感

自分のことが好きかという質問には、1 人は「わからない」と答えたが、3 人は「だいたいそう思う」と答えた。親や周りのおとなや友だちに大切にされているかの質問には、全

員が「そう思う」と答えた。毎日が楽しいかという質問には、全員が「楽しい」と答えていた。「たまには楽しくない時がある」「友だちも喧嘩したことがある」「勉強で親に叱られる時もある」とのコメントもあった。

母語・母文化

母語や母文化について学ぶ機会があるかという質問には、1人は家庭の中でも母語教育が行われていなく、「完全に忘れた」と答える子どもも1人いた。4人のうち1人は「家庭の中で英語と日本語の本を読んでいる」とのことであった。

母語や母文化をいかす場所や、母国の友だちや仲間と交流できる機会があるかという質問には、「わからない」「家では日本語と英語をつかう。英語の本を読む」「国語は忘れた。全然話せない。でも、2番目の学校(?)のところでは国語や算数の勉強をたくさんした」「特にない。帰国子女と話す」との回答があった。

まとめにかえて

子どもの興味・関心、楽しみについては、成長期の子どもにとって、体を動かす運動と感性を養う音楽が好きであることは、とても良いことであろう。全員の子どもに運動が好きであるという共通点があったが、運動は友人と協力関係で行われることを考えると、友人関係がうまく形成されていることとして考えられる。また、今時の流行のゲームや漫画に夢中になっていないことも共通点である。子どもの居場所については、人数が少なく一概には言えないが、この回答からは、家族の中の同世代の兄弟との関係、学校の友人との関わりをもちながらも、時には一人の世界の中でホッとする居場所や時間を求めている様子が伺える。

困っていることと子どもの相談・救済については、全般的には大きな悩みや疲れた様子はいかがえない様子だが、海外の生活や家庭環境の背景による多様な悩みはもっている。特に海外生活が長い場合は、日常会話には問題がないようだが、日本語の学習言語において多少不自由を感じる様子が伺え、家族や友人など身近な関係で相談していることが分かる。また、相談カードや相談機関を利用するなどの積極的な行動は見られない。特に、日本語が難しいという子どもは、電話での相談などアクセスするのは難しい状況と考えられる。

子どもの権利意識・条例の認知度・広報啓発については、子どもにとって、「権利」とは理解し難いことでもであろう。特に、海外生活が長かったり、海外にルーツをもつ子どもの背景を考えると、なおさら難しいことであろう。権利の理解は難しいことだが、子どもにとって一番大切なことでもあるため、子どもの目線で理解できる工夫がさらに必要であろう。

子どもの意見表明や参加については、認識が乏しい感がある。これらの大切さを覚え、意見を引き出したり、参加できる仕組みが必要であろう。

自己肯定感は特に問題ないと考えられる。母語・母文化について、帰国子女と海外にルー

ツをもつ子どもが一緒にいるため一概に言えないところがあるが、母語に関しては、子ども自身が意識していないこともあり、家庭中での支援もあまりみられないケースがある。今後自分のルーツについてより考える機会が提供されることが望ましいと思われる。

3 障がいのある子ども

実施期間：平成26(2014)年8月

実施場所：市内の障害児通所施設

実施対象：2人（中学校特別支援学級1人、特別支援学校高等部生徒1人／男1人、女1人）

調査方法：個別面談で実施。1人20～25分の聴き取り。冒頭のみ施設職員が同席

川崎市子どもの権利委員会による障がいのある子どもへのヒアリング調査は、今回が2回目である。

平成26(2014)年度の統計では、市内の県立・市立特別支援学校に1,292人の児童生徒が在籍し、また全ての市立小・中学校に設置されている特別支援学級には1,984人の児童生徒が在籍し、いずれも増加の傾向にある。このような状況から、障がいのある子どもの放課後の過ごし方、休日や長期休業中に活動する場所等へのニーズが高まっている。また、それに対応するさまざまな取り組みや場所の提供なども進められている。「放課後等児童デイサービス」は2012年から開始され、厚生労働省によると平成26(2014)年5月現在全国で4,749か所、81,133人が通っている。

今回は放課後のデイサービスを行っている施設の協力を得て聴き取りをした。調査にあたっては、普段の生活や困っていることなどを中心に質問シートを作成したが、その内容も事前に項目を絞り込んで行った。質問にあたっては、冒頭のみ施設職員が同席し、質問内容をゆっくりとやさしい言葉で説明する、無理に言葉を引き出さないようにするなど、子どもの状況を配慮して行った。

調査数は少ないが障がいのある子どもの置かれている状況の一端がうかがえた。

子どもの興味・関心、楽しみ

最近夢中になっていること、楽しみにしていることとはという質問には、「野球をやったり、テレビを見ること。特に高校野球が好き。学校では体育が好きでバスケットボールやサッカーが得意。国語、数学はあまり好きではない」「学校で友だちと遊ぶことが一番楽しい。学校の作業学習でクリーニングをやっている」との回答があった。

子どもの居場所

最近一番居心地のよい場所はどこかという質問には、「学校。友だちと一緒に遊べるから」「自分の部屋。好きなことができ落ち着くから」「他の放課後等デイサービス施設。同じ学校の小学部の友だちと遊べるから。施設の広さが広い」との回答があった。

子どもの疲れ・不安、相談及び救済

疲れているとき、困っているとき、悩んでいるときはどうするかという質問には、「困ったときはお母さんに話す」「困ったことや疲れたり不安なことは、今まであまりない。いじめられたこともない」「親に話せないで抱え込んでいる。両親は話を聞いてくれるが『しっかりしなさい。がまんしなさい』と言われ、すべてを出して話せない」「すべてを話せない自分も嫌になることがある」「学校の複数担任の中では女性の先生が話しやすい。いじめられた時は直接先生に訴えるが、すべてをわかってもらうことはできない」との回答があった。

子どもの権利条例の認知度と広報のあり方

知っている相談機関についての質問には「知っている相談機関はない」「いじめ相談ダイヤルを知っている。電話をして相談したこともある」との回答があった。

相談カードについては「学校で配られ先生が説明してくれたが、相談したことはない」「学校で配られ先生が説明してくれた」との回答があった。

権利条例については「パンフレットは学校で配られ説明もしてくれた。」「権利条例のパンフレットは中学校で配られた。条例の中では、自分を豊かにし力づけられる権利と自分で決める権利が大切だと思う」との回答があった。

子どもの意見表明・参加

だれかに言いたいこと、伝えたいことはあるかという質問には、「特に困ったり、意見を言う内容はない。」「自分が利用を希望した施設から利用を断られたが、強く希望して利用できるようになった」との回答があった。

子どもの自己肯定感、自信、得意なこと

自分のことが好きかという質問には「自分が好き」「自分のことが好き。テレビで好きなドラマを見ることが幸せ」との回答があった。

親や周りのおとな、友だちに大切にされているかという質問には、「友だちや大人たちからも大切にされていると思う。仲良くもできている」「大人にも大切にされているが、自分がいない場所で自分のことを話されているとむかつく」との回答があった。

毎日が楽しいかという質問には「毎日もだいたい楽しい。友だちと話せることが楽しい」「何か嫌なことが起こらない限り、毎日楽しい」との回答があった。

得意なこと、将来の夢についての質問には、「野球やゲームが得意で、将来は警察官になり市民を守りたい」「野球やサッカーが得意（好き）。将来はパン屋になりたい。人の役に立ち、給料を取り両親の役に立ちたい」との回答があった。

まとめにかえて

今回ヒアリング調査を行った2人は、障がいの程度が比較的軽く質問等についても理解したうえで直接答えを聞くことができ、内容を深められた。また2人とも生活の行動範囲

が広く、学校生活や友人関係、家族との繋がりについても、特段の困り感を持っておらず、楽しく生活が送れている様子うかがえた。

放課後や長期休業中の居場所についても、選択できる場所が増えてきている状況のようで、いくつかの施設を目的に応じて使い分けられているようである。一方でいじめや人間関係の悩みも、心の深いところでは抱えているケースもあり、周囲の人々の理解がまだ不十分であることもヒアリングの中でうかがえた。

今後、障害の程度がより重度な子どもたちにとって、個々のケースに応じることができる放課後や長期休業中に過ごせる施設のニーズも高まることが予想され、それらの施設の開設や開拓の必要性も感じた。

4 不登校の子ども

実施期間：平成26(2014)年8月

実施場所：市内フリースペース

実施対象：4人(小学生2人、中学生2人 / 男2人 女2人)

調査方法：個別面談で実施。1人20～30分の聴き取り

川崎市子どもの権利委員会による不登校の子どもへのヒアリング調査は、今回が3回目である。

平成24(2012)年度の不登校についての調査によると、市立小学校に210人、市立中学校に1,010人の不登校の児童生徒がいる。ここ5年間をみるとやや減少の傾向にあるが、依然としてその割合は全国平均より高い水準にあり、これらの子どもたちへの支援、とくに居場所の確保へ向けた支援が求められている。

ヒアリングに関しては、①子どもの興味・関心、楽しみ、②子どもの安心、居場所、③困っていることと子どもの相談・救済、④子どもの権利意識・条例の認知度・広報啓発、⑥子どもの意見表明・参加について質問シートを作成し、子どもの状況に配慮し、個別で聴き取りを行った。市内フリースペース1か所のみという限定的な調査のため川崎市全体の状況とは言えないが、ヒアリングで得られた意見から、不登校の子どもの置かれている状況の一端がうかがえた。

子どもの興味・関心

最近夢中になっていること、楽しみにしていることはという質問には、「バレーボール」「ドラム。教室に通っている。フリースペースのスタジオでもやる。」「木登り。自分の学校ではできないので」「自分で書いた小説をウェブサイトアップしている」といった回答があり、子どもによって興味・関心は異なっていた。

子どもの居場所

最近、一番居心地のよい場所はどこかという質問には、「おばあちゃんの家」「施設(バレーボールを2～3人でしている時)」「家」など、四者四様の回答があった。

子どもの疲れ・不安、相談及び救済

疲れているとき、困っているとき、悩んでいるときはどうするかという質問には、「相談したところで何も解決するわけではないから相談しない」「施設にきている友だちに相談する。友だちにしゃべったら落ち着く」などの回答があった。

また、相談することに対してどのように感じているかという質問には、「話を聴いてくれないから親が苦手」「友だち関係や、好きな時に好きなことができないから学校は嫌

「施設内の友だち関係」など、身近な人間関係を挙げる回答があった。

そして、知っている相談機関は何かという質問には、「チャイルドライン」が2人、「インターネット相談はしないが、相談への回答例をみて自分に照らして参考にしている」という子が1人いた。

子どもの権利条例の認知度と広報のあり方

権利条例については、「名前だけ聞いたことがある」が1人、「7つの権利が施設の壁に貼ってあるのを見た」が2人、「知らない」が1人だった。どのようにして知ったのかという質問には、「普段利用している施設に掲示してあるから」との回答があった。

また、どのように条例を広報したらよいかについては、「チラシや手紙は効果がない。」「一軒一軒まわってポストに入れる」といった意見が出された。

条例の7つの権利を示し興味があるものを尋ねたところ、「自分で決める権利」が2人、「参加する権利」が1人であった。

子どもの意見表明・参加

日常における意見表明の機会についての質問には、「施設内で定期的に利用者によるミーティングがある」「そのミーティングでは自分たちでルールを決め、そこで決まったルールを大切にしている」という回答があった。

子どもの自己肯定感、自信、得意なこと

自分のことが好きかという質問には、「好き」が1人、「普通／好きでも嫌いでもない」が3人だった。

自分の自信のあることは何かという質問には、「絵を描くこと」「ドラム」「木登り」「本の早読み」「(家で)工作」などが即座にあがった。

まとめにかえて

今回のヒアリングにおいては、あらかじめ対象者が決まっているわけではなく、当日、その施設に来所した子に交渉をしてヒアリングを行った(事前に、〇月〇日にヒアリングがある旨を利用者に伝えてもらっていた)。そのため、ヒアリング時にたまたま来所していた子どもの内4人という限られた人数にしかヒアリングできなかった。とはいえ、「自分らしくいられる場所」という、その施設における安心感、居心地の良さを感じる中でのヒアリングであり、どの子も落ち着いて話をしてくれた。

それは、フリースペースが、家庭や学校以外に、人の気配を感じる中で子どもたちがふらっと来て居続けることができ、安心して自分がやりたいことに取り組むことができる場所だからこそ、居心地が良いのであろうと感じた。

また、そうした空間があることが、子どもたちの興味・関心を引き出し、高め、成長につながっている。誰にも気兼ねなく、自分らしくいられる場所が、子どもにとって居心地の良い居場所だと推察された。

そうした中、ある子は、「学校で（いじめについて皆で考えようという趣旨のもと）、体育座りに円座させられる。昔のいじめを蒸し返されるのがいや。何かいうと、その後の対応が大変だから黙っているのに、『もっとまじめに考えなさい』と先生に怒られてしまう。怒られると長引くし、道徳の成績が下がってしまう。」と話してくれた。おとなの監視下での意見表明は子ども自身の萎縮に繋がりがねず、子どもが安心して話せる環境の確保が必要であろう。

今回ヒアリングをした場所は、人の出入りが多い施設であり、そこに定期的に通っている子どもにヒアリングを行ったわけだが、そこが彼らにとっての居場所になっているということは、そこでの何気ないふれあいや、その中での職員による発言や声かけを嫌がっているわけではないと思われる。

自分のままでいられ、でも、人の気配を感じて何かあれば自分を見てくれる存在がいる場所。そんな場所を、子どもたちは欲していることを感じた。

5 乳幼児とその親

実施期間：平成26(2014)年9月

実施場所：市内子育てフリースペース

実施対象：3人(30歳代2人、40歳代1人／女3人 いずれも1歳児の親)

調査方法：個別面談で実施。1人20～30分の聴き取り

川崎市子どもの権利委員会による乳幼児の親へのヒアリング調査は、今回が初めてである。平成26年度における市内の未就学児の人口は約8万人で、増加の傾向にある。一方で、児童相談所における子どもの虐待相談・通告件数のうち、乳幼児へのものは47.8%と半数近くを占めており、乳幼児に対する権利保障は大きな課題となっている。

そこで、今回は、保育ボランティアによって運営されている市内子育てフリースペースの協力を得て、乳幼児の親へのヒアリング調査を実施した。調査の相手方が子ども本人ではなく、その親であるため、質問の内容は他の分野の質問から大きく変更し、①子どもが夢中になっていること・遊び ②子育てに関する意識 ③子育てに必要な養育支援 ④子どもの権利条例の認知度、広報啓発、⑤親等の「自己肯定感」について質問シートを作成した。

乳幼児の子どもと一緒にの場所でヒアリングを行ったため、集中することが難しい状況ではあったが、乳幼児をとりまく状況や、親の子育てへの意識等について一端をうかがうことができた。

子どもが夢中になっていること・遊び

子どもが夢中になっていることや遊びについての質問には、「歩けるようになったので、歩くこと」「歌やブランコ、Eテレ(教育テレビ)の幼児向け番組、音の出るおもちゃや絵本」「スマホが好きだが触らせない」「スマホに子ども用アプリを入れている」「スイミングに行っている」との回答があった。

子育てに関する意識

子育てで楽しいことや、不安や心配、困っていることについての質問には、「子どもが歩けるようになったり、おしゃべりできるようになったことなど、成長が見えた時に、子育ての楽しさを感じる」「環境的に公園が近くになく遊ばせられるスペースも少ない。人、車、自転車が多く、外遊びが心配」「保育園に行ってる子は、いろいろ出来るようになる。自分と二人だけで過ごしていて成長できるかどうか心配」「子どもと1対1は大変。子育て仲間がほしい」との回答があった。

集団保育や習い事を始める時期についての質問には、「子どもの関心に任せたい、幼稚園に入るまでは必要ない」「幼稚園は2歳児用のプレから教育してくれるところに通わせたい」

との回答があった。

子育てに必要な養育支援

子育てを手伝ってくれる人についての質問には、「いない」「夫」「自分の両親」、必要なときお子さんを預かってくれる人がいるかの質問には、「近くに住んでる自分の両親」「いない」「一時保育を利用したことがある。その理由は、子どもに社会性を身につけさせたかったから。それは自分ではできない」「自分の体調が悪い時、連れていけない用事がある時、預けられるところがほしい」「相談できる相手として、同年齢の子どもを持つ親や先輩ママの知り合いがほしい」との回答があった。

子どもの権利条例の認知度、広報啓発

母子手帳や子育てガイドブックにある条例のページを見たことがあるかの質問には「見たことがない」。パンフレットについても「見たことがない」「ざっと目を通した」という回答があった。

広報啓発の工夫についての質問には、「学校に関わっていない人にはポスティング。配られたら見るのではないか」「妊娠出産時に病院や区役所で情報提供」「母子手帳交付時に条例部分の説明」「別チラシを作成し病院や区役所で配布」という回答があった。

親等の「自己肯定感」

自分のことが好きかという質問には、「まあまあ好き。理由は、転勤を繰り返してきたが、どこでも友だちが作れて順応性があるから」「好きと思えるようになった。理由は、前はとにかく不安が強かったが、最近余裕ができて、そう思えるようになった」という回答があった。

まとめにかえて

子どもが途中でぐずったりする中でのヒアリングのため集中できない場面もあったが、コーヒーの香りが漂う「ママカフェ」というゆったりした雰囲気だったことで、母親もあまり緊張することなく気持ちを話してくれたように思う。

子どもの成長が見えることにより、やっと子育てが楽しく感じられたり、自分のことを肯定出来るようになるようである。自分と二人だけで過ごしていることが、成長の妨げになるのではないかと心配したり、生後半年から様々な習い事をさせてきていて、「プロの手による教育を受けさせないと」という考えは、子育てに大きな不安を抱えているとも考えられる。そのような親への支援の必要性は大きく、支援をすることで子どもの権利の保障につながると考えられる。

母子手帳や子育てガイドブックにある権利条例のページは全員「見たことがない」という結果から、交付や配布時に説明を加えられること、親子が集う場で条例の説明を実施する必要があることを強く感じた。

Ⅲ ヒアリング調査結果から見てきたこと

今回のヒアリングは、冒頭の「1 調査の目的」に記したように、平成 24 (2014) 年 3 月に実施した「川崎市における子どもの実態・意識調査」(11～17 歳 2,100 人、18 歳以上 900 人を住民基本台帳から無作為抽出によるアンケート調査) では個別の支援を必要とする子どもたちの実態や意識を十分に把握しきれないことから、各関係機関の協力を得て、子どもに直接聴き取り (ヒアリング) を行うことにより、個別の支援を必要とする子どもたちの実態や意識を把握することを目的として実施したものである。

そこで、原則 11 歳から 17 歳までの「児童養護施設等に入所している子ども」「多様な文化的背景をもつ子ども」「障害のある子ども」「不登校の子ども」にヒアリングを行った。

また乳幼児について、今回新たに、乳幼児を持つ親を対象にしたヒアリングを試みた。「子育て不安」が子どもの権利保障と表裏をなすものであり、今後、注視していきたい。

<子どもの興味・関心>は、野球やバスケットボール、ダンス、ギター、絵を描くこと、友だちと遊ぶことなど、施設に関わりなく、多岐に渡っている。

<子どもの居場所>についても施設に関わりなく、友だちと一緒にいる教室や遊び場、自分の部屋など多彩である。

<子どもの疲れ・不安、相談及び救済>は、「実際の相談相手」は、小・中学生は保護者、高校生は同世代の友だちや中学校時代の友だちなど、それぞれが身近に感じる人を相談相手として挙げていたが、「不安に思うこと」については「児童養護施設等に入所している子ども」の多くが「今後の生活や就職」を挙げており、子どもの置かれている環境が影響していることが伺えた。また、「知っている相談機関」は、「児童養護施設等に入所している子ども」のほぼ全員が児童相談所を挙げ、次いでチャイルドライン、人権オンブズパーソン、スクールカウンセラーなどとなっている。しかし、「児童養護施設等に入所している子ども」以外の他の 6 施設では、チャイルドライン、いじめ相談ダイヤル、スクールカウンセラーなどが挙がる程度であった。これは「児童養護施設等に入所している子ども」においては、施設内できちんとした情報提供がされていたり、相談先について知る機会が多いからと言えるであろう。

<条例の認知度・広報のあり方>は、条例を知らない子が半数近くいる中、学校で配布されたリーフレット等を通じて知った子どもも多く、学校配布の効果を感じることができる。ただし「配られただけ」「名前だけ」という子も多く、実際の普及において「授業で取り上げる」「大人向けに説明会を開く」というように、リーフレットを配布するだけでなく、その内容をきちんと子どもとおとなに届ける活動の必要性をあげることができる。また、リーフレット等による認知効果を踏まえ、学校のみならず、子どもたちが利用する施設等においても、リーフレット等を配布するとともに、それらの施設職員等が折りに触れて条例の広報を行うことが大切である。

＜子どもの意見表明・参加＞については、それぞれの施設において、子ども自身が意見表明できるような工夫(意見箱、定期的な会合等)が見られ、そのことを子どもたちは知っていた。ただし、実際に本音を語ることができているのかについては、今回のヒアリングから把握することはできなかった。なお、言いたい相手については、小学生は友だちが多いが、高校生になると先生や施設職員、保護者などおとなが対象になる。

＜子どもの自己肯定観、自信、得意なこと＞は、「自己肯定感」については「好き+言いたい好き」と答えた子どもが半数近くであった。「自分のことを大切にしてくれる親やおとながいる」「友だちが大切にしてくれる」を挙げている子どもが多く、子ども自身を尊重する雰囲気が認められる。

今回実施した 7 施設の子どもにおけるヒアリング調査では、特徴的な課題を見つけることはなかった。これらの施設は、子どもたちにとって重要な居場所となっており、多くのボランティアに支えられ、地域の中に開かれて運営されている。よりいっそう子どもたちが地域と関わり、社会とのつながりを深めていくことが大切であろう。

参 考 資 料

I 子ども（11～17歳）

1 あなた自身のことについて

F 1 あなたの年齢をおしえてください。
(2014（平成26）年2月1日での年齢を書いてください。)

上段：件数
下段：%

全 体	1 1 歳	1 2 歳	1 3 歳	1 4 歳	1 5 歳	1 6 歳	1 7 歳	無 回 答
714 100.0	158 22.1	134 18.8	93 13.0	83 11.6	75 10.5	87 12.2	75 10.5	9 1.3

F 2 あなたは平日（月曜日から金曜日まで）おもに何をしていますか。

全 体	学 校 に 行 っ て い る	ご 学 校 以 外 の と こ ろ で す	働 い て い る	無 回 答
714 100.0	701 98.2	5 0.7	2 0.3	6 0.8

F 3 あなたの住んでいるところをおしえてください。

全 体	川 崎 区	幸 区	中 原 区	高 津 区	宮 前 区	多 摩 区	麻 生 区	無 回 答
714 100.0	88 12.3	71 9.9	120 16.8	109 15.3	140 19.6	86 12.0	93 13.0	7 1.0

F 4 あなたは、今のところに住んでどのくらいになりますか。

全 体	1 年 未 満	1 ～ 5 年	6 ～ 1 0 年	1 1 年 以 上	無 回 答
714 100.0	21 2.9	116 16.2	210 29.4	361 50.6	6 0.8

2 「川崎市子どもの権利条例」について

Q 1-1 川崎市子どもの権利条例を知っていますか。

上段：件数
下段：%

全 体	知 つ て い る	容 聞 は い た こ と が あ る が 内 容 は よ く わ か ら な い	知 ら な い	無 回 答
714 100.0	84 11.8	237 33.2	386 54.1	7 1.0

(Q 1-1 で「知っている」「聞いたことがあるが内容はよくわからない」と答えた方に)

Q 1-2 川崎市子どもの権利条例をふだんどのような方法で見たり聞いたりしますか。
(あてはまるものすべてに○)

全 体	学 校 の 先 生 の 話	施 設 の 先 生 の 話	学 校 で 配 布 さ れ た パ ン フ レ ット	川 崎 市 ホ ー ム ペ ー ジ	ポ ス タ ー	ち ら し	新 聞 、 テ レ ビ な ど	そ の 他	無 回 答
321 100.0	154 48.0	7 2.2	182 56.7	13 4.0	42 13.1	24 7.5	28 8.7	10 3.1	14 4.4

(Q 1-1 で「知っている」「聞いたことがあるが内容はよくわからない」と答えた方に)

Q 1-3 かわさき子どもの権利じょうれいリーフレットを知っていますか。

全 体	知 つ て い る	知 ら な い	無 回 答
321 100.0	69 21.5	251 78.2	1 0.3

Q 2 次の川崎市のしくみで知っているものは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

全 体	の か わ さ き 子 ど も の 権 利	川 崎 市 子 ど も 会 議	川 崎 市 人 権 オ ン ブ ズ	川 崎 市 子 ど も の 権 利 委 員 会	子 ど も の 権 利 に 関 する 行 動 計 画	一 つ も 知 ら な い	無 回 答
714 100.0	123 17.2	330 46.2	138 19.3	52 7.3	16 2.2	264 37.0	19 2.7

3 あなたの生活について

Q3 あなたは、おとな（親、先生など）からたたかれたり、なぐられたりしますか。

上段：件数
下段：%

全 体	する	ときどきする	あまりしない	しない	無 回 答	する (計)	しない (計)
714 100.0	21 2.9	45 6.3	116 16.2	527 73.8	5 0.7	66 9.2	643 90.1

Q4 あなたは、おとな（親、先生など）から心を傷つけられる言葉をいわれますか。

全 体	い わ れ る	ときどきい わ れ る	あまりい わ れ ない	い わ れ ない	無 回 答	い わ れ る (計)	い わ れ ない (計)
714 100.0	22 3.1	85 11.9	167 23.4	433 60.6	7 1.0	107 15.0	600 84.0

Q5 あなたは、おとな（親、先生など）から性的にいやなことをされますか。

全 体	さ れ る	ときどきさ れ る	あまりさ れ ない	さ れ ない	無 回 答	さ れ る (計)	さ れ ない (計)
714 100.0	3 0.4	5 0.7	33 4.6	667 93.4	6 0.8	8 1.1	700 98.0

Q6 あなたは、おとな（親、先生など）に世話をしてもらえなかったり無視されたりしますか。

全 体	する	ときどきする	あまりしない	しない	無 回 答	する (計)	しない (計)
714 100.0	4 0.6	29 4.1	101 14.1	574 80.4	6 0.8	33 4.6	675 94.5

Q7 あなたには、安心して自分の気持ちや悩みを話せるおとなが少なくとも一人はいますか。

上段：件数
下段：%

全 体	い る	い ない	無 回 答
714 100.0	622 87.1	75 10.5	17 2.4

Q8 あなたは、次の中で疲れること、不安に思うことがありますか。(あてはまるものすべてに○)

全 体	学校 の勉強・宿題	学校 の規則	クラブ活動・部活動	児童会・生徒会活動	いじめ・嫌がらせ・シカト	塾の勉強・宿題	おけいこ・習いごと	住んでいる地域のスポーツ活動	親・保護者との関係	兄弟姉妹との関係	祖父母との関係	先生との関係	友だちや先輩との関係	アルバイト・仕事の人間関係
714 100.0	360 50.4	116 16.2	155 21.7	25 3.5	95 13.3	148 20.7	63 8.8	6 0.8	56 7.8	62 8.7	21 2.9	89 12.5	174 24.4	16 2.2
	彼氏・彼女との関係	など t F a c e S r、e N S L I o N o k、m T i w x i t 上の人間関係	受験・進路	性のこと	自分の身体のこと	家のお金のこと	その他	い 疲れること、不安なことはな	無 回 答					
	11 1.5	26 3.6	212 29.7	11 1.5	66 9.2	66 9.2	8 1.1	121 16.9	19 2.7					

4 相談するところについて

Q9 次のような川崎市の子どもの相談を受けてくれるところを知っていますか。
(あてはまるものすべてに○)

上段：件数
下段：%

全 体	児童相談所	児童・青少年電話相談	児童虐待防止センター	スクールカウンセラー・心のかけはし相談員	総合教育センター	家庭教育委員会の教育相談室	電話相談ホットライン（体罰など）	インターネット問題相談窓口	やまびこ相談	人権オンブズパーソン	いじめ相談ダイヤル	川崎いのちの電話	かわさきチャイルドライン	子どもの人権110番
714 100.0	370 51.8	218 30.5	94 13.2	234 32.8	118 16.5	50 7.0	195 27.3	40 5.6	15 2.1	115 16.1	308 43.1	122 17.1	343 48.0	233 32.6
	口横浜地方 法務局 相談窓	人権 横浜 弁護士 会 子ども の	知 つて い る も の は な い	無 回 答										
	5 0.7	4 0.6	81 11.3	7 1.0										

Q10 困ったり悩んだりしたとき、どこに相談しますか。（あてはまるものすべてに○）

全 体	児童相談所	児童・青少年電話相談	児童虐待防止センター	総合教育センター	家庭教育委員会の教育相談室	電話相談ホットライン（体罰など）	インターネット問題相談窓口	やまびこ相談	人権オンブズパーソン	いじめ相談ダイヤル	川崎いのちの電話	かわさきチャイルドライン	子どもの人権110番	口横浜地方 法務局 相談窓
714 100.0	35 4.9	18 2.5	2 0.3	5 0.7	3 0.4	3 0.4	2 0.3	2 0.3	9 1.3	13 1.8	7 1.0	21 2.9	18 2.5	- -
	人権 横浜 弁護士 会 子ども の	イン ター ネッ ト 掲 示 板	そ の 他	ど こ に も 相 談 し な い	無 回 答									
	2 0.3	5 0.7	92 12.9	477 66.8	62 8.7									

Q10 困ったり悩んだりしたとき、だれに相談しますか。(あてはまるものすべてに○)

上段：件数
下段：%

無 回 答	だ れ に も 相 談 し な い	そ の 他	F a c e b o o k、T w i t t e r、L I N E、S N S 上 の 友 達 など	ス ク ー ル カ ウ ン セ ー ラ ー ・ 心 の か け は し 相 談 員	ゆう ゆう 広 場 ・ 相 談 学 級 の 先 生	習いごとの先生、スポーツクラブの監督・コーチ	クラブ・部活動の先生	保健室の先生	担任の先生	友だち	祖父母	兄弟姉妹	親	全 体
13.7	47.6	15.2	23.3	6.8	2.3	4.8	4.2	3.8	140.6	457.6	59.3	121.9	513.8	714.0

5 あなたの周りのことについて

Q11 あなたは、学校の行事や話し合いに参加していますか。

全 体	参加 してい る	ときど き参加 してい る	あまり 参加し ていな い	参加 してい ない	無 回 答	参加 してい る(計)	参加 してい ない(計)
714 100.0	521 73.0	120 16.8	52 7.3	13 1.8	8 1.1	641 89.8	65 9.1

Q12 学校の行事を決めるとき、先生は、子どもの意見を聞いていますか。

全 体	聞 いて い る	ときど き聞 いて い る	あまり 聞 いて い ない	聞 いて な い	無 回 答	聞 いて い る(計)	聞 いて い ない(計)
714 100.0	514 72.0	123 17.2	43 6.0	25 3.5	9 1.3	637 89.2	68 9.5

Q13 学校にはあなたの話を聞いて、あなたのことをよくわかってくれる先生がいますか。

全 体	い る	い ない	無 回 答
714 100.0	576 80.7	127 17.8	11 1.5

Q14 あなたは、学校に何でも話せる友達がありますか。

上段：件数
下段： %

全 体	い る	い ない	無 回 答
714 100.0	623 87.3	85 11.9	6 0.8

Q15 あなたは、学校の勉強がよくわかりますか。

全 体	わ か る	だ い たい わ か る	あ ま り わ か ら ない	わ か ら ない	無 回 答	わ か る (計)	わ か ら ない (計)
714 100.0	279 39.1	336 47.1	66 9.2	27 3.8	6 0.8	615 86.1	93 13.0

Q16 あなたは、学校で休み時間や放課後、安心して好きなようにすごせますか。

全 体	す ご せ る	と き ど き す ご せ る	あ ま り す ご せ ない	す ご せ ない	無 回 答	す ご せ る (計)	す ご せ ない (計)
714 100.0	555 77.7	108 15.1	23 3.2	20 2.8	8 1.1	663 92.9	43 6.0

Q17 あなたは、放課後どこですごしますか。（あてはまるものすべてに○）

上段：件数
下段：%

全 体	自 分 の 部 屋	リ ビ ン グ ・ 居 間	祖 父 母 の 家	友 だ ち の 家	学 童 保 育 の 場 所	ク ラ ブ 活 動 の 場 所	学 校 図 書 館	教 室	塾	習 い ご と の 教 室 ・ ス ポ ー ツ ク ラ ブ	地 域 の 図 書 館 ・ 市 民 館	こ ど も 文 化 セ ン タ ー ・ わ く わ く プ ラ ザ	子 ど も 夢 パ ー ク ・ 公 園	ア ル バ イ ト 先 ・ 仕 事 場
714 100.0	432 60.5	519 72.7	37 5.2	191 26.8	3 0.4	225 31.5	29 4.1	86 12.0	230 32.2	201 28.2	26 3.6	74 10.4	106 14.8	18 2.5
	フ レ ー ド 店 ・ フ エ タ ー ・ ミ マ レ ス ・ 喫 コ ン ビ ニ	ネ ー ト ム カ セ ン タ ー ・ カ ラ オ ケ ボ ツ ア ク ス ト ・ そ の 他	無 回 答											
	85 11.9	38 5.3	6 0.8											

Q18 あなたは、地域の行事や話し合い（例えば、子ども会、子ども会議など）に参加することがありますか。

全 体	あ る	と き ど き あ る	あ ま り な い	な い	無 回 答	あ る （ 計 ）	な い （ 計 ）
714 100.0	50 7.0	68 9.5	118 16.5	464 65.0	14 2.0	118 16.5	582 81.5

Q19 地域の行事などを決めるとき、おとなは、あなたの意見を聞いていますか。

全 体	聞 い て い る	と き ど き 聞 い て い る	あ ま り 聞 い て い な い	聞 い て な い	無 回 答	聞 い て い る （ 計 ）	聞 い て い な い （ 計 ）
714 100.0	235 32.9	169 23.7	53 7.4	145 20.3	112 15.7	404 56.6	198 27.7

Q20 地域（学校外あるいは施設外）に、一緒に遊んだり話したりする友だちがいますか。

上段：件数
下段： %

全 体	い る	い な い	無 回 答
714 100.0	555 77.7	147 20.6	12 1.7

Q21 地域に、遊んだりスポーツをしたり安心して自分が好きなことをする場所がありますか。

全 体	あ る	な い	無 回 答
714 100.0	537 75.2	161 22.5	16 2.2

Q22 あなたは、家で話を聞いてもらえますか。

全 体	聞 い て も ら え る	と き ど き 聞 い て も ら え る	あ ま り 聞 い て も ら え な い	聞 い て も ら え な い	無 回 答	聞 い て も ら え る （計）	聞 い て も ら え な い （計）
714 100.0	601 84.2	82 11.5	18 2.5	4 0.6	9 1.3	683 95.7	22 3.1

Q23 家で何かを決めるとき、おとなは子どもの意見を聞いていますか。

全 体	聞 い て い る	と き ど き 聞 い て い る	あ ま り 聞 い て い な い	聞 い て な い	無 回 答	聞 い て い る （計）	聞 い て い な い （計）
714 100.0	511 71.6	151 21.1	30 4.2	13 1.8	9 1.3	662 92.7	43 6.0

Q24 あなたには、遊んだり休んだり自分の好きなことをする時間が十分に
ありますか。

上段：件数
下段： %

全 体	ある	ときどきある	あまりない	ない	無 回 答	ある (計)	ない (計)
714 100.0	457 64.0	169 23.7	68 9.5	14 2.0	6 0.8	626 87.7	82 11.5

Q25 あなたにとってホッとできる場所はどこですか。（あてはまるものすべてに○）

全 体	自 分 の 部 屋	リ ビ ン グ ・ 居 間	お 風 呂	ト イ レ	祖 父 母 の 家	友 だ ち の 家	学 童 保 育 の 場 所	ク ラ ブ 活 動 の 場 所	学 校 図 書 館	教 室	塾	習 い ご と の 教 室 ・ ス ポ ー ツ ク ラ ブ	地 域 の 図 書 館 ・ 市 民 館	こ ど も 文 化 セ ン タ ー ・ わ く わ く プ ラ ザ
714 100.0	481 67.4	505 70.7	415 58.1	204 28.6	126 17.6	121 16.9	5 0.7	80 11.2	58 8.1	142 19.9	52 7.3	63 8.8	42 5.9	30 4.2
	子 ど も 夢 パ ー ク ・ 公 園	ア ル バ イ ト 先 ・ 仕 事 場	ネ ー ト ト ム セ ン タ ー ・ フ エ タ ー ・ ミ マ ・ カ ラ オ ケ ・ ボ ウ リ ン グ ・ テ ニ ス ・ フ ッ ボ ール ・ バ ス ・ サ ウ ナ ・ サ ー フ ・ テ ニ ス ・ フ ッ ボ ール ・ バ ス ・ サ ウ ナ ・ サ ー フ	そ の 他	特 に な い	無 回 答								
	34 4.8	3 0.4	53 7.4	26 3.6	18 2.5	4 0.6								

Q26 あなたは、生活のなかで文化・国籍等のちがいが、障がいのあるなしにかかわらず、
子どもは大切にされていると思いますか。

全 体	そう 思 う	ときどき そう 思 う	あまり そう 思 わ な い	そう 思 わ な い	無 回 答	思 う (計)	思 わ な い (計)
714 100.0	344 48.2	223 31.2	93 13.0	30 4.2	24 3.4	567 79.4	123 17.2

6 あなたの思いについて

Q27 あなたは、自分が好きですか。

上段：件数
下段：%

全 体	好 き	だ い たい 好 き	あ ま り 好 き で は な い	好 き で は な い	無 回 答	好 き (計)	好 き で は な い (計)
714 100.0	199 27.9	317 44.4	144 20.2	45 6.3	9 1.3	516 72.3	189 26.5

Q28 あなたは、自分は親や周りのおとなから大切にされていると感じますか。

全 体	そ う 思 う	だ い たい そ う 思 う	あ ま り そ う 思 わ な い	そ う 思 わ な い	無 回 答	思 う (計)	思 わ な い (計)
714 100.0	444 62.2	232 32.5	24 3.4	8 1.1	6 0.8	676 94.7	32 4.5

Q29 あなたは、自分は友だちから大切にされていると感じますか。

全 体	そ う 思 う	だ い たい そ う 思 う	あ ま り そ う 思 わ な い	そ う 思 わ な い	無 回 答	思 う (計)	思 わ な い (計)
714 100.0	354 49.6	297 41.6	45 6.3	13 1.8	5 0.7	651 91.2	58 8.1

Q30 あなたは、毎日が楽しいですか。

全 体	楽 し い	だ い たい 楽 し い	あ ま り 楽 し く な い	楽 し く な い	無 回 答	楽 し い (計)	楽 し く な い (計)
714 100.0	382 53.5	270 37.8	38 5.3	19 2.7	5 0.7	652 91.3	57 8.0

Q31 次の子どもの権利のなかで、自分にとってもっとも大切だと思うものは何ですか。（あてはまるもの2つに○）

上段：件数
下段：%

全 体	で、切に安心して生きている生活できる	安心させて生きている権利（いのちが大きい）	人の秘密が守られる（個性が大切にされる）	ありのままの自分でいられる権利（他	助けを求めたり、守られる権利（心や	体を傷つけたり、守られる権利（心や	自分を傷つけたり、守られる権利（心や	する（遊んだり学んだり活動したり）	自分（遊んだり学んだり活動したり）	となに助けたり、決めるときにお	自分で決めたり、決めるときにお	自分で決めたり、決めるときにお	参加する権利（自分の意見を言っ	別（国や障がいなど）で差	無 回 答
714 100.0	497 69.6	345 48.3	112 15.7	191 26.8	153 21.4	51 7.1	64 9.0	8 1.1							

さいごに 子どもが安心して、自分らしく生き、社会に参加しながら成長していけるには、
どんなことが大切だと思いますか。何でも自由に書いて下さい。

全 体	記入あり	記入なし
714 100.0	412 57.7	302 42.3

Ⅱ おとな（18歳以上）

1 あなた自身のことについて

F 1 あなたの年齢をおしえてください。
（2014（平成26）年2月1日での年齢を書いてください。）

上段：件数
下段：%

全 体	1 0 歳 代	2 0 歳 代	3 0 歳 代	4 0 歳 代	5 0 歳 代	6 0 歳 代	7 0 歳 代	8 0 歳 以 上	無 回 答
307 100.0	7 2.3	23 7.5	73 23.8	64 20.8	41 13.4	56 18.2	21 6.8	17 5.5	5 1.6

F 2 あなたの性別をおしえてください。

全 体	男	女	無 回 答
307 100.0	127 41.4	174 56.7	6 2.0

F 3 あなたにはお子さんはいらっしゃいますか。（1つに○、複数の場合は末子）

全 体	る0 ゝ 2 歳 の 子 ど も が い	る3 ゝ 5 歳 の 子 ど も が い	も小 が学 いゝ 1ゝ 3 年 生 の 子 ど	も小 が学 いゝ 4ゝ 6 年 生 の 子 ど	中 学 生 が い る	現1 在8 （歳 未 満 ） 高 校 （ 生2 月 代1 日	現1 在8 （歳 以 上 ） 子 ど も （ 2 月 い 1 日	子 ど も は い な い	無 回 答
307 100.0	32 10.4	17 5.5	11 3.6	14 4.6	14 4.6	6 2.0	104 33.9	103 33.6	6 2.0

F 4 あなたの住んでいるところをおしえてください。

全 体	川 崎 区	幸 区	中 原 区	高 津 区	宮 前 区	多 摩 区	麻 生 区	無 回 答
307 100.0	46 15.0	36 11.7	53 17.3	44 14.3	43 14.0	46 15.0	34 11.1	5 1.6

F 5 あなたは、今のところに住んでどのくらいになりますか。

上段：件数
下段： %

全 体	1 年 経 つ て い な い	1 ～ 5 年	6 ～ 1 0 年	1 1 年 以 上	無 回 答
307 100.0	13 4.2	85 27.7	44 14.3	162 52.8	3 1.0

2 「川崎市子どもの権利条例」について

Q 1－1 川崎市子どもの権利条例を知っていますか。

全 体	知 つ て い る	容 聞 は い た こ と が あ る が 内 容 は よ く わ か ら な い	知 ら な い	無 回 答
307 100.0	20 6.5	78 25.4	205 66.8	4 1.3

(Q 1－1で「知っている」「聞いたことがあるが内容はよくわからない」と答えた方に)

Q 1－2 川崎市子どもの権利条例をふだんどのような方法で見たり聞いたりしますか。
(あてはまるものすべてに○)

全 体	学 校 の 先 生 の 話	施 設 の 先 生 の 話	フ レ ツ で 学 校 に 配 布 さ れ た パ ン フ レ ット	川 崎 市 ホ ー ム ペ ー ジ	ポ ス タ ー	ち ら し	新 聞 、 テ レ ビ な ど	そ の 他	無 回 答
98 100.0	7 7.1	－ －	27 27.6	14 14.3	13 13.3	16 16.3	30 30.6	8 8.2	4 4.1

(Q 1－1で「知っている」「聞いたことがあるが内容はよくわからない」と答えた方に)

Q 1－3 かわさきし子どもの権利じょうれいリーフレットを知っていますか。

全 体	知 つ て い る	知 ら な い	無 回 答
98 100.0	18 18.4	76 77.6	4 4.1

Q 2 次の川崎市のしくみで知っているものは何ですか。
(あてはまるものすべてに○)

上段：件数
下段：%

全 体	かわさき子どもの権利 の日	川崎市子ども会議	川崎市人権オンブズ パーソン	川崎市子どもの権利委 員会	子どもの権利に関する 行動計画	一つも知らない	無 回 答
307 100.0	11 3.6	48 15.6	55 17.9	11 3.6	5 1.6	215 70.0	7 2.3

3 あなたや子どもの生活について

Q 3 あなたは、子どもが保育園・幼稚園・学校で先生からたたかれたり、なぐられたりした
ことに最近気づいたり聞いたりしますか。

全 体	する	ときどきする	あまりしない	しない	無 回 答	する (計)	しない (計)
307 100.0	6 2.0	11 3.6	18 5.9	248 80.8	24 7.8	17 5.5	266 86.6

Q 4 あなたは、子どもが保育園・幼稚園・学校で先生から心を傷つけられる言葉をいわれた
ことに最近気づいたり聞いたりしますか。

全 体	する	ときどきする	あまりしない	しない	無 回 答	する (計)	しない (計)
307 100.0	9 2.9	17 5.5	27 8.8	228 74.3	26 8.5	26 8.5	255 83.1

Q 5 あなたは、子どもが保育園・幼稚園・学校で先生から性的にいやなことをされたり、
させられたりしたことに最近気づいたり聞いたりしますか。

全 体	する	ときどきする	あまりしない	しない	無 回 答	する (計)	しない (計)
307 100.0	2 0.7	6 2.0	18 5.9	255 83.1	26 8.5	8 2.6	273 88.9

Q 6 あなたは、最近、子どものいじめに気づいたことがありますか。

上段：件数
下段： %

全 体	ある	ときどきある	あまりない	ない	無 回 答	ある (計)	ない (計)
307 100.0	9 2.9	21 6.8	31 10.1	222 72.3	24 7.8	30 9.8	253 82.4

Q 7 あなたは、子どもには、安心して自分の気持ちや悩みを話せるおとなが、少なくとも一人はいると思いますか。

全 体	いる	いない	無 回 答
307 100.0	214 69.7	63 20.5	30 9.8

Q 8 あなたは、子どもをたたいたりなぐったりすることがありますか。

全 体	ある	ときどきある	あまりない	ない	無 回 答	ある (計)	ない (計)
307 100.0	3 1.0	25 8.1	53 17.3	208 67.8	18 5.9	28 9.1	261 85.0

Q 9 あなたは、子どもの心を傷つける言葉を使ったことがありますか。

全 体	ある	ときどきある	あまりない	ない	無 回 答	ある (計)	ない (計)
307 100.0	16 5.2	46 15.0	98 31.9	126 41.0	21 6.8	62 20.2	224 73.0

Q10 あなたは、子どもの世話をしなかったり無視したりすることがありますか。

上段：件数
下段： %

全 体	ある	ときどきある	あまりない	ない	無 回 答	ある (計)	ない (計)
307 100.0	4 1.3	10 3.3	66 21.5	204 66.4	23 7.5	14 4.6	270 87.9

Q11 あなたには、安心して自分の気持ちや悩みを話せる人が少なくとも一人はいますか。

全 体	いる	いない	無 回 答
307 100.0	262 85.3	32 10.4	13 4.2

Q12 あなたは、子どもの頃、おとな（親・保護者、先生など）からたたかれたりなぐられたりしたことがありますか。

全 体	あつた	ときどきあつた	あまりなかった	なかった	無 回 答	あつた (計)	なかった (計)
307 100.0	79 25.7	53 17.3	66 21.5	101 32.9	8 2.6	132 43.0	167 54.4

Q13 あなたは、子どもの頃、おとな（親・保護者、先生など）から心を傷つけられる言葉をいわれたことがありますか。

全 体	あつた	ときどきあつた	あまりなかった	なかった	無 回 答	あつた (計)	なかった (計)
307 100.0	58 18.9	51 16.6	94 30.6	96 31.3	8 2.6	109 35.5	190 61.9

Q14 あなたは、子どもの頃、おとな（親・保護者、先生など）に世話をしてもらえなかったり無視されたりしたことがありますか。

上段：件数
下段： %

全 体	あ っ た	と き ど き あ っ た	あ ま り な か っ た	な か っ た	無 回 答	あ っ た （ 計 ）	な か っ た （ 計 ）
307 100.0	22 7.2	18 5.9	79 25.7	178 58.0	10 3.3	40 13.0	257 83.7

Q15 あなたは次の中で疲れること、不安に思うことがありますか。（あてはまるものすべてに○）

全 体	家事	お金のこと	自分の身体のこと	自分の将来	いじめ・嫌がらせ・シカト	就職	介護	近所づきあい	町内会の活動	自分の親との関係	友人関係	職場の人間関係	配偶者やパートナー（彼氏・彼女）との関係	など F a c e t e r、 S r、 S N S 上 の 人 間 関 係
307 100.0	77 25.1	156 50.8	130 42.3	117 38.1	14 4.6	31 10.1	72 23.5	30 9.8	16 5.2	35 11.4	29 9.4	58 18.9	35 11.4	15 4.9
	「い わ ゆる 「舅 ・ 嫁 」 と の 関 係 」	自 分 （ 配 偶 者 ） の 仕 事	子 ど も と の コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	子 ど も の し つ け	子 ど も の 進 路 ・ 将 来	子 ど も の 友 人 関 係	子 ど も の い じ め	子 ど も の 不 登 校 ・ ひ き こ も り ・ 中 退	子 ど も の 非 行 ・ 暴 力	同 居 家 族 （ 子 ど も 以 外 ） か ら の 暴 力	そ の 他	疲 れ る こ と 、 不 安 に 思 う	無 回 答	
	24 7.8	65 21.2	19 6.2	39 12.7	72 23.5	26 8.5	29 9.4	12 3.9	5 1.6	2 0.7	8 2.6	28 9.1	14 4.6	

4 相談するところについて

Q16 川崎市には次のような子どもの相談を受けてくれるところがありますが、知っているものは何ですか。（知っているものすべてに○）

上段：件数
下段：%

全 体	保健福祉センター	児童相談所	児童・青少年電話相談	児童虐待防止センター	民生委員・主任児童委員	スクールカウンセラー・心のかけはし相談員	総合教育センター	教育委員会の教育相談室	電話相談ホットライン（体罰など）	インターネット問題相談窓口	やまびこ相談	かわさき若者サポートステーション	人権オンブズパーソン	いじめ相談ダイヤル
307 100.0	117 38.1	179 58.3	52 16.9	37 12.1	81 26.4	64 20.8	15 4.9	24 7.8	49 16.0	9 2.9	1 0.3	5 1.6	30 9.8	57 18.6
	川崎いのちの電話	かわさきチャイルドライン	子どもの人権110番	横浜地方方法務局相談窓口	横浜弁護士会子どもの人権相談	知っているものはない	無回答							
	82 26.7	26 8.5	63 20.5	19 6.2	8 2.6	53 17.3	18 5.9							

Q17 あなたは、困ったり悩んだりしたとき、どこに相談しますか。（あてはまるものすべてに○）

全 体	保健福祉センター	児童相談所	児童・青少年電話相談サポートステーション	児童虐待防止センター	総合教育センター	教育委員会の教育相談室	電話相談ホットライン（体罰など）	インターネット問題相談窓口	やまびこ相談	かわさき若者	人権オンブズパーソン	いじめ相談ダイヤル	川崎いのちの電話	かわさきチャイルドライン
307 100.0	33 10.7	21 6.8	4 1.3	1 0.3	3 1.0	5 1.6	1 0.3	5 1.6	1 0.3	2 0.7	2 0.7	1 0.3	6 2.0	1 0.3
	子どもの人権110番	横浜地方方法務局相談窓口	横浜弁護士会子どもの人権相談	インターネット掲示板	その他	どこにも相談しない	無回答							
	3 1.0	9 2.9	4 1.3	7 2.3	38 12.4	153 49.8	50 16.3							

Q17 あなたは、困ったり悩んだりしたとき、だれに相談しますか。
(あてはまるものすべてに○)

上段：件数
下段：%

全 体	自分の親、 義理の親	兄弟姉妹	配偶者や パートナー	友だち	職場の人	近所の人	保健師	医師	民生委員・ 主任児童委 員	担任の先生	クラブ・部 活動の先生	校長先生、 教頭先生	幼稚園・小 学校の先生	スクール カウンセ ラー・心 のかけは し相 談員
307 100.0	116 37.8	98 31.9	176 57.3	171 55.7	60 19.5	18 5.9	5 1.6	39 12.7	7 7.0	35 11.4	4 1.3	5 1.6	- -	4 1.3
	xt F i t a n d e c S r、 N L o S I o N k、 上 E、 の T 友 m 達 w i i	そ 他	だ れ に も 相 談 し な い	無 回 答										
	6 2.0	9 2.9	21 6.8	19 6.2										

5 あなたの周りのことについて

Q18 あなたは、保育園・幼稚園・学校の行事や学校での話し合い（たとえば、PTAなど）に参加していますか。

全 体	参加 している	とき どき 参加 している	あ ま り 参 加 し て い な い	参 加 し て い な い	保 育 園 ・ 幼 稚 園 ・ 学 校 に 通 つ て い る 子 ど も は 校 に い な い	無 回 答	参 加 し て い る (計)	参 加 し て い な い (計)
307 100.0	48 15.6	22 7.2	16 5.2	97 31.6	91 29.6	33 10.7	70 22.8	113 36.8

Q19 あなたの職場やあなたのお子さんが通っている保育園・幼稚園・学校など、あなたの周辺にあなたの話を聞いてくれる人がいますか。

全 体	い る	い な い	無 回 答
307 100.0	196 63.8	71 23.1	40 13.0

Q20 あなたは、何でも話せる友達がありますか。

上段：件数
下段： %

全 体	い る	い ない	無 回 答
307 100.0	204 66.4	78 25.4	25 8.1

Q21 あなたは、地域の行事や話し合い（たとえば、町内会・自治会など）に参加していますか。

全 体	参 加 し て い る	と き ど き 参 加 し て い る	あ ま り 参 加 し て い な い	参 加 し て い な い	無 回 答	参 加 し て い る (計)	参 加 し て い な い (計)
307 100.0	40 13.0	36 11.7	62 20.2	152 49.5	17 5.5	76 24.8	214 69.7

Q22 あなたは、地域の行事などを決めるとき、子どもの意見を聞いていますか。

全 体	聞 い て い る	と き ど き 聞 い て い る	あ ま り 聞 い て い な い	聞 い て な い	無 回 答	聞 い て い る (計)	聞 い て い な い (計)
307 100.0	35 11.4	36 11.7	34 11.1	134 43.6	68 22.1	71 23.1	168 54.7

Q23 あなたは、地域に、子どもと一緒に遊んだり話したりする友だちがいると思いますか。

全 体	思 う	思 わ な い	無 回 答
307 100.0	193 62.9	70 22.8	44 14.3

Q24 あなたは、子どものことがわかっていると思いますか。

上段：件数
下段：%

全 体	わ か つ て い る	だ い たい わ か つ て い る	あ ま り わ か つ て い ない	わ か つ て い ない	無 回 答	わ か つ て い る (計)	わ か つ て い ない (計)
307 100.0	27 8.8	150 48.9	63 20.5	35 11.4	32 10.4	177 57.7	98 31.9

Q25 あなたは、地域に、子どもが遊んだりスポーツをしたり自分が好きなことをする場所があると思いますか。

全 体	思 う	思 わ ない	無 回 答
307 100.0	148 48.2	128 41.7	31 10.1

Q26 あなたは、家の中で何かを決めるとき、子どもの意見を聞いていますか。

全 体	聞 い て い る	と き ど き 聞 い て い る	あ ま り 聞 い て い ない	聞 い て ない	子 ど も は い ない	無 回 答	聞 い て い る (計)	聞 い て い ない (計)
307 100.0	97 31.6	67 21.8	14 4.6	22 7.2	76 24.8	31 10.1	164 53.4	36 11.7

Q27 あなたは、普段家で子どもの話を聞きますか。

全 体	聞 く	と き ど き 聞 く	あ ま り 聞 か ない	聞 か ない	子 ど も は い ない	無 回 答	聞 く (計)	聞 か ない (計)
307 100.0	129 42.0	39 12.7	11 3.6	20 6.5	77 25.1	31 10.1	168 54.7	31 10.1

Q28 あなたは、子どもには、遊んだり休んだり自分の好きなことをする時間が十分あると思いますか。

上段：件数
下段： %

全 体	ある と思う	ときどき あると思う	あまり ないと思う	ない と思う	無 回 答	ある と思う (計)	ない と思う (計)
307 100.0	119 38.8	56 18.2	72 23.5	19 6.2	41 13.4	175 57.0	91 29.6

Q29 あなたは、家で自由な時間がありますか。

全 体	あ る	な い	無 回 答
307 100.0	255 83.1	36 11.7	16 5.2

Q30 子どもにとってホッとできる場所はどこだと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

全 体	自 分 の 部 屋	リ ビ ン グ ・ 居 間	お 風 呂	ト イ レ	祖 父 母 の 家	友 だ ち の 家	学 童 保 育 の 場 所	ク ラ ブ 活 動 の 場 所	学 校 図 書 館	教 室	塾	習 い ご と の 教 室 ・ ス ポ ー ツ ク ラ ブ	地 域 の 図 書 館 ・ 市 民 館	こ ど も 文 化 セ ン タ ー ・ わ く わ く プ ラ ザ
307 100.0	194 63.2	184 59.9	130 42.3	68 22.1	76 24.8	60 19.5	12 3.9	18 5.9	17 5.5	15 4.9	7 2.3	23 7.5	16 5.2	11 3.6
	子 ど も 夢 パ ー ク ・ 公 園	ア ル バ イ ト 先 ・ 仕 事 場	フ ネ グ ー ド ト ム セ ン タ ー ・ カ セ ン タ ー ・ フ エ タ ー ・ ミ ニ マ ン ・ カ ラ オ ケ ン ・ フ ッ ク ス ト ・ ニ	そ の 他	特 に な い	無 回 答								
	16 5.2	5 1.6	21 6.8	3 1.0	11 3.6	27 8.8								

Q31 日常生活で、文化・国籍等のちがい、障がいのあるなしにかかわらず、子どもは大切にされていると思いますか。

上段：件数
下段：%

全 体	そう 思う	とき どき そう 思う	あ ま り そ う 思 わ な い	そ う 思 わ な い	無 回 答	思 う (計)	思 わ な い (計)
307 100.0	86 28.0	101 32.9	75 24.4	19 6.2	26 8.5	187 60.9	94 30.6

6 あなたの思いについて

Q32 あなたは、子どもは毎日が楽しいと感じていると思いますか。

全 体	そう 思う	だ い た い そ う 思 う	あ ま り そ う 思 わ な い	そ う 思 わ な い	無 回 答	思 う (計)	思 わ な い (計)
307 100.0	53 17.3	164 53.4	54 17.6	12 3.9	24 7.8	217 70.7	66 21.5

Q33 あなたは、自分が好きですか。

全 体	好 き	だ い た い 好 き	あ ま り 好 き で は な い	好 き で は な い	無 回 答	好 き (計)	好 き で は な い (計)
307 100.0	83 27.0	149 48.5	58 18.9	12 3.9	5 1.6	232 75.6	70 22.8

Q34 あなたは、周りの人から大切にされていると感じますか。

全 体	感 じ る	と き ど き 感 じ る	あ ま り 感 じ な い	感 じ な い	無 回 答	感 じ る (計)	感 じ な い (計)
307 100.0	129 42.0	129 42.0	40 13.0	5 1.6	4 1.3	258 84.0	45 14.7

Q35 あなたは、毎日が楽しいですか。

上段：件数
下段： %

全 体	楽しい	だいたい楽しい	あまり楽しくない	楽しくない	無 回 答	楽しい (計)	楽しくない (計)
307 100.0	59 19.2	181 59.0	57 18.6	6 2.0	4 1.3	240 78.2	63 20.5

Q36 次の子どもの権利のなかで、子どもにとって最も大切だと思うものは何ですか。
(あてはまるもの2つに○)

無 回 答	個別の必要に応じて支援を受ける権利（国の違いや障がいなどで差別されず支えられる）	参加する権利（自分の意見を言ったり、社会で活動したりできる）	自分で決める権利（自分のことを自分で決めたり、決めるときにおとなに助けてもらえる）	自分を豊かにし、力づけられる権利（遊んだり学んだり活動したりすることができ）	自分を守り、守られる権利（心や体を傷つけられないように逃げ、助けってもらうために相談できる）	ありのままの自分でいる権利（他の人との違いや個性が大切にされ、秘密が守られる）	安心して生きる権利（いのちが大切にされ、いじめられたりしないで、安心して生活できる）	全 体
5 1.6	27 8.8	14 4.6	48 15.6	98 31.9	60 19.5	92 30.0	247 80.5	307 100.0

さいごに 子どもが安心して、自分らしく生き、社会に参加しながら成長していけるには、
どんなことが大切だと思いますか。何でも自由に書いて下さい。

全 体	記入あり	記入なし
307 100.0	164 53.4	143 46.6

Ⅲ 職員

1 あなた自身のことについて

F 1 あなたの所属をおしえてください。

上段：件数
下段：%

全 体	学 校 関 係	施 設 関 係	無 回 答
275 100.0	81 29.5	193 70.2	1 0.4

F 2 あなたの勤続年数をおしえてください。

全 体	1 年 未 満	1 年 以 上 5 年 未 満	5 年 以 上 1 0 年 未 満	1 0 年 以 上 2 0 年 未 満	2 0 年 以 上 3 0 年 未 満	3 0 年 以 上	無 回 答
275 100.0	9 3.3	59 21.5	46 16.7	73 26.5	47 17.1	38 13.8	3 1.1

2 「川崎市子どもの権利条例」について

Q 1 川崎市子どもの権利条例を知っていますか。

全 体	知 っ て い る	容 聞 は い た こ と が あ る が 内 容 は よ く わ か ら な い	知 ら な い	無 回 答
275 100.0	208 75.6	54 19.6	12 4.4	1 0.4

(Q 1で「知っている」「聞いたことがあるが内容はよくわからない」と答えた方に)

Q 2 川崎市子どもの権利条例をふだんどのような方法で見たり聞いたりしますか。
(あてはまるものすべてに○)

全 体	職 場 で の 話	会、職 場 以 外 の 講 座 や 学 習	パ ン フ レ ット	川 崎 市 ホ ー ム ペ ー ジ	ポ ス タ ー	ち ら し	新 聞 、 テ レ ビ な ど	そ の 他	無 回 答
262 100.0	164 62.6	82 31.3	151 57.6	59 22.5	88 33.6	76 29.0	24 9.2	8 3.1	5 1.9

Q 3 川崎市のしくみで知っているものは何ですか。（知っているものすべてに○）

上段：件数
下段： %

全 体	の か わ さ き 子 ど も の 権 利	川 崎 市 子 ど も 会 議	川 崎 市 人 権 オ ン ブ ズ	川 崎 市 子 ど も の 権 利 委 員 会	子 ど も の 権 利 に 関 する 行 動 計 画	一 つ も 知 ら な い	無 回 答
275 100.0	156 56.7	197 71.6	201 73.1	109 39.6	47 17.1	25 9.1	3 1.1

3 あなたやあなたの職場の子どもの生活について

Q 4 あなたは、子どもが、おとな（親、保護者、先生など）から、たたかれたりなぐられたりしたことに最近気づいたり聞いたりしますか。

全 体	す る	と き ど き す る	あ ま り し な い	し な い	無 回 答	す る （ 計 ）	し な い （ 計 ）
275 100.0	28 10.2	59 21.5	80 29.1	106 38.5	2 0.7	87 31.6	186 67.6

Q 5 あなたは、子どもが、おとな（親、保護者、先生など）から、心を傷つけられる言葉をいわれたことに最近気づいたり聞いたりしますか。

全 体	す る	と き ど き す る	あ ま り し な い	し な い	無 回 答	す る （ 計 ）	し な い （ 計 ）
275 100.0	27 9.8	97 35.3	78 28.4	71 25.8	2 0.7	124 45.1	149 54.2

Q 6 あなたは、子どもが、おとな（親、保護者、先生など）から、性的にいやなことをされたりさせられたりしたことに最近気づいたり聞いたりしますか。

全 体	す る	と き ど き す る	あ ま り し な い	し な い	無 回 答	す る （ 計 ）	し な い （ 計 ）
275 100.0	6 2.2	16 5.8	41 14.9	210 76.4	2 0.7	22 8.0	251 91.3

Q7 あなたは、子どものいじめに最近気づいたことがありますか。

上段：件数
下段： %

全 体	ある	ときどきある	あまりない	ない	無 回 答	ある (計)	ない (計)
275 100.0	6 2.2	71 25.8	90 32.7	105 38.2	3 1.1	77 28.0	195 70.9

Q8 あなたは、子どもには、安心して自分の気持ちや悩みを話せるおとなが少なくとも一人はいると思いますか。

全 体	思 う	思 わ な い	無 回 答
275 100.0	216 78.5	54 19.6	5 1.8

Q9 あなたは、職場で子どもをたたくことがありますか。

全 体	ある	ときどきある	あまりない	ない	無 回 答	ある (計)	ない (計)
275 100.0	1 0.4	2 0.7	19 6.9	251 91.3	2 0.7	3 1.1	270 98.2

Q10 あなたは、職場で子どもの心を傷つける言葉を言ったことがありますか。

全 体	ある	ときどきある	あまりない	ない	無 回 答	ある (計)	ない (計)
275 100.0	3 1.1	11 4.0	79 28.7	179 65.1	3 1.1	14 5.1	258 93.8

Q11 あなたには、安心して自分の気持ちや悩みを話せる人が少なくとも一人はいますか。

上段：件数
下段： %

全 体	い る	い ない	無 回 答
275 100.0	258 93.8	15 5.5	2 0.7

4 相談するところについて

Q12 川崎市には次のような相談を受けてくれるところがありますが、知っているものは何ですか。（知っているものすべてに○）

全 体	保健福祉センター	児童相談所	児童・青少年電話相談	児童虐待防止センター	民生委員・主任児童委員	スクールカウンセラー・心のかけはし相談員	総合教育センター	家庭教育委員会の教育相談室	電話相談ホットライン（体罰など）	インターネット問題相談窓口	やまびこ相談	かわさき若者サポートステーション	人権オンブズパーソン	いじめ相談ダイヤル
275 100.0	215 78.2	262 95.3	154 56.0	158 57.5	190 69.1	168 61.1	143 52.0	95 34.5	152 55.3	40 14.5	9 3.3	19 6.9	178 64.7	156 56.7
	川崎いのちの電話	かわさきチャイルドライン	子どもの人権110番	横浜地方司法局相談窓口	横浜弁護士会子どもの人権相談	知っているものはない	無 回 答							
	169 61.5	123 44.7	176 64.0	13 4.7	11 4.0	1 0.4	3 1.1							

Q13 あなたは、困ったり悩んだりしたとき、どこに相談しますか。
(あてはまるものすべてに○)

上段：件数
下段：%

全 体	保健福祉センター	児童相談所	児童・青少年電話相談	児童虐待防止センター	総合教育センター	家庭教育委員会の教育相談	電話相談ホットライン (体罰など)	インターネット問題相談窓口	やまびこ相談	かわさき若者サポートステーション	人権オンブズパーソン	いじめ相談ダイヤル	川崎いのちの電話	かわさきチャイルドライン
275 100.0	48 17.5	70 25.5	6 2.2	16 5.8	29 10.5	11 4.0	5 1.8	4 1.5	- -	1 0.4	5 1.8	4 1.5	9 3.3	4 1.5
	子どもの人権110番	横浜地方方法務局相談窓口	横浜弁護士会子どもの人権相談	板インターネットの揭示	その他	どこにも相談しない	無回答							
	3 1.1	- -	1 0.4	5 1.8	90 32.7	87 31.6	16 5.8							

Q13 あなたは、困ったり悩んだりしたとき、だれに相談しますか。(あてはまるものすべてに○)

全 体	自分の親、義理の親	兄弟姉妹	配偶者やパートナー	友だち	職場の人	近所の人	保健師	医師	民生委員・主任児童委員	担任の先生	クラブ・部活動の先生	校長先生、教頭先生	ゆうゆう広場・相談学級の先生	スクールカウンセラー・心のかけはし相談員
275 100.0	119 43.3	60 21.8	125 45.5	166 60.4	196 71.3	6 2.2	10 3.6	16 5.8	12 4.4	23 8.4	2 0.7	27 9.8	3 1.1	9 3.3
	xtF itec など、b NLok、 SINE、T 上の友 達mwi	その他	だれにも相談しない	無回答										
	1 0.4	13 4.7	3 1.1	10 3.6										

5 あなたの周りのことについて

Q14 子どもは、学校の休み時間や放課後、好きなように過ごしていると思いますか。 上段：件数
下段：%

全 体	そう 思う	だ い たい そう 思う	あ ま り そう 思 わ ない	思 わ ない	無 回 答	思 う (計)	思 わ ない (計)
275 100.0	45 16.4	179 65.1	42 15.3	3 1.1	6 2.2	224 81.5	45 16.4

Q15 あなたには、何でも話せる友達がありますか。

全 体	い る	い な い	無 回 答
275 100.0	237 86.2	34 12.4	4 1.5

Q16 あなたは、職場のある地域の行事や話し合い（例えば、町会行事など）に参加していますか。

全 体	参 加 し て い る	と き ど き 参 加 し て い る	あ ま り 参 加 し て い な い	参 加 し て い な い	無 回 答	参 加 し て い る (計)	参 加 し て い な い (計)
275 100.0	43 15.6	73 26.5	70 25.5	87 31.6	2 0.7	116 42.2	157 57.1

Q17 あなたは、職場で子どもに関わること（運営方針、授業・保育内容、行事等）を決める
とき、子どもの思いや考えを取り入れていますか。

全 体	取 り 入 れ て い る	と き ど き 取 り 入 れ て い る	あ ま り 取 り 入 れ て い な い	取 り 入 れ て い な い	無 回 答	取 り 入 れ て い る (計)	取 り 入 れ て い な い (計)
275 100.0	188 68.4	70 25.5	8 2.9	2 0.7	7 2.5	258 93.8	10 3.6

Q18 あなたは、職場で子どもに関わること（運営方針、授業・保育内容、行事等）を決めるとき、自分の思いや考えを自由に言えますか。

上段：件数
下段：%

全 体	言える	だいたい言える	あまり言えない	言えない	無 回 答	言える (計)	言えない (計)
275 100.0	105 38.2	126 45.8	37 13.5	5 1.8	2 0.7	231 84.0	42 15.3

Q19 あなたは、地域に、子どもと一緒に遊んだり話したりする友だちがいますか。

全 体	思 う	思 わ な い	無 回 答
275 100.0	231 84.0	35 12.7	9 3.3

Q20 あなたの職場の子どもは、何でも話せる友だちがいますか。

全 体	思 う	思 わ な い	無 回 答
275 100.0	210 76.4	51 18.5	14 5.1

Q21 あなたは、子どものことをよくわかっていると思いますか。

全 体	わ か つ て い る と 思 う	と だ い た い わ か つ て い る	と あ ま り わ か つ て い な い	わ か つ て い な い と 思 う	無 回 答	わ か つ て い る (計)	わ か つ て い な い (計)
275 100.0	38 13.8	177 64.4	57 20.7	1 0.4	2 0.7	215 78.2	58 21.1

Q22 あなたは、地域に、子どもが遊んだりスポーツをしたり自分が好きなことをする場所があると思いますか。

上段：件数
下段：%

全 体	思 う	思 わ な い	無 回 答
275 100.0	168 61.1	104 37.8	3 1.1

Q23 あなたは、子どもの話をよく聞いていますか。

全 体	聞 い て い る	と き ど き 聞 い て い る	あ ま り 聞 い て い な い	聞 い て い な い	無 回 答	聞 い て い る (計)	聞 い て い な い (計)
275 100.0	159 57.8	102 37.1	8 2.9	3 1.1	3 1.1	261 94.9	11 4.0

Q24 子どもには、遊んだり休んだり自分の好きなことをする時間が十分にあると思いますか。

全 体	あ る と 思 う	だ い た い あ る と 思 う	あ ま り な い と 思 う	な い と 思 う	無 回 答	あ る と 思 う (計)	な い と 思 う (計)
275 100.0	42 15.3	119 43.3	107 38.9	6 2.2	1 0.4	161 58.5	113 41.1

Q25 あなたの職場では、子どもが自分の権利を学ぶ機会がありますか。

全 体	あ る	と き ど き あ る	あ ま り な い	な い	無 回 答	あ る (計)	な い (計)
275 100.0	46 16.7	87 31.6	105 38.2	34 12.4	3 1.1	133 48.4	139 50.5

Q26 あなたの職場では、文化・国籍等のちがい、障がいのあるなしにかかわらず、子どもは大切にされていると思いますか。

上段：件数
下段：%

全 体	思 う	思 わ な い	無 回 答
275 100.0	264 96.0	6 2.2	5 1.8

Q27 あなたは、子どもへの懲戒権限の範囲を認識していますか。

全 体	認 識 し て い る	認 識 し て い な い	無 回 答
275 100.0	181 65.8	82 29.8	12 4.4

6 あなたの思いについて

Q28 子どもは毎日が楽しいと感じていると思いますか。

全 体	思 う	思 わ な い	無 回 答
275 100.0	213 77.5	58 21.1	4 1.5

Q29 あなたは、自分が好きですか。

全 体	好 き	だ い たい 好 き	あ ま り 好 き で な い	好 き で な い	無 回 答	好 き (計)	好 き で な い (計)
275 100.0	81 29.5	162 58.9	29 10.5	2 0.7	1 0.4	243 88.4	31 11.3

Q30 あなたは、周りの人から大切にされていると感じますか。

上段：件数
下段： %

全 体	感じる	だいたい 感じる	あまり 感じない	感じ ない	無 回 答	感じる (計)	感じ ない (計)
275 100.0	115 41.8	132 48.0	26 9.5	- -	2 0.7	247 89.8	26 9.5

Q31 あなたは、毎日が楽しいですか。

全 体	とても 楽しい	だいたい 楽しい	あまり 楽しくない	楽し くない	無 回 答	楽しい (計)	楽し くない (計)
275 100.0	61 22.2	183 66.5	28 10.2	1 0.4	2 0.7	244 88.7	29 10.5

Q32 次の子どもの権利のなかで、子どもにとって最も大切だと思うものは何ですか。
(あてはまるもの2つに○)

全 体	で、安心して生活できる)	安心して生きている権利(いのちが大きい)	れ、秘密が守られる)	の、人との違いや個性が大切にされる)	あり、自分の性で相対に逃げる)	助けを求めたり、守られる権利(心や)	自分を傷つけたり、守られる権利(心や)	する(遊ぶ)に力づけられる権利)	利用(遊ぶ)に力づけられる権利)	となに助けたり、決めるときにおを)	自分で決める権利(自分のことおを)	自分で決めたたり、決めるときにおを)	参加する権利(自分の意見を言ったり、社会で活動したりできる)	権、国に支えられ、障がいなど受ける)	個、必要に応じて支援を受けられる)
275 100.0	252 91.6	125 45.5	57 20.7	50 18.2	35 12.7	10 3.6	31 11.3								

さいごに 子どもが安心して、自分らしく生き、社会に参加しながら成長していけるには、
どんなことが大切だと思いますか。何でも自由に書いて下さい。

全 体	記入 あり	記入 なし
275 100.0	149 54.2	126 45.8

川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査（アンケート）

ご協力のお願い

川崎市には、子どもが安心して自分らしく生き、社会に参加しながら成長していけるようにつくった「川崎市子どもの権利に関する条例」があります。この条例を元に川崎市ではさまざまな子どもに関する取組を行っています。このアンケートは、この取組をより良くするためにお願いするものです。

アンケートへのご協力をお願いしているのは、コンピュータでランダムに選んだ、川崎市内にお住まいの11歳から17歳までの2,100人、18歳以上の900人の方々です。

アンケート結果は報告書にまとめる予定ですが、あなたにご迷惑をおかけしたりすることはありません。

どうぞご協力をお願いします。

2014（平成26）年3月

川崎市 市民・こども局 人権・男女共同参画室

川崎市子どもの権利委員会

ほごしゃ みな
保護者の皆さまへ

かわさきし ねん かわさきし こども けんり かん じょうれい
川崎市では2000年に「川崎市子どもの権利に関する条例」をつくり、子ども
ひとり にんげん ぞんちょう けんり しんがい まち じぶん い さき
を一人の人間として尊重し、権利侵害から守り、自分らしく生きることを支える
ために、さまざまなとりくみ おこな
取組を行っています。

ほんじつ おく かわさきし こ けんり かん じったい いしき ちょうさ
本日お送りしました「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」は、
かわさきし かわさきし こ けんり いんかい こ かん し しさく さんこう
「川崎市」と「川崎市子どもの権利委員会*」が子どもに関する市の施策の参考に
するために
おこな
行っているものです。

こんかい ちょうさ ねが こん びゅう た むさく い ちゅうしゅつ
今回調査をお願いしたのは、コンピュータにより無作為抽出した
(らん だ む えら ほんし す さい さい こ
(ランダムに選んだ)、本市にお住まいの11歳から17歳までの子ども
2,100人
にん さいいじょう にん かたがた
と18歳以上の900人の方々です。

ちょうさ けっか ほうこくしょ よてい なまえ か だ
調査結果は報告書にまとめる予定ですが、お名前を書かないでお出しただ
き こめいわく じゅうぶん き
き、御迷惑をおかけすることのないよう、十分気をつけております。

てすう ちょうさ ごきょうりよく ねが
お手数をおかけいたしますが、この調査に御協力いただきますようお願い
もう あ
申し上げます。

2014 (へいせい ねん がつ
平成26) 年3月

かわさきし しみん きょく じんけん だんじょきょうどうさんかくしつ
川崎市 市民・こども局 人権・男女共同参画室

かわさきし こ けんり いんかい
川崎市子どもの権利委員会

かわさきし こ けんり いんかい かわさきし こ けんり かん じょうれい せっち こ
*川崎市子どもの権利委員会とは、「川崎市子どもの権利に関する条例」により設置され、子どもに
かん し しさく こ けんりほしょう じょうきょう けんしょう
関する市の施策について子どもの権利保障の状況を検証しています。

かわさき し こ けん り かん じったい い しきちょう さ 川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査

こ さい よう 子ども（11～17歳）用

～ あん けー と きょうりよく ねが
～ アンケートにご協力をお願い～

- おく おく な ほんにん こた
お送りしたあて名のご本人が教えてください。
- しつもん たい
質問に対して、あてはまるものに○（まる）をつけてください。
- こた はん い
答えられる範囲でかまいません。
- えんぴつ ほー ー ー ー ー ー か
鉛筆かボールペンで書いてください。
- こた お おく へんしんようふうとう い おく かえ
答え終わりましたら、いっしょにお送りした返信用封筒に入れて、送り返してください。
(へんしんようふうとう きって ひつよう
返信用封筒には切手をはる必要はありません)
- 2014年3月16日までにポストに入れてください。

※ このあん けー と かわさき し す かた なか こん ぴゅー た にん えら おく
アンケートは、川崎市にお住まいの方の中から、コンピュータで3,000人を選んでお送りして
います。

※ あなたのこた ないよう が、ほか ひと し
あなたの答えた内容が、他の人に知られることはありません。

《 このあん けー と をごらんになった保護者の方へ 》

む きめい あん けー と こじん とく てい こさま かぞく めいわく
無記名のアンケートであり、個人が特定されることはありません。お子様やご家族にご迷惑がかかることのないよう、十分配慮いたします。おこさま おも かんが じゆう か つた
お子様が思っていることや考えていることを自由に書くようお伝えください。



11月20日はかわさき子どもの権利の日

【お問い合わせ先】

かわさき し みん きょく
川崎市 市民・子ども局

じんけん だんじょきょうどうさんかくしつ こ けん り だんとう
人権・男女共同参画室 子どもの権利担当

でんわ ふあつくす
電話 044-200-2344 Fax 044-200-3914

いーめーる
E-mail: 25zinken@city.kawasaki.jp

最初に「あなた自身のこと」についておききします。

F-1 あなたの年齢をおしえてください。(2014(平成26)年2月1日での年齢を書いてください。)

1 11歳 2 12歳 3 13歳 4 14歳 5 15歳 6 16歳 7 17歳

F-2 あなたは平日(月曜日から金曜日まで)おもに何をしていますか。

1 学校に行っている 2 学校以外のところでごししている 3 働いている

F-3 あなたの住んでいるところをおしえてください。

1 川崎区 2 幸区 3 中原区 4 高津区 5 宮前区 6 多摩区 7 麻生区

F-4 あなたは、今のところに住んでどのくらいになりますか。

1 1年未満 2 1～5年 3 6～10年 4 11年以上

I 2000(平成12)年12月につくられた『川崎市子どもの権利条例』についておききします。

Q1-1 川崎市子どもの権利条例を知っていますか。(あてはまるもの1つに○)

1 知っている 2 聞いたことがあるが内容はよくわからない 3 知らない ⇒ Q2へ

Q1-2 川崎市子どもの権利条例をふだんどのような方法で見たり聞いたりしますか。

(あてはまるものすべてに○)

1 学校の先生の話 4 川崎市ホームページ 7 新聞、テレビなど
2 施設の先生の話 5 ポスター 8 その他
3 学校で配布されたパンフレット 6 ちらし (具体的に:)

Q1-3 かわさき子どもの権利じょうれいリーフレットを知っていますか。

1 知っている 2 知らない



Q2 次の川崎市のしくみで知っているものは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1 かわさき子どもの権利の日 3 川崎市人権オンブズパーソン 5 子どもの権利に関する行動計画
2 かわさき子ども会議 4 川崎市子どもの権利委員会 6 一つも知らない

Ⅱ 『あなたの生活』についておききします。 (あてはまるもの1つに○)

Q3 あなたは、おとな（親、先生など）からたたかれたり、なぐられたりしますか。

- 1 する 2 ときどきする 3 あまりしない 4 しない

Q4 あなたは、おとな（親、先生など）から心を傷つけられる言葉をいわれますか。

- 1 いわれる 2 ときどきいわれる 3 あまりいわれない 4 いわれない

Q5 あなたは、おとな（親、先生など）から性的にいやなことをされますか。

- 1 される 2 ときどきされる 3 あまりされない 4 されない

Q6 あなたは、おとな（親、先生など）に世話をしてもらえなかったり無視されたりしますか。

- 1 する 2 ときどきする 3 あまりしない 4 しない

Q7 あなたには、安心して自分の気持ちや悩みを話せるおとなが少なくとも一人はいますか。

- 1 いる 2 いない



Q8 あなたは、次の中で疲れること、不安に思うことがありますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|------------------|---|
| 1 学校の勉強・宿題 | 12 先生との関係 |
| 2 学校の規則 | 13 友だちや先輩との関係 |
| 3 クラブ活動・部活動 | 14 アルバイト・仕事先の人間関係 |
| 4 児童会・生徒会活動 | 15 彼氏・彼女との関係 |
| 5 いじめ・嫌がらせ・シカト | 16 Facebook, Twitter, LINE, mixiなどSNS上の人間関係 |
| 6 塾の勉強・宿題 | 17 受験・進路 |
| 7 おけいこ・習いごと | 18 性のこと |
| 8 住んでいる地域のスポーツ活動 | 19 自分の身体のこと |
| 9 親・保護者との関係 | 20 家のお金のこと |
| 10 兄弟姉妹との関係 | 21 その他（具体的に： ） |
| 11 祖父母との関係 | 22 疲れること、不安なことはない |

Ⅲ 『相談するところ』についておききます。(あてはまるものすべてに○)

Q9 次のような川崎市の子どもの相談を受けてくれるところを知っていますか。

1 児童相談所	6 教育委員会の教育相談室	12 川崎いのちの電話
2 児童・青少年電話相談	7 電話相談ホットライン(体罰など)	13 かわさきチャイルドライン
3 児童虐待防止センター	8 インターネット問題相談窓口	14 子どもの人権110番
4 スクールカウンセラー・心のかけはし相談員	9 やまびこ相談	15 横浜地方方法務局相談窓口
5 総合教育センター	10 人権オンブズパーソン	16 横浜弁護士会子どもの人権相談
	11 いじめ相談ダイヤル	17 知っているものはない

Q10 困ったり悩んだりしたとき、どこに?だれに? 相談しますか。



【どこに】

1 児童相談所	8 やまびこ相談	15 横浜弁護士会子どもの人権相談
2 児童・青少年電話相談	9 人権オンブズパーソン	16 インターネット掲示板
3 児童虐待防止センター	10 いじめ相談ダイヤル	17 その他
4 総合教育センター	11 川崎いのちの電話	具体的に
5 教育委員会の教育相談室	12 かわさきチャイルドライン	
6 電話相談ホットライン(体罰など)	13 子どもの人権110番	
7 インターネット問題相談窓口	14 横浜地方方法務局相談窓口	18 どこにも相談しない

【だれに】

1 親	8 習いごとの先生、スポーツクラブの監督・コーチ
2 兄弟姉妹	9 ゆうゆう広場・相談学級の先生
3 祖父母	10 スクールカウンセラー・心のかけはし相談員
4 友だち	11 Facebook, Twitter, LINE, mixiなどSNS上の友達
5 担任の先生	12 その他(具体的に)
6 保健室の先生	13 だれにも相談しない
7 クラブ・部活動の先生	

Ⅳ 『^{まわ}あなたの周りのこと』についておききします。 （^{ひと}あてはまるもの1つに○）

Q 1 1 あなたは、^{がっこう}学校の^{ぎょうじ}行事や^{はな}話し^あ合いに^{さんか}参加していますか。

- 1 ^{さんか}参加している 2 ^{さんか}ときどき参加している 3 ^{さんか}あまり参加していない 4 ^{さんか}参加していない

Q12 学校の行事を決めるとき、先生は、子どもの意見を聞いていますか。

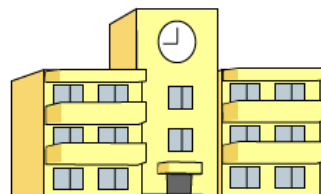
- 1 ^き聞いている 2 ^きときどき聞いている 3 ^きあまり聞いていない 4 ^き聞いてない

Q13 ^{がっこう}学校にはあなたの^{はなし}話を聞いて、あなたのことをよくわかってくれる^{せんせい}先生がいますか。

- 1 いる 2 いない

Q14 あなたは、^{がっこう}学校に^{なん}何でも^{はな}話せる^{ともだち}友達がありますか。

- 1 いる 2 いない



Q15 あなたは、^{がっこう}学校の^{べんきょう}勉強がよくわかりますか。

- 1 わかる 2 だいたいわかる 3 あまりわからない 4 わからない

Q16 あなたは、^{がっこう}学校で^{やす}休み時間や^{じかん}放課後、^{ほうかご}安心して^{あんしん}好きなように^すすごせますか。

- 1 すごせる 2 ときどきすごせる 3 あまりすごせない 4 すごせない

Q17 あなたは、^{ほうかご}放課後どこですごしますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | | | |
|---|--|----|---|
| 1 | 自分の部屋
<small>じぶん へや</small> | 10 | 習いごとの教室・スポーツクラブ
<small>なら きょうしつ すぽーつくらぶ</small> |
| 2 | リビング・居間
<small>りびんぐ いま</small> | 11 | 地域の図書館・市民館
<small>ちいき としょかん しみんかん</small> |
| 3 | 祖父母の家
<small>そふぼ いえ</small> | 12 | こども文化センター・わくわくプラザ
<small>ぶんかせんたー わくわくぷらざ</small> |
| 4 | 友だちの家
<small>とも いえ</small> | 13 | 子ども夢パーク・公園
<small>こ ゆめぱーく こうえん</small> |
| 5 | 学童保育の場所
<small>がくどうほいく ばしょ</small> | 14 | アルバイト先・仕事場
<small>あるばいとさき しごとば</small> |
| 6 | クラブ活動の場所
<small>くらぶかつどう ばしょ</small> | 15 | ゲームセンター・カラオケボックス・ネットカフェ・マンガ喫茶・
<small>げーむせんたー からおけぼっくす ネットかふぇ まんがきっさ</small> |
| 7 | 学校図書館
<small>がっこうとしょかん</small> | | ファストフード店・ファミレス・コンビニ
<small>ふあすとふーどてん ふあみれす こんびに</small> |
| 8 | 教室
<small>きょうしつ</small> | 16 | その他（具体的に：
<small>た ぐたいてき</small> |
| 9 | 塾
<small>じゅく</small> | | ） |

Q18 あなたは、^{ちいき}地域の^{ぎやうじ}行事や^{はな}話し^あ合い（例えば、^{たと}子ども^こ会、^{かい}子ども^こ会^{かいぎ}議など）に参加することがあります。

- 1 ある 2 ときどきある 3 あまりない 4 ない

Q19 地域の行事などを決めるとき、おとなは、あなたの意見を聞いていますか。

- 1 聞いている 2 ときどき聞いている 3 あまり聞いていない 4 聞いてない

Q20 地域（学校外あるいは施設外）に、一緒に遊んだり話したりする友だちがいますか。

- 1 いる 2 いない



Q21 地域に、遊んだりスポーツをしたり安心して自分が好きなことをする場所がありますか。

- 1 ある 2 ない



Q22 あなたは、家で話を聞いてもらえますか。

- 1 聞いてもらえる 2 ときどき聞いてもらえる 3 あまり聞いてもらえない 4 聞いてもらえない

Q23 家で何かを決めるとき、おとなは子どもの意見を聞いていますか。

- 1 聞いている 2 ときどき聞いている 3 あまり聞いていない 4 聞いてない

Q24 あなたには、遊んだり休んだり自分の好きなことをする時間が十分にありますか。

- 1 ある 2 ときどきある 3 あまりない 4 ない

Q25 あなたにとってホッとできる場所はどこですか。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|------------|-----------------------------------|
| 1 自分の部屋 | 11 塾 |
| 2 リビング・居間 | 12 習いごとの教室・スポーツクラブ |
| 3 お風呂 | 13 地域の図書館・市民館 |
| 4 トイレ | 14 こども文化センター・わくわくプラザ |
| 5 祖父母の家 | 15 子ども夢パーク・公園 |
| 6 友だちの家 | 16 アルバイト先・仕事場 |
| 7 学童保育の場所 | 17 ゲームセンター・カラオケボックス・ネットカフェ・マンガ喫茶・ |
| 8 クラブ活動の場所 | ファストフード店・ファミレス・コンビニ |
| 9 学校図書館 | 18 その他（具体的に： ） |
| 10 教室 | 19 特にない |

Q26 あなたは、生活のなかで文化・国籍等のちがい、障がいのあるなしにかかわらず、子どもは大切にされていると思いますか。

- 1 そう思う 2 ときどきそう思う 3 あまりそう思わない 4 そう思わない

V 『あなたの^{おも}思い』についておききします。 (あてはまるもの^{ひと}1つに○)

Q27 あなたは、^{じぶん}自分が好きですか。

- 1 ^す好き 2 ^すだいたい好き 3 あまり好きではない 4 ^す好きではない

Q28 あなたは、^{じぶん}自分は^{おや}親や^{まわ}周りのおとなから^{たいせつ}大切に^{かん}されていると感じますか。

- 1 ^{おも}そう思う 2 ^{おも}だいたいそう思う 3 あまり^{おも}そう思わない 4 ^{おも}そう思わない

Q29 あなたは、^{じぶん}自分は^{とも}友だちから^{たいせつ}大切に^{かん}されていると感じますか。

- 1 ^{おも}そう思う 2 ^{おも}だいたいそう思う 3 あまり^{おも}そう思わない 4 ^{おも}そう思わない

Q30 あなたは、^{まいにち}毎日が^{たの}楽しいですか。

- 1 ^{たの}楽しい 2 ^{たの}だいたい楽しい 3 あまり^{たの}楽しくない 4 ^{たの}楽しくない

Q31 ^{つぎ}次の^こ子どもの^{けんり}権利のなかで、^{じぶん}自分にとって^{たいせつ}もっとも大切だ^{おも}と思うものは何ですか。

(あてはまるもの^{ふた}2つに○)

- | | |
|--|---|
| 1 ^{あんしん} 安心して ^い 生きる ^{けんり} 権利 | ^{いのち} いのちが ^{たいせつ} 大切にされ、いじめられたりしないで、 ^{あんしん} 安心して ^{せいかつ} 生活できる |
| 2 ^{あり} ありのままの ^{じぶん} 自分で ^{けんり} いる権利 | ^{ほか} ほかの ^{ひと} 人との ^{ちが} 違いや ^{こせい} 個性が ^{たいせつ} 大切にされ、 ^{ひみつ} 秘密が ^{まも} 守られる |
| 3 ^{じぶん} 自分を守り、 ^{まも} 守られる ^{けんり} 権利 | ^{こころ} こころや ^{からだ} 体を ^{きず} 傷つけられないように ^に 逃げ、 ^{たす} 助けてもらうために ^{そうだん} 相談できる |
| 4 ^{じぶん} 自分を豊かにし、 ^{ちから} 力づけられる ^{けんり} 権利 | ^{あそ} あそんだり ^{まな} 学んだり ^{かつどう} 活動したりすることができる |
| 5 ^{じぶん} 自分で ^き 決める ^{けんり} 権利 | ^{じぶん} 自分のことを自分で ^き 決めたり、 ^き 決めるときにおとなに ^{たす} 助けてもらえる |
| 6 ^{さんか} 参加する ^{けんり} 権利 | ^{じぶん} 自分の意見 ^い を言ったり、 ^{しゃかい} 社会で ^{かつどう} 活動したりできる |
| 7 ^{こべつ} 個別の ^{ひつよう} 必要に ^{おう} 応じて ^{しえん} 支援 ^う を受ける ^{けんり} 権利 | ^{くに} 国の ^{ちが} 違いや ^{しょう} 障がいなどで ^{さべつ} 差別されず ^{ささ} 支えられる |



さいごに

子どもが^こ安心して、自分らしく^{あんしん}生き、社会に^{じぶん}参加しながら^い成長^{しゃかい}していけるには、どんなことが^{さんか}大切だ^{せいちょう}と思いますか。何でも自由^{なん}に書いて^{じゆう}下さい。^か
^{くだ}



おつかれさまでした。

ご協力^{きょうりょく}ありがとうございました。
ございました。



かわさきし こ けんり かん じつたい いしきちようさ あんけーと
川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査 (アンケート)
ご協 力 のお願 い

かわさきし ねん かわさきし こ けんり かん じょうれい こ
川崎市では2000年に「川崎市子どもの権利に関する条例」をつくり、子ども
ひとり にんげん さんちょう けんり しんがい まも じぶん い
を一人の人間として尊重し、権利侵害から守り、自分らしく生きることを
ささ とりくみ おこな
支えるために、さまざまな取組を行っています。

ほんじつ おく かわさきし こ けんり かん じつたい いしき ちようさ
本日お送りしました「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」は、
かわさきし かわさきし こ けんり いんかい* こ かん し しさく はんえい
「川崎市」と「川崎市子どもの権利委員会*」が子どもに関する市の施策に反映
き そしりよう つく おこな
する基礎資料を作るために行っているものです。

こんかいちようさ ねが こん びゅうた ぶさく い ちゅうしゅつ
今回調査をお願いしたのは、コンピュータにより無作為に抽出した
(らんダムにえらんだ)、ほんし す さい さい こ
(ランダムに選んだ)、本市にお住まいの11歳から17歳までの子ども
にん さいいじょう にん かたがた こ さま かた おく
2,100人と18歳以上の900人の方々です。お子様のいない方へもお送りし
ておりますが、し ぜんたい いしき ちようさ こりかい
市全体での意識を調査するものですので、御理解ください。

ちようさ けっか ほうこくしょ よてい なまえ か だ
また、調査結果は報告書にまとめる予定ですが、お名前を書かないでお出し
いただき、ごめいわく じゅうぶん き
いただき、御迷惑をおかけすることのないよう、十分気をつけております。

てすう ちようさ ごきょうりよく ねが
お手数をおかけいたしますが、この調査に御協力いただきますようお願い
もう あ
申し上げます。

へいせい ねん がつ
2014 (平成26) 年3月

かわさきし しみん きょく じんけん だんじょきょうどうさんかくしつ
川崎市 市民・こども局 人権・男女共同参画室
かわさきし こ けんり いんかい
川崎市子どもの権利委員会

かわさきし こ けんり いんかい
*川崎市子どもの権利委員会

かわさきし こ けんり かん じょうれい せっち こ かん し しさく こ
「川崎市子どもの権利に関する条例」により設置され、子どもに関する市の施策について子どもの
けんりほしょう じょうきよう けんしょう
権利保障の状況を検証しています。

かわさき し こ けん り かん じったい い しきちょう さ 川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査

おとな（18歳以上）用

～ アンケートにご協力をお願い ～

- お送りしたあて名のご本人が教えてください。
- 質問に対して、あてはまるものに○（まる）をつけてください。
- 18歳未満の子どもとお住まいの方は、その子どものことについて教えてください。子どもとお住まいでない方は、身近な子ども（近所や親戚の子どもなど）または子ども一般のことについて教えてください。
- 答えられる範囲でかまいません。
- 鉛筆かボールペンで書いてください。
- 答え終わりましたら、いっしょにお送りした返信用封筒に入れて、送り返してください。
（返信用封筒には切手をはる必要はありません）
- 2014年3月16日までにポストに入れてください。

※ このアンケートは、川崎市にお住まいの方の中から、コンピュータで3,000人を選んでお送りしています。

※ 川崎市子どもの権利に関する条例では、「子ども」を18歳未満としています。

※ あなたの答えた内容が、他の人に知られることはありません。

※ 外国人市民や障がいのある方などにも読みやすいように、ふりがなを振っています。



11月20日はかわさき子どもの権利の日

【お問合せ先】

かわさき し しみん きょく
川崎市 市民・子ども局

じんけん だんじょきょうどうさんかくしつ こ けん り たんとく
人権・男女共同参画室 子どもの権利担当

でんわ 044-200-2344 ふあつくす Fax 044-200-3914

「^{じしん}あなた自身のこと」についておききします。（この^{かいとう}回答で^か書いた^{ひと}人がわかることはありません。）

F-1 ^{ねんれい}あなたの年齢をおしえてください。（2014（平成^{へいせい}26）年2月1日での^{ねんれい}年齢を書いてください。）

- | | | | |
|-------------------------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|
| 1 10 ^{さいだい} 歳代 | 3 30 ^{さいだい} 歳代 | 5 50 ^{さいだい} 歳代 | 7 70 ^{さいだい} 歳代 |
| 2 20 ^{さいだい} 歳代 | 4 40 ^{さいだい} 歳代 | 6 60 ^{さいだい} 歳代 | 8 80 ^{さいいじょう} 歳以上 |

F-2 ^{せいべつ}あなたの性別をおしえてください。（^{こた}答えたくない場合は、^{ばあい}記入しなくてもかまいません。）

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1 ^{おとこ} 男 | 2 ^{おんな} 女 |
|--------------------|--------------------|

F-3 あなたには^こお子さんはいらっしゃいますか。（^{ひと}1つに^{ふくすう}○、^{ばあい}複数の場合は^{まっし}末子）

- | | |
|--|---|
| 1 0～2 ^{さい} 歳 ^こ の子どもがいる | 5 ^{ちゅうがくせい} 中学生がいる |
| 2 3～5 ^{さい} 歳 ^こ の子どもがいる | 6 18 ^{さい} 歳 ^{さいみまん} 未満 ^{がつついちげんざい} （2月1日現在）の ^{こうこうせい} 高校生 ^{せいたい} 世代がいる |
| 3 ^{しょうがく} 小学 ^{ねんせい} 1～3年生 ^こ の子どもがいる | 7 18 ^{さい} 歳 ^{さいいじょう} 以上 ^{がつついちげんざい} （2月1日現在）の ^こ 子どもがいる |
| 4 ^{しょうがく} 小学 ^{ねんせい} 4～6年生 ^こ の子どもがいる | 8 ^こ 子どもはいない |

F-4 あなたの^す住んでいるところをおしえてください。

- | | | | | | | |
|------------------------|-----------------------|------------------------|-----------------------|------------------------|----------------------|-----------------------|
| 1 ^{かわさきく} 川崎区 | 2 ^{さいわいく} 幸区 | 3 ^{なかはらく} 中原区 | 4 ^{たかつく} 高津区 | 5 ^{みやまえく} 宮前区 | 6 ^{たまく} 多摩区 | 7 ^{あさおく} 麻生区 |
|------------------------|-----------------------|------------------------|-----------------------|------------------------|----------------------|-----------------------|

F-5 あなたは、^{いま}今の^すところに^す住んでどのくらいになりますか。

- | | | | |
|---------------------------|----------------------|-----------------------|---------------------------|
| 1 ^{ねんた} 1年経っていない | 2 ^{ねん} 1～5年 | 3 ^{ねん} 6～10年 | 4 ^{ねんいじょう} 11年以上 |
|---------------------------|----------------------|-----------------------|---------------------------|

I 2000（平成^{へいせい}12）年12月につくられた『^{かわさきこ}川崎市^{けんりじょうれい}子どもの権利条例』についておききします。

Q1-1 ^{かわさきこ}川崎市^{けんりじょうれい}子どもの権利条例^しを知っていますか。（^{ひと}あてはまるもの1つに○）

- | | | |
|----------------------|---|--|
| 1 ^し 知っている | 2 ^き 聞いたことがあるが ^{ないよう} 内容はよくわからない | 3 ^し 知らない |
| | | └─▶ ^{つぎ} 次のページ ^{ページ} Q2へ |

Q1-2 ^{かわさきこ}川崎市^{けんりじょうれい}子どもの権利条例^{ほうほう}を^みふだんどのよう^きな方法で見たり聞いたりしますか。
（^{ひと}あてはまるものすべてに○）

- | | | |
|---|--------------------------------|--|
| 1 ^{がっこう} 学校の ^{せんせい} 先生 ^{はなし} の話 | 4 ^{かわさきほーむ} 川崎市ホームページ | 7 ^{しんぶん} 新聞、 ^{てれび} テレビなど |
| 2 ^{しせつ} 施設の ^{せんせい} 先生 ^{はなし} の話 | 5 ^{ぼすたー} ポスター | 8 ^た その他 |
| 3 ^{がっこう} 学校で ^{はいふ} 配布された ^{ぱんぷれっと} パンフレット | 6 ^{ちらし} ちらし | （ ^{ぐたいてき} 具体的に： ） |

Q1-3 かわさき子どもの権利じょうれいリーフレットを知っていますか。



- 1 し知っている 2 し知らない

Q2 次の川崎市のしくみで知っているものは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 かわさき子どもの権利の日 3 川崎市人権オンブズパーソン 5 子どもの権利に関する行動計画
2 川崎市子ども会議 4 川崎市子どもの権利委員会 6 一つも知らない

Ⅱ 『あなたや子どもの生活』についておききます。(あてはまるもの1つに○)

Q3 あなたは、子どもが保育園・幼稚園・学校で先生からたたかれたり、なぐられたりしたことに最近気づいたり聞いたりしますか。

- 1 する 2 ときどきする 3 あまりしない 4 しない

Q4 あなたは、子どもが保育園・幼稚園・学校で先生から心を傷つけられる言葉をいわれたことに最近気づいたり聞いたりしますか。

- 1 する 2 ときどきする 3 あまりしない 4 しない

Q5 あなたは、子どもが保育園・幼稚園・学校で先生から性的にいやなことをされたり、させられたりしたことに最近気づいたり聞いたりしますか。

- 1 する 2 ときどきする 3 あまりしない 4 しない

Q6 あなたは、最近、子どものいじめに気づいたことがありますか。

- 1 ある 2 ときどきある 3 あまりない 4 ない

Q7 あなたは、子どもには、安心して自分の気持ちや悩みを話せるおとなが、少なくとも一人はいると思いますか。

- 1 いる 2 いない

Q8 あなたは、子どもをたたいたりなぐったりすることがありますか。

- 1 ある 2 ときどきある 3 あまりない 4 ない

Q9 あなたは、子どもの^こ心^{こころ}を傷^{きず}つける言葉^{ことば}を言ったことがありますか。

- 1 ある 2 ときどきある 3 あまりない 4 ない

Q10 あなたは、子どもの^こ世話^{せわ}をしなかったり無視^{むし}したりすることがありますか。

- 1 ある 2 ときどきある 3 あまりない 4 ない

Q11 あなたには、安心^{あんしん}して自分の気持ちや悩み^{なや}を話^{はな}せる人が少なくとも一人^{ひとり}はいますか。

- 1 いる 2 いない

Q12 あなたは、子どもの頃^{こころ}、おとな（親・保護者^{おや ほごしや}、先生^{せんせい}など）からたたかれたりなぐられたりしたことがありますか。

- 1 あった 2 ときどきあった 3 あまりなかった 4 なかった

Q13 あなたは、子どもの頃^{こころ}、おとな（親・保護者^{おや ほごしや}、先生^{せんせい}など）から心^{こころ}を傷^{きず}つけられる言葉^{ことば}をいわれたことがありますか。

- 1 あった 2 ときどきあった 3 あまりなかった 4 なかった

Q14 あなたは、子どもの頃^{こころ}、おとな（親・保護者^{おや ほごしや}、先生^{せんせい}など）に世話^{せわ}をしてもらえなかったり無視^{むし}されたりしたことがありますか。

- 1 あった 2 ときどきあった 3 あまりなかった 4 なかった

Q15 あなたは次^{つぎ}の中^{なか}で疲^{つか}れること、不安^{ふあん}に思^{おも}うことがありますか。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|---|--|
| 1 家事 ^{かじ} | 15 いわゆる「舅・姑」 ^{しゅうと しゅうとめ} 「婿・嫁」 ^{むこ よめ} との関係 ^{かんけい} |
| 2 お金 ^{かね} のこと | 16 自分 ^{じぶん} （配偶者 ^{はいぐうしや} ）の仕事 ^{しごと} |
| 3 自分 ^{じぶん} の身体 ^{からだ} のこと | 17 子どもとのコミュニケーション ^{こみゆにけーしょん} |
| 4 自分 ^{じぶん} の将来 ^{しょうらい} | 18 子ども ^こ のしつけ |
| 5 いじめ・嫌 ^{いや} がらせ・シカト ^{しかと} | 19 子ども ^こ の進路 ^{しんろ} ・将来 ^{しょうらい} |
| 6 就 ^{しゅう} 職 ^{しょく} | 20 子ども ^こ の友人 ^{ゆうじん} 関係 ^{かんけい} |
| 7 介 ^{かい} 護 ^ご | 21 子ども ^こ のいじめ |
| 8 近 ^{きん} 所 ^{じょ} づきあい | 22 子ども ^こ の不登校 ^{ふとうこう} ・ひきこもり・中退 ^{ちゅうたい} |
| 9 町内会 ^{ちやうないかい} の活動 ^{かつどう} | 23 子ども ^こ の非行 ^{ひこう} ・暴力 ^{ぼうりょく} |
| 10 自分 ^{じぶん} の親 ^{おや} との関係 ^{かんけい} | 24 同居家族 ^{どうきよかぞく} （子ども以外 ^{こい} ）からの暴力 ^{いがい ぼうりょく} |
| 11 友人 ^{ゆうじん} 関係 ^{かんけい} | 25 その他 ^た |
| 12 職場 ^{しょくば} の人間 ^{にんげん} 関係 ^{かんけい} | 具体的に：
（ ^{ぐたいてき} ） |
| 13 配偶者 ^{はいぐうしや} やパートナー ^{ぱーとなー} （彼氏 ^{かれし} ・彼女 ^{かのじょ} ）との関係 ^{かんけい} | 26 疲 ^{つか} れること、不安 ^{ふあん} に思 ^{おも} うことはない |
| 14 Facebook, Twitter, LINE, mixiなどSNS上 ^{えすえぬえすじやう} の人間 ^{にんげん} 関係 ^{かんけい} | |

Ⅲ 『相談するところ』についておききます。

Q16 川崎市には次のような子どもの相談を受けてくれるところがありますが、知っているものは何ですか。(知っているものすべてに○)

1 保健福祉センター	8 教育委員会の教育相談室	15 川崎いのちの電話
2 児童相談所	9 電話相談ホットライン(体罰など)	16 かわさきチャイルドライン
3 児童・青少年電話相談	10 インターネット問題相談窓口	17 子どもの人権110番
4 児童虐待防止センター	11 やまびこ相談	18 横浜地方法務局相談窓口
5 民生委員・主任児童委員	12 かわさき若者	19 横浜弁護士会子どもの人権相談
6 スクールカウンセラー・心のかけはし相談員	13 人権オンブズパーソン	20 知っているものはない
7 総合教育センター	14 いじめ相談ダイヤル	

Q17 あなたは、困ったり悩んだりしたとき、どこに?だれに? 相談しますか。

(あてはまるものすべてに○)

【どこに】

1 保健福祉センター	9 やまびこ相談	16 横浜地方法務局相談窓口
2 児童相談所	10 かわさき若者	17 横浜弁護士会子どもの人権相談
3 児童・青少年電話相談	サポートステーション	18 インターネット掲示板
4 児童虐待防止センター	11 人権オンブズパーソン	19 その他
5 総合教育センター	12 いじめ相談ダイヤル	具体的に
6 教育委員会の教育相談室	13 川崎いのちの電話	
7 電話相談ホットライン(体罰など)	14 かわさきチャイルドライン	
8 インターネット問題相談窓口	15 子どもの人権110番	20 どこにも相談しない

【だれに】

1 自分の親、義理の親	10 担任の先生
2 兄弟姉妹	11 クラブ・部活動の先生
3 配偶者やパートナー	12 校長先生、教頭先生
4 友だち	13 ゆうゆう広場・相談学級の先生
5 職場の人	14 スクールカウンセラー・心のかけはし相談員
6 近所の人	15 Facebook, Twitter, LINE, mixiなどSNS上の友達
7 保健師	16 その他(具体的に)
8 医師	17 だれにも相談しない
9 民生委員・主任児童委員	

Ⅳ 『あなたの^{まわ}りのこと』についておききます。(あてはまるもの^{ひと}1つに○)

Q18 あなたは、^{ほいくえん}保育園・^{ようちえん}幼稚園・^{がっこう}学校の^{ぎょうじ}行事や^{がっこう}学校での^{はな}話し合い(たとえば、^{びーていーえー}P T Aなど)に^{さんか}参加していますか。

- | | |
|-----------------------------|---|
| 1 ^{さんか} 参加している | 4 ^{さんか} 参加していない |
| 2 ^{さんか} ときどき参加している | 5 ^{ほいくえん} 保育園・ ^{ようちえん} 幼稚園・ ^{がっこう} 学校に通っている ^こ 子どもはいない |
| 3 ^{さんか} あまり参加していない | |

Q19 あなたの^{しよくば}職場やあなたのお子さんが通っている^{ほいくえん}保育園・^{ようちえん}幼稚園・^{がっこう}学校など、あなたの^{しゅうへん}周辺にあなたの^{はなし}話を^き聞いてくれる人^{ひと}がいますか。

- | | |
|------|-------|
| 1 いる | 2 いない |
|------|-------|

Q20 あなたは、^{なん}何でも^{はな}話せる^{ともだち}友達がいますか。

- | | |
|------|-------|
| 1 いる | 2 いない |
|------|-------|

Q21 あなたは、^{ちいき}地域の^{ぎょうじ}行事や^{はな}話し合い(たとえば、^{ちょうないかい}町内会・^{じちかい}自治会など)に^{さんか}参加していますか。

- | | | | |
|-------------------------|-----------------------------|-----------------------------|--------------------------|
| 1 ^{さんか} 参加している | 2 ^{さんか} ときどき参加している | 3 ^{さんか} あまり参加していない | 4 ^{さんか} 参加していない |
|-------------------------|-----------------------------|-----------------------------|--------------------------|

Q22 あなたは、^{ちいき}地域の^{ぎょうじ}行事などを^き決めるとき、^こ子どもの^{いけん}意見を^き聞いていますか。

- | | | | |
|----------------------|--------------------------|--------------------------|----------------------|
| 1 ^き 聞いている | 2 ^き ときどき聞いている | 3 ^き あまり聞いていない | 4 ^き 聞いてない |
|----------------------|--------------------------|--------------------------|----------------------|

Q23 あなたは、^{ちいき}地域に、^こ子どもが^{いっしょ}一緒に^{あそ}遊んだり^{はな}話したりする^{とも}友だちがいますか。

- | | |
|--------------------|----------------------|
| 1 ^{おも} 思う | 2 ^{おも} 思わない |
|--------------------|----------------------|

Q24 あなたは、^こ子どものことが^{おも}わかっていると思いますか。

- | | | | |
|----------|--------------|-------------|----------|
| 1 わかっている | 2 だいたいわかっている | 3 あまりわかっている | 4 わかっている |
|----------|--------------|-------------|----------|

Q25 あなたは、^{ちいき}地域に、^こ子どもが^{あそ}遊んだり^{すぽーつ}スポーツを^{じぶん}したり自分が^す好きなことを^{ばしょ}する場所があると^{おも}思いますか。

- | | |
|--------------------|----------------------|
| 1 ^{おも} 思う | 2 ^{おも} 思わない |
|--------------------|----------------------|

Q26 あなたは、^{いえ}家の中で^{なか}何かを^{なに}決めるとき、^こ子どもの^{いけん}意見を^き聞いていますか。

- | | | |
|--------------------------|--------------------------|------------------------|
| 1 ^き 聞いている | 3 ^き あまり聞いていない | 5 ^こ 子どもはいない |
| 2 ^き ときどき聞いている | 4 ^き 聞いてない | |

Q27 あなたは、^{ふだんいえ}普段家で^こ子どもの^{はなし}話を^き聞きますか。

- | | | |
|------------------------|-------------------------|------------------------|
| 1 ^き 聞く | 3 あまり ^き 聞かない | 5 ^こ 子どもはいない |
| 2 ときどき ^き 聞く | 4 ^き 聞かない | |

Q28 あなたは、^こ子どもには、^{あそ}遊んだり^{やす}休んだり^{じぶん}自分の好きなことをする^{じかん}時間が^{じゅうぶん}十分あると思いま
^{おも}すか。

- | | | | |
|---------|-------------|------------|---------|
| 1 あると思う | 2 ときどきあると思う | 3 あまりないと思う | 4 ないと思う |
|---------|-------------|------------|---------|

Q29 あなたは、^{いえ}家で^{じゆう}自由な^{じかん}時間がありますか。

- | | |
|------|------|
| 1 ある | 2 ない |
|------|------|

Q30 ^こ子どもにとって^{ほつ}ホッとできる^{ばしょ}場所はどこだと思えますか。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|--|--|
| 1 ^{じぶん} 自分の ^{へや} 部屋 | 11 ^{じゅく} 塾 |
| 2 ^{りびんぐ} リビング・ ^{いま} 居間 | 12 ^{なら} 習いごとの ^{きょうしつ} 教室・ ^{すぽーつくらぶ} スポーツクラブ |
| 3 ^{ふうろ} 風呂 | 13 ^{ちいき} 地域の ^{としょかん} 図書館・ ^{しみんかん} 市民館 |
| 4 ^{とイレ} トイレ | 14 ^{ぶんか} こども文化 ^{せんたー} センター・ ^{わくわく} わくわく ^{ぷらざ} プラザ |
| 5 ^{そふぼ} 祖父母の ^{いえ} 家 | 15 ^こ 子ども ^{ゆめぱーく} 夢パーク・ ^{こうえん} 公園 |
| 6 ^{とも} 友だちの ^{いえ} 家 | 16 ^{ある} アルバイト ^い 先・ ^{しごとば} 仕事場 |
| 7 ^{がくどうほいく} 学童保育の ^{ばしょ} 場所 | 17 ^{げーむせんたー} ゲームセンター・ ^{からおけ} カラオケ ^{ボックス} ボックス・ ^{ねっと} ネット ^{カフェ} カフェ・ ^{まんが} マンガ ^{きっさ} 喫茶・ |
| 8 ^{くらぶ} クラブ ^{かつどう} 活動の ^{ばしょ} 場所 | ^{ふあすどふーどてん} ファストフード店・ ^{ふあみれす} ファミレス・ ^{コンビ} コンビニ |
| 9 ^{がっこうとしょかん} 学校図書館 | 18 その他（ ^た 具体的に： ^{ぐだいてき} ） |
| 10 ^{きょうしつ} 教室 | 19 ^{とく} 特にない |

Q31 ^{にちじょうせいかつ}日常生活で、^{ぶんか}文化・^{こくせきなど}国籍等の^{しょう}障がいのあるなしにかかわらず、^こ子どもは^{たいせつ}大切にされ
^{おも}ていると思えますか。

- | | | | |
|----------------------|---------------------------|----------------------------|------------------------|
| 1 ^{おも} そう思う | 2 ときどき ^{おも} そう思う | 3 あまり ^{おも} そう思わない | 4 ^{おも} そう思わない |
|----------------------|---------------------------|----------------------------|------------------------|

V 『^{おも}あなたの思い』についておききします。（あてはまるもの1つに○）

Q32 あなたは、^こ子どもは^{まいにち}毎日が^{たの}楽しいと^{かん}感じていると思えますか。

- | | | | |
|----------------------|--------------------------|----------------------------|------------------------|
| 1 ^{おも} そう思う | 2 ^{おも} だいたいそう思う | 3 あまり ^{おも} そう思わない | 4 ^{おも} そう思わない |
|----------------------|--------------------------|----------------------------|------------------------|

Q33 あなたは、自分が好きですか。

- 1 好き 2 だいたい好き 3 あまり好きではない 4 好きではない

Q34 あなたは、周りの人から大切にされていると感じますか。

- 1 感じる 2 ときどき感じる 3 あまり感じない 4 感じない

Q35 あなたは、毎日が楽しいですか。

- 1 楽しい 2 だいたい楽しい 3 あまり楽しくない 4 楽しくない

Q36 次の子どもの権利のなかで、子どもにとって最も大切だと思うものは何ですか。

(あてはまるもの2つに○)

- | | |
|---------------------|----------------------------------|
| 1 安心して生きる権利 | いのちが大切にされ、いじめられたりしないで、安心して生活できる |
| 2 ありのままの自分である権利 | ほかの人との違いや個性が大切にされ、秘密が守られる |
| 3 自分を守り、守られる権利 | 心や体を傷つけられないように逃げ、助けってもらうために相談できる |
| 4 自分を豊かにし、力づけられる権利 | 遊んだり学んだり活動したりすることができる |
| 5 自分で決める権利 | 自分のことを自分で決めたり、決めるときにおとなに助けってもらえる |
| 6 参加する権利 | 自分の意見を言ったり、社会で活動したりできる |
| 7 個別の必要に応じて支援を受ける権利 | 国の違いや障がいなどで差別されず支えられる |

さいごに

子どもが安心して、自分らしく生き、社会に参加しながら成長していけるには、どんなことが大切だと思いますか。何でも自由に書いて下さい。

◆ ご協力ありがとうございました ◆

2014 (平成26) 年3月

アンケートに協力していただく皆様へ

川崎市市民・こども局人権・男女共同参画室
川崎市子どもの権利委員会

川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査について (依頼)

日頃から、子どもの権利施策の推進に御協力いただきありがとうございます。

本日お送りいたしました「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」は、川崎市と市の附属機関である川崎市子どもの権利委員会が、市の子ども施策の充実を図り、子どもの権利保障を推進する際の基礎資料を得るために実施するものです。

調査は、市内在住の外国人を含む子ども 2,100 人、おとな 900 人の他、子どもに関わる学校・施設の職員 500 人に各職場を通してお願いしています。

回答は同封の返信用封筒で御返送ください。(調査結果は報告書にまとめて公表する予定ですが、無記名・個別回収により、個人や施設が特定されることがないように、取扱には十分配慮いたします。)

年度末のお忙しい時期にお手数をおかけいたしますが、御協力いただきますようお願い申し上げます。

川崎市市民・こども局人権・男女共同参画室

*子どもの権利委員会

「川崎市子どもの権利に関する条例」により設置され、子どもに関する市の施策における子どもの権利保障の状況を検証しています。

川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査

職員用

～ アンケートにご協力をお願い ～

- 質問に対して、あてはまるものに○（まる）をつけてください。
- お答えいただける範囲でかまいません。
- 鉛筆かボールペンで書いてください。
- 回答が終わりましたら、一緒にお送りした返信用封筒に入れて、ご返送ください。
(返信用封筒には切手を貼る必要はありません)
- **2014年3月16日まで**にポストに投函してください。

※ このアンケートは、川崎市内の学校や子どもに関する施設を通して、子どもに関わっている職員の皆さまにお送りしています。

※ あなた個人の回答内容が職場や外部にもれることはありません。



11月20日はかわさき子どもの権利の日

【お問合せ先】

川崎市 市民・こども局

人権・男女共同参画室 子どもの権利担当

電話 044-200-2344 Fax 044-200-3914

E-mail : 25zinken@city.kawasaki.jp

「あなた自身のこと」についてお聞きします。

F-1 あなたの所属をおしえてください。

- | | |
|--------|--------|
| 1 学校関係 | 2 施設関係 |
|--------|--------|

F-2 あなたの勤続年数をおしえてください。(2014年2月1日での勤続年数を書いてください)

- | | | |
|------------|--------------|--------------|
| 1 1年未満 | 3 5年以上10年未満 | 5 20年以上30年未満 |
| 2 1年以上5年未満 | 4 10年以上20年未満 | 6 30年以上 |

I 2000(平成12)年12月につくられた『**川崎市子どもの権利条例**』についてお聞きします。

Q1 川崎市子どもの権利条例を知っていますか。(あてはまるもの1つに○)

- | | | |
|---------|-----------------------|--------------|
| 1 知っている | 2 聞いたことがあるが内容はよくわからない | 3 知らない ⇒ Q3へ |
|---------|-----------------------|--------------|

Q2 川崎市子どもの権利条例をふだんどのような方法で見たり聞いたりしますか。

(あてはまるものすべてに○)

- | | | |
|-------------------|-------------|------------|
| 1 職場での話 | 4 川崎市ホームページ | 7 新聞、テレビなど |
| 2 職場以外の講座や学習会、研修会 | 5 ポスター | 8 その他 |
| 3 パンフレット | 6 ちらし | (具体的に:) |

Q3 川崎市のしくみで知っているものは何ですか。(知っているものすべてに○)

- | | | |
|----------------|-----------------|------------------|
| 1 かわさき子どもの権利の日 | 3 川崎市人権オンブズパーソン | 5 子どもの権利に関する行動計画 |
| 2 川崎市子ども会議 | 4 川崎市子どもの権利委員会 | 6 一つも知らない |

II 『あなたやあなたの職場の子どもの生活』についてお聞きします。(あてはまるもの1つに○)

Q4 あなたは、子どもが、おとな(親、保護者、先生など)から、たたかれたりなぐられたりしたことに最近気づいたり聞いたりしますか。

- | | | | |
|------|----------|----------|-------|
| 1 する | 2 ときどきする | 3 あまりしない | 4 しない |
|------|----------|----------|-------|

Q5 あなたは、子どもが、おとな(親、保護者、先生など)から、心を傷つけられる言葉をいわれたことに最近気づいたり聞いたりしますか。

- | | | | |
|------|----------|----------|-------|
| 1 する | 2 ときどきする | 3 あまりしない | 4 しない |
|------|----------|----------|-------|

Q 6 あなたは、子どもが、おとな（親、保護者、先生など）から、性的にいやなことをされたりさせられたりしたことに最近気づいたり聞いたりしますか。

- | | | | |
|------|----------|----------|-------|
| 1 する | 2 ときどきする | 3 あまりしない | 4 しない |
|------|----------|----------|-------|

Q 7 あなたは、子どものいじめに最近気づいたことがありますか。

- | | | | |
|------|----------|---------|------|
| 1 ある | 2 ときどきある | 3 あまりない | 4 ない |
|------|----------|---------|------|

Q 8 あなたは、子どもには、安心して自分の気持ちや悩みを話せるおとなが少なくとも一人はいると思いますか。

- | | |
|------|--------|
| 1 思う | 2 思わない |
|------|--------|

Q 9 あなたは、職場で子どもをたたくことがありますか。

- | | | | |
|------|----------|---------|------|
| 1 ある | 2 ときどきある | 3 あまりない | 4 ない |
|------|----------|---------|------|

Q 10 あなたは、職場で子どもの心を傷つける言葉を使ったことがありますか。

- | | | | |
|------|----------|---------|------|
| 1 ある | 2 ときどきある | 3 あまりない | 4 ない |
|------|----------|---------|------|

Q 11 あなたには、安心して自分の気持ちや悩みを話せる人が少なくとも一人はいますか。

- | | |
|------|-------|
| 1 いる | 2 いない |
|------|-------|

Ⅲ 『相談するところ』についてお聞きします。

Q 12 川崎市には次のような相談を受けてくれるところがありますが、知っているものは何ですか。
(知っているものすべてに○)

- | | |
|------------------------|---------------------|
| 1 保健福祉センター | 11 やまびこ相談 |
| 2 児童相談所 | 12 かわさき若者サポートステーション |
| 3 児童・青少年電話相談 | 13 人権オンブズパーソン |
| 4 児童虐待防止センター | 14 いじめ相談ダイヤル |
| 5 民生委員・主任児童委員 | 15 川崎いのちの電話 |
| 6 スクールカウンセラー・心のかけはし相談員 | 16 かわさきチャイルドライン |
| 7 総合教育センター | 17 子どもの人権110番 |
| 8 教育委員会の教育相談室 | 18 横浜地方法務局相談窓口 |
| 9 電話相談ホットライン（体罰など） | 19 横浜弁護士会子どもの人権相談 |
| 10 インターネット問題相談窓口 | 20 知っているものはない |

Q13 あなたは、困ったり悩んだりしたとき、どこに？だれに？相談しますか。

(あてはまるものすべてに○)

【どこに】

- | | |
|---------------------|-------------------|
| 1 保健福祉センター | 12 いじめ相談ダイヤル |
| 2 児童相談所 | 13 川崎いのちの電話 |
| 3 児童・青少年電話相談 | 14 かわさきチャイルドライン |
| 4 児童虐待防止センター | 15 子どもの人権110番 |
| 5 総合教育センター | 16 横浜地方法務局相談窓口 |
| 6 教育委員会の教育相談室 | 17 横浜弁護士会子どもの人権相談 |
| 7 電話相談ホットライン（体罰など） | 18 インターネットの掲示板 |
| 8 インターネット問題相談窓口 | 19 その他 |
| 9 やまびこ相談 | (具体的に：) |
| 10 かわさき若者サポートステーション | 20 どこにも相談しない |
| 11 人権オンブズパーソン | |

【だれに】

- | | |
|---------------|--|
| 1 自分の親、義理の親 | 10 担任の先生 |
| 2 兄弟姉妹 | 11 クラブ・部活動の先生 |
| 3 配偶者やパートナー | 12 校長先生、教頭先生 |
| 4 友だち | 13 ゆうゆう広場・相談学級の先生 |
| 5 職場の人 | 14 スクールカウンセラー・心のかけはし相談員 |
| 6 近所の人 | 15 Facebook, Twitter, LINE, mixi など SNS 上の友達 |
| 7 保健師 | 16 その他（具体的に：) |
| 8 医師 | 17 だれにも相談しない |
| 9 民生委員・主任児童委員 | |

IV 『あなたの周りのこと』についておききます。(あてはまるもの1つに○)

Q14 子どもは、学校の休み時間や放課後、好きなように過ごしていると思いますか。

- | | | | |
|--------|------------|-------------|--------|
| 1 そう思う | 2 だいたいそう思う | 3 あまりそう思わない | 4 思わない |
|--------|------------|-------------|--------|

Q15 あなたには、何でも話せる友達がいますか。

- | | |
|------|-------|
| 1 いる | 2 いない |
|------|-------|

Q16 あなたは、職場のある地域の行事や話し合い（例えば、町会行事など）に参加していますか。

- | | | | |
|----------|--------------|--------------|-----------|
| 1 参加している | 2 ときどき参加している | 3 あまり参加していない | 4 参加していない |
|----------|--------------|--------------|-----------|

Q17 あなたは、職場で子どもに関わること（運営方針、授業・保育内容、行事等）を決めるとき、子どもの思いや考えを取り入れていますか。

- | | | | |
|-----------|---------------|---------------|------------|
| 1 取り入れている | 2 ときどき取り入れている | 3 あまり取り入れていない | 4 取り入れていない |
|-----------|---------------|---------------|------------|

Q18 あなたは、職場で子どもに関わること（運営方針、授業・保育内容、行事等）を決めるとき、自分の思いや考えを自由に言えますか。

- | | | | |
|-------|-----------|-----------|--------|
| 1 言える | 2 だいたい言える | 3 あまり言えない | 4 言えない |
|-------|-----------|-----------|--------|

Q19 あなたは、地域に、子どもと一緒に遊んだり話したりする友だちがいますか。

- | | |
|------|--------|
| 1 思う | 2 思わない |
|------|--------|

Q20 あなたの職場の子どもは、何でも話せる友だちがいますか。

- | | |
|------|--------|
| 1 思う | 2 思わない |
|------|--------|

Q21 あなたは、子どものことをよくわかっていると思いますか。

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1 わかっていると思う | 3 あまりわかっていると思う |
| 2 だいたいわかっていると思う | 4 わかっていると思う |

Q22 あなたは、地域に、子どもが遊んだりスポーツをしたり自分が好きなことをする場所があると思いますか。

- | | |
|------|--------|
| 1 思う | 2 思わない |
|------|--------|

Q23 あなたは、子どもの話をよく聞いていますか。

- | | | | |
|---------|-------------|-------------|----------|
| 1 聞いている | 2 ときどき聞いている | 3 あまり聞いていない | 4 聞いていない |
|---------|-------------|-------------|----------|

Q24 子どもには、遊んだり休んだり自分の好きなことをする時間が十分にあると思いますか。

- | | | | |
|---------|-------------|------------|---------|
| 1 あると思う | 2 だいたいあると思う | 3 あまりないと思う | 4 ないと思う |
|---------|-------------|------------|---------|

Q25 あなたの職場では、子どもが自分の権利を学ぶ機会がありますか。

- | | | | |
|------|----------|---------|------|
| 1 ある | 2 ときどきある | 3 あまりない | 4 ない |
|------|----------|---------|------|

Q26 あなたの職場では、文化・国籍等のちがい、障がいのあるなしにかかわらず、子どもは大切にされていると思いますか。

- | | |
|------|--------|
| 1 思う | 2 思わない |
|------|--------|

Q27 あなたは、子どもへの懲戒権限の範囲を認識していますか。

- | | |
|----------|-----------|
| 1 認識している | 2 認識していない |
|----------|-----------|

V 『あなたの思い』についておききします。 （あてはまるもの1つに○）

Q28 子どもは毎日が楽しいと感じていると思いますか。

- | | |
|------|--------|
| 1 思う | 2 思わない |
|------|--------|

Q29 あなたは、自分が好きですか。

- | | | | |
|------|----------|------------|---------|
| 1 好き | 2 だいたい好き | 3 あまり好きでない | 4 好きでない |
|------|----------|------------|---------|

Q30 あなたは、周りの人から大切にされていると感じますか。

- | | | | |
|-------|-----------|-----------|--------|
| 1 感じる | 2 だいたい感じる | 3 あまり感じない | 4 感じない |
|-------|-----------|-----------|--------|

Q31 あなたは、毎日が楽しいですか。

- | | | | |
|----------|-----------|------------|---------|
| 1 とても楽しい | 2 だいたい楽しい | 3 あまり楽しくない | 4 楽しくない |
|----------|-----------|------------|---------|

Q32 次の子どもの権利のなかで、子どもにとって最も大切だと思うものは何ですか。

（あてはまるもの2つに○）

- | | |
|---------------------|---------------------------------|
| 1 安心して生きる権利 | いのちが大切にされ、いじめられたりしないで、安心して生活できる |
| 2 ありのままの自分である権利 | 他の人との違いや個性が大切にされ、秘密が守られる |
| 3 自分を守り、守られる権利 | 心や体を傷つけられないように逃げ、助けてもらうために相談できる |
| 4 自分を豊かにし、力づけられる権利 | 遊んだり学んだり活動したりすることができる |
| 5 自分で決める権利 | 自分のことを自分で決めたり、決めるときにおとなに助けてもらえる |
| 6 参加する権利 | 自分の意見を言ったり、社会で活動したりできる |
| 7 個別の必要に応じて支援を受ける権利 | 国の違いや障がいなどで差別されず支えられる |

さいごに

子どもが安心して、自分らしく生き、社会に参加しながら成長していけるには、どんなことが大切だと思いますか。何でも自由に書いて下さい。

◆ ご協力ありがとうございました ◆

川崎市子どもの権利に関する条例

〔 2000 年(平成 12 年)12 月 21 日
川 崎 市 条 例 第 7 2 号 〕

最近改正 2005 年(平成 17 年)3 月 24 日

目 次

前文
第 1 章 総則（第 1 条～第 8 条）
第 2 章 人間としての大切な子どもの権利（第 9 条～第 16 条）
第 3 章 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障
第 1 節 家庭における子どもの権利の保障（第 17 条～第 20 条）
第 2 節 育ち・学ぶ施設における子どもの権利の保障（第 21 条～第 25 条）
第 3 節 地域における子どもの権利の保障（第 26 条～第 28 条）
第 4 章 子どもの参加（第 29 条～第 34 条）
第 5 章 相談及び救済（第 35 条）
第 6 章 子どもの権利に関する行動計画（第 36 条・第 37 条）
第 7 章 子どもの権利の保障状況の検証（第 38 条～第 40 条）
第 8 章 雑則（第 41 条）
附 則

前 文

子どもは、それぞれが一人の人間である。子どもは、かけがえのない価値と尊厳を持っており、個性や他の者との違いが認められ、自分が自分であることを大切にされたいと願っている。

子どもは、権利の全面的な主体である。子どもは、子どもの最善の利益の確保、差別の禁止、子どもの意見の尊重などの国際的な原則の下で、その権利を総合的に、かつ、現実には保障される。子どもにとって権利は、人間としての尊厳をもって、自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである。

子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる。子どもの権利について学習することや実際に行使することなどを通して、子どもは、権利の認識を深め、権利を実現する力、他の者の権利を尊重する力や責任などを身に付けることができる。また、自分の権利が尊重され、保障されるためには、同じように他の者の権利が尊重され、保障されなければならない、それぞれの権利が相互に尊重されることが不可欠である。

子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである。子どもは、現在の社会の一員として、また、未来の社会の担い手として、社会の在り方や形成にかかわる固有の役割があるとともに、そこに参加する権利がある。そのためにも社会は、子どもに開かれる。

子どもは、同時代を生きる地球市民として国内外の子どもと相互の理解と交流を深め、共生と平和を願い、自然を守り、都市のより良い環境を創造することに欠かせない役割を持っている。

市における子どもの権利を保障する取組は、市に生活するすべての人々の共生を進め、その権利の保障につながる。私たちは、子ども最優先などの国際的な原則も踏まえ、それぞれの子どもが一人の人間として生きていく上で必要な権利が保障されるよう努める。

私たちは、こうした考えの下、平成元年 1 月 20 日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、子どもの権利の保障を進めることを宣言し、この条例を制定する。

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの権利に係る市等の責務、人間としての大切な子どもの権利、家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障等について定めることにより、子どもの権利の保障を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 子ども 市民をはじめとする市に関係のある18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者
- （2） 育ち・学ぶ施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校、各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶために入所し、通所し、又は通学する施設
- （3） 親に代わる保護者 児童福祉法に規定する里親その他の親に代わり子どもを養育する者

（責務）

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその保障に努めるものとする。

- 2 市民は、子どもの権利の保障に努めるべき場において、その権利が保障されるよう市との協働に努めなければならない。
- 3 育ち・学ぶ施設の設置者、管理者及び職員（以下「施設関係者」という。）のうち、市以外の施設関係者は、市の施策に協力するよう努めるとともに、その育ち・学ぶ施設における子どもの権利が保障されるよう努めなければならない。
- 4 事業者は、雇用される市民が養育する子ども及び雇用される子どもの権利の保障について市の施策に協力するよう努めなければならない。

（国等への要請）

第4条 市は、子どもの権利が広く保障されるよう国、他の公共団体等に対し協力を要請し、市外においてもその権利が保障されるよう働きかけを行うものとする。

（かわさき子どもの権利の日）

第5条 市民の間に広く子どもの権利についての関心と理解を深めるため、かわさき子どもの権利の日を設ける。

- 2 かわさき子どもの権利の日は、11月20日とする。
- 3 市は、かわさき子どもの権利の日の趣旨にふさわしい事業を実施し、広く市民の参加を求めるものとする。

（広報）

第6条 市は、子どもの権利に対する市民の理解を深めるため、その広報に努めるものとする。

（学習等への支援等）

第7条 市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の中で、子どもの権利についての学習等が推進されるよう必要な条件の整備に努めるものとする。

- 2 市は、施設関係者及び医師、保健師等の子どもの権利の保障に職務上関係のある者に対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう研修の機会を提供するものとする。
- 3 市は、子どもによる子どもの権利についての自主的な学習等の取組に対し、必要な支援に努めるものとする。

（市民活動への支援）

第8条 市は、子どもの権利の保障に努める市民の活動に対し、その支援に努めるとともに、子どもの権利の保障に努める活動を行うものとの連携を図るものとする。

第2章 人間としての大切な子どもの権利

（子どもの大切な権利）

第9条 この章に規定する権利は、子どもにとって、人間として育ち、学び、生活をしていく上でとりわけ大切なものとして保障されなければならない。

（安心して生きる権利）

第10条 子どもは、安心して生きることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) 愛情と理解をもって^{はぐく}育まれること。
- (3) あらゆる形態の差別を受けないこと。
- (4) あらゆる形の暴力を受けず、又は放置されないこと。
- (5) 健康に配慮がなされ、適切な医療が提供され、及び成長にふさわしい生活ができること。
- (6) 平和と安全な環境の下で生活ができること。

（ありのままの自分でいる権利）

第11条 子どもは、ありのままの自分でいることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 個性や他の者との違いが認められ、人格が尊重されること。
- (2) 自分の考えや信仰を持つこと。
- (3) 秘密が侵されないこと。
- (4) 自分に関する情報が不当に収集され、又は利用されないこと。
- (5) 子どもであることをもって不当な取扱いを受けないこと。
- (6) 安心できる場所で自分を休ませ、及び余暇を持つこと。

（自分を守り、守られる権利）

第12条 子どもは、自分を守り、又は自分が守られることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) あらゆる権利の侵害から逃れられること。
- (2) 自分が育つことを妨げる状況から保護されること。
- (3) 状況に応じた適切な相談の機会が、相談にふさわしい雰囲気の中で確保されること。
- (4) 自分の将来に影響を及ぼすことについて他の者が決めるときに、自分の意見を述べるのにふさわしい雰囲気の中で表明し、その意見が尊重されること。
- (5) 自分を回復するに当たり、その回復に適切でふさわしい雰囲気の場合が与えられること。

（自分を豊かにし、力づけられる権利）

第13条 子どもは、その育ちに応じて自分を豊かにし、力づけられることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 遊ぶこと。
- (2) 学ぶこと。
- (3) 文化芸術活動に参加すること。
- (4) 役立つ情報を得ること。
- (5) 幸福を追求すること。

（自分で決める権利）

第14条 子どもは、自分に関することを自分で決めることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 自分に関することを年齢と成熟に応じて決めること。
- (2) 自分に関することを決めるときに、適切な支援及び助言が受けられること。
- (3) 自分に関することを決めるために必要な情報が得られること。

（参加する権利）

第15条 子どもは、参加することができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 自分を表現すること。
- (2) 自分の意見を表明し、その意見が尊重されること。
- (3) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- (4) 参加に際し、適切な支援が受けられること。

(個別の必要に応じて支援を受ける権利)

第16条 子どもは、その置かれた状況に応じ、子どもにとって必要な支援を受けることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 子ども又はその家族の国籍、民族、性別、言語、宗教、出身、財産、障害その他の置かれている状況を原因又は理由とした差別及び不利益を受けないこと。
- (2) 前号の置かれている状況の違いが認められ、尊重される中で共生できること。
- (3) 障害のある子どもが、尊厳を持ち、自立し、かつ、社会への積極的な参加が図られること。
- (4) 国籍、民族、言語等において少数の立場の子どもが、自分の文化等を享受し、学習し、又は表現することが尊重されること。
- (5) 子どもが置かれている状況に応じ、子どもに必要な情報の入手の方法、意見の表明の方法、参加の手法等に工夫及び配慮がなされること。

第3章 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障

第1節 家庭における子どもの権利の保障

(親等による子どもの権利の保障)

第17条 親又は親に代わる保護者（以下「親等」という。）は、その養育する子どもの権利の保障に努めるべき第一義的な責任者である。

- 2 親等は、その養育する子どもが権利を行使する際に子どもの最善の利益を確保するため、子どもの年齢と成熟に応じた支援に努めなければならない。
- 3 親等は、子どもの最善の利益と一致する限りにおいて、その養育する子どもに代わり、その権利を行使するよう努めなければならない。
- 4 親等は、育ち・学ぶ施設及び保健、医療、児童福祉等の関係機関からその子どもの養育に必要な説明を受けることができる。この場合において、子ども本人の情報を得ようとするときは、子どもの最善の利益を損なわない限りにおいて行うよう努めなければならない。

(養育の支援)

第18条 親等は、その子どもの養育に当たって市から支援を受けることができる。

- 2 市は、親等がその子どもの養育に困難な状況にある場合は、その状況について特に配慮した支援に努めるものとする。
- 3 事業者は、雇用される市民が安心してその子どもを養育できるよう配慮しなければならない。

(虐待及び体罰の禁止)

第19条 親等は、その養育する子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはならない。

(虐待からの救済及びその回復)

第20条 市は、虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済及びその回復に努めるものとする。

- 2 前項の救済及びその回復に当たっては、二次的被害が生じないようその子どもの心身の状況に特に配慮しなければならない。
- 3 市は、虐待の早期発見及び虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な救済及びその回復のため、関係団体等との連携を図り、その支援に努めるものとする。

第2節 育ち・学ぶ施設における子どもの権利の保障

(育ち・学ぶ環境の整備等)

第21条 育ち・学ぶ施設の設置者及び管理者（以下「施設設置管理者」という。）は、その子どもの権利の保障が図られるよう育ち・学ぶ施設において子どもが自ら育ち、学べる環境の整備に努めなければなら

い。

- 2 前項の環境の整備に当たっては、その子どもの親等その他地域の住民との連携を図るとともに、育ち・学ぶ施設の職員の主体的な取組を通して行われるよう努めなければならない。

（安全管理体制の整備等）

第22条 施設設置管理者は、育ち・学ぶ施設の活動における子どもの安全を確保するため、災害の発生の防止に努めるとともに、災害が発生した場合にあっても被害の拡大を防げるよう関係機関、親等その他地域の住民との連携を図り、安全管理の体制の整備及びその維持に努めなければならない。

- 2 施設設置管理者は、その子どもの自主的な活動が安全の下で保障されるようその施設及び設備の整備等に配慮しなければならない。

（虐待及び体罰の禁止等）

第23条 施設関係者は、その子どもに対し、虐待及び体罰を行ってはならない。

- 2 施設設置管理者は、その職員に対し、子どもに対する虐待及び体罰の防止に関する研修等の実施に努めなければならない。
- 3 施設設置管理者は、子どもに対する虐待及び体罰に関する相談をその子どもが安心して行うことができる育ち・学ぶ施設における仕組みを整えるよう努めなければならない。
- 4 施設関係者は、虐待及び体罰に関する子どもの相談を受けたときは、子どもの最善の利益を考慮し、その相談の解決に必要な者、関係機関等と連携し、子どもの救済及びその回復に努めなければならない。

（いじめの防止等）

第24条 施設関係者は、いじめの防止に努めなければならない。

- 2 施設関係者は、いじめの防止を図るため、その子どもに対し、子どもの権利が理解されるよう啓発に努めなければならない。
- 3 施設設置管理者は、その職員に対し、いじめの防止に関する研修等の実施に努めなければならない。
- 4 施設設置管理者は、いじめに関する相談をその子どもが安心して行うことができる育ち・学ぶ施設における仕組みを整えるよう努めなければならない。
- 5 施設関係者は、いじめに関する子どもの相談を受けたときは、子どもの最善の利益を考慮し、その相談の解決に必要な者、関係機関等と連携し、子どもの救済及びその回復に努めなければならない。この場合において、施設関係者は、いじめを行った子どもに対しても必要な配慮を行った上で適切な対応を行うよう努めなければならない。

（子ども本人に関する文書等）

第25条 育ち・学ぶ施設における子ども本人に関する文書は、適切に管理され、及び保管されなければならない。

- 2 前項の文書のうち子どもの利害に影響するものにあつては、その作成に当たり、子ども本人又はその親等の意見を求める等の公正な文書の作成に対する配慮がなされなければならない。
- 3 育ち・学ぶ施設においては、その目的の範囲を超えてその子ども本人に関する情報が収集され、又は保管されてはならない。
- 4 前項の情報は、育ち・学ぶ施設のその目的の範囲を超えて利用され、又は外部に提供されてはならない。
- 5 第1項の文書及び第3項の情報に関しては、子どもの最善の利益を損なわない限りにおいてその子ども本人に提示され、又は提供されるよう文書及び情報の管理等に関する事務が行われなければならない。
- 6 育ち・学ぶ施設において子どもに対する不利益な処分等が行われる場合には、その処分等を決める前に、その子ども本人から事情、意見等を聴く場を設ける等の配慮がなされなければならない。

第3節 地域における子どもの権利の保障

（子どもの育ちの場等としての地域）

第26条 地域は、子どもの育ちの場であり、家庭、育ち・学ぶ施設、文化、スポーツ施設等と一体となつてその人間関係を豊かなものとする場であることを考慮し、市は、地域において子どもの権利の保障が図られるよう子どもの活動が安全の下で行うことができる子育て及び教育環境の向上を目指したまちづくりに努めるものとする。

- 2 市は、地域において、子ども、その親等、施設関係者その他住民がそれぞれ主体となつて、地域における子育て及び教育環境に係る協議その他の活動を行う組織の整備並びにその活動に対し支援に努めるもの

とする。

（子どもの居場所）

第27条 子どもには、ありのままの自分であること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び、若しくは活動すること又は安心して人間関係をつくり合うことができる場所（以下「居場所」という。）が大切であることを考慮し、市は、居場所についての考え方の普及並びに居場所の確保及びその存続に努めるものとする。

2 市は、子どもに対する居場所の提供等の自主的な活動を行う市民及び関係団体との連携を図り、その支援に努めるものとする。

（地域における子どもの活動）

第28条 地域における子どもの活動が子どもにとって豊かな人間関係の中で育つために大切であることを考慮し、市は、地域における子どもの自治的な活動を奨励するとともにその支援に努めるものとする。

第4章 子どもの参加

（子どもの参加の促進）

第29条 市は、子どもが市政等について市民として意見を表明する機会、育ち・学ぶ施設その他活動の拠点となる場でその運営等について構成員として意見を表明する機会又は地域における文化・スポーツ活動に参加する機会を諸施策において保障することが大切であることを考慮して、子どもの参加を促進し、又はその方策の普及に努めるものとする。

（子ども会議）

第30条 市長は、市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議（以下「子ども会議」という。）を開催する。

2 子ども会議は、子どもの自主的及び自発的な取組により運営されるものとする。

3 子ども会議は、その主体である子どもが定める方法により、子どもの総意としての意見等をまとめ、市長に提出することができる。

4 市長その他の執行機関は、前項の規定により提出された意見等を尊重するものとする。

5 市長その他の執行機関は、子ども会議にあらゆる子どもの参加が促進され、その会議が円滑に運営されるよう必要な支援を行うものとする。

（参加活動の拠点づくり）

第31条 市は、子どもの自主的及び自発的な参加活動を支援するため、子どもが子どもだけで自由に安心して集うことができる拠点づくりに努めるものとする。

（自治的活動の奨励）

第32条 施設設置管理者は、その構成員としての子どもの自治的な活動を奨励し、支援するよう努めなければならない。

2 前項の自治的な活動による子どもの意見等については、育ち・学ぶ施設の運営について配慮されるよう努めなければならない。

（より開かれた育ち・学ぶ施設）

第33条 施設設置管理者は、子ども、その親等その他地域の住民にとってより開かれた育ち・学ぶ施設を目指すため、それらの者に育ち・学ぶ施設における運営等の説明等を行い、それらの者及び育ち・学ぶ施設の職員とともに育ち・学ぶ施設を支え合うため、定期的に話し合う場を設けるよう努めなければならない。

（市の施設の設置及び運営に関する子どもの意見）

第34条 市は、子どもの利用を目的とした市の施設の設置及び運営に関し、子どもの参加の方法等について配慮し、子どもの意見を聴くよう努めるものとする。

第5章 相談及び救済

（相談及び救済）

第35条 子どもは、川崎市人権オンブズパーソンに対し、権利の侵害について相談し、又は権利の侵害からの救済を求めることができる。

- 2 市は、川崎市人権オンブズパーソンによるもののほか、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済については、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めるものとする。

第6章 子どもの権利に関する行動計画

（行動計画）

第36条 市は、子どもに関する施策の推進に際し子どもの権利の保障が総合的かつ計画的に図られるための川崎市子どもの権利に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長その他の執行機関は、行動計画を策定するに当たっては、市民及び第38条に規定する川崎市子どもの権利委員会の意見を聴くものとする。

（子どもに関する施策の推進）

第37条 市の子どものに関する施策は、子どもの権利の保障に資するため、次に掲げる事項に配慮し、推進しなければならない。

- （1）子どもの最善の利益に基づくものであること。
- （2）教育、福祉、医療等との連携及び調整が図られた総合的かつ計画的なものであること。
- （3）親等、施設関係者その他市民との連携を通して一人一人の子どもの支援するものであること。

第7章 子どもの権利の保障状況の検証

（権利委員会）

第38条 子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、川崎市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）を置く。

- 2 権利委員会は、第36条第2項に定めるもののほか、市長その他の執行機関の諮問に応じて、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について調査審議する。
- 3 権利委員会は、委員10人以内で組織する。
- 4 委員は、人権、教育、福祉等の子どもの権利にかかわる分野において学識経験のある者及び市民のうちから、市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 第4項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、権利委員会に臨時委員を置くことができる。
- 8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 9 前各項に定めるもののほか、権利委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(検証)

第39条 権利委員会は、前条第2項の諮問があったときは、市長その他の執行機関に対し、その諮問に係る施策について評価等を行うべき事項について提示するものとする。

2 市長その他の執行機関は、前項の規定により権利委員会から提示のあった事項について評価等を行い、その結果を権利委員会に報告するものとする。

3 権利委員会は、前項の報告を受けたときは、市民の意見を求めるものとする。

4 権利委員会は、前項の規定により意見を求めるに当たっては、子どもの意見が得られるようその方法等に配慮しなければならない。

5 権利委員会は、第2項の報告及び第3項の意見を総合的に勘案して、子どもの権利の保障の状況について調査審議するものとする。

6 権利委員会は、前項の調査審議により得た検証の結果を市長その他の執行機関に答申するものとする。

(答申に対する措置等)

第40条 市長その他の執行機関は、権利委員会からの答申を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前条の規定による答申及び前項の規定により講じた措置について公表するものとする。

第8章 雑則

(委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長その他の執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(権利侵害からの救済等のための体制整備)

2 市は、子どもに対する権利侵害の事実が顕在化しにくく認識されにくいことと併せ、子どもの心身に将来にわたる深刻な影響を及ぼすことを考慮し、子どもが安心して相談し、救済を求めることができるようにするとともに、虐待等の予防、権利侵害からの救済及び回復等を図ることを目的とした新たな体制を早急に整備する。

附 則 (平成13年6月29日条例第15号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

(平成14年3月29日規則第33号で平成14年5月1日から施行)

附 則 (平成14年3月28日条例第7号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月24日条例第7号抄)

この条例は、公布の日から施行する。

第5期 川崎市子どもの権利委員会 委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
あおの しげる 青野 滋	市民委員	
あらかき きょうこ 新垣 京子	市民委員 (H25. 10. 1～H26. 3. 31)	
うちだ とうこ 内田 塔子	東洋大学准教授	実態・意識調査部会 (アンケート調査部会長)
おおさき かつゆき 大崎 克之	弁護士 (横浜弁護士会)	
さいとう かずえ 齋藤 和恵	市民委員 (H26. 10. 1～H28. 9. 30)	
ささき みつあき 佐々木 光明	神戸学院大学法学部教授	
しろと たかし 白戸 隆	川崎愛児園施設長	
のむら たけし 野村 武司	獨協大学法科大学院教授	◎委員長 実態・意識調査部会
ばく へすく 朴 海淑	元川崎市外国人市民代表者会議委員	
はやし だいすけ 林 大介	東洋大学助教	実態・意識調査部会 (ヒアリング調査部会長)
みつばし こ 三星 とく子	子育て・性的マイノリティ支援活動	○副委員長 実態・意識調査部会

任期：2013（平成25）年10月1日～2016（平成28）年9月30日

第5回
川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査
報 告 書

平成27（2015）年3月

発 行 川 崎 市
調査実施機関 川崎市／川崎市子どもの権利委員会

（連絡先）川崎市市民・こども局人権・男女共同参画室
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044-200-2344 FAX 044-200-3914